

平成 2 3 年第 1 回定例会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第 1 回定例会会議録目次

第 1 日目（平成 23 年 3 月 3 日）		頁
○開会宣告		4
○開議宣告		4
○日程第 1	会議録署名議員指名	4
○日程第 2	会期決定	4
○日程第 3	議長報告	4
○日程第 4	総務文教常任委員長の付託事件審査報告	4
○日程第 5	経済建設常任委員長の付託事件審査報告	8
○日程第 6	行政報告	1 2
○日程第 7	平成 23 年度予算大綱等説明	
	議案第 1 号 平成 23 年度滝川市一般会計予算	
	議案第 2 号 平成 23 年度滝川市国民健康保険特別会計予算	
	議案第 3 号 平成 23 年度滝川市公営住宅事業特別会計予算	
	議案第 4 号 平成 23 年度滝川市介護保険特別会計予算	
	議案第 5 号 平成 23 年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算	
	議案第 6 号 平成 23 年度滝川市下水道事業会計予算	
	議案第 7 号 平成 23 年度滝川市病院事業会計予算	
	議案第 12 号 滝川市総務部及び滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
	議案第 13 号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
	議案第 14 号 滝川市税条例の一部を改正する条例	
	議案第 15 号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例	
	議案第 16 号 滝川市立図書館条例の一部を改正する条例	
	議案第 17 号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
	議案第 18 号 滝川市勤労青少年ホーム条例を廃止する等の条例	
	議案第 20 号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
	議案第 21 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例	
	議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館華月館）	
	議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター	

分館本町体育館)

- 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について (保育所)
- 議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について (老人ホーム)
- 議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について (デイサービスセンター)
- 議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について (老人保健施設)
- 議案第 28 号 公の施設の指定管理者の指定について (三世代交流センター)
- 議案第 29 号 公の施設の指定管理者の指定について (身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設)
- 議案第 32 号 一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の受託について (浦臼町)
- 議案第 33 号 一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の受託について (新十津川町)
- 議案第 34 号 一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の受託について (雨竜町) _____ 14

○散会宣告_____ 45

第 2 日目 (平成 23 年 3 月 4 日)

- 開議宣告_____ 49
- 日程第 1 会議録署名議員指名_____ 49
- 日程第 2 報告第 1 号 専決処分について (損害賠償額の決定) _____ 49
- 日程第 3 議案第 8 号 平成 22 年度滝川市一般会計補正予算 (第 10 号) _____ 50
- 発言取り消しの申し出について_____ 73
- 日程第 3 議案第 8 号 平成 22 年度滝川市一般会計補正予算 (第 10 号) (続行) _____ 73
- 日程第 4 議案第 9 号 平成 22 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) _____ 75
- 日程第 5 議案第 10 号 平成 22 年度滝川市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) _____ 76
- 日程第 6 議案第 11 号 平成 22 年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) _____ 78
- 日程第 7 議案第 19 号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例_____ 79
- 日程第 8 議案第 30 号 公平委員会委員の選任について_____ 79
- 日程第 9 議案第 31 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について_____ 80
- 休会の件について_____ 81

○散会宣告	8 1
-------	-----

第8日目（平成23年3月10日）

○開議宣告	8 5
○日程第 1 会議録署名議員指名	8 5
○日程第 2 一般質問	8 5
1 2 番 三 上 裕 久 君	8 5
2 番 窪之内 美知代 君	9 1
1 1 番 堀 重 雄 君	1 0 3
1 番 渡 辺 精 郎 君	1 1 4
9 番 大 谷 久美子 君	1 2 2
1 0 番 荒 木 文 一 君	1 2 8
7 番 山 口 清 悦 君	1 3 6
○延会の件について	1 4 3
○延会宣告	1 4 4

第9日目（平成23年3月11日）

○開議宣告	1 4 9
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 4 9
○日程第 2 一般質問	1 4 9
4 番 清 水 雅 人 君	1 4 9
3 番 酒 井 隆 裕 君	1 6 4
5 番 関 藤 龍 也 君	1 7 4
○日程第 3 議案第35号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第11号）	1 8 5
○日程第 4 議案第36号 滝川市病院条例の一部を改正する条例	1 8 6
○日程第 5 議案第38号 予算審査特別委員会の設置について	
選任第 1 号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	1 9 1
○休会の件について	1 9 1
○散会宣告	1 9 1

第16日目（平成23年3月18日）

○開議宣告	1 9 5
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 9 5
○日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告	1 9 5
○日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告	1 9 6

○日程第 4	議案第 39 号	平成 22 年度滝川市一般会計補正予算（第 12 号）	197
○日程第 5	議案第 37 号	不動産の無償譲渡について	202
○日程第 6	報告第 2 号	監査報告について	
	報告第 3 号	例月現金出納検査報告について	203
○日程第 7	意見書案第 1 号	札幌地方裁判所滝川支部及び札幌家庭裁判所滝川支部に 裁判官を常駐させることを求める要望意見書	
	意見書案第 2 号	若者の雇用対策の更なる充実を求める要望意見書	
	意見書案第 3 号	住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実 を求める要望意見書	206
○日程第 8	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について		207
○市長あいさつ			208
○議長あいさつ			208
○閉会宣告			209

平成23年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

平成23年 3月 3日（木）

午前10時02分 開 会

午後 2時05分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 総務文教常任委員長の付託事件審査報告

日程第 5 経済建設常任委員長の付託事件審査報告

日程第 6 行政報告

日程第 7 平成23年度予算大綱等説明

議案第 1号 平成23年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成23年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成23年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 平成23年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 平成23年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 7号 平成23年度滝川市病院事業会計予算

議案第12号 滝川市総務部及び滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第13号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第14号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第15号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例

議案第16号 滝川市立図書館条例の一部を改正する条例

議案第17号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第18号 滝川市勤労青少年ホーム条例を廃止する等の条例

議案第20号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第21号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館華月館）

- 議案第 2 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター分館本町体育館）
- 議案第 2 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）
- 議案第 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）
- 議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）
- 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）
- 議案第 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）
- 議案第 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設）
- 議案第 3 2 号 一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の受託について（浦臼町）
- 議案第 3 3 号 一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の受託について（新十津川町）
- 議案第 3 4 号 一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の受託について（雨竜町）

○出席議員 （17名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	窪之内 美知代 君
3 番	酒 井 隆 裕 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	関 藤 龍 也 君	7 番	山 口 清 悦 君
8 番	中 田 翼 君	9 番	大 谷 久美子 君
10 番	荒 木 文 一 君	11 番	堀 重 雄 君
12 番	三 上 裕 久 君	13 番	堀 田 建 司 君
14 番	田 村 勇 君	15 番	山 腰 修 司 君
16 番	井 上 正 雄 君	17 番	水 口 典 一 君
18 番	山 木 昇 君		

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
会計管理者兼理事	飯 沼 清 孝 君	総 括 理 事	高 橋 賢 司 君
総 務 部 長	吉 井 裕 視 君	総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君
市民生活部長	西 村 孝 君	市民生活部次長	伊 藤 克 之 君
保健福祉部長	橘 弘 恭 君	保健福祉部次長	佐々木 哲 君

經 濟 部 長	若 山 重 樹 君
經 濟 部 参 事	佐々木 邦 義 君
建 設 部 技 監	三 谷 文 彰 君
教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君
総 務 課 長	田 中 嘉 樹 君

經 濟 部 参 事	多 田 幸 秀 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君
教 育 部 長	館 敏 弘 君
教育部指導参事	春 田 淳 一 君
病院事務部長	東 照 明 君
財 政 課 長	山 崎 猛 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	中 嶋 康 雄 君
書 記	寺 嶋 悟 君

次 長	田 湯 宏 昌 君
書 記	村 井 理 君

開会 午前10時02分

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成23年第1回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

遅刻の申し出は、清水議員です。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、大谷議員、荒木議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定をいたしました。

◎日程第3 議長報告

○議長 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 総務文教常任委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第4、総務文教常任委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 総務文教常任委員長より議長あて、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。山腰委員長。

○総務文教常任委員長 おはようございます。ただいま事務局において朗読された内容のとおりですが、審査の経過について若干補足説明をいたします。

今回委員会として結論を出しました請願第9号につきましては、2月2日付で本委員会に付託され、2月8日に開会いたしました本委員会において、請願者並びに紹介議員の出席を求め、本請願の趣旨の聴取並びに質疑を実施し、慎重に審査を行った結果、2月22日に開会いたしました本委員会において賛成された委員がおりませんでしたので、不採択とすべきものと決定いたしましたところであります。

以上、委員長の補足説明とさせていただきます。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表しまして、公益目的通報制度の改善を求める請願を可とする立場で、総務文教常任委員長報告を否とする立場で討論を行います。

まず、公正な行政実現に尽力されている請願者の皆さんに敬意を表します。私は、この請願については全面的に賛成でございます。請願は、これまでの経過から市の調査が不十分であることを指摘し、必要最小限を求めているものであります。

可とする理由の第1は、請願は通報後、調査結果通知までに原則として通報者から事情聴取することを求めています。これに対し、総務文教常任委員会での討論では、反対理由として事情聴取を義務づけると通報者がばれると述べました。法律で通報者保護を厳しく求めています。ばれるおそれがあるから直接会って聞かないのでは本末転倒であります。通報者は、職場人生をかけているのです。請願者は、通報しただけでは伝え切れなかった経験をもとに、原則事情聴取すべきと提案しているのです。また、事情聴取しようと審査会が判断すればできる制度であり、義務づける必要はないという理由もありました。請願は、原則として事情聴取を求めています。意見を言いたいという公益目的通報者の願いを果たせる制度にすべきではないでしょうか。明らかに要件を整えていないもの場合には事情聴取を行わないこともあり得るように、原則事情聴取をすべきと考えます。また、他自治体の事例を紹介すると、鎌倉市の条例で事情聴取を義務づけています。また、他制度では住民監査請求で意見を述べ、証拠書類を提出する場を設けなければ監査結果は出せないことになっており、請求者が意見を述べるのが保障されています。審査会は、市長が任命する機関で、予算もなく今回のように丸投げをする可能性がある機関です。公正さを担保するためにも原則事情聴取をすべきではありませんか。

第2は、審査会は独立した機関だから縛るべきではないという理由も実態とかけ離れています。縛るのはいけません。しかし、審査会は独立した機関どころか、市に調査を丸投げしました。その結果、粉飾決算にかかわった可能性のある職員が調査チームに入ったり、社長から聴取しないなど数多くの問題が発生しました。

第3は、反対理由として、捜査機関ではないので処分できないというのもございました。請願を

よく読んでいただきたいと思います。行為者についての処分等についても特別の事情がない限り通知すること、これを求めているのです。捜査や処分を求めているものではありません。あくまでも処分結果の通知を求めているのです。今回通報者には、既に公表された懲戒処分も通知されませんでした。処分がされても通知されるのは、行為の調査結果だけでは極めて不十分であります。

以上を申し上げ、請願第9号への賛成討論といたします。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 私は、新政会を代表いたしまして、請願第9号 公益目的通報制度の改善を求める請願に対し、委員長報告を可とし、請願に対し否とする立場で討論いたします。

まず、私はこの請願に対し、公益目的通報制度について、滝川市の制度内容を改めて確認いたしました。滝川市は、過去の反省に立ち、信頼回復プランの中でコンプライアンス、法令遵守を目的として条例が制定されたものと考えております。この公益目的通報制度では、通報の受け付け及び審査を行う者が第三者による審査会として設置されていることであり、職員はもちろん理事者の方々であっても法令違反を行った場合には揺るぎなく公正に審査ができるように市の事務局とも一定の距離を置く独立性の高い審査会で、公正な審査が担保されるような組織とされております。

私は今回、農業開発公社における事件について、この制度が非常に大きな役割を果たしたものと評価しております。今回の請願に対しては、この公益目的通報制度をよりよいものにするという目的で請願されたものと考えておりますが、例えば通報者からの事情聴取を行うこととした場合、本来一番保護しなければならない通報者の方がだれであるかが明らかになってしまうという場合が生じるのではないのでしょうか。また、審査会の機能については調査機関とは異なり、疑惑を解明し、事実であれば白日のもとにさらすということだと考えております。審査会の委員の皆様には大きな役割を果たしていただくわけで、処分の内容を決めるとか再調査を義務づけるといった過度のご負担は必要ないものと考えております。

さらに、この請願の1番目に記載されている通報文書の受け付け方法については、現状においても書面は必要ですが、直接持参すること、ファックス等なども可能と聞いております。また、通報者からの事情聴取をすることも必要と判断すればできることで、本件については審査会はその必要がないものと判断したと考えております。

以上のことから、我々新政会は公益目的通報制度については現時点においてしっかり機能しているものと考えており、独立性の高い審査会として今後も機能すべきと判断したところであります。よって、新政会といたしましては制度変更の必要はないものと判断し、本請願については否とすることとして討論させていただきます。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 市民クラブを代表し、請願第9号 公益目的通報制度の改善を求める請願の総務文教委員長の報告を可とし、請願を否とする立場で討論いたします。

このたび株式会社滝川農業開発公社の粉飾決算が公益目的通報制度により発覚し、公正審査会による調査が行われました。今回、公正な行政を求める滝川市民の会から4点について改善を求める

請願が出されておりますが、公正職務審査会はその通報が事実か否かを調査する機関であることから、以下の意見を述べます。

1、通報の受け付けについて、面談での対応も可能とするということについてですが、通報者は公正審査会に対し、文書の送付その他適切な方法によりその旨を通報することができる。したがって、持参して面談も可能であり、問題はないと考えます。

2つ目、通報後、調査結果通知までに原則として通報者から事情聴取をすることについては、今回の場合、通報者は事情聴取が行われると思っていたようであるが、審査の結果、事情聴取がなくても通報による事実が十分に確認されたことから、審査会が本人のヒアリングが不要と判断したもので、通報内容が理解できない場合は事情聴取もあり得る。したがって、必ずしも通報者からの事情聴取を必要としない場合もあるので、原則として通報者からの事情聴取をするということについては必要がないと思います。

3つ目、行為者についての処分などについての特別な事情がない限り通知することについては、公正審査会は条例に基づいて通報の内容を審査し、その結果を市長に報告するもので、行為者の処分についての権限や処分の可否、軽重を判断する機関ではない。したがって、通報者に対して審査会からの処分の通知をすることはないと。

4点目、結果の通知、意見書の提出について。本制度は、通報事案が事実か否か、事実であればこれを明らかにするもので、その後は法律に基づく別の機関が担うものである。今回の意見書の提出は、調査報告書の中身と同じであったことから、公正審査会として再調査の必要はないと判断し、意見書の回答を行っております。したがって、制度の見直しは必要がないと判断いたしました。

以上の点から、今回の請願に対しては否といたしますが、公益目的通報制度は初めての活用であり、今後条例の内容が文章だけでは十分に把握できなかつたり、ケースによって微妙な難しさも考えられることから、通報者の思いが十分に伝わるよう、その都度十分な検討と対応が必要であると考えます。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。私は、請願第9号 公益目的通報制度の改善を求める請願を否とする立場で、総務文教常任委員長の報告を可とする立場で討論を行います。

最初に、請願は必ず議会で審議に付されるものであり、重要な案件の一つと考えます。今回の請願は、請願者5人が捺印を行っているにもかかわらず、3人の氏名に誤りがありました。後で正誤表が配られましたが、ご本人の意思を本当に確認して請願者になったのか疑問が残りました。請願者と紹介議員に今後こうしたことがないよう注意を喚起します。

次に、請願で求めている改善点の1から4について述べます。第1は、公益目的通報の方法を規定している施行規則第7条第2項に文書の送付以外の受け付けが可能であることを定めてあるので、改善の必要はないと考えます。

改善点の第2ですが、請願者の言うように通報者の通報内容が正確なものかを判断し、調査する上で、審査会として通報者からの事情聴取を行うことが望ましいと私は思います。ただし、通報者

が実名の場合は可能ですが、匿名の場合は行うことができません。さらに、調査の方法については審査会が個々のケースにより判断する権限を持っていることから、通報者からの事情聴取を審査会に義務づけることはできないと考えます。

改善点の第3については、審査会は行為者の処分を決める権限や処分の可否や軽重を判断する機能もないことから、処分の通知を義務づける改善は無理と考えます。また、条例第15条の4項において審査会が市長に報告する際、原則として通報者の氏名や通報者が特定されるような事項の報告を禁じていることから、処分結果について市長として通報者への通知はできないこととなります。これは、通報者が不利益な取り扱いを受けることのないように配慮した規定であり、これを変更することは望ましくないと考えます。

改善点の第4についてですが、審査会は通報者からの何らかの意見が出された場合の対応を求めています。今回の意見書についても対応しなかったのではなく、その内容を吟味した上で再度調査の必要がないとの判断を出したということです。ただし、私は意見書の内容を知り得ないため、本当に再調査の必要がなかったのかは私としては判断できません。

以上の点から、請願については否との立場ですが、市として公益目的通報制度について今後において改善、検討が必要なことも考えられます。よりよい制度となるための研さんと市民周知の徹底に努めるよう要望し、討論とします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決をいたします。

請願第9号 公益目的通報制度の改善を求める請願書を原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長 起立少数であります。

よって、請願第9号は、不採択とすることに決しました。

◎日程第5 経済建設常任委員長の付託事件審査報告

○議 長 日程第5、経済建設常任委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 経済建設常任委員長より議長あて、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議 長 次に、委員長の補足説明を求めます。山木委員長。

○経済建設常任委員長 おはようございます。ただいま事務局において朗読されました内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

今回、委員会として結論を出しました請願第10号につきましては、2月2日付で本委員会に付

託され、２月７日に開会いたしました本委員会において、請願者並びに紹介議員の出席を求め、本請願の趣旨の聴取並びに質疑を実施し、慎重に審査を行った結果、２月２３日に開会いたしました本委員会において賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしましたところであります。

以上、委員長の補足説明といたします。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、請願第１０号（株）農業開発公社粉飾決算に関わる告発等を求める請願書を可とする立場で、また経済建設常任委員長の報告を否とする立場で討論を行います。

まず、公正な行政実現にご尽力いただいている請願者に敬意を表します。私は、本請願に全面的に賛成です。請願は、これまでの経過から市の調査が不十分であることを指摘し、必要最小限のことを求めているものです。

請願で言われている記１の会社法第９７６条第７号に基づく粉飾決算を理由とする過料の申し立てについても、また記の２で述べている地方自治法第２４３条の３第２項、財政状況の公表等、また第２２１条、長の調査権等に含まれる公文書に粉飾された決算書等が記載された可能性があるということに基づく刑法第１５６条の虚偽公文書作成についても市に検討を求めることであり、当然のことです。

私は、経済建設常任委員会で行われた反対討論の趣旨に対する反論をする形で討論を行います。まず、１点目です。反対討論の中では、過料について二重の処罰である。つまり憲法に規定する二重処罰に当たるというものでした。まるでこの法解釈が絶対であるかのような反対討論をされました。私は、この件について専門家のご意見を伺いました。まず、粉飾決算については公社の取締役、つまり私人に対する行政処分、そして既に行われた懲戒処分は公務員に対する行政処分、同じ行政処分ですが、違う人格に対するものであり、二重処罰に当たるかどうかは解釈は分かれるかもしれないというものでした。このように、専門家の意見が分かれる法解釈を議員や議会が意見を述べることはもちろんよいですが、結論を出す、それを理由に議決してしまうのではなく、市に対して検討を求めることが最善ではないかというふうに考えます。

また、２点目は、粉飾決算で過料に処する場合、市は被害者の立場が前提だが、株主としては被害者であるが、損失補償しているので、その点では被害者ではないという、こういう理由です。しかし、損失補償は常識的な経営を公社が行った場合が前提であり、今回のように粉飾決算等があり、非常識な経営が行われた場合、滝川市は損失補償においても被害者と言えます。これは総務省、平成２１年６月２３日の通知、第三セクター等の抜本的改革の推進等についても損失補償している場合は、損害が第三セクターで起きているときは取締役等に損害賠償請求等を検討するよう総

務省も通知をしていることから明らかではないでしょうか。

大きな2点目ですが、刑法第156条にかかわって、これは公文書ではない、私文書だから作成に当たって虚偽性はないというものです。これについても明確な法律判断をされた委員がいらっしゃいました。一体何に基づいて結論的な判断をされるのか、信じがたいものです。これについても専門家の意見を伺いました。議会に提出された報告書は、このように書かれております。地方自治法第243条の3第2項、農業開発公社の書類を作成したので報告する、このように記載されております。明確に書類を作成したと記載しているのです。職員が作成に関与したのは、私文書であって公文書ではないなどという根拠はまるでありません。さらに詳しく説明すると、この議会への報告の2ページ目以降は100パーセント公社の株主総会に出された議案と同じでした。市長は、第221条の長の調査権に基づきこの決算書を調査し、その結果、これが正しいという判断をしたからこそ第243条の3第2項に基づき書類を作成したと記載をしているのです。しかも、前々経済建設常任委員会で私は通告質疑を行い、公人、私人の2つの人格を持つ副参与がどのようにこの議会への報告書作成に関与したかも質疑をしております。決裁印を押していることが答弁で明確になりました。公文書かと質疑をしたら、公文書だという答弁でもありました。所管が公文書だと答弁しているのですから、公文書ではないという討論は事実に基づきません。また、決裁印を押したことがどのように刑法第156条に基づく刑罰の対象になり得るのかについて専門家は、これは間接正犯に当たると述べています。間接正犯というのは、他人の行為を利用して自己犯罪を実現する正犯のことです。つまり初めに起案した方がいますが、途中で元副参与が決裁印を押しています。この元副参与は、その決算書が粉飾決算であるということを公務員としても当然認知しているわけです。この方がこの決算書は粉飾されていないという判断で決裁印を押しました。その後に決裁する方々は、それを信用して決裁したわけです。自分が決裁印を押すことを利用して公文書を作成させる、これは間接正犯に当たる可能性があるのではないかと専門家は指摘をしています。

こういった可能性がある以上、市長部局でしっかりと検討され、その上で告発するに足る、あるいは申し出をするに足ると考えれば告発をし、そうでないのであれば市民と議会にその理由を説明すべきという内容の請願は全く道理に基づいたものであり、賛成できます。

以上、請願への賛成討論といたします。

○議長 山口議員。

○山口議員 それでは、新政会を代表して、請願第10号（株）農業開発公社粉飾決算に関わる告発等を求める請願書を不採択とする委員長報告に賛成、請願に反対の立場で討論いたします。

公正な行政を求める滝川市民の会から提出された同請願書については、経済建設常任委員会の場で趣旨説明、質疑並びに採択が行われたところですが、市役所内の調査チームにより事実関係の調査が実施され、粉飾決算が行われたことを確認し、詳しい内容の報告がされたところであります。その報告書をもとに本会議においても調査をし、関係した滝川市職員、農業開発公社職員に対して処分が行われ、市長、副市長においても減給したところがございます。

以上のように、株式会社農業開発公社粉飾決算につきましては新政会として十分調査をし、適正な結論を出したと考えております。ただ、調査段階で明らかになった今回の粉飾決算は市民の信頼

を裏切る行為であることから、今後このようなことがないように強く要望し、討論いたします。

（「言えないんじゃないの」と言う声あり）

○議長 長 私語はやめてください。

水口議員。

○水口議員 私は、市民クラブを代表いたしまして、請願第10号（株）農業開発公社粉飾決算に関わる告発等を求める請願書の委員長報告に可とし、請願に否とする立場で討論いたします。

まず初めに、この請願書が提出をされましてから私たちはこの請願の可否に当たって判断するに当たり、法の解釈としてなかなか私たち会派の4人で判断するにはやはり非常に難しいということから、先ほどから専門家の見解というお話が出ておりますが、私も法律事務所を訪ねまして専門家の指導をいただきながら今回の判断に至ったことをまず冒頭申し上げておきたいというふうに思います。この請願は、会社法第976条第7号、100万円以下の過料、刑法第156条、虚偽公文書作成等に該当し、市として告発することが法の解釈として成立しているかという視点で見解を述べたいというふうに思います。

第1点目の100万円以下の過料については、虚偽の記載もしくは記録をしたときというふうに明記をされておまして、過料としては成立をしているというのが専門家の判断であります。しかし、先ほども発言がございましたけれども、申し立てる立場は利害関係にあるということが一般的で、この場合、市の立場というのは株主という立場からすれば利害関係にあるということですが、やはり損失補償をしているという状況から判断をすれば、私どもの判断としては利害関係、被害者とはやはり言いがたいのではないのかというところから申し立ては難しいという判断に至ったところでございます。

また、第2点目の虚偽公文書作成等についても公文書の定義というのは公務員ということに限定がされております。この場合、粉飾決算は農業開発公社取締役として企てたものであり、人格はやはり私人というふうに判断がされるべきというふうに考えます。その後、公務員として議会への報告に際し決裁を求めています、その決裁を求める過程の中での虚偽記載はないということから公務員としての公文書偽造には当たらないということで、刑罰の認定としては難しいというふうに判断をしたところでございます。この請願に当たって、妥当性についてやはり非常に法の解釈、私たちも難しいという前提のもとで協議を進めましたが、弁護士の見解、さらには法の解釈からやはり請願を可とするには不十分というふうに判断をしたところでございます。以上を申し上げまして、委員長報告に賛成の立場での討論いたします。

以上でございます。

○議長 長 窪之内委員。

○窪之内議員 無所属女性の会、窪之内美知代です。私は、経済建設常任委員長の請願第10号（株）農業開発公社粉飾決算に関わる告発等を求める請願書を否とした報告を可とする立場で討論を行います。

請願者が求めた第1について、粉飾決算が会社法第976条第7号に当たり、100万円以下の過料に処するとの認識については同意するものです。ただし、指摘されている処分に対し、既に懲

戒処分を行っていることから、該当職員に対して請願者が求めている処分については憲法第39条の二重処罰禁止に反することとなり、申し立てはできないと考えます。しかし、市職員としての懲戒処分を行う前に農業開発公社としての100万円以下の過料処分に処することも可能でした。しかし、農業開発公社はこれをせずに辞任届を受理するにとどまりました。こうした二重処罰禁止が憲法で定められていることを十分検討し、その上での処分だったのかどうかについては疑問がありますが、憲法の定めには反することはできないと考えます。

第2について、初めに農業開発公社の粉飾決算書自体は私文書であり、公文書ではありません。その粉飾決算された関係書類を地方自治法第243条、第221条の市長の調査権に基づいて調査を行い、議会に報告されました。議会で報告された農業開発公社の経営状況等についての文書は公文書ですが、その内容は農業開発公社が作成した粉飾決算に公務員として何らかの作為を施して偽造したものではありません。以上、公文書偽造として告発することはできないと考えます。ただし、あくまでも法的な解釈であるため判断が違う可能性もあり、これが絶対だとは言いきれません。

第3について、農業開発公社決算の調査チームが結成され、その調査結果報告と関係職員及び監督者の理事者、職員への処分が行われ、議会にも報告されています。処分された職員や理事者以外にかかわったとする可能性があるとする請願者は述べていますが、その証拠は示されていません。だれもが納得できる証拠もないまま、可能性だけで申し立てを行うのは避けるべきと考えます。ただし、当時の取締役会や監査が商品の棚卸しや実態調査もされていない決算書の粉飾を見抜けなかったことは残念でなりません。処分に値するかどうかは別として、それぞれの役職が担うべき責任が不十分だったことは指摘しておきたいと思います。

第4については、第1から第3についての討論の中で述べているとおりです。

以上、討論とします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。

請願第10号 (株) 農業開発公社粉飾決算に関わる告発等を求める請願書を原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議長 長 起立少数であります。

よって、請願第10号は、不採択とすることに決しました。

◎日程第6 行政報告

○議長 長 日程第6、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。平成23年第1回滝川市議会定例会が本日から3月18日まで

の16日間にわたりまして招集をされ、平成23年予算案等、広範にわたる議案審議がなされるわけでございますが、昨今における地方経済を取り巻く厳しい情勢あるいは地方行政に期待される多くの課題解決、そういう中で時宜を得て議論をされ、実行に移されるということはまことにご同慶のたえないところであります。統一地方選挙を控えまして、予算は骨格予算となるわけでございますが、各議案について詳細にご説明を申し上げますので、十分議を経てご決定を賜りますよう冒頭お願いを申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、平成22年12月1日から平成23年2月24日までの分を印刷配付をいたしております。ご練達の皆様でございますので、お目通しを賜りたいと存じますが、以下2点について口頭でご報告を申し上げます。

1点目は、新滝川市立病院完成式及び市民見学会についてでございます。2月19日、20日の両日、新病院の市民見学会を開催いたしました。19日は2,000人、20日は1,500人の見学者がございました。市民及び近隣市町の住民の方々の新病院に対する期待の大きさを感じたところでございます。当日は1階、2階、3階、そして6階をごらんいただきましたけれども、見学ポイントには病院職員を配置をして説明をさせていただきました。好評の声が大きかったというふうに、期待の大きさを感じたところでございます。また、19日には完成式参加者の方々を対象として新病院見学会を行いました。引き続き新病院完成式を多くの皆さん方の参加で祝っていただくことができました。感謝を申し上げたいと存じます。市民見学会とは別に、2月26日に市立病院と連携関係にあります医療施設、福祉施設の現場スタッフの方々を対象とした見学会も開催をいたしました。100名弱のご参加をいただいたところでございます。今後のスケジュールといたしましては、3月11日から15日まで引っ越しいたしますが、この3月16日の外来開院までには入院の患者の皆さん方の引っ越しも終えまして、3月16日からは全面的に新病院に移行をいたします。万全を期して開院準備を進めてまいりたいと存じます。なお、新病院の概要につきましては、市民の皆さん方にお知らせをするための折り込みチラシを3月号の広報と一緒に全戸配布をいたしております。

2点目でございますが、市内小学校グラウンドにおける遊具事故に係る損害賠償請求事件についてでございます。このたびの事故に係る訴訟につきましては、教育委員会に委任をいたしておりますから、後ほど教育長からご報告を申し上げますが、去る2月9日に判決が言い渡されました。そして、同月25日に確定をいたしました。損害賠償額等につきましては、補正予算案としてご審議をいただくべく追加提案をさせていただきます。学校設置者として、改めて被害を受けられたお子様に心からおわびを申し上げます。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 それでは、私のほうから2点、口頭でご報告をさせていただきます。

1点目につきましては、今ほど市長のほうからありました市内小学校グラウンドにおきます遊具事故の損害賠償請求事件についてでございます。平成14年5月9日に発生をいたしましたタイヤ遊具からの転落事故につきまして、平成21年4月に原告の方から札幌地方裁判所に提訴があり、

以降審理を重ねてきたところであります。本年2月の9日の日に判決があり、2週間の控訴期間内に原告のほうからも控訴状の提出がなかったことから、2月の25日、確定判決となったところでございます。教育委員会としては、この判決を重く受けとめるとともに、原告の方に苦しみを与えましたことに心からおわびを申し上げたいというふうに思います。なお、判決に基づきまして損害賠償額を本日開催をいたしました第1回定例会に補正予算として追加提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

次、2点目ですが、たきかわカルタについてでございます。滝川開村120年記念事業としまして、たきかわカルタを作成をいたしました。平成22年6月から7月までの間、たきかわカルタ制作市民会議が中心となりまして、「探して！みつけて！大好きたきかわ」をキャッチフレーズに読み札を公募してきたところですが、市内外の5歳から90歳の方までの754名の方々から1,890点に及ぶ作品の応募をいただきました。その応募作品の中からテーマ別に44枚の読み札が選定をされ、絵札につきましては滝川出身の版画家、彼方アツコさんに描いていただき、さらに滝川の魅力や楽しさが満載の解説として滝川学検定問題集をセットにしたたきかわカルタが完成をいたしました。現物がこちらです。まだ試供品といいますか、サンプルの段階ですが、こういう箱に入ったもので、絵札は新聞報道でもカラー版で紹介をされたとおり非常にきれいな色使いになっておりますし、こういうかるたにちなみました解説本も一緒に同封をされたものが間もなく完成予定というふうになっております。120年の歴史を経て発展してきた滝川市の歩みを振り返るとともに、先人たちの知恵と努力を再認識して、滝川市のさらなる愛着と発展を願うという思いが込められたたきかわカルタが完成をいたしました。教育用として無料配付用の1,000セット、販売用として500セットを作成をしたところですが、3月1日から予約ということで受けておりますが、既に2日間で291組の予約が来ているところであります。ぜひ議員の皆さんを初め多くの市民の方々に実際に手にとっていただき、親しんでいただきたいというふうに思っております。

以上、2点申し上げまして報告とさせていただきます。

○議長 以上をもちまして行政報告を終わります。

◎日程第7 平成23年度予算大綱等説明

議案第 1 号 平成23年度滝川市一般会計予算

議案第 2 号 平成23年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3 号 平成23年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4 号 平成23年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5 号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6 号 平成23年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 7 号 平成23年度滝川市病院事業会計予算

議案第12号 滝川市総務部及び滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第13号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理

期間の特例に関する条例

- 議案第 14 号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 滝川市立図書館条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 18 号 滝川市勤労青少年ホーム条例を廃止する等の条例
- 議案第 20 号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 21 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について（市民会館・郷土館分館華月館）
- 議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター分館本町体育館）
- 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）
- 議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）
- 議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）
- 議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）
- 議案第 28 号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）
- 議案第 29 号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設）
- 議案第 32 号 一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の受託について（浦臼町）
- 議案第 33 号 一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の受託について（新十津川町）
- 議案第 34 号 一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の受託について（雨竜町）

○議長 日程第 7、平成 23 年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより平成 23 年度予算大綱等説明並びに議案第 1 号から第 7 号までの各会計予算、議案第 12 号から第 18 号まで、第 20 号から第 29 号まで、第 32 号から第 34 号までの予算関連議案、以上 27 件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第 1 号から第 7 号までの各会計予算につい

ては、後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査を行うこととなりますので、本日は予算大綱等の説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

では、平成２３年度予算大綱等の説明を求めます。市長。

○市長 平成２３年第１回滝川市議会定例会の開催に当たりまして、新年度予算案の大綱についてご説明を申し上げます。

例年でありますと、新年度の予算案審議に際しましては、市政の基本方針と施策の概要、予算編成の大綱など新年度の市政執行の考え方について申し上げるところでございますが、平成２３年度は、市長の改選期に当たりますので、新年度の骨格予算について、ご説明を申し上げます。

また、今回の定例会は、私に与えられた任期の最終の議会でもありますことから、市民の皆様と進めてきたこの４年間の市政について概括的にご報告を申し上げます。

私は、４年前に市民の皆様のご支持を受け、市長２期目に就任以来、市民の皆様にお約束した「滝川を元気にする４０項目の政策提言」を基本姿勢に、市民の皆様及び市議会議員の皆様のご理解とご協力のもと、「人と産業の輝くまちづくり」を目指してさまざまな施策に取り組んでまいりました。

その内容は後述しますが、実施したかどうかのみではなく、想定した成果を上げられたか、市民の皆様のをいただき進められたかなど幾つかの視点で客観的に評価し、４０項目中３３項目（約８３パーセント）について達成をしたと考えております。

一方で、市民の皆様にご心配をおかけいたしました生活保護費詐欺事件が発生し、職員の意識改革などの取り組みを進め、職員一丸となって市役所の信頼回復に全力を尽くしてまいりました。このような中で、市民の皆様や各団体から滝川市再生に向けて生活保護費国庫負担金返還の基金に多額のご寄附をいただき、職員の協力も得て返還のめどが立ちつつあります。また、これからのまちづくりに向けた皆様の温かい思いを感じているところでございます。改めて感謝を申し上げます。

この４年間、国においては、地方財政健全化法、地方分権改革、定住自立圏構想、緊急経済対策、政権交代などさまざまな動きがございました。また、厳しい経済状況の中、少子高齢社会の進展、施設の耐震化、子育てや福祉対策、教育再生、都市基盤の整備、地域産業の再生、市民自治社会の実現、安定した財政基盤の確立などの課題解決に向けてさまざまな取り組みを進めてまいりました。

長年の懸案事項でありましたＪＲ滝川駅跨線橋エレベーターの設置、図書館の街なか移転、市立病院の改築にも取り組みました。日本一の菜の花畑、そらぶちキッズキャンプが世界に誇れる地域資源へと発展してきたほか、横綱白鵬関の滝川市観光大使就任といった滝川の未来がますます明るく感じられる出来事もありました。

農業者や関係機関の長年の努力が実を結び、米を初めとする地元農産物の評価も高まり、新たな加工品開発や地産地消の取り組みが進み、農業者と事業者の連携事業も行われ、農業を核とした産業振興に期待が持てるようになりました。

行政パートナーの導入、まちづくりセンターのオープン、未来へつなぐ市民税１％事業の実施、学校ふれあいサロン事業の実施など市民の皆様のがまちづくりに発揮される動きが本格化したほか、ファミリーサポートセンター、新生児全家庭訪問、病後児保育事業など子育て・育環境も

充実することができました。

次に、市政推進の柱としていた5つの基本戦略をもとに、4年間の具体的な施策と実施内容について申し上げます。

初めに、「農業・工業・商業や中心市街地の輝く、経済再生のまちづくり」についてでございます。

依然として厳しい経済・社会環境の中ではございますが、地域経済の維持・発展に向けて、市民・企業・行政などが力を合わせて、滝川市の特色ある地域資源を磨き輝かせ、人材、技術なども生かしながら、経済・産業振興施策を積極的に推進しました。

生産力向上、加工品開発、地産地消の推進、生産基盤整備の充実、北海道立畜産試験場滝川試験地の跡地活用の検討など、持続的な農業の発展と農商工消連携に努めるとともに、雇用対策、街なか居住の促進、市民・団体などの支援のもと中心市街地活性化に積極的に取り組みました。

農業・農村の発展に向けて、「滝川市農業・農村振興ビジョン」を新たに策定し、「魅力あふれる農畜産物の生産」「販売体制・戦略の構築と販売・加工の強化」「多様な形態の担い手の確保と育成」を重点項目に、「滝川市農業振興会議」において毎年度アクションプランを作成しながら、次のように進めました。

地産地消については、「滝川市地産地消ふるさとづくり協議会」で「滝川市地産地消計画」を策定し、地産地消フォーラムや料理コンテストなどを開催したほか、23店の「たきかわ地産地消の店」を認定し、ガイドマップなどで紹介しました。

また、平成22年5月にJAたきかわにより、地元農産物の直売所「菜の花館」が開設されました。

小・中学校の給食では、「美農里（みのり）給食」として、米飯給食を週3.5回から4.5回にふやし滝川産米の消費拡大と、滝川産ハルユタカを使用しためんをメニューに取り入れるなど地元の安全な農産物を積極的に活用するとともに、生産者と児童との交流給食を行い食育を推進しました。

滝川農業の主要作物である米については、「滝川市地域水田農業ビジョン」の見直しを行い、JAたきかわ・生産者・関係機関が一体となって、高品質米の生産拡大などに取り組み、おいしい米の産地としての評価を高めました。

菜種については、国の交付金を受けながら日本一の栽培面積を維持し、収量・品質の向上に取り組んだほか、菜種油や菜の花ドレッシング、菜の花オニオンソースなど菜種の商品開発による付加価値向上に努めるとともに、JAたきかわによる菜種・ソバ麦乾燥調整施設、菜種油搾油施設の建設を支援しました。

トマトや花卉などの施設園芸については、栽培用ハウスや防除機など共同利用機械、防除フィルムなどの新資材の導入のほか、ユリの新品種導入支援を行うとともに、新たな高収益作物の導入を図るため、国内大手生薬メーカーの試験栽培委託を受け薬用作物センキュウの普及推進に努めました。

JAたきかわ広域営農センターに設置している「営農振興室」に普及指導員の資格を持つ職員を

配置し、赤平市、芦別市も含め、花を中心とした営農技術指導を行いました。

農業の担い手を育成・確保するため、担い手に対する各種相談窓口を設置するとともに、各種講習会の開催や視察研修などによる担い手のスキル・アップ支援、認定農業者や新規就農者等の農業機械・施設の導入支援に努めました。

農業生産基盤や基幹農業水利施設を整備するため、滝川東地区、江部乙西地区、滝川西地区及び江部乙北地区において道営土地改良事業を、江部乙北西地区においては計画づくりのための調査を実施しました。土地改良事業の実施に当たっては、農家負担の軽減を図るため、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業（パワーアップ事業）を導入しました。補助採択要件が整わない地域については、市独自の補助制度を創設し、暗渠排水整備を進めました。

「農地・水・環境保全向上対策事業」については、水質保全や、農道及び水路沿いの花やハーブ類の植栽活動など市内8組織の取り組みを支援をいたしました。

農地の効率的利用を図るため、市、農業委員会、農協等それぞれが保有する農地情報の共通データベース化を進めたほか、地図情報と結合した農地情報図を共有する仕組みを整備をいたしました。

また、農業者等に対して実施した「農家意向調査」を踏まえ、農業振興地域整備計画の見直しのための基礎調査を行いました。

中心市街地ににぎやかさと集客力を取り戻すために、「滝川市中心市街地活性化協議会」と連携し、新たに「滝川市中心市街地活性化基本計画」を策定しました。計画を推進するため、市民が参加して楽しさやにぎわいを演出するにぎわい再生ロード事業を初め、空き店舗を活用した「食工房た・べる」「カフェ・ダイニング・ニード・イット」「チャレンジショップふらっと」の開設、街なか地域文化交流広場「く・る・る」の運営など、中心市街地のにぎわい創出を支援しました。

商店街の振興については、滝川商工会議所、商店街振興組合、NPO法人、滝川消費者協会などで構成される「街なか賑わい再生実行委員会」による商店街でのイベント事業、農業者と商業者、市民が連携して実施した軽トラ市、地元菓子店と消費者が地元農産物を活用した滝川スイーツの取り組みなどに協力・支援しました。

また、魅力ある商店街を形成するために、「商店会等魅力アップ支援事業」を創設し、江部乙商工会ホームページ作成など地域情報発信事業を支援したほか、市立病院でも使用可能な商店街ポイントカード（げんきカード）の多機能化を支援しました。

街なか居住を推進するため、街なか共同住宅建設時の補助要件を緩和したほか、駅前に高齢者対応型中層の市営住宅「駅前団地さかえ」20戸を建設しました。

統合により設立された「滝川市産業活性化協議会」を中心に、首都圏での企業立地セミナーの開催や農産物等のプロモーション活動、個人や企業の創業・新分野進出に対するステップアップ支援を行うなど産業振興、企業誘致に取り組みました。

また、「北海道立畜産試験場滝川試験地」が平成22年3月に閉鎖されたことに伴い、同協議会の畜産試験場跡地利用部会において、「北海道立畜産試験場滝川試験地跡地利用計画」を策定し、地元説明会や北海道庁への提案を行ったほか、計画を具体化するために、新たに隣接する赤平市と両市内経済団体とともに「滝川市畜産試験場跡地協議会」を設立し、東京で企業説明会を開催し、

参加企業などとの協議を進めました。

多くの人材を地域に輩出してきた「北海道立滝川高等技術専門学院」については、残念ながら平成20年度末で北海道立札幌高等技術専門学院に統廃合されましたが、機能維持の存続が認められ、札幌学院の訓練を（社）中空知地域職業訓練センター協会が受託し訓練機能は継続することになりました。

雇用対策については、地域の雇用情勢が大変厳しい中、「ふるさと雇用再生対策推進事業」、「緊急雇用創出推進事業」及び「重点分野雇用創出事業」といった国の交付金事業を最大限活用し、平成21年度50人、平成22年度38人、合計88人の雇用創出に努めました。一方で、雇用情勢の悪化による離職者、新卒者の就職について検討するため、関係機関・団体により「滝川市雇用対策会議」を設置し、情報を共有するとともに支援策を検討いたしました。

昭和50年から運営してきた滝川市勤労者福祉共済事業につきましては、平成22年4月から滝川商工会議所が事業主体となり「滝川市勤労者共済会」として運営することになったことから、勤労者福祉共済特別会計を廃止いたしました。

次に「未来を担う子どもたちの輝く、教育再生のまちづくり」についてでございます。

未来を担う子供たちが優しく、たくましく育ち、意欲的に学び、確かな学力をはぐくむ「教育のまちたきかわの再興」を目指し、教育委員会とともに取り組んでまいりました。

きめ細かな指導・相談体制を強化し、子供たちが安全に安心して学べるように学校施設改修や適正配置の見直しを進め、地域とともに子供を育てる教育環境の整備を推進しました。

「心の教育推進プラン」に基づき、いじめのない社会や学校づくりを目指して、緊急プログラムとして、教育相談体制の整備、いじめ根絶のための啓発、実態調査を行ったほか、中期的プログラムとして、「いじめ指導マニュアル」、「児童生徒の心に響く道徳教育の在り方」実践報告と指導案集を作成して全教職員に配付をいたしました。

また、指導主事を増員したほか、スクールカウンセラーと教育相談員の全校配置、いじめ相談電話・メールなどの教育相談体制を充実し、いじめや不登校の対策を強化しました。

きめ細かな見守り支援と基礎学力の定着を図るため、市独自に平成20年度から3年間で延べ6人の教員を採用して、小学校3・4年生を対象にした35人以下の学級編制を実施しました。

また、全国学力・学習状況調査などを実施し、児童生徒の学力や学習状況を把握して、学力向上プランを全校で策定し、学習習慣や家庭学習の定着に取り組むとともに、平成22年度から児童生徒の学力向上、個に応じたきめ細かな指導と見守り体制を強化するため、全校に「学びサポーター」を配置しました。

平成20年度から滝川第三小学校で取り組んできた「小学校における英語活動等国际理解活動推進事業」の研究成果を各校に還流するとともに、英語指導助手（ALT）を積極的に活用にし、小学校における外国語教育、国際理解教育を充実しました。

幼稚園教育については、今後の幼児数の推移から私立幼稚園を補完する役割を終えたことから、おおぞら幼稚園を平成22年3月をもって閉園しました。

また、心身に障がいがあり特別な支援を要する幼児の幼稚園就園を促すため、「私立幼稚園振興

交付金」を新たに創設し、市内２園に補助金を交付しました。

学校施設の整備については、平成１９年度までに全校の耐震診断を実施し、江部乙小学校、明苑中学校、滝川第一小学校、江部乙中学校の耐震補強工事と節水型トイレへの改修工事を行ったほか、東小学校の耐震補強工事・節水型トイレ改修工事の実施設計を行いました。

また、開西中学校の校舎改築に向けて耐力度調査、改築基本設計・実施設計を行うとともに、滝川第三小学校の改築に向けた耐力度調査を行いました。

効果的な授業と情報教育を充実するため、小中学校の全普通教室に５０インチの地デジ対応テレビを導入したほか、電子黒板、教育用パソコン、校務用パソコン、校内ＬＡＮを整備し、学校内の情報通信環境を充実しました。

児童生徒の教育環境の充実を目的に策定した「滝川市小・中学校適正配置計画」に基づき、東栄小学校の東小学校への統合に向けた「統合準備委員会」を設置し、両校の円滑な統合のための準備を開始しました。

小中学校における防犯体制を強化するため、機械警備の導入、各校区内の安全マップや危機管理マニュアルを配布したほか、平成２２年度に、小学校１年生から３年生までを対象に岩見沢市、夕張市と共同利用する「児童見守りシステム」の試験運用を行い、児童生徒の登下校時における安全強化を進めました。

滝川西高校では、全生徒を対象に進路カルテを作成し進路指導を充実したほか、「サテライン進学講座」や就職支援のためのコミュニケーション能力・プレゼンテーション能力を高める課題研究発表会の実施など、学力向上と就職支援を強化し、「特色ある学校」、「選ばれる学校」づくりを推進しました。

また、國學院大學北海道短期大学部のインターンシップ特別授業受講など高大連携事業を推進したほか、実践的英語力を学ぶための「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール指定研究事業」を実施し、その成果を生かして少人数指導など英語教育を重視したカリキュラムを取り入れるとともに、国際交流・国際理解を深めるため、米国ロングメドウ高校への短期留学生派遣を行いました。

学校を拠点に「学校支援地域本部事業（学校ふれあいサロン事業）」を実施し、平成２２年度には３８事業、延べ５６２人の方々に学校支援のボランティア活動に参加いただくなど、学校、地域、子供たちとの連携を深める取り組みを進めました。

心豊かでたくましい子供たちを育成するために、社会教育関係団体などの協力により、食育キャンプや滝川学検定などのレクリエーションや自然体験活動を行う「滝川遊学会事業」を実施しました。

滝川市家庭教育支援連絡協議会と連携し、家庭、学校、地域が一体となって子育て１０選の普及を推進したほか、具体的な事業として、「我が家のマナー」標語の募集や基本的な生活習慣の定着に向けた取り組みを行いました。

老朽化が進んでいる市立図書館については、市民が気軽に立ち寄ることができ、利用しやすい図書館を目指して、市役所庁舎２階に移転することとし、アンケート調査やワークショップなどの市

民の皆様の意見などを踏まえ、平成２３年度の整備に向け実施設計を行いました。

多くの子供たちが身近な場所で本に触れることができるように、読書アルバムなどの配布のほか、北海道立図書館の協力によるブックフェスティバル、ボランティアによる読み聞かせ会、中空知広域市町村圏組合との連携によるおはなしカーニバルの実施、そらぷちキッズキャンプの活動紹介コーナーの設置、命の大切さを発信する「いのちを伝える図書館事業」などに取り組みしました。

國學院大學北海道短期大学部、滝川市文化連盟、（財）滝川市生涯学習振興会と連携し、身近に日本の伝統文化などが学べるように、國學院大學北海道短期大学部が主催するペカンペ祭りや狂言公演などの文化伝承事業を支援しました。

芸術文化の振興では、「風が見つけた街」たきかわ音楽祭が１，０００人を超える来場者を集めるまでに定着してきたほか、芸術文化活動を担う人材を育成するため、「たきかわ文化村推進事業」への支援や高い水準の舞台鑑賞など芸術文化活動を親しむ機会を提供しました。

美術自然史館については、ふるさとのリンゴ園とのかかわりを紹介し、りんご室をギャラリーとして活用した「一木万寿三展」、北門信用金庫の美術コレクションを紹介する「北海道美術の潮流展」、タキカワカイギウ発見３０年記念の「海牛大化石展」などを実施したほか、こども科学館では、友好親善都市栃木市との文化交流事業「レオナルド・ダ・ヴィンチ展」などを実施し、地域文化の振興、科学への関心向上に努めました。

郷土館では、郷土館開館の３０周年記念事業の「たきかわ１９５５～１９７４ 昭和の子どもたち展」などを開催したほか、展示資料の解説パネルの設置、移動郷土館等でテーマ別にセットで貸し出し可能な「たきかわ歴史ものがたりパック」の製作に取り組み、滝川の歴史を学ぶ環境を充実しました。

また、博物館活動を支える人材育成を目指し「博物館くらぶ」を組織したほか、美術自然史館とこども科学館の２館共通の年間パスポートの発行、博物館の収蔵資料や調査・研究の成果を取りまとめた「博物館学習・体験メニュー」のＰＲにより、博物館の利用拡大に努めました。

スポーツの振興については、（財）滝川市体育協会などと連携して、市民参加型のスポーツイベントの開催を支援し、市民の体力向上と健康増進を推進したほか、平成２１年度に実施した「ねんりんピック北海道・札幌２００９マラソン交流大会」と同時開催となった「たきかわコスモスマラソン」では、全国・全道から１，３２９人の参加を集め、高齢者の健康と生きがいに貢献しただけでなく、多くの市民の温かく真心のこもったおもてなしは、高く評価され、本市の魅力を全国にアピールすることができました。

平成１９年度から３年間、文部科学省の委託による「幼児期の基礎体力向上調査研究事業」を実施し、幼児の体力や生活実態などを調査したほか、親子運動教室などを通して幼児期の運動の大切さや重要性の理解を深めました。

中空知地域の生涯学習拠点として、國學院大學北海道短期大学部が保有する貴重な学術的資産や研究などを活用して行われているオープンカレッジや國學院大學所蔵の古典籍展、狂言公演など、國學院大學北海道短期大学部コミュニティカレッジセンターが実施するイベントや文化事業を積極的に支援しました。

次に「市民の力を結集し、医療や福祉の輝く、暮らしを守るまちづくり」についてでございます。

市民だれもが健康で安心して暮らすことができるまちを目指し、市民の協力を得て新生児家庭や高齢者、障がい者世帯などを地域で支え合う仕組みづくりのほか、防災体制の充実、市立病院の改築、バリアフリーの推進などに取り組みました。

子育てを地域全体で支援していくため、未来を担う子供たちが健やかに育つことができるまちづくりを目指した「滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例」を制定し、具体的行動計画「滝川市こどもプラン」を策定しました。

保育所の運営については、市内全保育所で障がい児を受け入れる体制を整備したほか、滝川中央保育所において耐震化等改築工事と病後児保育棟を増設し、空知管内初となる「病後児保育事業」を平成22年度に開始しました。

保育所の保育料については、保護者の協力や保育所運営費のコストダウンなどにより超過負担がおおむね解消できたことから、保護者の経済負担の軽減を図るため、平成23年度からの保育料引き下げに向けた検討を行いました。

放課後児童対策については、仕事と子育ての両立支援のため、「放課後児童クラブ」を6小学校区で通年利用できる体制を整備したほか、児童館を7カ所に集約し、子供たちの放課後の居場所づくりのため、地域住民の協力のもと運営する「放課後子ども教室」を4カ所開設しました。

子育て支援については、育児の援助を受けたい人と援助を行う人の橋渡しをする「ファミリーサポートセンター」を平成21年度に開設し、地域で子育て家庭を支援する環境づくりを推進しました。

また、平成20年度から、小学生までの子供がいる世帯に特典サービスを提供する「どさんこ子育て特典制度」に参加し、市内約70の協賛店にご協力をいただきました。

これまで行ってきた第1子目の新生児がいる家庭への訪問を全家庭に拡大し、第2子目以降は保育士と地域の行政パートナーが連携し訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を平成22年度から開始し、子育てサービスの情報提供と子育て家庭の孤立化防止に努めました。

児童虐待未然防止などのため、家庭児童相談室、地域子育て支援センター、こども発達支援センター、保健センターなどを窓口にご子育て支援施設が連携し対応する子育て相談・支援体制を充実強化しました。

また、児童虐待についての市民の意識を啓発するため、オレンジリボン運動を市民とともに推進しました。

1歳未満の子供を持つ親の託児サービスなどの利用を目的とした子育て応援チケット事業については、妊婦一般健診の14回分の費用助成へ切りかえ、妊婦の健康管理と経済負担の軽減を図りました。

楽しく健康づくりを行うため北海道と（財）北海道健康づくり財団が認定した「たきかわすこやかロード」などを活用したウォーキング事業の普及のほか、温泉を利用した湯ったりサロンの実施や生命の貯蓄体操の普及など、市民の健康増進に取り組むとともに、丸加高原やふれ愛の里でのウォーキングや温泉入浴による心身のリフレッシュ、地元食材を利用した食事など地域資源を効果的

に組み合わせたツアーを行い、温泉浴・日光浴・森林浴の3浴による健康づくりを推進しました。

内臓脂肪症候群（メタボリック・シンドローム）の減少対策として、40歳から74歳までの市民を対象に特定健康診査・特定保健指導を実施したほか、受診率の低い地域へのPR強化などを行い、特定健診の受診率向上に取り組みました。

女性特有のがん検診無料クーポン事業を実施し、がんの早期発見及び正しい健康意識の普及啓発に努めたほか、新型インフルエンザワクチンの接種費用の負担軽減のため、生活保護世帯や市民税非課税世帯への接種費用を全額助成しました。

市立病院については、老朽化、狭隘化、耐震性等の課題を解決し、今後も健康と命を守る地域の基幹病院としての役割を果たしていくため、改築工事を進めてきました。市民懇談会などの意見を踏まえ平成20年9月に改築工事に着手し、療養環境の向上と安全性・機能性が充実した新病院として平成23年3月16日に開院の運びとなりました。

医師確保対策については、大学医局への医師派遣要請、医師あっせんサイトへの登録などを行い、全国的に公立病院の医師数の維持が難しい中で、常勤医師数を確保したほか、臨床研修病院合同プレゼンテーションの参加などにより初期研修医の定員を確保いたしました。新病院の開設ということもありまして、平成23年4月からは医師3人、研修医2人が増員となる予定であります。

看護師確保対策についても、定期的な採用試験の実施、滝川高等看護学院から積極的に採用した結果、平成22年3月以降、7対1看護加算を継続することができ、質の高い看護の提供とともに、よりよい療養環境の整備を推進しました。

また、地域医療室に社会福祉士を配置し、診療所、病院、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所との連携強化に努めました。

病院経営の安定化を図るため、総務省の「公立病院改革ガイドライン」に基づいて、平成20年度に滝川市立病院改革プランを策定したほか、体外衝撃波結石破碎装置、超音波診断装置などの医療機器の計画的な整備、経費節減、医療情報システム（オーダーリングシステム）の導入などにより、診療体制の整備、業務の効率化に努めました。

平成17年度に認定を受けた病院機能評価が5年経過し、診療体制の一層の向上と患者に対する効果的なサービスを行うため、（財）日本医療機能評価機構による更新審査を受審し、新たに病院機能評価の認定を受けました。

高齢者福祉については、「第4期滝川市高齢者保健福祉計画・滝川市介護保険事業計画」を策定し、介護を必要とする状態になっても可能な限り住みなれた地域で生活が継続できるように、相談・福祉サービスなどの充実に努めたほか、民間事業者による小規模多機能型居宅介護施設の整備を支援しました。

高齢者や障がい者などの冬の暮らしを地域で支え合うために、地域に小型除雪機を貸し出す「コミュニティ除雪事業」に新たに取り組みました。

また、高齢者などの安全で安心な暮らしを守るため、かかりつけ医や服薬内容などの医療情報を万が一の救急時に駆けつけた救急隊員に伝えることができる「救急医療情報キット」を滝川市社会福祉協議会など市内関係機関との連携のもと、無料で配布する事業を開始しました。

要介護・要支援になるおそれのある高齢者を対象にした「温泉教室」を継続実施したほか、地域主体による「いきいき百歳体操」が市内10カ所で開催されるなど、体力づくりと地域の拠点づくりに支援しました。

認知症高齢者等の徘徊による事故を防止するため、警察、行政、民間組織及び地域住民が連携し、「徘徊高齢者等SOSネットワーク」を構築するとともに、徘徊高齢者等の位置を確認できるシステムの利用経費の助成制度を創設しました。

障がい者支援については、障がい者の方が安心して自立生活を送ることができる地域社会の実現を目指し、「滝川市障がい者計画」「第2期滝川市障がい福祉計画」を策定するとともに、障がい者関係団体にも参画いただき、「滝川市地域自立支援ネットワーク会議」を設置し、障がい福祉サービスの相談支援体制を充実しました。

滝川市の公共施設等を障がい者の職業訓練の場と位置づけ、平成22年度には11人を臨時職員として雇用するとともに、民間企業への就労支援を行い2人が採用となりました。

また、庁内組織として「障がい者就労支援チーム」を結成し、民間企業等への就労支援のための関係機関との連携強化、雇用した障がい者の方に対する助言指導を行ったほか、雨竜高等養護学校から職場実習体験（インターンシップ）を受け入れるなど就労支援に向けた取り組みを推進しました。

障がい者とその家族が参加する全道規模のイベント「いけまぜ夏フェス'10 in 滝川」が全道・市内から多くのボランティアの協力のもと開催され、その支援等を通じて、市民のボランティア意識の醸成促進を図りました。

町内会などとともに大規模災害に備えるため、10団体52町内会の自主防災組織の設立支援、災害時要援護者避難支援対策として113町内会への災害時要援護者リストの提供、92町内会の避難支援プランを作成したほか、「石狩川中流・空知川危機管理演習」、「石狩川水防公開演習」を北海道開発局や流域市町などと共催で実施するとともに、「滝川市防災総合訓練」、「地域防災スクール」を実施し、町内会・関係機関との連携、要援護者の避難対応などを目的とした実践的な訓練や地域防災の人材育成に取り組み、防火・防災意識の高揚を図りました。

また、災害時における復旧資器材や食糧の調達・供給体制等を充実するため、災害時応援協定を締結する企業・団体等の拡大に努めました。

犯罪、交通事故や消費者被害を防止し、安全な市民生活を確保するため、「滝川市安全・安心地域づくり条例」を制定し、「滝川市安全・安心ネットワーク会議」を中心に安全安心フェスティバルなどの啓発事業を推進したほか、関係機関との連携のもと、子供たちに対する地域全体の見守り、自主防犯組織によるパトロール活動の拡大に努めました。

また、交通安全については、交通安全運動期間の街頭啓発の充実、小学校・町内会などへの交通安全巡回指導、小・中・高校生及び65歳以上の市民へキーホルダー式夜光反射材の配布、「パトロール中」車両用ステッカーの協賛団体の拡大など交通安全の啓発に努めました。

浸水被害防止のため、石狩川滝川築堤の丘陵堤整備及びラウネ川の河川改修については、関係機関への要望活動を行い事業着手が実現したほか、石狩川江部乙築堤の丘陵堤とともに、早期完成を

目指し国など関係機関に要望しました。

また、江部乙川の河川改修についても一刻も早い事業着手となるよう、ラウネ川改修の早期完成、西6丁目排水機場改築の早期着手とともに、国や北海道など関係機関に強く要望をいたしました。

消防については、滝川消防団第4分団の水槽つき消防ポンプ自動車を更新したほか、勤労青少年ホーム敷地内に滝川消防団第1・第2・第3分団合同分団詰所を新築し、地域防災拠点の強化を行いました。

また、火災現場への到着時間を短縮するため、携帯電話からの通報を地図上に表示する位置情報通知システムを消防本部に導入したほか、重篤な救急患者の救命率向上のため、滝川消防署に高規格救急自動車を増車するとともに高度救命資器材の配備、気管挿管、薬剤投与など救急救命士の救命処置技術の高度化を図りました。

「救命ボランティア2万人」を目指し救命講習を推進し、平成23年度に目標達成の見込みとなりました。

住宅用火災警報器については、公営住宅は全戸設置を完了いたしましたが、既存住宅については、広報紙やイベント時のPRは行ってまいりましたが、いまだに58パーセントの設置率となっております。義務化となる平成23年5月末までに全戸設置となるよう戸別訪問などの働きかけを継続をいたします。

創立55周年を迎えた陸上自衛隊滝川駐屯地については、防衛計画大綱の見直しや中期防衛力整備計画の策定の影響で定員が削減されることがないように要望し、隊員の充足、装備の近代化の促進や充実について関係機関と連携しながら国へ積極的に要請を行いました。

少子高齢化・人口減少社会に対応する新たな都市づくりに向けて、「滝川市都市計画マスタープラン策定会議」を設置し、『市民が創る「北のエコ・コンパクトシティたきかわ」』を基本理念に、集約型都市構造へ方向転換させるとともに、滝川・江部乙・東滝川の3つの市街地をコンパクトタウンとする基本的な方針を定めた「滝川市都市計画マスタープラン」を策定しました。

都市交通の見直しについては、都市計画道路の長期未着手路線などを見直す「滝川市都市交通マスタープラン」を策定しました。

平成18年に住生活基本法が制定されたことに伴い、滝川市住宅マスタープランを見直し、改めて「滝川市住生活基本計画」を策定するとともに、「滝川市公営住宅ストック総合活用計画」を見直しました。

老朽化した公営住宅の建てかえについては、「滝川市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、江陵団地においては、5棟80戸の建設を完了したほか、平成22年度から泉町団地建てかえに着工し、平成25年度の4棟40戸の完成に向けて1棟10戸の建設を行いました。

また、安全・安心な住環境づくりを推進するため、「住宅改修支援補助制度」を創設し、平成22年度には100件を超える申請があり、既存住宅の改修を促進しました。

高齢者や障がいのある方などが滝川駅周辺地区を不自由なく往来できるよう、バリアフリー化に向けて「滝川市バリアフリー基本構想（滝川駅周辺地区）」を策定しました。

従前からの懸案事項であったJR滝川駅跨線橋のエレベーター設置については、市民の皆様の要

望活動等もあって、ＪＲ北海道が平成２２年１１月にエレベーター設置を含む駅舎のバリアフリー化整備を決定し、工事が進められることになりました。

街区公園については、地域住民の意見を取り入れながら、防衛施設周辺整備事業を活用し、松本公園、開西公園、江陵公園、ルピナス公園の再整備を計画的に実施しました。

市内の都市公園については、施設・遊具の長寿命化計画を策定するために健全度調査を実施しました。

河川の水質を保全するために、平成１９年度から旧合流式下水道区域の分流化工事に着手し、平成２２年度までに１１．９１ヘクタール実施いたしました。

地域公共交通の活性化を図るため、「滝川市地域公共交通活性化協議会」を設立し、滝川市地域公共交通総合連携計画を作成するとともに、利用者の利便性向上、公共交通利用促進などの課題解決に向けて、協議会が実施する市内循環バス実証運行事業、路線バスの利用促進策、路線バス・乗り合いタクシー連携事業（菜の花タクシー）等の実施を支援しました。

国道１２号の４車線化の早期完成に向け、計画道路の幅員の見直しを進めたほか、国道３８号の４車線化も含め、国など関係機関への要望活動を行いました。

道道江部乙雨竜線整備については、江竜橋かけかえ事業の平成２３年度の完成、１４丁目踏切の立体交差化及び道路整備の早期完成について北海道など関係機関へ要望活動を行いました。

市道の整備については、社会資本整備総合交付金などを有効に活用し、平成１９年度から４年間で６．１キロメートルの道路改良舗装工事を実施しました。また、市公式ホームページで道路整備箇所を選定基準や工事箇所などを公表し、透明性の確保と効率的な整備を推進しました。

冬期間の交通網の確保のため、除雪トラックや大型ロータリーなどの除雪機械を計画的に更新し、効率的な除排雪を進めるとともに、地域において市道等の拡幅除雪や高齢者世帯の通路確保を行う「小型除雪機貸与事業」を実施し、地域との協働による除排雪の取り組みを推進しました。

環境にやさしいまちづくりを進めるため、エコバッグの持参等によりレジ袋の利用を抑制し、平成２２年７月から資源ごみ収集に古紙を追加するなど、ごみの減量化とリサイクルを推進したほか、使用済み食用油の自動車燃料化システムや市役所庁舎での太陽光発電設備の導入など、温室効果ガスの排出抑制に努めました。

また、中・北空知地域で広域的に行っていたごみの焼却処理については、（株）エコバレー歌志内が撤退することになったため、中・北空知１４市町で新たに「中・北空知廃棄物処理広域連合」を設立し、広域連合を事業主体に、平成２５年度当初の供用開始を目指し、新たに共同で利用する可燃ごみ焼却施設を建設することにいたしました。

次に「こんな街に住みたい、訪れたいと感ずるキラリと輝くまちづくり」についてでございます。

丸加高原、そらぷちキッズキャンプ、グライダー、日本一の菜の花、ジンギスカン、豊かな自然、おいしい地場の農畜産物など特色ある魅力的な地域資源を生かし、多くの方に滝川を知っていただき、市外から多くの観光客が訪れるように観光力の強化、移住・定住、国際交流の取り組みを進めました。

（社）たきかわ観光協会と連携し、観光ボランティア「つうフレンド」「丸加高原応援団」「グ

リーンツーリズム研究会」など多くの市民や団体の協力のもと、花や自然などの地域資源の効率的活用、体験メニューの充実、ベースボールコンベンション、各種イベントの開催などに取り組むとともに、市内外への情報発信を積極的に行い、外客誘致に努めました。

平成２２年度には、第６９代横綱白鵬関を滝川市観光大使に委嘱する機会を得て、その話題が全国に伝えられ、滝川市の知名度向上、イメージアップに効果を上げました。

市の観光拠点である丸加高原については、周辺に広がる日本一の栽培面積を誇る菜の花畑やコスモスの植栽、菜の花まつりやコスモスフェスタ、冬まつりなどのイベントの開催により集客拡大に努めたほか、丸加高原応援団の協力により、羊放牧さくや展望デッキなどを整備し、魅力アップに取り組みました。

食観光については、滝川産農産物の評価が高まり、滝川産小麦や米などを活用した加工品開発や市内飲食店で料理メニューが充実されてきたことを踏まえ、菜の花まつり、ジンギスカン王国滝川などのイベントや物産展、ワインツーリズムなど各種ツアーを通じ、関係団体と一体となってＰＲに努めました。

体験観光については、（社）滝川スカイスports振興協会やグリーンツーリズム研究会などと連携し、ライダーやカヌー、そば打ち体験などの受け入れや、國學院久我山中学校など修学旅行生の農業体験学習の受け入れを行いました。

新たな観光動向を踏まえ、平成２２年度に市民会議を設置し、「花」「食」「体験」を中心とする滝川らしい観光施策を展開することを目的に、平成２２年度中に新たに「滝川市観光振興計画」を策定いたします。

デザインとアートのまちづくりに向けて、滝川の文化や歴史を踏まえた産業振興や施設運営など地域活性化に役立つデザインのあり方について、ＮＰＯ法人と連携し検討を進めました。

滝川市の歴史を語る指定文化財を市民に普及させるため、「たきかわ歴史物語」散策バスツアーなどを開催したほか、商業地として繁栄を誇った滝川の歴史を伝える貴重な建造物として、「太郎吉蔵」旧五十嵐酒造店倉庫を新たな文化財に指定しました。

また、滝川開村１２０年を記念し、滝川市の魅力を再発見し、子供たちが滝川市の文化や歴史を遊びながら学ぶことができる「たきかわカルタ」を市民参加のもとに作成しました。

「そらぷちキッズキャンプ」については、平成２４年度の本格開園に向け、プレキャンプの実施、施設運営、ボランティアの育成などの支援を行うとともに、全国から多くの応援をいただき、そらぷちの森、森の観察小屋を初め、医療棟の整備を進めました。平成２２年２月には、これまでの活動実績が認められ、北海道知事から公益財団法人として認定されました。

移住定住促進事業「ウエルカム・プロジェクト」については、豊かな自然と便利な都市機能を滝川市のＰＲポイントにして全国へ情報発信を行ったほか、完全移住だけではなく、ニーズが高い季節居住や短期滞在の「ちょっと暮らし」に対応するため、「たきかわ移住サポート会議」及び「住まいネットワーク」の協力のもと、ふれ愛の里コテージや民間アパートを利用した家財道具付きの「おためし暮らし住宅」を提供しました。

また、農産物収穫やライダー搭乗、ホーストレッキングなど体験メニューを充実し、通年対応

のモニターツアーの実施、移住相談会への参加など、積極的に取り組みを進めました。その結果、平成22年度までに完全移住者9組18人、季節居住者9組16人、短期滞在者36組73人となりました。

国際交流については、（社）滝川国際交流協会と協働し、世界を舞台に活躍する人材の育成、農業などの地域産業の国際化、世界に誇ることができる住みよいまちづくりを目指して事業を進め、平成22年度までの4年間で400名を超える外国からの研修員や訪問団の受け入れを行いました。

国際交流事業については、ジュニア大使訪問団の派遣事業に加え、スプリングフィールド市との姉妹都市提携15周年記念事業として、9年ぶりに市民訪問団を派遣し、「滝川市・スプリングフィールド市姉妹都市交流促進宣言」「滝川市・ロングメドー町友好交流促進宣言」に調印しました。また、これを契機に「國學院大學北海道短期大学部・スプリングフィールド大学教育交流促進宣言」が交わされました。

国際協力事業については、北海道初となる（独）国際協力機構（JICA）青年海外協力隊派遣前研修が実施されたほか、マラウイ共和国やブータン王国からの農業技術研修員の受け入れを初め、アジア・アフリカから農業や教育、中小企業分野の研修員を受け入れました。

国際理解事業では、外務省が推進する東アジア青少年大交流計画（JENESYS）によりベトナム、マレーシアなどの高校生の受け入れを行い、国際性豊かな児童・生徒の育成に取り組んだほか、初めて北方四島在住ロシア人の受け入れを実施しました。

また、國學院大學北海道短期大学部が取り組む国際交流事業に対し、「国際交流事業推進基金」を提供し、留学生の派遣など世界で活躍する人材の育成を支援したほか、（社）滝川国際交流協会内の「国際交流・国際協力推進基金」造成に支援しました。

友好親善都市との交流については、周辺3町と合併した新生「栃木市」と引き続き相互交流を行うことを確認するとともに、名護市との交流では、友好親善都市提携20周年を迎えたことから、訪問団の相互派遣を行うとともに、平成23年度からの職員交流研修の再開に向け協議を進めました。

次に「改革の歩みをさらに進めて、新たなねがいをカタチにするまちづくり」についてでございます。

多様化する地域課題を「市民力」を発揮して解決し、市民の皆様が活躍するまちをつくるために、まちづくりセンターの開設、行政パートナーの導入のほか、持続可能な行財政運営を目指し、新滝川市活力再生プランを策定し行財政改革に取り組みしました。

市民の市政に対する理解を深め、市政への市民参加をより一層推進するため、市公式ホームページ及び行政資料コーナーにおいて審議会の会議録等を公表し、施策や計画立案などの審議過程を明らかにするとともに、市公式ホームページ上に、市役所に寄せられた市民の意見・提言とその対応を「市民の声」として公開しました。

また、市役所が所有するまちの歴史と人々の暮らしを記録した写真資料をデジタル化し、平成22年度から市公式ホームページで「たきかわ歴史写真館」を開設するとともに、市内の行催事を掲載した「eーカレンダー」を掲載しました。

子供たちにわかりやすく教育に関する取り組みを伝えるため、平成22年度から広報たきかわに隔月で「子ども広報」のページを作成しました。

市民の皆様のまちづくりへのニーズを把握し、迅速な対応と施策への反映を図るため、まちづくり懇談会を継続して実施しました。平成20年度からは7小学校を会場として実施したほか、平成21年度からは共通テーマを設定し、市民の皆様とともに課題を乗り越えていく方法などについて論議を進め、「町内会活動の手引」が全町内会に配付されるなど具体的な取り組みにつながりました。

市民活動の拠点となる「まちづくりセンター」を市役所2階に開設し、行政パートナーの協力を得ながら、市民や団体の活動情報、支援制度情報の提供、講習会の開催、活動に対する相談やアドバイスをを行いました。

市民が主体となって「市民力」によるまちづくりを推進するため、「市民力推進プロジェクト事業」を実施し、三世代交流を促進する地域交流サロン事業、西滝川・ラウネ川地区元気プロジェクト事業、たきかわスイーツアクションプログラム事業など「まちづくり運動」につながる6事業を支援しました。

また、平成22年度からは、「未来へつなぐ市民税1%事業」へと移行し、市民のニーズや課題解決のために市民が主体となってみずから考え行動する事業を支援しました。

「東滝川地域の振興を考える懇談会」が設置され、行政と市民とが共同で、地域コミュニティの維持など地域振興の具体的方法を精力的に検討しました。

「江部乙東陽地区福祉会館」については、従来の地域活動の拠点だけではなく、周辺地域の豊かな自然や環境を生かした都市部との交流の場として活用していくため、老朽化による使用困難な状況を改善し、建てかえ工事を行いました。

住民自治に基づくまちづくりを推進するため、「滝川市市民自治基本条例（仮称）策定市民会議」を設置し、アドバイザーを招聘して、住民自治による自治体運営の基本ルールのあり方、方向性について検討を進めました。

新たな行財政改革計画については、「滝川市の行財政を考える市民会議」を設置し、「滝川市活力再生プラン」の進捗状況、北海道で初めてとなった本格的な事業仕分けの内容などを踏まえ議論を進め、「新滝川市活用再生プラン」を策定しました。

新滝川市活力再生プランに基づき、市長公宅の売却、重度身体障害者ケアステーションや児童館、老人福祉住宅の見直しなどの取り組みを進めたほか、プランの進行管理に当たっては、四半期ごとに進捗状況を公表するとともに、新たに「新滝川市活力再生プラン推進市民会議」を設置し、市民目線によるチェックを行っております。

2年連続して市民の皆様にご迷惑とご心配をおかけした事件を反省し、失われた市役所の信頼回復のために作成した「市民の皆様信頼される市役所づくり推進プラン」に基づき、「滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」の制定に加え、「滝川市人材育成基本方針」を策定し、職員一丸となって取り組みを進めました。

また、「滝川市信頼回復推進市民会議」を設置し、意識行動改革・組織改革の進捗状況及び福祉

事務所の再発防止策の取り組み状況、滝川市再生基金の積み立て状況について、市民目線によるチェックと専門家としての助言をいただき、意見等を反映してまいりました。

プラン策定後に、発生した不祥事等に対応するために、団体への業務従事の見直しや事務引き継ぎの徹底を図るとともに、不正やミスのチェック体制や相談体制などに関し、新たに5つの対応方針を定めるなど、内部チェックの強化とさらなる意識改革に努めました。

公正な職務の執行体制の確立に向けて、滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づき、特定要求行為への組織対応、内部の不正を明らかにする公益目的通報など、職員研修を適宜実施し、組織として対応する仕組みの整備に努めました。

職員の能力開発については、滝川市人材育成基本方針に基づき、役職に応じた研修を実施したほか、気づき研修、ファシリテート研修など組織的な課題に対応した特色のある研修を実施しました。

人事評価制度については、今後の地方公務員法改正による新たな制度の導入を見据え、職員の職務に対する実績を評価する「業績評価」について管理職を対象に試行しました。

公益的法人等の支援については、業務内容と職務権限の明確化を図るため、職員による業務従事を廃止するとともに、各団体の組織基盤の確立と早期自立を推進するため、財政支援のあり方を見直しました。

消費者相談体制の強化と効率化を図るため、滝川地方消費者センターを窓口にして、平成22年度から奈井江町・浦臼町・新十津川町・雨竜町の4町からの消費者相談も行う業務の広域化に取り組みました。

行政への市民参加と市役所組織のスリム化を進めるため、3団体・11個人の協力を得て、まちづくりセンター、滝川地方消費者センター、印刷センター、森のかがく活動センターの業務のほか、新生児全戸訪問、広報・広聴事業に行政パートナーを導入しました。

新滝川市活力再生プランに定めた職員数削減目標については、2年前倒しで「350人体制」を達成し、将来の組織を支える人材を確保するため、計画的に職員採用を行いました。

平成19年7月に市長・副市長の退職金を減額する規定に改正したほか、新滝川市活力再生プランに基づき、特別職の給与縮減の継続、一般職の給料3パーセント削減、期末・勤勉手当の役職加算凍結、管理職手当の削減を行いました。

新卒未就職者の雇用対策として、市内在住5人を臨時職員に採用するとともに、就職支援のためコミュニケーション能力の向上などの研修を実施いたしました。

市税収納率の向上を図るため、口座振替の奨励や夜間納税相談などの納税啓発を推進したほか、滞納者の早期の資力調査、インターネット公売の実施等、迅速な滞納処分を行いました。景気の低迷等の要因により現年度分の収納率は伸び悩んだものの、ただいま申しあげましたような対応から、滞納繰り越し分と全体の収納率は大きく向上いたしました。

また、国民健康保険税については、国の調整交付金の減額措置を受けない収納率を維持しました。

国民健康保険税の公平性を確保するため、資産割のあり方について検討し、平成22年度から資産割を廃止し、賦課方式を4方式から3方式に変更し一部減税を行いました。

平成19年度から21年度まで、国の制度に則して市債の繰上償還、低利資金への借換えを行い、

将来負担を大幅に軽減するとともに、学校施設の整備、ごみ処理施設建設の財政需要に備え、平成21年度及び22年度において基金の積み立てを行いました。

平成19年度決算から算定や公表が義務づけられた地方自治体の健全化判断比率については、4つの指標についてすべて健全段階にあり、年々数値は改善いたしております。

新たな自主財源の確保を図るため、広報たきかわ、市公式ホームページ、庁舎壁面等を媒体とした有料広告事業に取り組みました。

下水道事業については、平成19年度から20年度までの2年間で、資産台帳の整備を実施するとともに、経営の健全化と明確化を図るため、平成21年度から企業会計へ移行し、公営企業法の一部を適用しました。

土地開発公社及び第三セクターの改革等については、市からの短期貸付金や損失補償は段階的に解消してきました。短期貸付金は平成19年度から22年度までの4年間で、滝川市土地開発公社3億9,200万円の減、(株)滝川振興公社1億4,000万円の減、(株)滝川グリーنز220万円の減とし、土地開発公社の債務保証及び第三セクターの損失補償は平成22年度までにすべて解消いたしました。

また、滝川市土地開発公社については、平成25年度末の解散に向け、平成19年度から22年度までの4年間に於いて簿価合計2億3,823万3,000円の公有地先行取得用地を計画的に買い戻し、今後買い戻しが必要な公有地の残りを1億7,059万6,000円としました。

(株)滝川農業開発公社については、その存在意義、現在の経営状況、市内農業振興に与える影響など、多角的に検討を重ね、解散することとし、経営状況の改善が見込まれない第三セクターに対する将来の財務リスクの解消に努めました。

以上、4年間の滝川市行政の成果について申し上げましたが、総合行政の推進と、初めて掲げさせていただきました40項目の政策提言の実現に、議会の決定を基礎として、市民力・職員力を結集して一定の成果を上げることができましたことに心から感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。

なお、ただいまの予算大綱等説明の前段部分の中で、3ページでございますが、1―3、企業等の誘致や新しい産業の創出を推進しますの中で、「滝川市畜産試験場跡地協議会」と記載しておりますが、「滝川市畜産試験場跡地利用協議会」が正しい名称でございますので、口頭で訂正をさせていただきますと思います。

以上をもちまして、予算大綱等説明のうち前段の部分について終わらせていただきます。

○議長 市長の説明途中であります、時間でありますので、休憩に入ります。再開は13時ちょうどいたします。休憩をいたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時03分

○議長 では、議事を再開いたします。

市長、説明を続けてください。どうぞ。

○市長 次に、平成23年度各会計予算案の大綱についてご説明をさせていただきます。

平成23年度は統一地方選挙の年でありますことから、当初予算については、継続事業、經常経費を中心とした骨格予算としておりますが、開西中学校の改築、図書館及びまちづくりセンターの街なか移転など計画的に進めてきた重点事業や優先度・重要度などから当初予算に計上が必要とされる事業についても最大限盛り込んだところでございます。

また、国の経済対策に呼応して、その財源を積極的に活用し、効果的に地域経済の活性化に大きな相乗効果が及ぶように配慮した予算とするため、2月18日の平成23年第1回市議会臨時会で議決いただいた地域活性化交付金事業等と一体的な予算編成を行い、地域経済活性化を最大限配慮したものとなっております。

現年収納率97.8パーセントを目指した市税の確保、土地開発公社の先行取得用地の計画的な買い戻しなどにより、引き続き、市全体の財政の健全化を維持しつつ、本市が未来に向けて力強く踏み出していけるよう、現在積極的に推進している5つの基本戦略に基づき、予算を計上いたしました。

この結果、一般会計206億3,700万円、特別会計111億9,497万円、下水道事業会計支出25億9,097万円、病院事業会計支出87億3,634万円であり、各会計の歳出総額は431億5,928万円で、平成22年度当初予算と比較して、8.4パーセントの減、金額では39億4,448万円の減となりました。

次に、会計別の概要を申し上げます。

一般会計におきましては、学校施設整備事業及び子ども手当の増などにより予算額206億3,700万円で、前年比2.3パーセント増となっております。

性質別に見ますと、人件費については建設事業費支弁分も含め、人事院勧告に伴う給料及び職員手当の減などにより予算額36億2,866万円で、前年比2.3パーセント減、扶助費は、子ども手当、障害者自立支援給付費及び生活保護費の増などにより予算額35億573万円で、前年比7.5パーセント増、建設事業費は、開西中学校の改築、図書館及びまちづくりセンターの街なか移転などにより予算額11億1,161万円で、前年比56.3パーセントの増となっております。公債費は、地方債償還金と償還利子の減などにより予算額23億1,772万円で、前年比6.0パーセントの減となっています。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、保険給付費の減などにより予算額53億8,910万円で、前年比0.1パーセント減、老人保健特別会計におきましては、法令による設置義務がなくなり、会計規模も小さくなっているため特別会計を廃止しました。公営住宅事業特別会計におきましては、建てかえ事業費の減などにより予算額6億6,664万円で、前年比27.0パーセント減、介護保険特別会計におきましては、保険事業勘定が、保険給付費の増などにより予算額32億5,710万円で、前年比11.3パーセント増、介護サービス事業勘定が、サービス事業費の増などにより予算額14億336万円で、前年比1.5パーセント増、介護保険特別会計総体で、予算額46億6,046万円で、前年比8.1パーセント増、後期高齢者医療特別会計におきまし

ては、広域連合負担金の減などにより予算額４億７，８７７万円で、前年比４．４パーセント減、下水道事業会計におきましては、市債の償還利子の減などにより支出額２５億９，０９７万円で、前年比０．７パーセント減、病院事業会計におきましては、改築事業本体工事完了による改築事業費の減などにより支出額８億３，６３４万円で、前年比３３．８パーセント減となりました。

次に、普通建設事業費の全体予算について各会計ごとにご説明申し上げます。

一般会計では、開西中学校改築工事費５億３，９６４万円、滝川市立図書館移転改修工事費１億１，１７９万円、まちづくりセンター改修事業費２億２，２６８万円等を含め、総額で１１億１，１６１万円、公営住宅事業特別会計では、２億８，２５８万円、下水道事業会計では、２億１，１４６万円、病院事業会計では、６億３，２２７万円、全体で前年度比７３．３パーセント減の２億３，７９２万円を計上しました。

なお、繰越明許費を含めた実質的な平成２３年度全会計建設事業費は２億１億１１８万円となっております。

引き続き、施策の主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、「経済再生プラン」についてです。

農業の振興については、地域共同による農村景観や環境保全に取り組む活動を支援するため、農地・水・環境保全向上対策事業費３，１６４万円、認定農業者や新規就農者、農業後継者を育成・確保するため、担い手育成支援事業費１億５，９００万円、農家の経営安定化を支援するため、農業振興補償融資原資貸付金４，５００万円、農業生産基盤を整備するため、道営土地改良事業計画樹立事業負担金２億２，５００万円を計上しました。

商業の振興については、中心市街地及び商店会等の活性化を進めるため、商店街アーケード照明維持費補助金１億８，０００万円、商店街振興対策事業補助金５，０００万円、滝川駅前再開発ビル活性化ビジョン策定事業費３億７，３００万円、街なか共同住宅建設事業補助金８，４００万円、街なか地域文化交流広場事業補助金８，８５０万円を計上いたしました。

企業誘致については、滝川産農産物を活用する食品加工関連会社を中心とした誘致活動を進めるため、企業誘致事業費６，５００万円を計上しました。

新しい産業の創出については、産業創造パワーアップ資金融資原資貸付金４，１６２万円、産業立地資金融資原資貸付金３，４２９万円を計上しました。

中小企業の支援、労働環境の向上の推進については、中小企業等の経営基盤を強化するため、店舗リフレッシュ資金融資原資貸付金１，９５７万円、特別融資原資貸付金２億円、積極的な雇用創出・就業機会の確保を図るため、緊急雇用創出推進事業費１億，６０９万円、重点分野雇用創造事業費４，６１４万円、季節労働者や季節移動労働者を支援するため、通年雇用促進支援事業費２，０００万円、季節移動労働者援護事業費１，０００万円、高齢者が生きがいを持てるような就労機会を確保するため、シルバー人材センター運営費補助金８，８００万円、技能労働者の人材を育成するため、中空知地域職業訓練センター協会負担金１，６７５万円を計上しました。

次に、「教育再生プラン」についてです。

小中学校の教育については、いじめ根絶の啓発や相談体制を強化し、児童生徒の豊かな心をはぐ

くむため、心の教育推進事業費４１２万円、学校におけるきめ細やかな見守りや指導を充実するため、少人数学級実践研究事業費１，０２４万円、学校サポート事業費１，０９６万円、学校・家庭・地域が一体となって子供を育てる体制を目指すため、学校支援地域本部事業費１５６万円、児童・生徒の登下校を安心して行うため、児童見守りシステム導入事業費１８０万円を計上しました。

学校施設の整備については、耐震診断の結果を踏まえ、計画的な改修を進めるため、開西中学校改築工事費５億３，９６４万円、滝川第三小学校改築基本設計業務委託料１，５０８万円、東小学校トイレ改修工事費２，１７４万円を計上しました。

高等学校教育については、アメリカのロングメドー高校に短期留学生を派遣するため、西高等学校短期留学支援事業負担金１５万円、高校生の心の問題に対応するため、スクールカウンセラー配置事業費６５万円、地域の産業を支える人材育成拠点として重要な役割を担う滝川工業高等学校の充実・発展のため、滝川工業高等学校の活性化を支援する会交付金１０万円を計上しました。

社会教育の振興については、図書館を市役所２階に移転するため、図書館移転改修工事費１億１，１７９万円、図書館活用向上調査事業費６４５万円、学校と連携した子供の読書活動を推進するため、学校との連携による子供の読書活動支援事業費６２万円、子供たちの「科学する心」をはぐくむため、わくわくサイエンス構築事業費１４万円、美術自然史館の活性化を図るため、「たきかわカルタ」原画展開催費４６万円、特別展「そら、なう」開催費５１万円、ふるさとの画家坪谷六郎展開催費１００万円を計上しました。

スポーツの振興については、市民のスポーツ推進と健康を増進するため、体育協会運営管理費補助金４，３５１万円、体育施設運営管理代行負担金５，６１３万円、体育施設の耐震改修に向け、青年体育センター耐震改修実施設計委託料２６８万円、勤労青少年ホーム体育館耐震改修実施設計委託料８７万円を計上いたしました。國學院大學北海道短期大学部の人材等の活用については、地域と共同で進める文化活動や文化事業を支援するため、國學院大學北海道短期大学部コミュニティカレッジ支援事業費１００万円を計上しました。

次に、「暮らし向上プラン」についてです。

子育て・子育て支援の充実については、多様な保育ニーズへの対応や子育て支援を推進するため、保育所運営事業費２億７，８１５万円、子育て支援センター事業費３３５万円、子育て親子の交流の場の提供と促進を図るため、つどいの広場事業費５４９万円、子供の安全な居場所づくりなど、放課後児童対策を進めるため、放課後児童クラブ事業費１，５３６万円、放課後子ども教室運営事業費４８６万円、地域での子供の見守りや親が安心して働くことのできる環境づくりを進めるため、新生児全戸訪問事業費６７万円、ファミリーサポート事業費３５万円、児童福祉のため、子ども手当７億２，０１６万円、乳幼児等医療助成費４，５２３万円、ひとり親家庭等医療助成費１，８７４万円、児童扶養手当費２億４，９９１万円を計上いたしました。

健康づくりの推進については、市民の健康づくりと健康管理を推進するため、保健事業費２，１１３万円、妊婦健康診査事業費３，０９４万円、歯科保健事業費２３７万円、栄養改善事業費１８２万円、予防接種事業費４，０１１万円、健康なまちづくり推進事業費１，２９３万円、特定健康診査等事業費３，４６７万円、女性特有のがん検診事業費６１９万円。

地域医療の拠点施設整備については、市立病院の建てかえに伴う、ひさし等付帯工事及び解体・外構工事費６億３，２２７万円を計上しました。

高齢者の支援については、介護保険を円滑に推進するため、介護保険給付費３０億３，９６１万円、介護サービス事業として、デイサービスセンター運営費１億７，０７４万円、老人保健施設運営費４億４，０５８万円、特別養護老人ホーム運営費６億７，９８４万円、介護予防支援事業所運営費１，８１２万円、高齢者の在宅支援のため、地域支援事業費８，０５７万円、後期高齢者医療制度を円滑に推進するため、北海道後期高齢者医療広域連合負担金５億９１１万円を計上しました。

障がい者福祉の充実については、障害者自立支援給付事業費６億７，０１９万円、障害者自立支援医療事業費７，１４０万円、障害者地域生活支援事業費２，２２５万円、特別障害者手当等事業費２，４８８万円、障がい者の民間雇用促進に向け、市役所で職業訓練を行うため、障害者雇用対策費１，５９２万円を計上しました。

安全で安心なまちづくりについては、地域防災対策を推進するため、滝川市地域防災訓練事業費２８万円、水防対策事業費８１３万円を計上しました。消防・救急救助体制を整備し、充実するため、滝川地区広域消防事務組合負担金６億１０３万円、消防活動支援等事業交付金３０万円を計上しました。

豊かな住まい・環境づくりの推進については、安心で暮らしやすい住環境づくりを目指すため、泉町団地２棟目建設工事・東町団地１棟目実施設計など、公営住宅建てかえ・改善事業費２億８，７７１万円、一般住宅の耐久性及び耐震性につながる改築等を支援するため、住宅施策推進事業費３，５４１万円、子供からお年寄りまで利用できる地域の公園を整備するため、黄金町児童遊園造成工事など、公園緑地造成事業費３，３３１万円、旧合流式下水道区域の分流化工事として、下水道合流改善事業費６，６７５万円、中継ポンプ場更新のため、中継ポンプ場更新工事費４，１００万円、下水道の整備のため、下水道整備事業費１，０００万円、農村地域における生活環境を改善するため、個別排水処理事業費８８０万円、水道水を安全に供給するため、中空知広域水道企業団負担金及び出資金１億２，７０８万円を計上しました。

交通環境の整備については、交通体系を踏まえた道路網の整備として、東町３８０号線道路改良舗装工事など、道路新設改良事業費９，１４０万円、冬期間における交通網を確保するため、除排雪対策費４億２，４２１万円、流雪溝管理費３，０１３万円、除雪用車両購入費２，９９７万円、交通安全対策を充実するため、交通安全対策事業費３２２万円、市民がつくる「北のエコ・コンパクトシティ たきかわ」の推進のため、都市計画基礎調査等補完業務委託料等３，３７９万円、路線バス等の実証運行・検証等を行い、地域公共交通を活性化するため、滝川市地域公共交通活性化協議会補助金４００万円を計上しました。

ごみの減量化とリサイクルの推進については、適切に廃棄物を処理するため、じん芥収集及び分別収集経費２億６，２３８万円、ごみ減量化推進事業費９４７万円、最終処分場運営管理費２，８０２万円、廃棄物の安定処理のための可燃ごみ焼却施設の建設に向けて、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金５，２５５万円、中空知衛生施設組合リサイクリン等の運営管理費として、中空知衛生施設組合負担金５億３，８２７万円、地域の環境を守り育てる取り組みを進めるため、環境に

やさしいまちづくり事業費 23 万円、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めるため、資源の環
(わ) づくり推進事業費 5 万円、使用済み食用油燃料化推進事業費 165 万円、国際森林年に当
たり、森林保全の重要性を認識し緑豊かな森づくりを進めるため、健康の森づくり事業費 163 万円、
公団分収造林事業費 258 万円を計上しました。

次に、「観光・文化・定住促進プラン」についてです。

観光の振興については、地域の観光力を高めるため、観光協会の体制強化を図り、事業活動を一
本化し観光振興を進めるため、たきかわ観光協会補助金 870 万円、滝川市観光大使・横綱白鵬関
にご協力いただき、滝川の魅力をより広く PR するため、横綱白鵬関プロジェクト事業費 580 万
円、滝川観光の代表的なものの一つとなった「菜の花」について、さらに観光資源として活用する
ため、たきかわ菜の花まつり実行委員会補助金 50 万円、丸加高原における花畑造成などにより外
客を誘致するため、花観光事業費 249 万円、滝川ふれ愛の里のコテージ等を改修し集客数をふや
すため、滝川ふれ愛の里施設等修繕料 1,512 万円を計上しました。

地域の芸術文化の振興については、「風がみつけた街」たきかわ音楽祭補助金 70 万円、滝川市
民文化祭補助金 120 万円、たきかわ文化村推進事業補助金 50 万円を計上しました。

文化の創造については、「そらぶちキッズキャンプ」の実現化に向けた支援を行うため、そらぶ
ちキッズキャンプ事業補助金 200 万円、これまでに「そらぶちキッズキャンプを応援するた
め」と市に寄せられた寄附金を施設建設補助として法人に交付するため、そらぶちキッズキャンプ
施設建設事業補助金 1,850 万円を計上しました。

移住・定住の推進については、希望に合った移住プランの提案、受け入れ体制を整備し、移住定
住を促進するため、ウエルカムプロジェクト事業費 80 万円を計上しました。

国際交流の推進については、国際交流を軸としたまちづくりのため、滝川国際交流協会補助金 3
45 万円、モンゴルから農業技術研修員 2 名の受け入れで、自治体職員協力交流事業費 788 万円、
英語の国際交流員 1 名に加え、モンゴル交流の橋渡し役として新たにモンゴル人国際交流員を配置
するため、JET プログラムによる国際交流員配置事業費 920 万円を計上しました。

次に、「行財政改革プラン」についてです。

まちづくりの推進については、市民の活動拠点となるまちづくりセンターを街なかに移転し、市
民活動を積極的に推進するため、まちづくりセンター街なか移転事業費 2 億 3,440 万円、行政
への市民参加、市民との協働によるまちづくりを推進するため、行政パートナー活用事業費 862
万円、市民自治基本条例策定事業費 88 万円、コミュニティ施設を市民と協働で管理するため、コ
ミュニティ施設管理代行負担金 1,838 万円、地域のコミュニティ活動を充実するため、コミュ
ニティ推進事業補助金 25 万円、町内会等へ街路灯の維持・北電柱への切りかえを支援するため、
街路灯維持・設置費補助金 4,064 万円、新卒未就職者の支援のため、市臨時職員雇用対策費 6
25 万円を計上しました。

次に、これらに見合う平成 23 年度一般会計歳入の主なものについてであります。

市税については、現年収納率 97.8 パーセント、滞納繰り越し分 11.6 パーセント、合わせ
て 87.8 パーセントの収納率を確保する予算となっています。景気低迷による個人所得の減少、

土地評価額の下落傾向など依然として厳しい状況にありますが、法人市民税の全国的な企業収益の持ち直し傾向を配慮し、総額としては増を見込み、対前年2,671万円増の42億6,637万円、地方交付税については、国の経済・地方対策に伴い、普通交付税、特別交付税を合わせて、対前年3,686万円増の72億5,283万円、分担金及び負担金については、子育て支援施策として保育料の10パーセント引き下げを行うことの影響額1,260万円を含めて、対前年3,977万円減の2億9,475万円、その他の歳入といたしまして、国庫支出金29億6,752万円、道支出金8億7,893万円、市債12億953万円を計上いたしました。

基金繰入金については、対前年5,229万円増の1億2,343万円を計上しておりますが、2年連続で収支不足を補填するための財政調整基金等の繰り入れは行わずに、予算編成をいたしました。

平成22年度からの繰越明許費は、国の第1次補正により交付見込みの地域活性化・きめ細かな交付金事業3億8,420万円、住民生活に光をそそぐ交付金事業1,544万円のほか、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業4,286万円、滝川駅バリアフリー化設備整備事業補助金8,410万円、東小学校屋内体育館耐震補強工事497万円の合計5億3,157万円であり、4月以降早い段階で事業着手が可能となるように対応をいたしました。

以上、平成23年度の各会計予算案の大綱について申し上げます。

骨格予算ではありますが、厳しい行財政運営の中にあっても、十分配慮して予算計上いたしました。が、これらを基礎として、平成23年第2回定例会における政策予算を重ねて、夢をカタチにできる街の実現に大きな期待を寄せているところであります。

市民の皆様並びに市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願いを申し上げ、慎重なご審議と適切なご決定をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

以上をもって平成23年度予算大綱等の説明を終わりますが、もし読み間違い等がございましたら、それはお手元にお配りをさせていただいている文書が正しいものでありますので、先ほど修正をさせていただいたもの以外はそういう扱いをさせていただきたいと存じます。どうもありがとうございました。

○議長 では、続いて議案第12号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第12号 滝川市総務部及び滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明いたします。

滝川市民会館については、新滝川市活力再生プランにおいて民間へ貸与、譲渡をすることと位置づけており、平成21年度において滝川市民会館基本方針に基づき公募を行ったところ、申請なしとして不調に終わったところであり、本年度についても再度公募を行うべく、民間業者に対し意向調査を実施したところ、参入の可能性が極めて低い結果となったことから公募については行わないこととしました。こうした状況を踏まえ、平成23年度においても引き続き貸与、譲渡に向けた公募方法の抜本的見直し及び施設のあり方の検討を行うこととして、平成24年3月31日までの間の滝川市民会館及び滝川市郷土館分館華月館に係る指定管理期間については単年度ごとに設定していく必要があることから、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の特

例について定めるため、この条例を制定したいとするものであります。

条例の内容についてご説明いたします。滝川市総務部及び滝川市教育委員会が所管する2つの公の施設、滝川市民会館及び滝川市郷土館分館華月館の管理につきまして、手続条例第5条第1項の規定により3年とされている指定管理期間について1年とする特例措置を講ずる規定を整備したいとするものです。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 議長 議案第13号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第13号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

保健福祉部が所管いたします公の施設のうち、議案に記載いたします一の坂保育所から滝川新生園までの13施設につきまして、平成18年策定の滝川市指定管理者制度適用方針におきまして、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団の一般社会福祉法人化による良質で機動的かつ効率的な経営への移行を図るため、事業団が当面公募によらず指定管理者制度によって引き続き管理を行うことが適当であると指摘したところございまして、現状事業移換等につきましては継続協議を要しますことから平成23年度におきましても指定管理者制度を適用することとし、その指定に当たりましては滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に定められました3年の指定期間を1年とする特例を設けるため、この条例を制定したいとするものでございます。

なお、附則で、施行期日は公布の日から施行したいとするものでございます。

以上を申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長 議長 議案第14号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第14号 滝川市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本条例は、入湯税に係る課税免除の適用対象を拡大するため改正したいとするものでございます。

入湯税につきましては、市税条例で鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものとし、その税率は入湯客1人1日について50円とし、鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者として特別徴収の方法によって徴収するものでございます。また、年齢12歳未満の者と共同浴場もしくは一般公衆浴場またはこれらに類する浴場に入湯する者については、その課税を免除されています。現在課税対象となっている浴場施設において発行している定期券、いわゆるパスポートの使用状況から定期券使用者の使用日数を考慮したとき、共同浴場もしくは一般公衆浴場またはこれらに類する浴場に入湯する者に準ずる状況にあると判断し、今回の条例改正で課税免除とする改正をするものでございます。

改正内容につきまして、議案第14号参考資料、新旧対照表をごらんください。第128条の15に第2項として、前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる者による入湯に準ずるものとして規則で定める入湯に対しては、入湯税を課さないの1項を加える内容でございます。

今回の改正における規則で定める具体的な内容ですが、定期券の料金を北海道で定める公衆浴場料金の大人料金統制額、現行420円ですが、この額で割り返して超える入湯日数について、その

課税を免除するものとする予定でございます。

附則で、平成２３年４月１日施行としたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 議長第１５号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、議案第１５号 滝川市立学校設置管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成２２年１１月に教育委員会が策定いたしました滝川市小中学校適正配置計画に基づきまして、平成２４年度に東栄小学校を東小学校へ統合するため、条例を改正したいとするものでございます。現在両小学校の校長、教頭、教職員、ＰＴＡ、同窓会などの関係者、またそれぞれの校区の地域の代表の方々１８名によります統合準備委員会を設置いたしまして、さらに２つの部会、学校運営部会と地域部会でそれぞれこれから子供たちが一緒になって新たな学校生活を笑顔で送れるように準備を進めているところでございます。また、新年度予算において交流事業に伴う予算を計上しているところでございます。

改正の内容でございますが、次のページの参考資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。別表第１、滝川市立小学校の名称と位置に関する表中、滝川市立東栄小学校の項を削りたいとするものでございます。

なお、この条例の改正につきましては、平成２４年４月１日から施行したいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 議長第１６号の説明を求めます。教育部次長。

○教育部次長 ただいま上程されました議案第１６号 滝川市立図書館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正は、平成２３年１１月に予定している滝川市立図書館の移転に伴い、位置の変更及び事業の見直しを行うため、滝川市立図書館条例を改正したいとするものです。

改正の概要としましては、１点目は図書館の位置の変更、２点目は事業の見直しとして巡回文庫の廃止、視聴覚ライブラリーの運営についての事項の削除であります。巡回文庫につきましては平成２３年３月で廃止し、新たにまごころ本箱はこぶっく事業として地域サービスを実施したいとするものです。視聴覚ライブラリーにつきましては、昭和４７年、中空知広域市町村圏組合で視聴覚ライブラリー事業が開始され、滝川地区においては、滝川地区は滝川市、新十津川町、雨竜町の１市２町でございますが、滝川市立図書館で機材等を管理しておりました。平成１２年３月末にこの事業は廃止されましたが、滝川地区においては継続して事業を運用してまいりました。このたび図書館の移転を機に見直しをしたところ、新図書館に配置を行わないことから今回改正したいとするものです。

それでは、新旧対照表によるご説明を申し上げますので、参考資料をごらんください。第１条の位置、第２条の２号、３号は改正の部分でございます。その他は文言の整理であります。

なお、附則におきまして、この条例は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において規

則で定める日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、平成２３年４月１日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 議長 議案第１７号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、議案第１７号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

改正の趣旨でございますが、平成２５年８月までの実施を目指しまして障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者及び障がい児の地域生活を支援することを目的とした関係法律の整備に関する法律が昨年１２月１０日に公布され、その一部が公布の日から施行されることになりました。これに伴いまして、所要の整備を行うため、滝川市障害者自立支援条例及び滝川市こども発達支援センター条例を改正をしたいとするものでございます。

次のページの参考資料、新旧対照表でご説明申し上げます。初めに、滝川市障害者自立支援条例の一部改正でございます。趣旨規定、第１条中「その有する能力及び適性に応じ、」の文言を削除したいと。これに伴いまして、サービスの支給制限につながるという異議が解消されるというものでございます。

次に、滝川市こども発達支援センター条例の一部改正でございます。利用対象者の規定、第５条第１号中「精神障害者（」の次に「発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第２条第２項に規定する発達障害者を含み、」を加え、「１８歳未満である者」の次に「（法第３１条の２第２項の規定により満１８歳に達した後において満２０歳に達するまでの間にあるこれらの者とみなされる者を含む。）」を加えたいとするものでございます。これによりまして、精神障害者に発達障害者を含めるということの法律上の明示と、また年齢制限を緩和したいとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第１７号の説明とさせていただきます。

○議長 議長 議案第１８号の説明を求めます。教育部次長。

○教育部次長 ただいま上程されました議案第１８号 滝川市勤労青少年ホーム条例を廃止する等の条例についてご説明申し上げます。

滝川市勤労青少年ホームは、勤労する青少年の一般教養の習得や文化活動などの余暇活動を通じた福祉増進を目的として昭和４１年１２月１日に開館し、講座開設などの各種事業を展開したところでありますが、平成２１年４月に策定された新滝川市活力再生プランに基づく検討の結果、勤労青少年ホームの本体部分を平成２３年３月３１日をもって廃止し、体育館部分は市の体育行政の一環として今後においても活用を継続していくことといたしましたので、滝川市勤労青少年ホーム条例の廃止及び滝川市青年体育センター条例の改正を行いたいとするものであります。滝川市青年体育センター条例の改正につきましては、滝川市勤労青少年ホーム体育館を滝川市青年体育センターの分館と位置づけ、名称を滝川市青年体育センター分館本町体育館とする改正であります。

新旧対照表によりご説明を申し上げますので、参考資料をごらんください。第1条の設置では、文言の整理と名称の変更であります。

第2条の名称及び位置では、本館、分館を表にして明記するという改正であります。

第4条の事業では、文言整理と施設の運営状況に合わせた改正であります。

別表第1（第9条の2第1項関係）では、利用料金設定基準に本館と分館とを分けて明記し、本町体育館の利用料金を設定しようとするものです。

別表の備考では、分館としたことによる文言整理であります。

施行期日は平成23年4月1日とし、経過措置としてこの条例の改正前の利用者に不利益が及ばないための措置を講じようとするものであります。

なお、これまでの滝川市勤労青少年ホームにおいてさまざまな事業を推進、支援しております滝川市勤労青少年ホーム利用者協議会並びに滝川市勤労青少年ホーム振興会を初めとした関係者の活動等につきましては、必要な改修等の整備を行った上で滝川市中央児童センターを拠点といたしまして次世代の滝川を担う青年の活動及び交流、リーダー育成などのさらなる充実を図ることといたします。

以上で説明とさせていただきます。

○議長 議案第20号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第20号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

改正の趣旨でございますが、出産に係る経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る被用者保険の出産育児一時金の額が暫定措置として4万円引き上げられ、滝川市国民健康保険においても同様の措置を行っているところでありますが、被用者保険の状況にかんがみ、当該暫定措置として引き上げを行っている出産育児一時金の額について39万円、産科医療補償制度等に参加する医療機関等において出産した場合は42万円を平成23年4月1日以降の出産についても継続するため、改正したいとするものでございます。

改正内容につきまして、議案第20号参考資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第5条第1項中、35万円を39万円に改める。附則第3項を削るとするものです。

附則で、平成23年4月1日から施行、経過措置として改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に行われた出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例によるものとしたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 議案第21号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、議案第21号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨は、被保険者の要介護認定等に係る審査判定業務を行う滝川市介護認定審査会委員に

つきまして、年間２４回に及ぶ会議への出席を要しているところでございます、そのための事前準備、作業等に係る負担も大きいことから、各委員の負担軽減を図ることを目的として委員定数を増加するため、滝川市介護保険条例を改正をしたいとするものでございます。

次のページの参考資料、新旧対照表でご説明を申し上げます。介護認定審査会委員の定数の規定、第３条中、２０人を３０人以内に改正をしたいとするものでございます。

次に、普通徴収に係る納期等の規定、第６条第３項でございますが、文言整理であります。

なお、附則におきまして、この条例は平成２３年４月１日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第２１号の説明とさせていただきます。

○議 長 議案第２２号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第２２号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

この議案は、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、先ほど指定管理期間の特例に関する条例を制定したいとした滝川市民会館及び滝川市郷土館分館華月館であります。指定管理者となるべき団体は、中央ビルメンテナンス株式会社空知支店支店長、竹内弘であります。指定期間は、平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの１年間であります。

次に、選定に至る経過であります。本２施設については２１年度新滝川市活力再生プランに基づく公募の結果、不調に終わったところであり、本年度についても民間業者の参入の可能性が極めて低いことから公募については行わないこととしました。平成２３年度においては、公募方法の抜本的見直し等を行い、貸与、譲渡のため手続を進めていくことを予定しておりますことから、公募により新たに３年間の指定管理者を選定するのではなく、現指定管理者との協議のもと、１年間に限り現指定管理者により管理を継続していただくとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議 長 議案第２３号の説明を求めます。教育部次長。

○教育部次長 ただいま上程されました議案第２３号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、議案第１８号において滝川市青年体育センター条例の一部を改正したいと提案しております滝川市青年体育センター分館本町体育館であります。指定管理者となるべく団体は、財団法人滝川市体育協会会長、山腰修司であります。指定期間は、平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日までの３年間であります。

なお、公募を行わない理由としましては、本町体育館が街なかの体育施設であり、本市の体育振興施策の実現を目指し、青年体育センター、スポーツセンターと一体とした施設として活用したいとするものであり、スポーツ大会の招致など青年体育センターの第２体育館としての使用が可能と

なりますこともあり、財団法人滝川市体育協会は体育施設の運営管理のノウハウを持ち、管理運営体制も整っていることなどが主な理由であります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 議案第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、一の坂保育所、江部乙保育所、花月保育所であります。指定管理者となるべき団体は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団理事長、深村完市氏でございます。指定期間は、議案第13号関連でございますが、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間でございます。

続きまして、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設は滝川市養護老人ホーム緑寿園、滝川市特別養護老人ホーム緑寿園、滝川市軽費老人ホーム緑寿園でございます。指定管理者となるべき団体は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団理事長、深村完市氏でございます。指定期間は、同じく議案第13号関連で平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間でございます。

続きまして、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明をいたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市西町デイサービスセンター、滝川市デイサービスセンターすずかけ、滝川市見晴デイサービスセンターでございます。指定管理者となるべき団体は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団理事長、深村完市氏でございます。指定期間は、同じく議案の第13号関連で平成23年4月1日から平成24年の3月31日までの1年間でございます。

続きまして、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市老人保健施設ナイスケアすずかけでございます。指定管理者となるべき団体は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団理事長、深村完市氏でございます。指定期間は、同じく議案第13号関連で平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間でございます。

続きまして、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市三世代交流センターでございます。指定管理者となるべき団体は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団理事長、深村完市氏でございます。指定期

間は、同じく議案第13号関連でございますが、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間でございます。

続きまして、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川更生園、滝川新生園でございます。指定管理者となるべき団体は、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団理事長、深村完市氏でございます。指定期間は、同じく議案第13号関連でございますが、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間でございます。

以上、議案第24号から議案第29号までの提案説明とさせていただきます。

○議長 議案第32号、第33号、第34号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第32号 一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の受託についてをご説明いたします。

平成21年に中空知5市5町と空知支庁で構成される中空知地域広域連携研究会を設置し、関係市町間が連携協力して取り組むことが実施可能な共同化事務として調査研究を進めたところ、旅券の発給申請受理、交付事務が位置づけられました。平成22年7月より関係市町間で検討を重ね、浦臼町、新十津川町、雨竜町が道より権限移譲後滝川市へ事務委託を、滝川市は事務受託をすることで協議が調いました。平成22年12月、道議会で浦臼町への権限移譲の条例改正が議決されたのを受け、地方自治法第252条の14の規定により、一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務を別紙規約により浦臼町から委託を受けることとしたいとするものです。

附則で、この規約は平成23年7月1日から施行したいとするものでございます。

続きまして、議案第33号、議案第32号同様、平成22年12月、道議会で新十津川町への権限移譲の条例改正が議決されたのを受け、地方自治法第252条の14の規定により、一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務を別紙規約により新十津川町から委託を受けることとしたいとするものです。

附則で、この規約は平成23年7月1日から施行したいとするものでございます。

続きまして、議案第34号 一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務の受託についてでございますが、議案第33号同様、平成22年12月、道議会で雨竜町への権限委譲の条例改正が議決されたのを受け、地方自治法第252条の14の規定により、一般旅券の発給申請受理及び交付に関する事務を別紙規約により雨竜町から委託を受けることとしたいとするものです。

附則で、この規約は平成23年7月1日から施行したいとするものです。

以上を申し上げ、議案第32号、議案第33号、議案第34号の説明とさせていただきます。

○議長 以上をもちまして平成23年度予算大綱等説明並びに議案第1号から第7号まで、第12号から第18号まで、第20号から第29号まで、第32号から第34号までの説明を終了いたします。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時05分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成23年第1回滝川市議会定例会（第2日目）

平成23年 3月 4日（金）

午前10時01分 開 議

午後 2時40分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 3 議案第 8号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 4 議案第 9号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第10号 平成22年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第11号 平成22年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第19号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第30号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○出席議員（17名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒 井 隆 裕 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	関 藤 龍 也 君	7番	山 口 清 悦 君
8番	中 田 翼 君	9番	大 谷 久美子 君
10番	荒 木 文 一 君	11番	堀 重 雄 君
12番	三 上 裕 久 君	13番	堀 田 建 司 君
14番	田 村 勇 君	15番	山 腰 修 司 君
16番	井 上 正 雄 君	17番	水 口 典 一 君
18番	山 木 昇 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
会計管理者兼理事	飯 沼 清 孝 君	総 括 理 事	高 橋 賢 司 君
総 務 部 長	吉 井 裕 視 君	総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君
市民生活部長	西 村 孝 君	市民生活部次長	伊 藤 克 之 君

保 健 福 祉 部 長	橘 弘 恭 君
経 済 部 長	若 山 重 樹 君
経 済 部 参 事	佐々木 邦 義 君
建 設 部 技 監	三 谷 文 彰 君
教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君
総 務 課 長	田 中 嘉 樹 君

保 健 福 祉 部 次 長	佐々木 哲 君
経 済 部 参 事	多 田 幸 秀 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君
教 育 部 長	舘 敏 弘 君
教育部指導参事	春 田 淳 一 君
病院事務部長	東 照 明 君
財 政 課 長	山 崎 猛 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	中 嶋 康 雄 君
書 記	寺 嶋 悟 君

次 長	田 湯 宏 昌 君
書 記	村 井 理 君

開議 午前10時01分

◎開議宣告

○議 長 ただいまの出席議員数は、16名であります。

遅刻の申し出は、窪之内議員です。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、大谷議員、荒木議員を指名いたします。

◎日程第2 報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議 長 日程第2、報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 皆さん、おはようございます。それでは、報告第1号 専決処分についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告したいとするものであります。

専決事項につきましては、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。

事故発生日時につきましては、平成22年12月29日午後4時35分ごろでございます。

事故発生場所は、滝川市新町3丁目4番地先でございます。

相手方につきましては、滝川市一の坂町東3丁目13番16号にお住まいの松本勇様でございます。

損害賠償額は、28万1,253円でございます。

事故原因につきましては、本庁に勤務する教育委員会職員が図書館との打ち合わせを終え、公用車両で帰庁するため図書館敷地から後退して市道に出たところ、市道に駐車していました相手方車両に衝突し、損害を与えたものでございます。

専決処分年月日につきましては、平成23年2月18日でございます。

日ごろより職員に対しては、公用車の安全運転につきまして指導を徹底していたところでございますが、このような事故を起こしてしまい、損害を与えた松本様、市民の皆様に対しまして心より深くおわび申し上げます。なお、事故を起こした職員には教育長から厳重に注意を行ったところでございます。

なお、賠償額につきましては、全額市が加入しております全国市有物件災害共済会の保険での給付となりますことを申し添えさせていただきます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第3 議案第8号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第10号）

○議長 日程第3、議案第8号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 議案第8号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

今回の補正は、扶助費や他会計繰出金、各基金への積立金、各事業費など、年度末を控え、各経費の確定見込みによる過不足の調整並びに普通交付税、国庫支出金、道支出金、市債などの歳入の確定等に伴う補正とあわせて燃料単価の急騰に伴い、指定管理施設を含む各公共施設の燃料費等の補正が主な内容となっています。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ3億7,010万1,000円を追加し、予算の総額を213億8,336万7,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費の補正でございますが、繰越明許費の追加は第2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の廃止及び変更は第3表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

7ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正でございます。平成23年度に繰り越して使用する経費は、次の2事業に係る経費でございます。初めに、駅のエレベーター関連ですが、交通バリアフリー化促進事業の8,410万円でございます。北海道旅客鉄道株式会社が事業主体として、国及び市が同社に3分の1ずつ補助を行う滝川駅バリアフリー化設備整備事業について、詳細設計により工期等の関係から年度内完了が困難である見込みとなったため、全額繰越明許とするものであります。

東小学校屋内体育館耐震改修事業の496万7,000円でございます。東小学校の屋内体育館耐震改修事業につきまして、政府はデフレ脱却の基盤づくりのための緊急的対応として平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費の活用を昨年9月に閣議決定し、各省庁はそれを財源に各種補助金等の増額を行いました。当市においては、同補助金のうち唯一申請が可能であった学校の耐震補強工事につきまして補助金の交付が決定したところですが、工事が年度内に完了しないため全額繰越明許とするものであります。

第3表、地方債補正でございます。初めに、廃止ですが、第三セクター等改革推進債につきまして、年度末の財政収支状況等をかんがみ、発行について検討した結果、一般財源で措置することが可能と判断し、起債の発行を取りやめるため廃止するものであります。

変更といたしまして、経営体育成基盤整備事業債、3,260万円を減じて2,440万円、公園緑地整備事業債、80万円を減じて790万円、道路新設改良事業債、340万円を減じて3億470万円、義務教育施設整備事業債、690万円を減じて5,270万円、図書館整備事業債、60万円を減じて170万円、臨時財政対策債、1億2,028万7,000円を増額し8億9,202万3,000円にそれぞれ限度額を変更するものであります。

続いて、補正の内容につきましては、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、18、19ページをお開き願います。2款1項4目財産管理費、補正額1億1,425万6,000円の増額につきましては、庁舎等の維持管理に要する経費60万3,000円の増額、財産の取得、管理及び処分に要する経費1億1,365万3,000円の増額の補正でございます。庁舎等の維持管理に要する経費につきましては、燃料単価が年度当初より値上がりが続ки、平成23年2月1日現在で当初予算時との単価差が灯油で19円、A重油で13.5円、ガソリンが13円等となり、不足が生じる見込みのため燃料費の補正をしたいとするものでございます。財産の取得、管理及び処分に要する経費につきましては、基金利息収入及び寄附金の見込額の確定に伴い、未来づくり基金積立金ほかを補正したいとするものでございます。なお、国際交流事業基金積立金については、基金利息の見込額の確定による9万4,000円の減額と国際交流事業の発展に向け、将来の財政需要に備えた計画的な積み立てを実施するため、新たに1,000万円の積み立てを行いたいとするものでございます。また、施設整備政策基金積立金についても基金利息収入及び寄附金の見込額の確定に伴う115万8,000円の増額と将来の財政需要に備えた計画的な積み立てを実施するため、新たに1億円の積み立てを行いたいとするものでございます。

2款1項9目交通安全対策費、補正額3,000円の減額につきましては、基金利息収入の見込額の確定に伴い、交通安全対策事業整備等基金積立金を減額補正したいとするものでございます。

3款1項1目社会福祉費、補正額848万4,000円の増額につきましては、基金利息収入及び寄附金の見込額の確定に伴い、社会福祉事業振興基金積立金を補正したいとするものでございます。

3款1項2目障害者福祉費、補正額2,845万9,000円の増額につきましては、障害者自立支援給付に要する経費2,700万円の増額、障害者自立支援医療に要する経費945万9,000円の増額、重度心身障害者医療に要する経費800万円の減額の補正でございます。障害者自立支援に要する経費につきましては、デイサービス利用者のうち重度障がい者の利用が増加したことやケアホーム利用者が当初見込みに対して増となったこと、入所、通所施設利用者の増となったことから補正したいとするものでございます。障害者自立支援医療に要する経費につきましては、更生医療受給者の増などにより医療費の増が見込まれることから補正したいとするものでございます。重度心身障害者医療に要する経費につきましては、実績見込み等により減額補正したいとするものでございます。

3款1項3目老人福祉費、補正額4,051万8,000円の減額につきましては、老人措置に要する経費2,500万円の減額、北海道後期高齢者医療に要する経費1,551万8,000円の減額の補正でございまして、いずれも実績見込み等により減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。3款2項2目保育所費、補正額1,407万8,000円の増額につきましては、指定管理施設である一の坂保育所、江部乙保育所に通所する3歳未満児の児童が当初予算積算時よりふえたことなどから運営管理代行負担金の増額をしたいとするものでございます。

4款1項1目保健衛生費、補正額3,735万2,000円の増額につきましては、地方交付税の確定に伴う下水道事業会計出資金等の増額補正でございます。

4款1項3目保健センター費、補正額400万円の減額につきましては、妊婦一般健康診査受診者数の実績見込み等により減額補正したいとするものでございます。

4款1項5目環境衛生費、補正額140万7,000円の減額につきましては、墓地の運営管理に要する経費33万1,000円の増額、中空知衛生施設組合負担金173万8,000円の減額の補正でございます。墓地の運営管理に要する経費につきましては、基金利息収入等の見込額の確定等に伴い、墓地管理基金積立金を補正したいとするものでございます。中空知衛生施設組合負担金につきましては、滝の川斎苑分の負担金について前年度繰越金の精査等により減額補正したいとするものでございます。

4款1項6目他会計繰出金、補正額1億8,190万8,000円の増額につきましては、特別会計の補正に伴う一般会計負担分の整理及び地方交付税の確定に伴う整理等でございまして、説明欄に記載の各会計に対する繰出金について補正したいとするものでございます。

4款2項1目じん芥処理費、補正額7,624万7,000円の増額につきましては、じん芥の収集処理に要する経費1億1万2,000円の増額、中空知衛生施設組合負担金1,605万2,000円の減額、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金771万3,000円の減額の補正でございます。じん芥の収集処理に要する経費につきましては、可燃ごみの焼却処理施設の建設に向け、将来の財政需要に備えた計画的な積み立てを実施するため、ごみ処理施設建設費積立基金に新たに1億円を積み立て、あわせて基金利息収入の見込額の確定等のため補正したいとするものでございます。中空知衛生施設組合負担金につきましては、ごみ処理施設分の負担金について前年度繰越金の精査等により減額補正したいとするものでございます。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金につきましては、建設費負担金の精査等により減額補正したいとするものでございます。

4款2項2目し尿処理費、補正額511万1,000円の減額につきましては、衛生センター分の中空知衛生施設組合負担金について前年度繰越金の精査等により減額補正したいとするものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額43万5,000円の増額につきましては、基金利息収入及び寄附金の見込額の確定等に伴い、農業振興基金積立金を補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。6款1項4目農地費、補正額4,314万円の減額につきまして

は、道営土地改良事業に係る滝川市負担金額の確定により減額補正したいとするものでございます。

6款1項5目農業施設費、補正額535万6,000円の増額につきましては、指定管理施設を含む他の施設は燃料費の単価アップに伴う不足分等の対応をしておりますが、燃料費の高騰に見合う分として熱源であるヒートポンプ電気料の算出基礎見直しを行ったことにより、食と健康の養生館等管理代行負担金を増額するため補正したいとするものでございます。また、昨年実施したふれ愛の里の改修工事に伴い、温泉部門を休業したことによる減収分を改修工事に伴う営業負担金として拠出するため補正したいとするものです。非常に厳しい運営をしているグリーンズへの行政として果たす役割の範囲を受けとめての予算措置でもあります。

7款1項1目商工業振興費、補正額3,000円の減額につきましては、基金利息収入の見込額の確定に伴い、商業振興基金積立金を減額補正したいとするものでございます。

8款2項2目道路新設改良費、補正額394万5,000円の減額につきましては、道路新設改良事業費の確定により減額補正したいとするものでございます。

8款4項4目公園緑地造成費、補正額151万3,000円の減額につきましては、公園緑地造成事業費の確定により減額補正したいとするものでございます。

9款1項1目消防費、補正額1,379万5,000円の減額につきましては、滝川地区広域消防事務組合負担金について前年度繰越金の精査等により減額補正し、また基金利息収入の見込額の確定に伴い、消防施設整備基金積立金を減額補正したいとするものでございます。

10款1項3目教育振興費、補正額263万9,000円の減額につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金が当初見込みに至らないことにより減額補正したいとするものと基金利息収入の見込額の確定に伴い、育英事業基金積立金と発明工夫奨励基金積立金、大学等設置基金積立金を減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。10款2項1目、小学校費、学校管理費、補正額1,416万2,000円の増額につきましては、市内小学校の燃料費について燃料単価が先ほどの説明と同様、年度当初より値上がりが続いたため燃料費の補正をしたいとするものでございます。また、東小学校の耐震補強等実施設計業務委託料の額の確定に伴う減額補正及び政府が昨年9月に閣議決定した平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費の活用に係る各種補助金等の増額に伴い、事業費の2分の1が文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金で措置されることとなった東小学校屋内体育館耐震改修工事等を実施するため補正したいとするものでございます。あわせて、寄附者の意向によりご寄附賜りました90万5,000円のうち59万円を財源に市内全小学校に電子黒板ユニットを各1台ずつ、滝川第二小学校の特別支援学級にランチテーブルを1台購入したいとするものです。

10款3項1目、中学校費、学校管理費、補正額413万円の増額につきましては、市内中学校の燃料費について燃料単価が先ほどの説明と同様、年度当初より値上がりが続いたため燃料費の補正をしたいとするものでございます。また、寄附者の意向によりご寄附賜りました90万5,000円のうち31万5,000円を財源に市内全中学校に電子黒板ユニットを各1台ずつ購入したいとするものでございます。

10款4項1目、高等学校費、学校管理費、補正額207万3,000円の増額につきましては、当初予算時に積算していた燃料単価が先ほどの説明と同様、年度当初より値上がりが続いたため燃料費の補正をしたいとするものでございます。また、基金利息収入の見込額の確定に伴い、西高等学校整備基金積立金を減額補正したいとするものでございます。

10款6項1目社会教育費、補正額33万1,000円の増額につきましては、青少年対策に要する経費3万4,000円の増額、芸術文化振興に要する経費29万9,000円の増額、生涯学習推進事業に要する経費2,000円の減額の補正でございます。いずれも基金利息収入及び寄附金の見込額の確定等に伴う青少年健全育成基金積立金及び芸術文化振興基金積立金の補正並びに生涯学習振興基金積立金を減額補正したいとするものでございます。

10款6項2目美術自然史館費、補正額26万6,000円の増額につきましては、当初予算時に積算していた燃料単価が年度当初より値上がりが続いたため燃料費の補正をしたいとするものでございます。

10款6項6目図書館費、補正額226万2,000円の減額につきましては、当初予算時に積算していた燃料単価が値上がりが続いたため燃料費の補正及び図書館実施設計業務委託料の確定により減額補正したいとするものでございます。

10款7項1目体育振興費、補正額3,000円の減額につきましては、基金利息収入の見込額の確定に伴い、体育振興基金積立金を減額補正したいとするものでございます。

10款7項2目温水プール費、補正額90万3,000円の増額につきましては、当初予算時に積算していた燃料単価が値上がりが続いたため燃料費の補正をしたいとするものでございます。

以上、歳出合計で3億7,010万1,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。1款1項2目、市民税、法人ですが、5,608万7,000円の増額につきましては、法人市民税の実績見込み等による補正でございます。

11款1項1目地方交付税7,496万5,000円の増額につきましては、普通交付税の交付額の決定に伴う補正でございます。

13款1項2目民生費負担金281万7,000円の減、15款1項1目民生費負担金1,822万9,000円の増は、歳出関連でございます。

15款1項2目衛生費負担金17万4,000円の減額につきましては、国民健康保険の保険基盤安定等負担金の確定に伴う国庫負担額の減額補正でございます。

15款2項4目土木費補助金1,953万円の増、15款2項5目土木費交付金181万5,000円の減、15款2項6目教育費補助金67万6,000円の減、次のページをお開き願います。15款2項7目教育費交付金248万3,000円の増、16款1項1目民生費負担金911万4,000円の増につきましては、いずれも歳出関連でございます。

16款1項2目衛生費負担金285万6,000円の減につきましては、後期高齢者医療及び国民健康保険の保険基盤安定等負担金の確定に伴う道負担額の減額補正でございます。

16款2項2目民生費補助金274万5,000円の減、16款2項4目衛生費補助金220万

8,000円の減、17款1項3目基金運用収入128万3,000円の減、次のページをお開き願います。18款1項1目一般寄附金133万7,000円の増、18款1項2目総務費寄附金1,000円の減、18款1項3目民生費寄附金486万円の増、18款1項4目衛生費寄附金1,000円の減、18款1項5目農林業費寄附金21万9,000円の増、18款1項6目商工費寄附金1,000円の減、18款1項7目教育費寄附金130万4,000円の増は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金2億378万3,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款5項3目雑入1,062万円の減は、歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。22款1項3目農林業債3,260万円の減、22款1項4目土木債420万円の減、22款1項5目教育債750万円の減につきましては、事業費の確定による市債の確定見込みによるものでございます。

22款1項6目臨時財政対策債1億2,028万7,000円の増につきましては、市債発行可能額の確定によるものでございます。

22款1項7目第三セクター等改革推進債7,260万円の減につきましては、市債の発行の取りやめによるものでございます。

以上、歳入合計で3億7,010万1,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 おはようございます。それでは、ただいま上程のありました補正予算につきまして、大きく2点ばかりご質疑したいと思います。

まず、1点目ですが、19ページの先ほどありました財産の取得、管理及び処分に要する経費のところでございます。その中で、先ほど副市長の説明あるいはさきの議運等でもありましたが、寄附金等の見込額が確定したと、こういうことでございますが、その寄附金の内容、そして金額をご発表いただきたいと思います。そして、その寄附金の積立金は一体どの基金とか積立金になるのか、これをお答えください。

もう一点であります、次は23ページでございます。滝川ふれ愛の里運営管理に要する経費でございます。先ほどの副市長の説明もありましたが、食と健康の養生館等の管理代行負担金ということですが、これが273万円でしたか、それから改修工事に伴う営業負担金262万6,000円と、こういうことでございますが、金額はともかくといたしまして、先ほども説明がありました。電気料というようなことで、灯油がほかのところでは上がっている、ふれ愛の里ではヒートポンプを使っていると、こういうことで、それは電気代だと、こういうことでございますが、事情はわかるような気がいたします。しかし、灯油を直接使っていない電気で行っているところに灯油代が上がったとってそこに補助する、それもそういうふうにきちっと言っていないで何か管理代行負担金とか、市民には余りわからないような方法でこうやって提案されているということで、その理由

を説明いただきたいと思います。

次に、温泉部分の休業による減収分の補償、これも何となくわかるわけであります。改修工事に伴う営業でマイナスが出ると、では滝川市で補償してあげましょうという、そういう意図は大変わかるわけでありますが、ではそのほかのいろいろな今管理代行をしているさまざまところがあります。小さいところでは、コミセンとか公民館もそうですが、そういうところも将来やっぱり必ず改修というようなことで1カ月ほど休むと、こんなことが出てくるのではないかと思うのです。では、そういうところの管理代行をやっているところ、確かに休めばもう大変です。やっていけない。では、そういうところも将来やっぱりこうやって負担金ということでその補償をするのかどうか、これをお答えください。

それから、関連しまして3つ目は、そこにはないのですが、こうやってやっぱり何となく気を使ってあげているということはわかるのですが、一方では入湯税を課しておりますよね。だから、何となく理屈が合うような合わぬようなことになるのですが、その入湯税は22年度確定はしていないかもしれませんから、21年、22年ですよね。それぞれふれ愛の里からいただいていますそういう入湯税はどれぐらいなのか、このご発表をお願いします。

以上、お願いします。

○議長 長 渡辺議員、入湯税に関してはここには入っておりませんので。

(「予算委員会」と言う声あり)

○議長 長 予算委員会の中でやってください。予算委員会の中で。

○渡辺議員 はい。

○議長 長 では、答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 渡辺議員の今の種々のご質疑の中で、ちょっと順不同になるかもしれませんが、私のほうからまずお答えさせていただきます。

休業補償の関係で、公民館等ということでございますけれども、今回の休業補償については協定上特にうたっているわけではございませんでしたけれども、ただふれ愛の里の工事自体が非常に経営に影響を与えるもの、3日間まではオーケーでございますけれども、それを超えた分を補償するという部分でございます。協定の定めのない事項については、協議の結果に基づいてそういったことができるということの解釈の中で実施しているものでございます。さらに、ふれ愛の里のような指定管理施設というのは日々の稼ぎといいますか、日々の収入といいますか、そういったものが大変大きな存立の基盤にもなっているということで、1日休むと数十万円なりのマイナスというものがあると。ほかの公共施設とやはり若干事情が違うのではないかという判断もございます。そういったものを踏まえまして、こういう措置をさせていただきました。今もしもという渡辺議員のご質疑、公民館等のことがございましたけれども、そういった状況にならないような事前の対策というものも各所管のほうで必要ではないかと思っておりますので、そういったことでご理解いただけないかなと思います。

それと、ちょっとまた戻りまして、寄附の関係の質疑のご趣旨なのですが、これは再生基金の関係の寄附ということではなくて補正予算の資料に載っている寄附のお話だったでしょうか。

○渡辺議員 先ほど副市長は、寄附金等の見込額が確定したと、こういうことがありましたので、確かに議案にはそこまでないですね。でも、説明でそうあったのでございますので、寄附金等が確定したと言え、ではその寄附金は幾らだったのでしょうかと、こう聞いている。その寄附金の行き場所は何の積み立てなのか、何の基金なのかと、こうやってお聞きしているのですが。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 私のほうから、指定管理代行金の関係について答弁をさせていただきたいと思います。

今ふれ愛の里は、21年度から指定管理料を定めて、3年間の金額を定めて指定管理をしているところでございます。この3年間の指定管理の積算に当たりまして、平成18年度、19年度、20年度の実績及びその見込みの平均によって積算をするということで基本的にそういう考え方に立っているところですが、20年度につきましては電気代が増加をしたと、高騰をしたということもあって、18、19年度の2カ年間の平均で指定管理を行ったところでございます。その後、20年度の数値を除外をして指定管理をしたということなのですが、今回その部分を加味して、20年度分を加味した中で指定管理料を再計算し直すとこの差額分が出てくるということから、その差額分について予算化をしたということでございます。

○議長 長 内訳はまだですか。総務部長。

○総務部長 済みません。渡辺議員さんの今の寄附金のことを確認させていただきましたけれども、18ページで寄附金128万7,000円、この部分が確定したということで、この寄附金を右の19ページに書いておりますそれぞれの積立金のほうに幾らずつ配分したのかというのが今ちょっと手元に資料がございまして、少し時間がかかるものでございます。その寄附の趣旨等に基づきまして、この積立金のところに配分させていただいたということでございます。ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 ただいまの寄附金、確かに18ページにありますよね。それは、寄附金128万円程度ですし……財産管理費のほうです。社会福祉費のほうでいけば491万円程度ですが、これだけのことを指しているのかということです。例の事件にかかわる国への基金からの繰り出しに、それに見合うように市民からいろいろな寄附が来ているわけですが、これはこれらの費用とどのような関係があるとかないとか、それをご説明いただきたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 寄附金の基本的な取り扱いについては、寄附してくれた方が例えば社会福祉に使ってとか、施設整備とか、いろんな趣旨をお伺いして、それに見合ういろんな基金がございまして、そちらのほうに積み立てさせていただいているということでございます。あと、こういったところでもいいから市のほうに寄附されたいというようなことでございましたら、私どものほうで今後のいろんな事業の計画等も考えまして振り分けをさせていただいているということでございます。そういった寄附者の意向を重視するという、これをまず第一に考えているということでございます。

それから、再生基金の関係でございますけれども、再生基金につきましては今現在目標が6, 150万6, 000円ということで当初立てていました。現在市民の方たちの絶大なるご協力、市民の方、企業の方ご協力いただきまして、目標まで200万円を切るぐらいの状況までいっております。計画は21年から23年までの間での目標ということでございますので、これを目指しまして現在進めているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、23ページ、滝川ふれ愛の里運営管理に要する経費535万6, 000円でお伺いをしたいと思います、まず……

○議長 長 清水議員、これ1点。

○清水議員 ええ、そうです。

○議長 長 1点だけね。

○清水議員 そうです。大きく分けて8点です。まず、1点目、今回の補正の理由は平成21年、22年度指定管理代行負担金における電気料の算出基礎の見直しによる増額として、1年間当たり130万円の2カ年で掛ける1.05、これは消費税かな、というふうになっているのですが、もともとふれ愛の里の電気の契約の内容についてお伺いをしたいと思うのですが、主要なものということでヒートポンプについては、いわゆる自由化対象ということで高圧の場合6,000ボルト、特別高圧の場合3万または6万というような区分けがありますが、そんなに小さくなくて200とか、そういう途中のものなのかわかりませんが、その場合のまず契約の中身が1つ、それぞれの基本料金だとか従量制だとか定額制だとか、そういうことについてまずお伺いをします。

大きな2点目は、指定管理代行、運営管理に関する代行負担金について、21年度から3カ年で1年当たり1,462万6,000円というのはわかりませんが、20年以前は幾らだったのかということをお伺いをしたいと思います。

3点目は、補正を組むということについては、燃料の場合、単価が契約当時から2割以上超えた場合、申し出によって増額することもあるというような契約書になっているということですが、そのあたりは余り具体的には書かれていないということも聞いております。今回の場合、電気料金でいうと総額でなくて単価で幾らから幾らに変わっているのかということをお伺いします。

そして、これにかかわって、今の渡辺議員の質疑に対して、20年度の分もというような表現がされたのですが、説明は21年度、22年度の算出基礎の見直しということですから、20年度という言葉がどういう関連があって出てきたのか。あくまでも21年度、22年度についての見直しなのか、あるいは説明と違って20年度の分まで見直しするのかということをお伺いします。ここで、見直しについての考え方なのですが、どういう場合に見直すのかということをお伺いしたいと思います。

大きな4点目は、この管理代行負担金の増額は滝川グリーンズから滝川市に対して当然のように申し込まれたものだというふうに思うのですが、滝川グリーンズの中でどこで、どういう場で滝川市に対して増額を求めることを決めたのか。それは取締役会なのか、あるいはそれ以外の場での判断なのか。そして、一方これを受けて長は調査をするわけですね。一般の指定管理先とももちろ

んできますが、第三セクターとなればもっと長の調査権は責任があるわけで、これに基づく長の調査権に基づく調査はどんなことが行われたのかと、これが4点目です。

5点目は、第三セクターの経営や財政状況について、農業開発公社の元副参与兼取締役が粉飾決算等を行ったことについて、市長はやっぱり第三者の目、客観的な財政チェックが必要だということで特別監査を視野に入れるというふうに言われておりましたが、もう既に1年を経過してもやられている話はお聞きをしておりません。総務省のガイドラインでは、三セクで赤字のところについてはきちんと監査しなさいと。宮脇淳北大教授は、内部の監査は意味がないと、そこまで著書の中で言い切っております。そういう点で、今回こういう異例とも思える補正をするに当たって、そういう経過をなぜ踏まえないのかということについてお伺いをしたいと思います。

また、ここで、経済建設常任委員会の答弁の中で1, 000万円ほどの平成23年3月末決算で赤字の見込みだと、それで既に500万円の借入を起こしたという答弁がございました。それで、この問題については、15期の段階で借入金は3,930万円、期末残高ですね。これが期首の残高として16期が始まったのですが、結局これが4,430万円まで膨れ上がるということなのです。ところが、昨日の予算大綱での説明では、滝川グリーンズは220万円、19年度から22年度までの4年間で短期貸付金が減るというふうに書いてあるのです。私、今19年度の数値は調べておりませんので、これはちゃんと整合性が、この補正を加えた状態で220万円という短期貸付金の減少をはじき出しているのか、それともこの補正がなくても220万円減なのか、そこも確認をしておきたいと思います。

大きな6点目は、滝川グリーンズのやはりこの間の経営について、必要なことについては振り返っておく必要があると思うのです。原油の高騰をよく言われておりますが、電気料金は恐らく石炭だと思うのです、主に影響を受けるのは。石炭が高騰したかどうかというのは、ちょっとよくわからないのです。もちろん上がってはいると思うのだけれども、原油と比べてどうだったのかということはあるのですが、平成20年はいわゆる電気代に当たるものが前年から見て5,227万円から5,662万円へと400万円以上上がっているのです。ところが、この年は140万円の黒字を出しているのです。一方、平成21年には、この電気代が5,662万7,000円から5,050万円ですから610万円ぐらい軽減したにもかかわらず、744万6,000円の赤字を出しているわけです。さらに、常任委員会で大体どれぐらいになる見込みだというと、5,200万円ぐらいだろうと。ところが、赤字はやっぱり1,000万円なのです。そうすると、平成20年の140万円の黒字というのが一体何だったのかと。これからずっと1,000万円ぐらいの赤字が続いていくということなのか。やはり経済建設常任委員会でも、これは特別な第三セクターに対する援助の考えを含む補正なのだというような質疑ではないのかというような質疑も行われていたけれども、そういう点でそこまで厳しい状態、毎年1,000万円ずつ赤字を出すような体質にもなっているのかということについてもお伺いをしたいと思います。

大きな7点目は、この補正について指定管理の管理代行負担金を決めるときは、部長級の職員が集まって審査会をつくって、そこで契約金額を承認するというか、決めるというか、そういう行為が行われると思うのですが、今回もやはりそういうような審査会で承認するような行為が、場があ

ったのかどうかについてお伺いします。

最後に、改修工事のほうについてお伺いをいたしますが、１１日間、１４日間休んだけれども、３日間については、それはグリーンズが負担で、急に計画になかったということで１１日間と言われておりますが、これは２２年の５月から工事が始まっているのですけれども、グリーンズと滝川市の間でこの改修工事についていつごろから計画を立てられたのか。

それと、１５期の計画書というのは、これは平成２２年３月３１日までに行われた取締役会です。２２年３月２４日の取締役会でこれが承認されているのですが、ここで何というふうに書いているかということ、こういうふうに書いているのです。１６期においては、開業以来初めてとなる大規模な温泉改修工事实施を受けまして、集客効果、売り上げ向上を目指したプランの作成により主力である温泉部門を含めた各部門の売り上げ増を目指してまいりますと。売り上げ増を目指しているのです。リニューアルして設備がよくなって、この１４日間、３６５日でいえば約３パーセントですよ。３パーセントの売り上げ減をその後半年以上、当然お客さんがふえないこれはおかしいですよ。何のためにリニューアルしたのかわけがわかりませんから、当然ふえるという見通しを持ってやったわけで、本来であれば施設をよくしてあげたわけだから、仮にお客さんが減ったら、それはあなた方の営業努力が足りなかったのでしょうと言える立場に滝川市はあると思うのです。いや、工事で休んだからその分持ちましょうという、それは非常に一面はそうですけども、一面はやっぱり売り上げ増、１日当たりのお客さんがふえているというようなこともなければ見通しが甘かったということになりますから、そういう点で見通しが甘かったのか、長の調査権としてどのようにお考えなのか。

また、この改修による根拠についてもちよっとお伺いしておきますが、１１日分として２６２万６，０００円ですよ。売り上げは年間９，０００万円ぐらいなのです。そうすると、１日当たり２３万円ぐらい。電気料金が１日当たり１４万円ぐらい。一般管理費を含めた原価が３７万８，０００円ぐらいと。どういう計算でこの２６２万６，０００円をはじき出したのか、根拠をお伺いします。

以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 ８点の質疑のうち、指定管理代行負担金の見直す場合の全体的な関係につきまして清水議員さんにちょっと答弁させていただこうと思いますけれども、指定管理者の指定につきましては議会の議決事項であると。その後、市として管理者との間で公の施設の管理に関する協定書を締結をするということでございます。協定書の中で、負担金の額の変更につきましては次のように定めております。負担金の額について、協定に特別な定めがある場合を除き変更をしないと。ただし、経済情勢の激変その他予期することができない特別な事情により負担金の額が著しく不適当となったときは、甲と乙の協議によって負担金の額を変更することができると、こういうことでございます。これが負担金を変更する場合の根拠とさせていただいているところでございます。よろしくお願ひします。

○議長 経済部長。

○経済部長 質疑が多岐にわたって、今いろいろ調べてお答えできるものはしていきたいと思いますが、まず全体的なグリーンズというようなことの観点でちょっとお話しさせていただければと思います。

先ほどご質疑の中にありました経済建設常任委員会で1,000万円赤字云々という形でお話しされたところでございますけれども、実際今の予定でいきますとやはりそのぐらいの金額の赤字になっていくのかなと。その中で、あそこは滝川市の施設でもありますし、指定管理を行っているという中身で、この今回の補正の中身がもし議決いただければその分は減っていくということですので、約400万円ぐらいの額になるのかなというような観点を持っております。それで、500万円借り入れ云々と。これは、銀行からの借り入れでございますので、先ほど清水さんのおっしゃっていた4カ年の2,000万円の減というのとはちょっと中身が違う問題でございます。

また、改修や何かをやってどれだけお客さんをと。実際改修をやる前は、やっぱり対前年比90パーセントなり、多くても95パーセントというお客さんの減りはございました。そして、改修工事を行って、それがやはり対前年度、その月その月によっては違いますけれども、最低でも95以上は確保していますし、それ以上の100を確保している月もあったので、それはそれでお客さんに喜ばれているのかなというようなことを思っております。ただ、ご存じのようにあそこのふれ愛の里、年間券ですとか半年券ですとか3カ月券とか、いろいろな券がございますので、すべて600円で入っているかどうかというのは、ですから売り上げに直どんどん、どんどん結びついているかというのはまた別の問題がございますので、そこら辺をお含みおきいただければということでございます。

また、済みません。質疑がちょっと飛びますけれども、平成20年度700万円の云々という形で黒字だったのではないかとということでございますけれども、これはご存じのようにプレミアのついた温泉券、これを販売いたしまして、その部分でこのときは黒字になったという形でございます。そのプレミアのついた温泉入浴券、ここがでは次年度も発売するのかという観点で、次年度はまた違う面でやっていますので、黒字が昨年度は出なくて赤字にまたなってしまったということもございます。ただ、言えるのは、皆様はもうご存じだと思うのですが、あそこの温泉施設、空知管内の温泉施設の中では一番の入浴客を維持といいますか、入浴客でございます。それがやはりあそこの職員が頑張り、そういうものが本当に極めて大きいということがございますし、ほかの施設でいったら相当落ち込んでいるところもございますけれども、平成18年から比べて100.3パーセント、少しではありますけれども、21年度、18年度と比べて825人という数字も伸ばしているところでございます。そういう中身であそこの施設、いろんな方に今愛されている施設であるし、滝川にとってあそこは本当に食と健康の養生館ということでこれからも伸ばしていきたい、維持していきたいという施設、その中で行政としてあそこの施設の持ち主としてどういうことができるのかというような観点で今回2つの補正を提案させていただいたところが大きなところでございますし、500万円を借りたというのも実際にあそこのところ、今あのまま運営していったら資金ショートになるというようなところもやっぱり加味いたしました。そういう中で、500万円というのを銀行からも借り入れをいたしましたし、今後ともそういうことがないように今職員

一丸となって売り上げ向上プランというものを立てて、温泉券をいろんなところに行って売っていると。それと、どういうことをやっているかといったら、やっぱりお子様が来たときには、何回か来たならお土産というのですか、そういうものを作ってリピーターをふやそうというような計画もやっています。それと、土日に限っては600円で入浴された方は200円割引を1回出すとか、そうすると500円平均と。あそこは、よく言われるのが400円が大体損益の分岐点かなということと言われていますので、そこまで考えながらやって、従業員もあそこの中ではそんなに多くない給料の中で一生懸命努力してやっているという施設でございますので、前提としてはそういうこともあって今回の補正もお願いしたいということでございますので、個々のご質疑された中身は答えられるところは今答えますけれども、前提としてはそういうことがあるということもお含みおきいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 私のほうからは、電気の契約の内容についてお答えをさせていただきたいと思います。

ふれ愛の里につきましては、今現在業務用のウィークエンド電力というもので契約をしております。これについては、土曜、日曜、祝日にお客さんが多いというようなこともあって、有利な料金体系というふうになってございます。あわせて、夜間蓄熱機器の利用の場合の契約ということもしておりまして、深夜電力の活用といったことにつきましてもあわせて契約の内容に盛り込んでいるところでございます。

それと、先ほどの指定管理の代行金の関係で渡辺議員さんにお答えした関係ですけれども、21年からの指定管理をするに当たって18、19ということで、20年は電気料の高騰というのがあったものですから、18、19の2年間で積算を行ったと。それで21年以降行ってきたということなのですけれども、それを基本である18、19、20年度の3年間の電気料の平均にしたということによる差が1年分130万円になったということで計算根拠の部分でございます。実際に今回補正するのは21、22年分の2カ年分でございます。

それと、今回の改正に当たってなのですけれども、グリーンズと行政の側と経営の都度打ち合わせ等を行ってきているところなのですが、昨年12月段階になりましてグリーンズのほうからそういう要請を受けて今回の見直しを行ってきたということでございます。

それと、改修工事の部分ですけれども、5月の31日から6月11日までの12日間分ということになってございます。これは、例年この時期に3日間程度の休業を行っていると。休業期間として例年行っているという部分がございますので、その3日分を除いた日数として12日間あって、この12日間の収入と支出を差し引いたものをこの負担というふうにしてございます。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 清水議員の7番目の質疑でございますけれども、管理代行、指定管理者を決めるときは審査会をやりますけれども、今回の見直しに関してはそういった会議、審査会というのは実施をしておりません。

以上です。

○議長 経済部長。

○経済部長 ちょっとまだ答弁漏れがあつて、私のほうからお答えできるものはお答えさせていただきます。

監査の関係の1つ、5番目でございますけれども、監査という観点も今内部監査といいますか、これは農協さんから出ていただいている方、それからあと民間企業から出ていただいている方が監査をやっていただいております。グリーンズですね。そういう中では、第三者といいますか、民間の方々が見ていただいているということもございます。また、数年に1回の市の監査も受けているところでございます。ただ、今問題があつて云々ということ、これから経営状況をどうということでございますので、これから経営の専門家に入らせていただいて、それと経営の見直しという観点からそこら辺はやっていきたいなということを思っているところでございます。

それと、補正について、今回契約、指定管理料が変わって、審査会を開いたのかということで7番目の質疑だと思いますけれども、先ほど4番の質疑の中で答えていたように審査会というものは今回開いたところではございません。あくまでも負担金額の変更という中身で、言ってみますと条文に書いてあるところで負担金額を変更することができるというところから、特にここの施設が設計時点よりも電気代の値上がり、また先ほどから清水議員さんもおっしゃっているヒートポンプ、こういうような施設管理の中の電気代の占める割合が大きいというところを勘案してこの代行負担金を出したということで、実際当初に定めている指定管理を決めるときの審査会、そこら辺は開いてはおりません。あれは、指定管理料を決めるという段階でございますので、今回は指定管理負担金の額の変更ということで審査会は開いていないところでございます。

ちょっと経営の6番、石炭が影響を受ける、私もそこら辺はちょっと存じ上げないところでございますけれども、実際に平成20年度、電気代が相当対前年度に比べても上昇しております。数百万円上昇しております。そういう中からは、石炭というよりもやっぱり石油の高騰が響いているということが言われると思います。

それと、1,000万円の赤字がこれから順々に続くのかというような、そういうような体質になっているかということでございますけれども、それは私たちとしてもそういうようなことを考えているわけではなくて、私たちといいますか、グリーンズ本体といたしましてもしっかりそこら辺はこれからも売り上げを伸ばしていこうということでございますし、先ほど言いましたリニューアルされたという形でグリーンズ本体も相当喜んで、これからのモチベーションも上がっているところでございます。ただ、やはり全体的に管内を含めて温泉客というものは相当減っていると。その中で、自助努力をいろいろいたして少しでも温泉入浴客を維持しているという形でございますので、ご理解願いたいということでございます。これからこの体質を持続していくという考えは毛頭ないというところでございます。

以上でございます。

○議長 総務部長。

○総務部長 清水議員さんの予算大綱の中の220万円の貸付金の減の関係は、これは4年間トー

タルの中でのグリーンズの２２０万円の減で、ここ一、二年は貸付金は減少させておりませんという状況でございます。

○議長 市長。

○市長 特別監査に関するご質疑がございました。いつだか記憶はないのですが、恐らく同じ趣旨のご質疑が清水議員から本会議であったというふうに思います。そのときにもたしかお答えしているわけでありますが、監査については清水議員は随分勉強していらっしゃるというふうに思いますが、監査は大きく分けると２つです。一般監査と特別監査です。特別監査は、法律によって３つ規定されています。１つは直接請求であり、１つは住民監査請求であり、１つは議会の要求による特別監査です。こういうのを特別監査として市長が、いや、特別監査を視野に入れますとか、こういう種類のものではないです、特別監査は。こういう種類のことを市長として意図しながら、この３つの方法について意図しながら発言すると、今日本を騒がせている自治体がありますけれども、ああいうことになるのではないかというふうに思います。私は、そういう考え方は持ちません。必要に応じて法律に定められたそういう特別監査について、それぞれの主体が行うことであると。ただ、一般監査の中には随時監査と定期監査があるのです。随時監査というのは、臨時監査ともいわれています。定期監査は、監査委員さんが財政支援団体でありますとか、あるいは一定の第三セクターでありますとか、こういうことについてはご配慮をいただいているわけであります。その範囲の中で行われていくとすれば、市長が臨時監査をお願いをするということになっていく場合に、その扱いをどうするのかということがあります。したがって、私は臨時監査、随時監査を監査委員さんをお願いをするというのは、例えば第三セクターについて言えば何か特殊なことがあると、あるいは経営上の極めて大きな変化があると、こういう場合に行われるべきだというふうに私は思っています。今回の補正予算について、経営上の極めて大きな変革、例えば損失補償を要求されるとか、あるいは極めて危機的な状況になる中での市に要請を含む大きな計画が提示されるとか、何かこういう状況、極めて特殊な状況あるいは極めて問題のある経営状況、こういう以外にはやっぱり随時監査というのは多発すべきではないというふうに思います。私は、そういう意味では年に１回、地方自治法に求められている議会に経営状況の報告をしなさいと。報告をするためには、いわば地方自治法に認められる範囲の調査権を市長と行使をして、その結果年に１回の経営状況報告を行うわけでありますけれども、そういうポイントで市長は経営状況をチェックをし、しかも定期監査を通じて監査委員さんの監査が行われると。その基本の考え方というものを踏襲していきたいというふうに思います。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 指定管理料の推移についてのご質疑に対する答弁をさせていただきます。

１５期、２１年度につきましては１，０２２万９，０００円の指定管理料でございます。２０年度につきましては８７０万６，０００円、１９年度につきましては８７７万６，０００円の指定管理料となっております。これは、本館の部分あるいは管理棟、パークゴルフ場等を含んだ指定管理となっております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員　たくさんの答弁漏れがあるので、2回目の答弁ではきちっとこれを答えてもらわぬと、何回やったってこれは質疑で審査できませんので。

私は、電気の契約については、単価が幾らから幾らに変わったのだということを聞きましたよね。どういう契約かということについても、今のウイークエンド云々というのは、それは私はよくわかりませんが、基本的なものでなくてメニューの一つなのだと思います。基本は、あくまでも6,000か3万か6万か、あるいはそれ以外かということだと思います。そこをまず示していただいて、そして単価がもっと言えば、北電の単価というのは電気供給約款というものがあって、少なくともこの五、六年は基本的には変わっていないのです。そして、毎月4カ月ぐらい前までの状況を見て燃料費調整単価というのを出しているのです。この燃料費調整単価に基づいて平成20年までの3年間で平成21年以降と燃料費調整単価が幾らから幾らに変わったのだと。幾らから幾らですよ。抽象的な答えでは困ります。当然これは130万円ということの根拠なのだから。あるいは、今のメニューがいろいろあるわけです、ウイークエンドだとか夜間だとか深夜だとか。それぞれのメニューの単価が変わったのか、変わったのであれば幾らから幾らに変わったということでお伺いします。

そして、130万円の根拠、どうやってこれをはじき出したのか。そんな難しい計算でないと思うのです。20年度までは実績で出ているわけだから、これの例えば電気料、キロワット数がふえたから払えという話にはこれはならぬでしょう。キロワット数も、これも出ているわけです。少なくとも20年度と21年度、そして22年度の11月ぐらいまでは検針で出ているわけですから、そうすると単価が幾らから幾らに変わったという計算で当然出るわけです。だから、きちっと単価で示していただきたい。

それと、2点目は、市長が言われた監査の問題なのですが、まず若山経済部長が言われた当然監査役がいらっしゃいますよね。監査役がやるのは当然のことで、それでは足りないと言っているのです。どういうふうに足りないと言っているかということ、これはもう三セクのバイブルですから、宮脇淳先生ですから。それで、ここに何て書いているかということ……これではない。総務省の通知です。総務省の通知に何と書いているかと。存続する第三セクター等の指導監督等です。経営状況が悪化しつつあるものについては、より詳細な資産調査等を行うべきである。地方公共団体の長は、第三セクター等に対する財政援助に係る監査、地方自治法第199条第7項前段、出資法人に対する監査及び外部監査制度等を活用にするなどによりその経営の実態を把握し、監査結果については議会、住民に対し説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである。存続する第三セクターで状況が悪化しつつあるものについては、そうやいなさいと言って総務省が21年の6月23日に通知しているわけです。ところが、まず経済部長の答弁は民間の方が監査役をやられており、これからも経営の専門家に入ってもらおうと。その経営の専門家と監査は一緒ではないですよ。経営の専門家は、ただ売り上げを上げるためにどうするかとかというのまで含む。総務省が言っているのは監査ですから、きちっとやっているかということを調べなさいと言っているのです。経営の専門家を入れるというのは、また全く質の違う問題ですから。

それと、私は今のを聞きながら、今の市長のご答弁であれば、なおさら長の求める監査をやらな

ければならないのだらうと思うのです。特別な極めて大きな変化があるときに、極めて大きな変化ですよね。タッグ計画では、一時貸付金を大幅に減らしているわけですから。タッグ計画によると、滝川グリーンズは19年に3,600万円あったものを2,680万円まで減らそうというものが今は逆にあれではないですか。一時貸し付けは減るけれども、独自に500万円を借り入れすれば4,000万円以上になるのですよ。そうしたら、2,680万円との差は2,000万円にも広がるわけです。しかも、単年度赤字が1,000万円で、来年度以降どうなるのだという話をしたら、それについては明確な答弁はない。努力はしますということだけれども、これだけ極めて大きな変化があるわけです。これを極めて大きな変化だというふうには市長は考えないということなのですね。そこを確認をしておきますが、危機的状況が起きているとか、極めて問題があるときだと。市長は、三セクについて監査を視野に入れたいという答弁をされたのはいつかというのと、前副参与が滝川グリーンズと農業開発公社、この2つの取締役だったのです。そして、毎日のようにグリーンズにいました。そういうことが一方の農業開発公社では、あれだけの粉飾決算をやっていて、ではグリーンズは大丈夫なのかという、そういう状況の中で市長の答弁もあったはずなのです。これが極めて問題があるときに、これに該当するから市長はそういうふうに出る言われたと思うのですが、元副参与兼取締役の影響は滝川グリーンズには全くないのだということを断言されるということで確認をしたいと思います。

大きな3点目は、グリーンズのどこの場でというのを私は聞きましたよね。22年12月、グリーンズから申し込みがあったというのは答弁されましたけれども、私はそれは取締役会での確認なのかと、あるいはそれ以下の場での確認なのかと、そこを聞いたわけです。取締役会がちょうどそのころ行われていると思います。例年でいえば12月にやりますから、この12月のときに取締役会でそういう話がきちっとされて滝川市に申し入れたのか、その取締役会には諮らないでここに出されたのか。

それと、もう一点は、審査会を開いていないというのも、これも非常に私は理解に苦しみます。どういうときに契約金額を見直すのかという質疑に対して総務部長の答弁は、一番最初のほうに答弁をされたと思うのですが、まず協定書に契約金額はまず変更しないという大前提が書かれていて、予期しないことが起きたときに協議によって変更すると。審査会というのは契約金額を、最初の運営管理代行負担金を決めるときに審査会が判断しているわけでしょう。予期しないことが起きているかどうかという、これはまさに審査会に諮って判断を仰がなければならないようなことなわけだと思うのです。そういうものでないのだというのであれば、ないのだという答弁でもいいですけども、こういふときこそ審査会が必要なのだらうと私は思いますけれども、審査会というのはそういうことで、予期しないことが起きたかどうかというのは審査会以前の各所管の判断において行われると、あるいはそういうラインで市長決裁までおればいいのかと、審査会はそういうときには必要ないのだということで理解をしていいのか確認をしたいと思います。

それと、500万円の単年度借入を民間から行ったというのですが、これ年度末には返せるものなのか、それともそのまま借入ということでいくのか。つまり1,000万円の赤字、ちょっと簿記は私は余りよくわからないので、1,000万円が400万円にこの補正が通れば縮小され

るという話でしたが、この５００万円を返したらそういった数字が変化するのも含めて、だから２つですよ。１つは、５００万円の借入は年度をまたぐのか、あるいは４月１日にまたすぐ借り入れしなければならないような運転資金状況なのかということと、もう一つはそれを返すと赤字額が変わるものなのかということをお聞きをしたい。

それと、１９年度が管理代行負担金が８８７万円で、次が８７０万円で、２１年度から１，０２２万円、そして１，４６２万円というふうにあがっているのです。何を言いたいかというと、ふれ愛の里の入浴客数は変化ないということが特徴なのです。売り上げも変化ないというのが特徴なのです、恐らく入浴により。ところが、管理代行負担金は５００万円以上あがっているという中で赤字が１，０００万円出るようになってきたという全体としての構図が非常にわかりづらいのですが、こういったことについて長の調査権によればどうなのだとということをお聞きしたいです。さらに言えば、市長は長の調査権、長の調査権と、そこでちゃんとやっていると言うけれども、実際に議会に報告されているのは長の調査権に基づいて文書を作成しましたと書かれているだけで、そこにはその裏に株式会社の議案書がぼんと添付されているだけなのです。一言もそれに対する分析的なことはないので。だから、長が何を調査したのかということが全くわからない。つまり会社が言っていることは、全面的に私たちは真実だということを報告しているにすぎないわけですから、そういう中でもうどんどん収支が狂ってきているわけですから、そういう点でお伺いします。

以上です。

○議 長 ５点ですね。

○清水議員 はい。

○議 長 わかるところから答弁を下さい。総務部長。

○総務部長 指定管理者の関連の会議、それを開催するべきでないかというご質疑ですが、これは指定管理者の協定に基づきまして、滝川市と指定管理者との協議によりまして負担金の額を変更することができる、この協定に基づきまして変更させていただくという部分でございます。

それから、今回の補正の提案につきまして、先ほど若山経済部長もお話ししましたが、今ここで三セクのあり方とか、いろんなことを議論するということではなくて、市民に親しまれている温泉施設で経営努力も含めまして今一生懸命やっているところの中で、何とか経営を安定させていただきたい。当然これは、市として支援するというのも責務でございますし、そういった観点の中で今回補正予算を提案させていただいていると。年間２０万を超える皆さんが利用していただいている、そういう施設を継続して安定的に運営させていただきたいと、こういうことを議会のほうに提案させていただいていると、お願いしているということを清水議員におかれましてもご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 経済部参事。

○経済部参事 私のほうからは、指定管理料の関係についてなのですが、先ほどの１３０万円の根拠なのですが、１８年度、１９年度の２カ年分の平均で出したものと１８、１９、２０年分の３カ年分で出したものの差が生じたということで、それを平均した差をとってみると１

年間１３０万円になるということでございます。

電気料の契約等につきましては、先ほどもお話しさせていただいたとおりでございます。

それと、割り返した単価ということでお話を申し上げるならば、１３期におきましては１２．７５円キロワット時、１４期で１４．５１……

○清水議員 ちょっと。１３からですね。

○経済部参事 はい。１３期で１２．７５、１４期で１４．５１、１５期で１２．４５、１６期の見込みですけれども、１３．５２という状況になってございます。

それと、昨年の１２月の段階でのグリーンズからの申し出ということでございますけれども、各取締役さんに経営の状況等をお伝えする中で今回の要請になったということでございます。

○議長 議長 経済部長。

○経済部長 それでは、私から２番目の質疑、先ほど監査と経営診断、経営のプロ云々と違うではないかと。存じ上げていますが、違います。ただ、今このグリーンズに何が必要かということが一番考えたときに、経営診断をしてこれからの経営をどうするのか、ここのところが必要という形で私は申させていただいて、何もそのところで監査を否定する何物もないと、そういうようなことでございますので、そういう発言をさせていただきました。また、監査自体も先ほど第三者の目という形でございますので、税理士さんも監査時期の監査ではないですけれども、いろんな面でご相談をしているということもご報告させていただければと思います。

それと、５００万円の銀行借入れ、これは３年という形でございます。指定管理云々という形であそここのところは指定管理でやっておりますけれども、指定管理をやっていないところはやはり委託金としてそれぞれ数千万円という温泉施設に出しているのも清水議員さんはご存じのことと思います。ですから、そういう面ではやはり滝川市としてもいろんなグリーンズの中で指定管理ということで、指定管理というのは業務委託と違まして自分たちで自主事業をやって収入を確保すると、そういう面も含めた指定管理料でございますので、委託金とはまるっきり違う話にはなりますけれども、やはりその面では滝川市としても委託から指定管理にした段階で相当財政的にも違ってきているという面も清水議員さんはご存じだと思います。一応５番の答えは、５００万円は３年で借り入れているという形でございます。

○議長 議長 市長。

○市長 清水議員の質疑に端的に答えれば、特別監査については市長が口を開くことではございませんと、これで終わってしまうのです。

○清水議員 特別監査ではないです。

○市長 したがって……いや、特別監査に関する質疑をなさったわけでしょう。

○清水議員 いや、違う。２回目は、ちゃんと訂正して長が……

○市長 だから、したがって少し親切に答えたわけです。親切に答えたら、そのことについていろいろ質疑が来る。私は、質疑というのはそんなものではないのではないかなと。ちょっと親切に答えると、今度矛先をそっち側のほうに向けると。私は、そんなものではないというふうに個人的には思います。ただ、滝川グリーンズの粉飾の心配がないのかという質疑も確かにあったと思い

ます。議事録を確認してください。私は、このときにお答えしたはずです。心配はありませんと。改めて申し上げます。

それから、随時監査のことについて話がありました。私は、極めて大きなというお話を申し上げましたけれども、先ほども同じ答弁をしましたが、市の貸付金を大幅にふやしていくと、私はこれは大きな変化だというふうに思います。私は、第三セクターに対して貸付金をこれ以上ふやすつもりはありません。したがって、これをふやすということになると私は極めて大きな変化だというふうに思います。そのときには、そういう対応をしなくてはいけないと。今回は、第三セクターが独自に市以外のところから資金を借り入れて、そして運転資金としていくと。ここら辺のことでありますから、それは会社において責任を持って、そして金融機関も責任を持って貸しているわけがあります。しかし、そういう手段がとれないということになったときにはひょっとしたら、私は今貸付金を第三セクターはふやさないという方針を持っていますけれども、この方針を変化させなくてはいけないこともあるかもしれないと。そのときには、やっぱりそれなりのしっかりとした対応を市としてとらなくてはいけないと。それでなかったら、議会に提案できないのではないですか。それとか、今損失補償は一切ありません。しかし、損失補償をせざるを得ないという状況になったときには大きな変化だと思います。このときに、それでは市長、ちゃんと議会提案するそれだけの背景のものがちゃんとあるのかどうかと。これは、市長としてそういうものがなければ提案できないのではないですか。私は、大きな変化というのはそういうものだというふうに思います。

○議長 清水議員、5番目の質疑なのだけれども、もうちょっと簡潔に要点について言ってくれませんか。

○清水議員 2番目ですか。

○議長 長 5番目。5点ですよ。管理代行負担金と売り上げとの関係ね。

○清水議員 それだけ。

○議長 長 再度質疑して。

○清水議員 最後ですから、最も聞きたいことをきちっと聞きたいのですけれども、今電気料金について割り返すという表現で数字を出されました。13期、つまり19年度は12.75円、14期が14.51円、20年度ですね。これは、いわゆる油が高騰した年、ここがピークで14.51円、そして今回差額があるので130万円増加したいというときが、逆に15期は12.45円で低いわけですよ。16期は13.52円で、これも恐らく15期、16期、21年、22年を平均したら19年、20年より高いということはないのではないかと。安いことはあっても高いことはないと思うのですけれども、結局先ほどから言っているのは、割り返すとかということとはちょっといろいろまざった後でしょう。さっきから言っているように、何でこうやって何回も聞いているのか。まず、これは3回目に聞くのですから、何ボルトの契約なのかという、そこを。これは3回目ですよ。何ボルトの契約で、その場合の基本料金が幾らで、1キロワット当たり幾らで、そして修正料金が幾らで、燃料調整単価が幾らで、これを20年度、21年度とその前と。これは、単価の比較を聞いているのです。それで、夜間電力にしたってウィークエンドにしたって単価は決まっているわけでしょう、キロワット幾らとか1日幾らとか。その単価の比較を聞いているのです。

3回目ですから、割り返すとかという答弁では困るのです。北電の料金表に載っている単価で答えください。これだけを聞きます。

○議 長 清水議員、3回目で終わりですね。これで終わりですね。

○清水議員 終わります。

○議 長 単価だって、これはわかるのか。

○清水議員 何ぼでも待ちますから。

○議 長 では、清水議員、これは単価を聞きたいのでしょうか。単価ですよ、単価。

○清水議員 単価です。

○議 長 それは、後で答えてもいいわけですね。

○清水議員 いや、私はこの補正予算の可否にかかわるものだというふうに考えています。

○議 長 再質はないのですね。ただ、討論に……

○清水議員 もう3回終わりましたから。

○議 長 ですから、再質はないのですよ。ですから、答えただけで、あとは討論に関係すると言っていますね。

○清水議員 そうです。

○議 長 では、ここで昼食休憩を入れて、そして1時に答えてもらいます。それでいいですね。

○清水議員 はい。

○議 長 では、休憩をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議 長 では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。経済部参事。

○経済部参事 ご質疑の燃料調整単価についてなのですが、平成18年から20年度までは3カ月ごとに見直しが行われてございます。21年度からは、毎月の見直しを行ってございます。この燃料調整単価に関して、18年度から20年度までということですがけれども、18年4月からは1.05円、7月からは1.11円、10月からはゼロ円でございます。1月から3月までは0.37円というふうになってございます。19年度に入りまして、4月から9月まではゼロ円でございます。10月からは0.34円、翌年1月からは0.63円というふうになってございます。20年度につきましては4月から、4、5、6と0.92円、7月からは1.17円、10月からはゼロ円、1月からは2.29円となってございます。ちなみに、電気料金の単価につきましては、18年の8月に8.6円から9.6円に上がってございますし、20年の10月からは9.06円から10.23円に上がってございます。21年度、落ちつきぎみではありますけれども、22年度に入って上昇傾向になってきたといったことも踏まえて見直しを行ってきたということでもあります。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。渡辺議員。

[illegible]

(「ちょっと議事進行」と言う声あり)

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 今渡辺議員の討論の中で、生活保護費詐欺事件に関する厚生労働省への返還金に税金投入がされているというような趣旨の発言、それからもう一つ、寄附金に関して、どの寄附金のことを申し上げているのかわかりませんが、その寄附金をこの歳出の中で要するに基金にわからないように運用しているかのような発言がありましたが、私は事実と反するというふうに思いますので、訂正を求めたいというふうに思います。

(「何を言ってもいいというもんじゃないので、事実と反することを……」と言う声あり)

○議長 長 井上議員。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 はい、どうぞ。

○井上議員 あたかも税金をもってこれを代償しているような言い方をして、これこそ市民を迷わせる発言ですよ。

(「そうだ」と言う声あり)

○井上議員 そういうことが、何を言ってもいいという議場ではないのですよ、ここは。そこをきちっと、これに関してどれだけみんなが、この議員がやってきたかですね。審議を議会だってこれに対してやっているのですよ。それが今まやかしのそういう討論をされたら困ります。それは、きちっと謝罪をして訂正してもらわぬと困ります。

(「確証はつかんでいるの」と言う声あり)

○渡辺議員 確証とかはありますよ。

(何事か言う声あり)

○議長 長 はい、どうぞ。

○渡辺議員 それでは、ただいまそういう議事進行がございましたが、先ほどの答弁に基づいて私はしっかりと討論をしているわけでありまして。こういうことでもあります。寄附金の見込額、つまり六千数百万円と申しておりました。したがって、寄附金の見込額六千何百万円というのは、この生活保護費詐欺事件の穴埋めそのものの寄附金、市民の善意による寄附金であるということはもう間違いないわけでありましてから、したがってこの1億1,365万円には当然そういう事柄がすべて入っているわけでありまして。だから、六千数百万円がこの中に含まれているということは、つまりはこの残りのほうはやはりこういう市費でもって、あとこのように積立金はこれだけ、基金はこういうようなことでということになると思うのであります。しかし、そこまでの詳しい議案で今ないからわかりません。しかし、先ほどの答弁からするとしっかりとこういう討論になるわけでありま

す。

以上。

(何事か言う声あり)

○議 長 休憩して議会運営委員会を開催いたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 2時10分

○議 長 では、議事を再開をいたします。

田村議会運営委員長より発言があります。

○議会運営委員長 休憩中に議会運営委員会を開催したので、結果を報告いたします。

渡辺議員の討論については、疑義を生ずる部分があったことから、謝罪をし、議長に取り消しの申し出をすることになりました。

以上、報告いたします。

◎発言取り消しの申し出について

○議 長 ここで渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 先ほどの私の討論内容に一部誤認がありました。貴重な時間を割いていただき、議会運営委員会を開いていただきました。議会運営委員会で事のてんまつをお聞きし、討論内容に一部誤認がありましたため、討論すべてを撤回させていただきます。また、議会を混乱させまして深くおわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。

以上でございます。

○議 長 議会運営委員会委員長の報告のとおり、渡辺議員の討論の取り消しにつきまして許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、渡辺議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

◎日程第3 議案第8号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第10号）（続行）

○議 長 次、討論。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第8号滝川市一般会計補正予算（第10号）を否とする立場で討論を行います。

本補正予算には、保育所の運営管理に要する費用として、低年齢の保育児童の増加に伴う一の坂保育所及び江部乙保育所に対する自動的な運営管理代行負担金の増額のための補正1, 407万円や障害者自立支援給付や更生医療受給者増加に伴う増額2, 700万円と956万円、小中学校、西高等学校の燃料費高騰や耐震改修に伴う増額1, 416万円、413万円、207万円が含まれ

ています。これらについては必要な経費であり、問題ありません。しかし、滝川ふれ愛の里運営管理に要する経費５３５万６，０００円のうち食と健康の養生館管理代行負担金２７３万円については……違う。ちょっと済みません。失礼いたしました。２７３万円については、指定管理者との契約において不公平なものであり、今後に及ぼす影響は大きく賛成できません。

反対理由の第１は、指定管理代行負担金の変更は原則しないこととし、予期できない事態が起きたときに双方の協議によって決めるとされていることが答弁で明らかになりました。しかし、今回の理由は電気料金が予想より高かったというもので、他の６２施設でも起きていることです。よって、予期しないことが起きたのではなく、６３カ所ある指定管理施設の中で特別扱いしたものとか言いようがありません。質疑で明らかになったことは、北海道電力の単価は平成２０年度は高かったものの、２１年度、２２年度は燃料調整単価がマイナスとなっており、電気料金を使用電力で割り返した滝川グリーンズが出した数値は１９年度１２．７５円パーキロワット、２０年度１４．５１円パーキロワット、２１年度１２．４５円パーキロワット、２２年度１３．５２円パーキロワットということです。これを単純に１９、２０年度平均にすると１３．６３円で、２１、２２年度は１２．９８円となります。説明では、契約時には平均より突出した２０年度の単価を入れなかったが、１８年度から２０年度の３年平均としたということです。２０年度末に交わした契約は、２０年度の高い料金を入れずに１８年度、１９年度のデータから算出したということですが、電気料金の単価は２０年の石油高騰により８．６円から１０．２７円に１．６７円上がりました。しかし、燃料調整単価は１８年度はゼロ円から１円の範囲で、以降１９年度はゼロ円から０．６３円の範囲で、２０年度はゼロ円から２．２９円の範囲で単価より高く、さらに２１年度はマイナス１円からマイナス１．２３円の範囲で、また２２年度はマイナス０．７７円からマイナス１．１５円の範囲で基本単価より安いことから基本料金と燃料調整単価の合計額はほぼ変わらないということが言えます。さらに、今回の２７３万円の補正額は、全体の五千数百万円からいえば５パーセント程度であり、他の施設で契約金額変更の基準にしている２０パーセント以上の上昇には遠く及びません。

第２は、この契約金額の増加を審査会抜きで決めたことです。このような予期できないという事例に当たるかどうかは、可能な限り客観的な判断が求められます。

第３は、今回の増額が指定管理制度上ではなく、総務部長の答弁で何とか経営を安定させたい、施設運営を続けさせたい補正であるという答弁でも明確です。このようなことを認めることは、制度の信頼性を損なうものと考えます。市民に第三セクター滝川グリーンズについては特別扱いをしましたと説明することを求めます。

第４は、市長は市長が求める監査を行う考えを示しませんでした。独自に借入金５００万円を行うなど運営資金に困り、収支も予想していた黒字ではなく１，０００万円の赤字という事態です。今長の調査権に基づく監査をしなければ、滝川グリーンズが幾ら収支が悪いからといって支援する判断はできません。

最後に、第三セクター等の抜本的改革の推進等について総務省が平成２１年６月２３日出した通知の一説を引用して討論としたいと思います。地方公共団体の長は、第三セクター等に対する財政援助に係る監査、地方自治法第１９９条第７項前段、出資法人に対する監査及び外部監査制度等

を活用するなどによりその経営の実態を把握し、監査結果については議会住民に対し説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである。

以上です。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を起立により採決をいたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第4 議案第9号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議 長 日程第4、議案第9号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第9号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

補正の概要でございますが、北海道国民健康保険団体連合会の次期共同電算システムの導入に伴う負担金の増並びに平成21年度分国庫道支出金精算に伴う償還金の確定によるものでございます。

第1項、歳入歳出それぞれ1,185万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,989万2,000円とするものでございます。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページには第1表、歳入歳出予算補正を、4ページ、5ページには補正予算事項別明細総括でございますので、お目通しをお願いいたします。

事項別明細、歳出よりご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。1款1項2目連合会負担金246万8,000円の増につきましては、北海道国民健康保険団体連合会の次期共同電算システム導入に伴う北海道内の市町村、保険者の負担金が確定したことから増額したいとするものでございます。

11款1項3目償還金938万7,000円につきましては、説明欄のとおり国庫支出金719万4,000円、道支出金219万3,000円の償還金でございます。

以上、歳出合計1,185万5,000円の増となったところでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。2款2項1目財政調整交付金につきましては歳出関連、5款2項1目財政調整交付金につきましては一般会計繰入金の精算の基礎数値となる特別調整交付金が減額の見込みとなったところによるものでございます。

8款1項1目一般会計繰入金につきましては、それぞれ平成22年度分の精算によるものでございます。

9款1項1目繰越金につきましては、補正に必要な財源調整によるものでございます。

以上、歳入合計1,185万5,000円の増となったところでございます。

以上を申し上げ、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第5 議案第10号 平成22年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長 長 日程第5、議案第10号 平成22年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第10号 平成22年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明いたします。

このたびの補正につきましては、保険事業勘定の保険給付費におきまして、主に居宅介護サービス等給付費及び施設介護サービス給付費等の増額補正を行いたいとするものでございます。

それでは、議案に基づきましてご説明いたします。初めに、1ページをごらんいただきたいと思います。第1項で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,000万円を増額し、予算の総額を31億607万9,000円とするものでございます。

第2項で、同勘定の歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の同勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項1目居宅介護サービス等給付費の3,000万円の増額につきましては、主に通所介護、特定施設入居者、生活介護等の利用者数がふえたことによるものでございます。

3目施設介護サービス等給付費の1億円の増額につきましては、主に介護老人保健施設、介護療養型医療施設の利用者が増加したことによるものでございます。

7目地域密着型介護サービス等給付費の1,000万円の増額につきましては、施設整備に伴ってグループホーム利用者数が増加したことによるものでございます。

2項1目高額介護サービス等費の2,000万円の増額につきましては、施設介護サービス給付費が増加したことによるものでございます。

3項1目特定入所者介護サービス費等の1,000万円の増額につきましては、施設利用者の増加に伴い補足給付が増額になったことによるものでございます。

以上、歳出合計で1億7,000万円の増額になったところでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款1項1目介護給付費負担金で2,850万円、2項1目調整交付金で850万円、3款1項1目介護保険給付費負担金で2,675万円、4款1項1目介護給付費交付金で5,100万円、6款1項1目一般会計繰入金で2,125万円、7款1項1目繰越金で3,400万円の増額となっておりますが、これは介護給付費の増に伴うものでございます。

以上、歳入合計で1億7,000万円の増額となりまして、歳入歳出それぞれ1億7,000万円を増額をし、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億607万9,000円としたいとするものでございます。

以上を申し上げまして、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

そこで、訂正がございます。実は1ページでございますが、1項のところで「歳入歳出それぞれ170,000円を追加し、」と書いていますが、この17万円というのを千を入れていただきたいのです。「170,000」の次に「千」ということを入れていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第6 議案第11号 平成22年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 日程第6、議案第11号 平成22年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第11号 平成22年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

補正予算の概要につきましては、平成22年度保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金につきまして減額補正したいとするものでございます。

第1項、歳入歳出それぞれ425万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億9,659万1,000円とするものでございます。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページには第1表、歳入歳出予算補正を、4ページ、5ページには補正予算事項別明細総括でございますので、お目通し願います。

事項別明細、歳出よりご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金425万5,000円の減額につきましては、保険基盤安定負担金の減によるものでございます。

以上、歳出合計425万5,000円の減となったところでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。3款1項1目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定負担金減額相当分を保険基盤安定繰入金で減額したいとするものでございます。

以上、歳入合計425万5,000円の減となったところでございます。

以上を申し上げ、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第7 議案第19号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する
条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第7、議案第19号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第19号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

制定の趣旨でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が平成22年5月19日に公布され、政令で定める日、23年4月1日から施行されるのに伴いまして、当該法改正による廃棄物の処理及び清掃に関する法律での規定追加による条項の移動に伴い、必要となる条文中の文言整理を行うため改正したいとするものでございます。

改正内容につきましては、議案第19号参考資料、新旧対照表をごらんください。第34条の2中、同条第8項を同条第9項に改める。

第34条の4第1項中、第9条の3第7項を第9条の3第8項に改めるとするものでございます。

附則で、平成23年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上を申し上げ、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は可決されました。

◎日程第8 議案第30号 公平委員会委員の選任について

○議長 長 日程第8、議案第30号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました公平委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市ほか6組合公平委員会委員、大竹敏章氏が平成23年3月31日で任期満了となりますことから、後任として引き続き大竹敏章氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

大竹敏章氏の略歴書につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただいて同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第9 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 長 日程第9、議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市固定資産評価審査委員会委員、齋藤恵美子氏が平成23年5月27日で任期満了となります。このため、後任として引き続き齋藤恵美子氏を選任いたしたいと存じますので、地方税法第423条第3項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

齋藤恵美子氏の略歴書につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読をいただき、同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により、3月5日から3月9日までの5日間休会いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月5日から3月9日までの5日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時40分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成23年第1回滝川市議会定例会（第8日目）

平成23年 3月10日（木）

午前10時00分 開 議

午後 4時09分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（16名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	窪之内 美知代 君
3 番	酒 井 隆 裕 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	関 藤 龍 也 君	7 番	山 口 清 悦 君
9 番	大 谷 久美子 君	10 番	荒 木 文 一 君
11 番	堀 重 雄 君	12 番	三 上 裕 久 君
13 番	堀 田 建 司 君	14 番	田 村 勇 君
15 番	山 腰 修 司 君	16 番	井 上 正 雄 君
17 番	水 口 典 一 君	18 番	山 木 昇 君

○欠席議員（1名）

8 番 中 田 翼 君

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
会計管理者兼理事	飯 沼 清 孝 君	総 括 理 事	高 橋 賢 司 君
総 務 部 長	吉 井 裕 視 君	総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君
市民生活部長	西 村 孝 君	市民生活部次長	伊 藤 克 之 君
保健福祉部長	橘 弘 恭 君	保健福祉部次長	佐々木 哲 君
経 済 部 長	若 山 重 樹 君	経 済 部 参 事	多 田 幸 秀 君
経 済 部 参 事	佐々木 邦 義 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 技 監	三 谷 文 彰 君	教 育 部 長	舘 敏 弘 君
教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君	教育部指導参事	春 田 淳 一 君
監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君	病院事務部長	東 照 明 君
総 務 課 長	田 中 嘉 樹 君	財 政 課 長	山 崎 猛 君

○本会議事務従事者

事務局 長 中嶋 康雄 君 次
書 記 寺嶋 悟 君 書

長 田 湯 宏 昌 君
記 村 井 理 君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長（副議長） 本日は議長が欠席をされているため私が議事進行を務めます。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

欠席の申し出は、中田議長であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長（副議長） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において大谷議員、荒木議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（副議長） 日程第2、これより一般質問を行います。配付をいたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で、30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようにご留意願います。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。公明党の三上です。今期最後の議会ということで質問をさせていただきます。

◎1、滝川市ビジョン

1、2期8年を振り返って

まず初めに、滝川市ビジョンについて市長に伺いたいと思います。家にあった田村弘選挙はがきというのがありまして、これは市長の1期目のときののだと思います。これを見ますと、福祉と産業創造のまちづくりということで、いろいろな自分が進めたい目標というか公約を掲げられておりました。それで、そのときのことも含めて、その当時のことを振り返りながらまず質問したいと思うのですが、市長がまず理想とする滝川市の将来像というものが市長の中にはしっかりとあると思うのですが、それをまず伺いたいと思います。

○議長（副議長） 三上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 おはようございます。面接試験の中で一番難しい質問が夢を語ってください、あなたはどんな将来像を持ってこの会社に入ってきたのですかと、これは一番難しい質問だそうです。しかし、ある意味ではその本質が問われていくということでもあるというふうに思います。極めて難しい本質が問われる質問にご満足いただけるかどうかわかりませんが、2つのことを申し上げたいというふうに思います。1つは、理想的なまちをつくる、理想的な将来像を実現するためには、やっぱり2つの基本的な条件が満足されなくてはならないというふうに思います。1つは、この理

想像を実現する都市をつくるために、まちをつくるために国が定めていく地方自治の枠組みというのがしっかりされなくてはいけないというのが1つだと思います。2つ目、そういう国の枠組み、地方自治の枠組みがしっかりつくられれば、自分たちの自助努力で達成する地方自治の理想像としてのまちをつくっていく、その将来像をしっかり掲げてやっていると、この2つのことが充足されなくてはいけないというふうに思っています。

1点目のことで申し上げますと、今地方自治の本旨と言われるものを実現し得る立脚基盤がどうなっているのかというと、少しずつちょっと方向が変わってきているのではないかなというふうに思います。それは、例えば財源再配分機能というのがかつてと比べるとどうなのかというと、私は少し低下してきているように思っています。それは、地方交付税の削減であったり、あるいは公共事業がかつての4割以下になったり、こういうことを通じて財源の再配分機能が落ちてきていると。だから、それぞれの自治体は頑張っていると思うし、企業の皆さん方も血みどろの努力をしているというふうに思いますけれども、都会には比較のお金は行くけれども、地方にはなかなか回りづらくなってきたと。これは、財源再配分機能が低下しているわけで、地方の疲弊の原因の一つはここにあるというふうに私は思っています。したがって、用意ドンで都会と地方とを競争させて、それで頑張らないから地方が負けているのですよということにはどうもならないような気がしてまして、大学生と小学生と用意ドンで走らせて、そして頑張らなかった小学生が悪いということにはどうもならないと。こういうふうに地方自治の基盤をしっかりと国が枠組みとして法律も改正しつつつくっていく条件整備を一つ求めたいというふうに思っています。2つ目は、そういう条件が整えば、あるいは愚痴ばかり言っていてもしようがないのですけれども、自分たちの力で夢を形にできるまちにしなければならない。これがやっぱりもう一方の最も重要な将来像だというふうに思います。

私は、もっとこのことについて一言で言えば、まちづくりをしますということなのですから、まちづくりには主語と述語、目的語が実はないのです。だれがまちをつくるのか、だれのためにまちをつくるのか、この主語と目的語がない。私は、あえてここに主語と目的語を入れると私たちはなのです。私たちは、未来を担う子供たちのためにまちづくりを進めるというのが私は一番重要なことになるのではないかなというふうに思っています。しかし、まちづくりはさまざまな総合的なもので進めなくてはなりません。したがって、あえて将来像を幾つか申し上げますと、生活の基盤であります産業に元気があるということ、子供たちがたくましく優しく育ってくれるまちであるということ、年配の方々健康で生き生きと生活してくださるということ、商店街ににぎわいがあるということ、市民が生活するのに必要な生活基盤が整っているということ、そして人口が安定しているということ、おおむねこのことを滝川市の将来像として掲げたいというふうに思っております。

○議長（副議長） 三上議員。

○三上議員 この8年間で、その理想に向かって市長は市政執行、リーダーシップをとってこられたと思っております。ただ、そのまちの将来像というのは、やはりそこに住む人たちが元気で活気に満ちていなくてはいけないのです。そういった部分では、やはり市の職員を初め私たち議員もそうなのですが、この人間力をいかに高め、総合力でこの滝川の将来のまちづくりを目指していき

いなと考えております。

次に、市長が8年前、改革を目指して市長選に立候補されました。その当時の滝川の状況というのは、やはり財政的にかなり厳しい状況だったと思います。そういったことで、市長がこの8年間で人件費10億円を削減した。そして、長期借入も圧縮してきた。さらには、基金の積み増しというか積み上げ、これも2億円程度ですか、されたということで確実に改革は進んできていると思っております。そういった思いで改めて質問させていただきますけれども、先日の議会でもさまざまな改革を含めてお話がありましたけれども、市長が考えていた改革、それはどの程度この8年間で進んだか伺います。

○議長（副議長） 市長。

○市長 改革は、常にし続けなくてはいけないというふうに思いますが、私が市政を担わせていただきました8年前の状況を考えますと、例えばこれは一事象でありますけれども、市民の皆さん方からいただく税金、それと市職員の人件費、市職員の人件費は別に市民の皆さん方の税金だけでお支払いしているわけではなくて、地方交付税とか総体としてその財源になっているわけですが、例えば単純に市民の皆さん方の税金と市職員の給料とを比較すると、いただく税金よりも市職員の給料のほうが高いと、こういう状況が続いていたわけです。したがって、私は1期目のときに人件費改革をやらせていただきますと。これは大きな柱、行政改革の一つ、行財政改革をやりますと。その大きな柱として人件費改革をやりますと言った根本の理由はそこにあるのです。その結果、職員も頑張っていただきました。大変な苦痛を与えたと、苦労させたというふうに思いますが、今現在人件費と市税とを比べると、はるかに人件費のほうが少ないという状況が生じています。これは、やっぱり仕事のやり方を変えていく。それから、行財政改革を進めて効率的な行政にしていく。そういうことによって、少ない職員で効率的に仕事ができるようになったと、こういうのも私はある意味では大きな行財政改革の成果の一つであるというふうに思います。そういう意味では、私もこのことは声を大きくして申し上げたいと思いますので、職員も本当に頑張っているなというふうに機会をとらえて称賛してもらいたいというふうにも思います。

1期目は、行財政改革に力を入れてまいりました。一定の成果があったというふうに思っています。それがゆえに必要な財源の出動というのも行われるようになってきたというふうに思います。その一つが市立病院の改築ということであり、今年度から具体的に取り組む開西中学校の改築であり、今後進めていくことができる義務教育施設の耐震化改築ということであるというふうに思っています。これからのやっぱり行政改革は、行財政改革の新活力再生プランというのをつくりましたが、2期目のプランです。こういう幾らお金が足りないのか、それを見つけ出すためにどこから幾ら見つけ出しますというプランというのは、いつもやるプランではないというふうに私は思っています。行財政改革は常にやり続けなくてはならない。それを余りネガティブな形で数字をあらわしたプランでいいのかな、どうかなという問題意識を持っています。そういう意味では、行財政改革はしっかり、ある意味では道半ばですから、やり続けなくてはなりませんけれども、そういう改革の仕組みを組織そのものが持っていくと、こういうことになっていけば理想的だなという願いは持っていることを表明をさせていただきます。そういう意味では、今財政的なことを申し上げ

ましたけれども、行政施策の面で言いますと、やっぱり市民の皆さん方の願いがしっかりと私どもの情報として明らかに受けとめられて、それをどういうふうに重要性、優先性をつけて仕事にしていくのかと、こういう仕組みも先ほど申し上げたお金を中心とする改革とあわせてしっかりとしたことをやっていかななくてはならないと。このことは職員には、我々はしっかりと哲学を持ってやろうではないかというふうに議論をしているところであります。

○議長（副議長） 三上議員。

○三上議員 それでは、3つ目のほうに移りたいと思いますが、先ほどの市長の話ですと私が受けた感じでは、まあ順調に自分の理想とする改革に近づいてきたということでありましたけれども、まだ道半ばという話も出てきました。

それで、今回市長は立起表明がおくれましたけれども、そのおくれた中には今までの改革が十分だった、自分の夢はほぼ達成したという思いもあったのかかもしれませんが、市長の夢、今回この「夢をカタチにできる街へチャレンジ」という市長後援会のリーフレットがありますけれども、その夢というものは今この8年の中ではまだかなってはいないのだと思うのです、道半ばという意味からすると。その夢は形になりつつあるのでしょうか。

○議長（副議長） 市長。

○市長 私が思っている滝川のまちはこうあるべきだ、こうなってほしいという夢、それは現実には市長は任期がありますから、その任期の中で何をお約束をして、どこまで達成させるのかと。率直に言って、私は滝川のまちはこういうまちになりたい、夢は大きなものがあります。しかし、任期の中でこれだけはさせていただきたいので、市長にさせてほしいということでお約束したことがあります。夢という意味ではそういうことだと。一方、市民の皆さん方も大きく夢を持っていられたいというふうに思います。その夢は、簡単に実現できる夢もあるかもしれませんが、長い時間かかって到達するというお考えの夢もあるかもしれません。私は、ある意味ではそらぷちキッズキャンプのように極めて大きな高い理想と夢とを持って、それに一步步近づいていく努力が常に行われると。そういうことがやっぱりまちづくりの上では重要なことだというふうに思います。

私自身は、戦後生まれでありますけれども、明治の親に育てられましたから厳しく言われてきたことがあります。できない約束はするなと。私は、このことを肝に銘じて、できない約束はしないというふうにこれを信条としてやってきたつもりであります。そういう意味では、大きな夢の中で4年で実現できることはしっかりと約束を果たさせていただこうという信条で議会の皆さん方にご提案をし、ご理解をいただき、市民の皆さん方にお伺いをし、それを政策化しということをやってまいりました。一定程度大きな夢を実現するために約束をさせていただいたことについては、一定程度の成果、形になってきたというふうに思っています。しかし、その過程において不測の事態を招いたということもありました。私は、このことによって行政の停滞を招いたということも事実としてあると。このことについては申しわけなく思っておりますが、失うものも確かに大きかった。しかし、これを乗り越えて再生の歩みを進めてきたと、苦難の歩みもまたコインの裏表のように得るものもあったというふうに思っております。それは、1つはやっぱり貴重な財産にそのこともなったのではないかと。夢を形にあらわしていくためには、こういうマイナスもプラスに転じていく

というエネルギーと市民の皆さん方との協働、議会のご理解、協賛をいただきながら取り組んでいきたいものだというふうに思っているところであります。いずれにしましても、ぐちゃぐちゃ申し上げましたけれども、夢を形にしていくためにはわかりやすい行政を目指すべきだというふうに思っております。

○議長（副議長） 三上議員。

○三上議員 やはり市民の夢が市長の夢であるべきですね。それは、議員についても言えることだと思いますけれども、そういう市政執行をしていきたいなと考えております。

◎2、中空知ビジョン

1、滝川市の役割について

それでは次に、中空知ビジョンということについて伺いたいと思います。中空知ビジョンというものがあるのかどうなのか、ちょっと私はわかりませんが、第3次中空知ふるさと市町村圏計画というのが平成20年から29年までの10年間で計画されております。これが中空知ビジョンというのかどうかちょっとわかりませんが、中空知における滝川市の役割というのは非常に大きいと思うのです。札幌市が北海道の市町村の中での役割というのが重要であるということも同じだと思いますけれども、やはり滝川以外の4市5町が活気づくこと、そのことが滝川の未来、そして滝川の繁栄につながると私は考えております。そういった意味で、滝川市の役割というのは非常に重要であると思います。そこで、中空知、この広域の中で本市の役割というのは市長はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（副議長） 市長。

○市長 ご指摘のように、滝川市が中空知に占める地位とか役割というのは非常に大きいものがあるというふうに思っています。それは、滝川市はどちらかといえば第3次産業の割合が高いまちであります。その第3次産業は何によって成り立っているかということ、中空知という周辺の地域の皆さん方の存在、消費購買力でありますとか、あるいはさまざまなサービスをこの滝川に来て買い求めていただく。金融的な中枢機能もあるかもしれませんし、消費購買的なこともあるかもしれませんし、行政的な機能もあるかもしれません。そのために滝川を支えてくださっているという割合が極めて高い。したがって、通勤流動も、あるいは通学流動もほかの中心地域と言われるところよりも滝川市はそういう割合が非常に高いのです。そういう意味では、滝川市は中空知の地域の皆さん方と一緒に歩むということなしには、滝川のまちが成り立っていかないという宿命を持っているというふうに思います。

それでは、そこら辺のことがどんなになっているのかというのがご質問の趣旨だというふうに思いますが、そういうことがあるゆえに今まで広域行政が非常に進んできました。広域行政という意味では、日本一進んでいる一地域だというふうに思っています。それがゆえに、例えば先輩たちが一生懸命議論をしてつくってきた共同事務処理のための仕組みである一部事務組合、私は組合長とか企業長とか、こういうのを6つやっています。6つの議会があって、滝川市議会も含めると7つの議会を私は担当しなくてはならない。これは北海道最大ですし、日本にこんなところはありません。

ん。そういう意味では、かつて先輩たちが広域行政は極めて重要であるということを考えながら、その形づくりをしてきたということがあると思います。でも、今どうなのかというと、率直に言って一つの踊り場に今あるように私は思っています。新しいステップに踏み出さなくてはならぬ状況があるというふうに思います。しかし、一方ではほかの地域で行われないような広域行政が既に行われていて、新しいステップを踏み出すということは、やっぱりある意味では道内のモデル的なステップを踏み出すということになると思うのです。ここら辺が少し、もう少し中空知自身のそういう覚悟と議論が必要だと私は思っています。そういう意味では、滝川市長の果たす役割、滝川市議会の果たす役割、そういうものも極めて重要だというふうに思っておりまして、そのあたりの1歩を踏み出すということをしなくてはならないというふうに思います。

特に今5市5町全部でやれるかということ、なかなか難しくなっていますから、課題が共有できる場所と協定を結びながらやるということも少し考えていかななくてはいけないなというふうに思います。例えば観光振興をしましょうと、広域ルートをつくりましょうと。ただ、広域ルートをつくったら、全部でやるといったら、どうしてもそれではパンフレットをつくってPRしましょうというところにとどまってしまうのです。したがって、それではそういうことを前提としつつ、例えばどことどことこのまちであれば食観光でできますねとか、少し目的意識を絞り込んで協調できる、この指とまれでやれると、そういうところと具体的な1歩を踏み出す、そういう広域行政のやり方が求められているのではないかなというふうに思います。一方、例えば図書館がここに入ります。そうすると、滝川市はやっぱり図書館の電子化がおくっていましたから、あわせて電子化を今進めていますけれども、そうなれば中空知にあるどこの図書館とも連携をして、お互いにある本の貸し借りができるとか、交流ができるとかという条件が整っていくわけです。こんなふうに広域サービスシステムをできる限り拡大していくと、そういう方向もまた重要なことだと思います。

それから、今こだわっているのは何かというと、今まで広域行政にこだわり過ぎたとは思っているのです。行政でやると、広域経済はどうするのかという視点はちょっと欠けていたような気がします。今までは広域行政ということで、行政施策を中心にやってきましたけれども、これからは広域的な経済の枠組みをどうするのか、連携をどうするのかと。農協は既に合併したわけですから、農業施策は合併して農協としての施策を展開していますけれども、それでは農業施策として滝川、赤平、芦別がどういうふうに連携しているのかということ、なかなかちょっと欠けるところがありますから、少し広域はそのほか、例えば福祉でありますとか、経済でありますとか、こういう行政だけにこだわらない部分にも拡大をして議論をしていく、その土俵づくりはやっぱり滝川市がそれなりのきっかけを与える責任があるのだというふうに思っています。

○議長（副議長） 三上議員。

○三上議員 今市長のほうから、この地域は広域行政が非常に進んでいると。次は、次のステップの段階に移る時期に来ている。先ほど市長からも行政とのつながりというか、一部事務組合とか、水道だ、衛生だとか消防とか、そういった行政のつながりというのは確かにあると思うのです。ところが、例えば広域的な経済界の連携だとか、今話がありましたけれども、経済界の連携だとか、農業の関係の連携だとか、これがぼつ、ぼつ、ぼつと固まりではあっても分断されているというか、

つながりが非常に見えないという部分があるのです。例えば地域の活性化ということについて言えば、花火大会というのを新十津川、砂川、各地域でやっています。これを例えばですよ。大きな予算にして、この中空知の5市5町の中で持ち回りで花火大会を1カ所でやると。すると、この地域外からの集客もかなり見込めるのではないだろうか。そういう接着剤というか、その橋渡し役をするのが滝川の役割なのかなと考えております。ぜひ行政的なつながりだけでなく、そういった民間を含めてのつながり、これが次のステップなのかなと考えておりますので、ぜひそれを目指して頑張っていきたいと思うのです。

先ほどもう次の質問事項も市長は答弁されましたので、私の質問は以上にしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（副議長） 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 無所属としてこの4年間、議員活動を続けてきました。その4年間の最後の一般質問となります。私は、未来を担う子供たちに誇れるまちづくり、こういうことをメーンスローガンに掲げて滝川のまちづくりということを考えてきました。今後ともそうした観点で引き続き議員活動ができるように、そしてまたこの場に戻ってきて市民の気持ちを代弁していけるようにまた頑張っていきたいというふうに思っています。

◎1、市長の基本姿勢

1、滝川市の活性化について

それでは、前段はこのくらいにして、1番目、市長の基本姿勢についてお伺いいたします。滝川市の活性化について、今後のまちづくりの活性化についてですが、首長が仮にだれになったとしても滝川の活性化を図るために克服しなければならない課題はたくさんあると考えます。例えば信頼される市役所づくり、国や道と地方自治体の関係なども重要課題の一つと考えます。市長が考えている重要課題の中で最重要課題は何か、その理由と対応についての市長の見解を伺います。先ほどの三上議員の質問の中で一定の方向性も示されてきている、課題も示されていると思いますが、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（副議長） 窪之内議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 最重要課題、たった一つと申し上げれば、先ほど三上議員のご質問にお答えしたようなことで、そういう意味では窪之内議員と共有できるというふうに思います。

いろんなことを申し上げたら混乱するという話になるかもしれませんが、私はやっぱり滝川のまちが誇りの持てるまちにならなくてはいけないというふうに思います。誇りの持てるまちというのは、それではどんなまちかというと、滝川ってこんなまちですというふうに紹介できて、列車の隣に座った初めての人でも、ぜひ来てください、いいところですよというふうに紹介できる。誇りに思わなかったらできませんね。そんなまちになりたいものだなというふうな思いを持っております。やはり私たちのまちは、こんなまちであることを語れるまち、それがやっぱり先ほど申し上げたそれ以外にもう一つ言えといえ、そういうまちを実現していく、どうしたらいいか

というのが重要課題でもあるというふうに思います。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 再質としてなのですが、今市長の答弁についてはそのとおりだというふうに思っていますが、ただ先ほどの中でも国と地方のあり方、そういったこともこれから克服していかなければ、先ほど言った誇れるまちとして語れるまちにはならないというふうに思うのですが、そういった具体的な三上議員に答弁されたそういうのを克服していくために市長としてどのような考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（副議長） 市長。

○市長 きっとそれを詳細にご説明申し上げれば、市政執行方針になるというふうに思います。ただ、事前に通告にある内容と関連づけてお話し申し上げますと、信頼される市役所づくり、これはプランをつくっていますから、これを完全に実行するということはもちろんあるのですが、やはり私たちの仕事は市民の願いがあって、それを市民の皆さん方の家庭だとか地域だとかで実現できないときに、これは市役所がこれをしなさいと、そのためにあなた方職員がいるのですからと、こういうやっぱり市全体で取り組まなくてはならぬ課題があるわけです。こういうものをちゃんと受けとめられるのかと。受けとめたら聞きっ放しにしないで、これを取捨選択して、これについてはやっぱりなかなか今は難しいですと、あるいはこれについてはやっぱり重要だと思いますから、議会に提案して予算をつけて行動を開始いたしましょうとか、これについては市民の皆さん方でひとつ枠組みをつくってやっていただけませんかとか、要するに多様な市民の願い、先ほど話がありました夢、こういうものを聞きっ放しにしないと、それをちゃんと実行していく手段を持つ、このことが信頼される市役所づくりの基本だというふうに思います。これは、やっぱりしっかり目標達成に向かってやらなくてはいけないというふうに思います。

しかし、今度は行政が施策としてやっていくときに、市民の皆さん方の税金だけでやっていけるわけではありません。北海道の力も必要である。国の法律的な枠組みの力も必要であると。したがって、私は地方自治体の首長としては北海道と国との連携を十分する、そして情報を最大限引き出すと。そのことによって、滝川ではこのことをやりたいのだと、どうですかという国、北海道の支援をしていただける十分なネットワークを持つと。これは、議会の議員さんもやはりそういう思いを持っておやりいただいているのではないのでしょうか。市民の皆さん方の願いを滝川市という行政にいかにかどう反映をし、議決をしてそれを進めていくのかと同時に、北海道の施策、国の施策をいかに効率的に結びつけて滝川市役所の市政と一緒にやっていくかということで議員皆さん方もご活躍いただいているというふうに思います。そういう意味で、市民総体の国、道、基礎的地方自治体をつなぐネットワークを構築していくのか、これは実現の手段として極めて重要な要素であるというふうに思っております。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 いずれにしても、行政、議会が本当に協力し合い、チェックし合いながら誇れる、語れるまちづくりを私もつくっていく先頭になりたいなというふうに思っています。

◎ 2、観光行政

1、観光大使の活動と役割について

2、モンゴル交流支援事業について

次に、2番目の観光行政のほうに移ります。2件目の1、観光大使の活動と役割について、横綱白鵬関プロジェクトについてお伺いします。

花、食、体験を中心に滝川の魅力を広くPRするための事業が新年度進められることになっています。当初私が描いていた観光大使のイメージとちょっと違ってきているように私は思っています。白鵬関への一定の活動費はやむを得ないということはわかりますが、その何倍もの経済効果を滝川にもたらししてくれるというのが観光大使の役割だというふうに私は考えていましたし、市民もそのように考えていたというふうに考えます。そうした観点から、プロジェクトの経済効果についてお伺いしたいと思います。

○議長（副議長） 経済部長。

○経済部長 白鵬関の観光大使の関係でございますけれども、ご存じのように昨年の6月、滝川市の観光大使ということでお引き受けいただきまして、またその当日は市民交流会3,000人、祝賀ディナーも300人というような形で市内外からも多くの方が来ていただいたということで記憶がございます。また、同時に道内外から報道関係者23社46人、この方々が本市を訪れまして宿泊も含めた中で報道を行っていただいたと。全国に紹介されたところでございます。また、10月には収穫祭という形で、ふれ愛の里で行いました収穫祭に合わせて来ていただきまして、そのときも報道関係者23社36名が取材に訪れて、再び全国に滝川が紹介されたところでございます。

横綱白鵬関が観光大使に就任されたということで、よい面でのニュースが全国に知れ渡ったと。このPR効果を試算いたしますと、日本広告業協会では出版している広告料金表というのがあるのですけれども、これにある程度照らし合わせて算出したところ、滝川にもたらししてくれた一環として新聞掲載で約4,000万円、テレビ放映で約6,000万円、合計1億円程度の言ってみたらPR効果があったということで考えておりますし、市内におきましても市民交流会への出店なり祝賀ディナーの開催、また秋の62連勝の祝賀セレモニーの開催等で経済効果があったのではないかと。また、白鵬米のふるさとというようなことで、滝川市でとれますお米についても評判が上がったということでございます。また、市内旅行代理店はモンゴルツアーということで計画、こういうような形でも波及されているということでございます。新年度におきましても横綱に菜の花と田植えの時期にはぜひ来ていただきたいということで打ち合わせをしております。また、さらに具現化等はおしていませんけれども、一人横綱として全国に知名度が高い強力な発信力を使いながら日本一の菜の花畑、またジンギスカン、そういう滝川の魅力を市外に向けてのPRという形でも検討して提案したいというところで動いているところでございます。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 今一定の経済効果の数字が示されました。しかし、市民的な感覚で見れば、こうした経済効果が滝川のまちにどんな活性化をもたらしてくれているのかなというのが見えていないのだと私は思っているのです。だから、お金だけ出ていくけれども、観光大使になったことでかえっ

て滝川市のお金をつぎ込んでいって、それに見合う費用対効果が出てきているのかということが市民にとってはわからない、わかりづらい状況になっているのではないかなというふうに思いますが、その観光大使として果たしてくれている役割を、その経済効果をもっと市民にわかりやすい形で示していくということが私は必要だと。そういうふうな感じで市民にも納得を得てもらうという行動が必要なのだというふうに思いますが、そうした市民向けの費用対効果や観光大使の効果についてPRというか、周知していくということについてどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（副議長） 経済部長。

○経済部長 おっしゃられるとおり、金額だけでは換算できない面がありますし、また金額で換算できる面もいかに産業連関の形でどういう金額が出てくるというのは絞り込めないところがございます。ただ、よく言われるのが滝川というまちがやっぱりある程度、全国津々浦々ではないですけども、東京に行っても滝川という形で横綱とのつながりがあるという、そういうような認識も持っていていただいている方がふえてきたと。だから、現実には「タキガワ」でなくて「タキカワ」という形でわかっている方もふえてきているということも、私たちが出張して道外に行ったときもそういう話は聞こえてくるのも事実ですし、またそういう面では滝川市民の方々がすぐには実感できない面もあるかもしれませんが、今後ともそこら辺を滝川市民の方々にも理解できるような形でやっていければなということで思っております。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 やはり市民が納得して本当に喜んでもらえるような観光大使だったのだというか、観光大使としての役割を果たしているのだということが市民が納得するような形でもっと周知を広める必要が私はあるというふうに思っています。そのことだけを今後もっと課題として考えていただきたいということで、次の2番目に移ります。

観光行政の2番目、モンゴル交流支援事業について、自治体職員協力交流事業とモンゴル人国際交流員配置について伺います。白鵬閣の思いを具現化するための事業と観光大使の使命とは、私は違うというふうに思っていますが、この事業については白鵬閣の思いを具現化するための事業だというふうに言っていますが、そこと観光大使の使命との関係について市長の見解をまずお伺いしたいと思います。

また、このことを進めることが滝川の将来の観光、経済活性化に重要な役割を果たすと考えられているのであれば、その根拠を示されるよう求めたいと思います。

○議長（副議長） 経済部長。

○経済部長 モンゴルとの交流につきましては、横綱以前に國學院短期大学での学生の受け入れ、またJAたきかわによります現地での菜種栽培の指導などを行ってきたところでありまして、モンゴルとの交流事業に関して今言ったように横綱が観光大使就任前から取り組んできたということもございます。そんな中で、今回モンゴル出身という横綱とのかかわりができたことでモンゴルとの交流がより具現化、具体化されているということも事実であります。このように農業技術研修、こういう形で受け入れをするということは国際交流員の配置、これも含めて全国から脚光を浴びると

ということで考えているところでございます。さらに、昨年6月に滝川市とモンゴル交流事業におきまして、調査団としてウランバートルなどを訪問いたしまして寒冷地での稲作技術、また野球などによる児童交流、こういうようなことをやっていこうということも向こうと取り交わしてきているところでございます。そういう中で、今回の寒冷地稲作技術、農業支援というものは先ほど言ったように全国的に脚光を浴びるのではないかとことを思っていますし、またこのモンゴルとの交流、農業支援などを通じて実施することによって今後やはり白鵬米というような形で、特に滝川は白鵬米のふるさとというような形で滝川産米の評判につながるということもやっていきたいということを考えて、その経済効果も期待しているというところでございます。また、白鵬関との結びつきがより強固になるということで、観光の面に対しても人との交流がより促進されるのではないかとということで期待しているところでございます。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 一般的な形でのご答弁としてはわかりますが、例えば稲作、米づくりをモンゴルでやるということについては既にいろんな自治体あるいは研究機関がかなり難しい状況にあるというような結果も出ているところもあるというふうに思います。一方で、滝川の場合は、国際交流ということでは違う都市との交流も進めてきているわけで、これだけを見るといろんな稲作の支援ということ、農業支援ということになるとかなり長い期間の支援ということで、モンゴルとのそういう滝川との関係について長い意味で、長い期間こうしたことをずっと続けようと、今後続けようとされているようなプロジェクトだというふうに考えていいのかどうかということが1点と、そのモンゴルとの交流によって滝川の名前が出るのが観光につながる、経済効果につながると。こども市民の感情としては、やはりいろんなお金を使っているけれども、あれ、実際に滝川のまちに実感としてこういう事業が経済効果をもたらしてくれているのだという実感は私はないというふうに思うのです。ですから、2点にまとめますと、今後のモンゴルとの関係というのは長期的な関係を展望しているのかということと、やはり経済効果についてもっとわかりやすく市民に周知すべきではないのかという2点について再質問いたします。

○議長（副議長） 経済部長。

○経済部長 その経済効果、ですから観光大使という面だけをとらえればそういう意見もございすけれども、一つ観光大使だけの仕事で集約したいという考えは持っておりません。というのは、滝川市に来たときに、例えばお年寄りのところに、老人ホームを訪問するですとか、子供たちとの対話をするですとか、そういう観光大使以外の部分としても、市外のPR以外の部分としても今後行っていこうという考えを持っております。ですから、そういう面で市民の方々がすぐ実感されるのはそういうところもあるのかなということで、来年度はそういう形でいきたいとも思っております。これが経済効果にどう結びつくというのは、また別問題でございすけれども、市民の方々にとってそういう面ではより身近に感じていただけるのかなということで感じております。

また、何年間こういうプロジェクトを続けていくのかということでございすけれども、先ほど窪之内議員さんが言われたように青森県の旧車力村の村長さんが代表して稲作技術や何かの関係、そして受け入れをやってきたということで、実際にあそこのところで稲作というものが、米もでき

たということも聞いておりますけれども、やはり向こうの食生活、それとその時代の食生活や何かも米中心ではないと。今も現状としては、モンゴルは米中心かといったら、まだ中心ではないのですけれども、米の消費もふえてきたということもございます。ただ、向こうにいて稲作というものはやっぱり大変難しい問題があるのかなと。ですから、今回は稲作を中心とは考えてはおりますけれども、それ以外の部分、例えば薬物ですとか果物ですとか、そういう中身でも向こうの気候に合った物で何を取り入れられるのかという形も含めてやっていきたいと思っておりますし、またそれが何年でどう成就できるのか、それはちょっと今後の経過を見なければなかなか結論は出せないのかなということで考えておりますけれども、23年度1年で終わるのかと言ったら、またそういう事業でもない。最低でもやっぱり2年ないしということでは考えているところでございますけれども、今結論として何年でやるよということとはちょっと申し上げられないですけれども、単年度の事業ではないということは頭に入れております。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 単年度の事業ではないけれども、何年かかるかわからない。その辺がやっぱりこの事業をやることについての担当所管として、今後の展望をきちんと持った上で観光大使の期間だけの問題なのか、それでしたらそういう農業支援が解決すると私は思っていないので、そうしたいろんな長期的な計画を持ちながら、この事業について説明できるようなものにしていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

◎3、基礎的市民生活の維持

1、地デジ化されていない世帯への万全な対策について

3件目、基礎的市民生活の維持、地デジ化されていない世帯への万全な対策についてお伺いいたします。

7月の24日からアナログテレビが視聴できなくなります。今地デジ化されていない世帯について、市としてまず第1にどのように把握されているのか、あるいはいないのかお伺いしたいと思います。

第2に、市民税非課税世帯については、申請すれば地デジチューナーが国から支給され、これをアナログテレビに接続することでデジタルテレビを視聴することが可能となり、既に対象世帯への通知もされていることと思います。しかし、申請は市を通さず、ご本人が国に対して直接申請し、実物のチューナーが送られてくると聞いています。しかし、申請してもそれがいつ送られてくるのかもわからないような内容になっているというふうに伺っていますが、そこでアナログ放送終了までにこうした方たちの実態把握や申請支援窓口の設置あるいは終了期日の延長を国に要請するなど、基礎的市民生活だと私はテレビの視聴については思っていますが、それを守るための対応について市長の見解を求めます。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 窪之内議員のご質問でございますが、差し迫った重要な問題についてのご質問でございます。今の現状、それから今後のことを含めてちょっと詳しく答弁をさせていただきたいと思い

ます。

まず、地デジ関連で今までどういう対応をしてきたかということをご答弁させていただきますが、広報たきかわに一番最初にこの地デジの関係を掲載させていただいたのが平成20年の12月、かなり前、もうこのころから地デジに関しましてはPRを進めております。平成20年の12月に特集を組んでおります。その後も平成21年、おとしですけれども、9月、10月、それから去年、平成22年につきましては6月、8月、10月、11月、二月に1回ぐらい常に新しい情報、また繰り返しのPR、対応をお願いしますということで訴え、PRさせていただいております。また、ことしに入りまして2月号の広報でもまた直近の情報についてPRをさせていただいております。その中身につきましては、直近の情報としましては、ご質問にございます市民税の非課税世帯の関係につきましても2月号の広報で問い合わせ先等も含めましてPRさせていただいております。また、そのほか広報以外でもパンフレットの配備ですとか、市内の公共施設12施設だとか、地デジの相談会も平成21年9月に市内の15カ所の公民館で実施をしております。また、去年滝川市役所、江部乙支所におきまして相談会も実施をしております。こういったようなPRを2年、3年、そのぐらいの期間をかけてやってきているのが現状でございます。

このようにやってきて、今はどんなになっているのかということでございますが、滝川市として今現時点の世帯の普及率というのは独自で調査はしておりません。ただ、総務省のほうで去年、平成22年の9月の時点の全国調査というのをやられました。その数字をご紹介しますと思いますが、去年の9月時点の普及率です。全国平均で90.3パーセント普及していると。これは、去年9月と3月と2回全国調査をやっております。去年の3月の時点では83.8パーセントでしたが、それが去年の9月の全国調査では90.3パーセントと進展しているという結果が出ております。北海道はどうかと。北海道は、去年の9月現在で87.7パーセントの普及率でございます。それから、年収200万円未満の世帯、そういう世帯での普及率がどうか。全国の調査でございますが、80.3パーセントというような数字が出ております。これが去年の9月現在。この年収200万円未満の世帯の普及率、去年の3月は67.5パーセントだったのですが、半年たった去年の9月現在では80.3パーセントまで伸びているという、そういう調査結果が出ております。それから次に、高齢者世帯の普及率についても数字が出ておまして、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の普及率が90.4パーセントという数字が出ております。これは、総務省の数字でございます。

そのような中で、今説明をさせていただいたのは去年の9月現在の数字で、ではもう3カ月、5カ月経過しておりますけれども、想像するに去年家電のエコポイントの関係で11月までに買えばポイントがということで、去年の10月、11月というのが物すごく家電販売店が大混乱しまして、テレビを買うのに何カ月も待たされるとか、お店に行っても2時間待たされたとかという、そういう状況もありましたので、恐らく今の時点では今説明させていただいた数字よりも普及率はまず間違いなく伸びているのではないかというふうに考えております。数字上は上がっているのではないかというふうに思っております。このような数字を見まして、ある程度対応については情報が少しずつ浸透してきていると、かなり浸透してきているというふうに考えております。ただ、これから

もそういった高齢者の方とかを含めまして情報提供、それから新たなチューナーの無償給付制度とか、きめ細かな情報提供については期限まで継続してやっていかなければいけないというふうに思っております。

それから、地デジチューナーの支援制度、新たに設けられた制度でございますけれども、これはことしの1月24日からできた制度ということで、これまで生活保護世帯を含めましてNHKの放送受信料全額免除世帯に加えまして市町村民税の非課税世帯に対しても簡易チューナーの給付が開始されたということでございます。この非課税世帯の支援につきましては、世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯、これが対象ということでございまして、支援を受けるために必要な申込書、それはこういう黄色いワンセットになったものが江部乙支所、それから滝川市役所の窓口にあります。その窓口で世帯全員が記載された住民票の写しとか非課税証明書とかをワンストップで対応できるようなことで今受け付けをしている最中、取り組んでいる最中でございます。そんな中で、1月末現在でこの非課税世帯の関係のチューナーの申し込みは申請が243件あったということで報告を受けております。現状はこういう状況ですが、それで今後のそのPRにつきましては、今でもテレビを見ているときに7月で期限ですよというのは繰り返し繰り返し情報提供が行われておりますが、今度6月下旬から7月に入りましてから、もう1カ月を切る段階では、あとテレビが見れなくなるまで何日とかというカウントダウン情報がまた繰り返し繰り返し放送されることになっております。そういった啓発が開始されるということがあります。

それと、窪之内議員ご指摘ありました相談体制につきましても現在テレビ受信者支援センター、デジサポと言っておりますけれども、そこでことしの6月27日から8月27日までこの2カ月間、7月24日がテレビが見れなくなる期限でその前後1カ月、合わせて2カ月の間、滝川市役所のロビーで専門の相談窓口を2カ月設けることにしております。その中で、デジサポのほうから3名ぐらい職員が常駐しましていろんな相談を受けるということと、それと専用の車も1台配備しまして、いろんな問い合わせがあったときに役所に来られない高齢者の方とかいらっしゃった場合は、その車でその担当者が行って説明をするとか、申請の仕方を教えるとか、そういったきめ細かいサービスもこの期間はする予定にしております。そういう対応も予定をしているところでございます。

いろいろ申し上げましたけれども、市としましても7月24日という期限までの間であらゆる手段を使って、広報も含めまして情報提供をしていきたいと思っております。また、1軒1軒確認して歩くというのもなかなか難しいのですけれども、例えば町内会長さんが集まるときにそういった高齢者世帯の方とか身障者がおられる世帯にはちょっと声かけをしていただいて、地デジ対応はお済みですかという声をかけていただいて、していない場合は問い合わせはここだとかという声かけをしていただくとか、あと災害時要援護者プランで今高齢者世帯とか身障者の方の世帯とかを回っていますので、そのときに火災警報器とか、いろんなこととあわせて直接大丈夫ですかという、そういう点検も今させていただこうかなというふうには思っています。7月24日まで万全の体制でやっていきたいと思っております。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 いろいろ詳しく説明されましたが、実際には地デジ化されていない世帯について市

として把握している数字はない、できていないということだと思います。それで、火災警報器については、要支援のところを回るときに火災警報器がついているかどうかということを確認めるということがあって、それにあわせて私もちょうとテレビが対応できるのかということもやってほしいなと思っていたので、それはそういうふうにならぬという答弁がされたので、よかったなというふうには思っています。

それで、全員が非課税世帯で1月末で243件の申請があったということですが、これは対象世帯の何パーセントになっているのかお伺いしたいということが1点と、今全国各地ではいろんな市民団体とか、またはちょっと自治体があったかどうかはわからないのですが、7月24日で見れなくなるなという声がいろんな市民団体から上がっていて、ブロック別の形でこのブロックは7月から、またこっちのブロックは8月からとか、そういった声で国に要請されているようなことがもう既に出てきているわけですが、市としては7月24日ありきで、これを延長するということを国に求めるといった考えはないのかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 パーセントのご質問でございますけれども、非課税世帯というのが、これは高齢者の方たちの世帯が多いと思いますが、7,500世帯ぐらいあるかなと思います。割り返しますと3パーセント前後かなと、そういう数字でございます。ただ、先ほど説明させていただきましたが、高齢者の方の世帯の普及率が全国調査で90パーセントを超えているという状況がございますので、ちょっと楽観的と怒られるかもしれませんが、少しずつこの関係につきましても普及していくのではないかなというふうに思っております。

それから、延長の関係でございますが、国に全国市長会とか公的機関でこういった動きがあるというのはちょっと聞いておりませんので、今市としてこれについて延長どうのこうのという動きはする予定というのはございません。

以上です。

○議長（副議長） 引き続きお願いします。

○総務部長 済みません。ちょっと間違えまして、7,500世帯というのは非課税世帯全体でございます。もうそこの中には、さっき3パーセントという数字が出ましたが、単純に割り返すとちょっとおかしい話になりますので、3パーセントしか地デジ対応されていないということではございません。7,500世帯の中には、もう既に対応されている世帯も相当数あると思っております。済みません。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 私は、やっぱり基礎的な市民生活というお年寄りにとっても楽しみの一つであるテレビが見れなくなるようなことがないように市としていろんな配慮をするべきであるということを考えて、そういう意味では専門相談窓口の設置や専用車の設置で今後対応していくということが示されましたので、そうしたことで本当に全世帯が見れるような対応をぜひ進めていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

◎ 4、教育行政

1、少人数学級の推進について

2、小中一貫校への取り組みについて

4 番目、教育行政です。少人数学級の推進について伺います。小学校 5、6 年生の少人数学級の先送りについてです。教育長は、少人数学級にこだわらず、小学校 5、6 年生への最適な支援を考えるとの考えを示されていました。その支援の一つが学びサポーターの全小中学校への配置だったのかもしれませんが。これ自体は、大いに成果を上げてきていて新年度も継続予算が組まれていることは評価いたします。しかし、学びサポーターは 5、6 年生だけを対象に配置しているわけではありません。「4・5 年生」となっているかもしれませんが、「5・6 年生」に訂正させていただきます。5、6 年生だけを対象に配置しているわけではありません。学びサポーターの配置と少人数学級の実現は、別な施策ではないでしょうか。学びサポーターと少人数学級の実現を組み合わせることで、さまざまな相乗効果を期待できると考えますが、教育長に率直なお考えを伺いたいと思います。

○議 長（副議長） 教育長。

○教 育 長 窪之内議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。

小学校 5、6 年生の指導につきましては、まず一人一人の興味、関心に応じた学習支援が必要である、それからまた見守りあるいは指導支援が必要であるというこの 2 点を重点的な目標というふうにとらえておりまして、学級を少人数にした場合と、それからそれ以外の指導方法でその効果を現在比較検討しておりまして、その中で判断をさせていただきました。その判断をする過程の中では、校長会等との協議も踏まえまして、先ほどの 2 点の重点目標を達成をするというために学級に複数の教員を配置をして授業を行います T T と呼ばれている授業、またあるいはクラス担任、小学校は基本的にはクラスの担任が全教科を教えますが、専科教員の配置を進めると。つまり専門に例えば音楽ですとか算数を教える教員を配置をして、担任以外の先生が教えるというようなこともあわせて子供たちの学習支援を行うことによって、その課題をどう解決してくるかということを考えた結果でございまして、その中で複数のやっぱり教員の目で対応を図っていくのが効果的だろうと。特に高学年の段階、今中 1 ギャップと呼ばれて、中学校に入って教科担任制というふうに変わりますから、そういうような対応も含めて滝川市としては学びサポーターという制度を 22 年度から導入をして、各学校において学力向上あるいは学習支援あるいは困り感のある子供への支援等に取り組んできたということでございます。また、この支援は議員さんのご質問にもありましたとおり、23 年度でも継続をしていくということにしております。この 1 年間やってきた中で、やはり学習につまずき感のある子供に対してその場で対応することができた。また、5、6 年生の算数の基礎学力の定着に担任と協力をして指導ができてきた。あるいは、放課後学習に通う子供たちがいます。そういう子供たちの学習プランを通じて家庭学習の支援を充実できたというような成果が既に学校のほうから報告をされてきたところです。

ご質問にあります高学年への、とりわけ小学校 5、6 年への指導ということになるのですが、市

教委としては35人学級あるいは学びサポーターという制度で支援をしておりますが、さらに市教委の政策だけではなくて、23年度からは道教委が行っております加配を小中学校に導入をして習熟度に応じた指導を算数、数学を中心に組みんでいきたいというふうに思っております。また、昨年度から導入しておりますICTの活用等を通じて教育委員会での施策、それから学校が取り組む施策、そういうところを相互に連携をしながら、そういう中で相乗効果を上げながら課題を解決していきたいというふうに考えております。

○議 長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 いろんな効果を上げる、子供たちの教育効果を上げるいろんな政策を考えて実施されていることについては本当に評価したいと思います。そのことと小学校5、6年生の少人数学級ということは、やっぱり文科省もそうした定数を削減すべきだという方針を出しているわけですから、今言われているようないろんな施策、教育施策とあわせて財政的にももし仮にできるのであれば、やっぱり私は5、6年生も少人数学級にした上で今のいろんな施策、習熟度別も含めてやるほうがより効果があるというふうに考えますが、教育長のお考えを伺います。

○議 長（副議長） 教育長。

○教 育 長 35人学級を仮に全小学校で実施をした場合、どれだけの教職員が必要になるかということなのですが、今2月末段階で23年度の児童数の推計をしております。学級編制をしております。それに基づきまして教員の定数が決まりますので、2月28日現在でいきますと、国が今小学校で23年度から35人学級を実施をします。これの該当になるのが第三小学校の1年生、今年新しく国の35人学級の対象になる学年ということになります。そして、滝川市が実施しております小学校3年生、4年生の35人学級については同じく第三小学校と東小学校、この2校が4年生において対象になります。この2学級ですから、2人については市費の教員を採用して指導に当たるということになります。仮に全学年小学校が35人になったときにふえる学級といいますのは、さらにふえるのは第二小学校の6年生の1学年のみということになります。先ほども申し上げました5、6年生の施策を検討するときに各学校、すべての学校にやっぱり効果が及ぶ。すべての5、6年生が中学校に上がるわけですから、そういう意味では効果的な指導としていくというためには、35人学級を拡大しても先ほど言いました1校の1学級しか対象にならないということで、それ以外の学校は既にもう35人以下の学級になっているということですから、それであればやっぱりすべての子供たちが効果的に学習水準を上げるために学びサポーターというようなことを考えたと言いますか、そのほうが委員会としては効果が上がる改善方法だというふうに思ってそういう形にしているわけです。

なお、国のほうが年度的に、最終的には国は中学校3年生まで35人にする、さらに小学校の1、2年生は30人学級にするというところまで国のほうが今計画をしておりますが、既に23年度から本来は小学校2年生までやるということだったのですが、ちょっと今は小学校1年生までというような、これは国の財政的な部分でとまっておりますけれども、私どもの全国あるいは全道の各市の教育長会議の中でも35人学級の早期実現ということについては引き続き要望をしているところですから、こちらのほうが進んでいくほかに新たなやっぱり施策ということで独自の施策は展開を

していきたいというふうに思っております。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 現実的には、小学校6年生の1クラス以外は少人数学級になっているということで、これは市長が掲げた少人数学級の施策だったわけで、私としてはそれであれば第二小学校の6年生を少人数学級にすれば、小学校全部少人数学級ですよというアピールもできるのになというふうに私自身は思っていますし、国がそういった施策を変えてきたことによって国の支援、教員の配置の人数等があつて財政的にも今までと違った支援が来る可能性もあるのかなというふうに思っていますが、やっぱりいろんな施策の中で平等にということであれば、第二小学校の6年生も少人数学級にすべきなのではないかなと私は思いますが、これは私の意見として言わせていただいて最後の質問に移りたいと思います。

小中一貫校への取り組みについて伺います。江部乙小中学校について、小中一貫校も視野に入れた取り組みの推進について伺います。江部乙小中学校では、小中一貫校に位置づけはなされていませんが、既に協力、交流活動が実施されています。江部乙地域には誇れる自然、難病児のためのキッズキャンプ、地元を愛する人材がたくさんいます。こうした地域資源を活用し、小中一貫校も視野に入れた生徒や教師の交流の強化を方針として打ち出していくことが求められているのではないのでしょうか。これは私がそう思います。江部乙地域の今後の教育について、こうした方向性も含めて教育長としてどのような展望を持っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（副議長） 教育長。

○教育長 昨年11月に策定をしました滝川市の小中学校適正配置計画では、江部乙の小学校、江部乙中学校ともに平成23年度から32年度の適正配置計画期間内においては統廃合の対象にはしていません。しかし、江部乙中学校については1学年1学級ということですから、教職員の定数配置が少ないということによって、教科によっては免許外の教員が授業を行うというようなことの課題も出ておりますし、中学校における集団活動の展開あるいは部活動というのがさらに難しくなってくることは当然想定をしております。私どもの推計では、平成32年の時点では江部乙中学校は45名という推計をしているところでございますので、これまで窪之内議員さんのご質問にもお答えをしてきましたとおり、これからの江部乙地区の教育のあり方という部分については小中一貫というご提言もありました。それ以外の方法もさまざま考えていきたいというふうに思いますし、メリットもあればデメリットもあるということもあります。先ほど言いましたとりわけ中学校が少人数になっていくということについて、どういう方法で解決ができるものなのか、解決する方法があるのかないのか、そのときに地域としてどういう判断をされるのかというようなことは、お互いに協議をしていく場所をつくっていきたいというふうに思っております。今のところは23年、今年度の6月ぐらいから地域の方とそういう協議の場所をぜひ設けていきたいというふうに思いますし、お互いに本音でメリット、デメリットをきちっと理解をしながら進めていくことが大事だというふうに思っております。

○議長（副議長） 窪之内議員。

○窪之内議員 教育長がおっしゃったとおり、中学校をどうするかということの観点の中で、一つ

の小中一貫校というのも私はあるのかなということだったのですが、6月をめどにそういったこれからの教育のあり方を考えるという組織をつくって考えていくということなので、ぜひ幅広いいろんな分野から考える組織づくりをやっていただきたいということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（副議長） 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀議員 公明党の堀重雄でございます。いよいよ今回が私ども任期の最後の議会になりました。

◎1、市長の総括

1、行財政改革について

2、市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランについて

3、若者の職場づくりについて

4、少子高齢化について

それで、最初に市長の総括を伺いたいと思います。市長、8年間の総括で結構ですので、多少三上議員の質問とダブるかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

市長は、就任以来8年間みずからの減給もされながら、また市の職員の協力を得て本市の財政健全化をされたことは市民も十分熟知しているところでございます。そこで、この行財政改革の主な成果と今後の取り組みについて伺います。

○議長（副議長） 堀議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 今のご質問にありましたように先ほどの三上議員のご質問、それに対する答弁とダブるところがあるかもしれません。お許しをいただきたいと思います。

前段の主な成果ということでございますが、幾つかに分けて申し上げたいというふうに思います。1つは、人件費については、先ほどご質問がございましたように約10億円を8年間で減少いたしました。固定費を少なくする、そしていわば企業でいえば変動費に回していくと。これがいわば政策予算ということですが、それが目標は高いと思いますが、着実に進む基礎ができたというふうに思っています。

長期借入金、先ほどお話がございましたが、市立病院改築で借入金が新たに95億円を超えましたけれども、それを含めても70億円を超える借入金の減少がございました。

基金は、相当取り崩してやっていかなければできないという想定を立てておりましたけれども、現在約24億円にこの年度末にはなると想定しております。つまり若干ふえると。一、二億円はふえるかなというふうに想定を立てております。もっともこれは、滝川市の行財政改革だけではありません。この3年間、1兆円の地方交付税復元、1兆円部分が復元されましたから、私はそういう意味では地方交付税復元という三位一体改革の影響が余りにも大き過ぎた。このことによって地方自治が疲弊したということを考えて地方交付税を若干だけれども、復元をした民主党政策は是としたいというふうに思っているのですが、そういう効果もありますけれども、行財政改革効果のほうのはるかに大きいというふうに思います。

のことは、前議会についてもお約束をさせていただきましたけれども、そのめどがほぼ立ちましたために今回当初予算において保育料10パーセント値下げ、約束したことを実行させていただきたいという意味で提案をさせていただいているところでございます。

最後に、生活保護事件であります。想定せざることはありませんでしたが、職員の皆さん方には1億8,000万円に及ぶこの被害をつまり国に返す、これについては職員の協力で返す枠組みをつくってもらいました。この税金で持ち出した6,000万円、これについては市民の皆さん方の協力をいただきながら返済すべきという方針を作成をさせていただきましたが、23年度においてほぼこの両方とも解決をするというめどが立ったということは本当にうれしいことだというふうに思います。市民の皆さん方の協力、そしてまた職員の協力、市立病院の職員も返しているわけですから、このことがある意味では全国に話題となって、こういう事件に対する滝川方式であるという評価もされ、こんなことがいいことなのかという論評もありましたが、今やはりこの滝川方式によって職員、市民が一丸となって不祥事に対する解決をし、そして新たに頑張れというエネルギーを与えてくださった滝川市民の存在に本当に厚く感謝を申し上げたいと思います。

今後の取り組みということについてであります。私は、先ほどご答弁をさせていただきましたように行財政改革は引き続きやるべきであると。それは、行政コストをできるだけ低減する仕組みをつくっていく、そして新しい市民ニーズに対応した施策を着実に打っていく、そのためには絶えざる行財政改革が必要だというふうに思っております。先ほどご答弁申し上げましたように、しかしだからといって今までの行財政改革のプラン、活力再生プラン、新活力再生プランのような形でやっていくかどうかということについては少し検討の余地があるというふうに思っております。目標は一緒でありますけれども、手段そのものについては少し改めて検討すべきものがあるのではないかと。そういう方針のもとで今後の行財政の取り組みについては少し勉強し、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（副議長） 堀議員。

○堀議員 非常にわかりやすい答弁で、ありがとうございます。

続きまして、市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランについてであります。私はこのプランができましてから一般質問で必ず先頭に頭で質問をさせていただいています。これは、先哲の言葉に大悪来たれば大善来るという言葉がございますけれども、本当に滝川市が市民のために日本一いい役場になればいいなという強い要望と希望がありましたので、このプランのすばらしさをぜひ実現させていただきたいという思いから必ず質問をさせていただきました。まだこのプランについては今後も注視をし、チェックをしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、このすばらしいプラン、これは当時高橋部長が本部長となって職員の皆様と協議されてできました非常に時間のかかって作成されたプランでございます。その中で市長に特にお聞きしたいのは、このプランの中で市長として一番力を入れていたものは何だったのだろうか、またこの成果を伺いたいと思います。

○議長（副議長） 市長。

○市長 さまざまなことが起きただけに、信頼を回復するために着実に目標を定めて達成

しようではないかという意味でこの推進プランを策定したわけであります。策定するときに職員に願ったことがあります。それは、このプランは上意下達ではないと。職員の皆さん方で十分議論をして、幹部職員を含めて十分議論をして決めてほしいと。決めたことはしっかり実行する、そういうことを考えてプランをつくってほしいというお願いをいたしました。それが市長なり副市長がプランをつくるためのトップにならなかった理由であります。私は、先ほど話がありましたように時間がかかったけれども、立派なプランができたというふうに思っています。平成20年度から23年度までのプランでありますけれども、私は毎年毎年点検をして、そして点検結果に基づいて足らざるところは実行していくと、そういうことが必要だと思っておりますし、そのことはしっかり行われているというふうに思います。16項目ほどございます。16項目は、それぞれに極めて大切なことだというふうに思っております。そして、この信頼回復推進市民会議、6人で弁護士も含んで構成されておりますけれども、年2回やっております。ここにその成果をご報告を申し上げて、市民目線で点検をし、ご意見をいただいているということもやっているわけであります。

私は、この16項目を通じて何が一番重要かという職員意識を改革すると、意識改革ということがやはり一番重要なことだというふうに思っています。私どもは、市役所の職員として入るときに全体の奉仕者としてしっかり役割を果たすということを宣言して滝川市役所の職員に入ってきます。それが私はすべての原点だというふうに思っています。一般の勤労者とは、そういう意味では異なる全体の奉仕者としての役割を担って市役所に入ってくるわけであります。したがって、その給与は税によって賄われていく。税によって賄われていくことによって地方公務員としての身分、地位がある。それをわきまえるのがやっぱり原点であると。わきまえているわけでありますけれども、しかし常にこれは点検をしながらこれで十分か、これで大丈夫かということがやはり必要になってくる。ここら辺は、やはり市民の皆様信頼される市役所づくりの根本の問題として、さらに気を引き締めて臨んでいきたいというふうに思っております。

（「悪いのは市長だろう」と言う声あり）

○市長　しかし、プラン推進中にも新たな不祥事が発生するなど極めて難しさも感じたところでございます。今やじで指摘のありましたように、トップリーダーとしての責任は強く感じ、ただいま申し上げましたような市長、特別職を含めた意識の改革ということも当然重要なことでありますから、それも念頭に置きながら最も力を入れていかなくてはならないというふうに思っております。やじをありがとうございました。

○議長（副議長）　堀議員。

○堀議員　今の市長の答弁にありましたけれども、本当に意識改革が一番大事なことだと思います。その意識改革をさせるために、どういう仕組みにしたらいいかということが課題だと思いますので、今後ともよく検討していただいて職員全体が本当に意識改革できるような手法を、またそういう前進ある具体的な取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、3点目でございます。若者の職場づくりについてであります。本当にこの厳しい経済状況の中、地元に残りたくてもなかなか仕事が残れない、こういう現状でございます。やむなくやはり仕事を探して地方に出る、大都市へ転出せざるを得ないというのが今の本市の状況

でないかというふうに思います。

そこで、これはもう本当に非常に難しい問題ではありますが、市長がこの問題に対してどういう考えがあるのかという点についてお尋ねをいたします。

○議長（副議長） 経済部長。

○経済部長 堀議員さんがおっしゃられるとおり、やはり日本全国、地方都市にとって若者の流出という、雇用の場がないということは本当に切実なる課題だということで私たちも認識しているところでございます。また、滝川におきましても昨今の景気の低迷によりまして地元企業は極めて厳しい状況にあるという形で認識しています。そして、雇用の面につきましてもハローワークの滝川管内でございますけれども、ここ1年、昨年0.46という有効求人倍率、これがピークでございまして、ことしの1月では0.38まで下がっていると。やはりこれも若者だけではなくて、各世代の雇用という面では大変厳しい状況を迎えているのかなというような認識をしております。昨今言われております新規学卒者、高校も含めても大変厳しくなっているということがございますけれども、滝川の市内の高校生、高校は市内に3校ございますけれども、大変就職に関しては先生方も動いていただいて、それで就職予定者が120名の予定、今春の卒業生は120名おりまして、2月1日現在の数字しか持っておりませんけれども、3校合わせて94パーセントと全国レベル、全道レベルから見ても大変高い就職率に今なっております。ですが、その就職先は市内が30名、市外が70名、それと道外が13名という形で、市内26パーセント強ぐらいの就職率しかないものですから、やはり若者の流出ということは雇用の場がなくて流出しているのか、それと滝川から1度は外に行きたいということで、どちらかはあると思うのですけれども、よく聞かれるのは滝川に雇用の場があれば滝川に残りたいというようなお話もよく聞いているところでございます。

それで、滝川市といたしましては雇用対策会議ということを経済会議所、商工会、建設協会さん、あとハローワークさんですとかスキルアップセンター、それと短大さんと市内高校3校、こちらを構成員として会議を設置いたしまして情報交換を行っていたり、またこの会議で企業に対してどういった人材を求めますかというようなアンケート調査をいたしまして、こういう人材ということをそれぞれの各会議所なりを通じて高校などを含めて配付させていただいて、それに基づいて高校のほうも人材育成という面では参考にしていただきたいというような動きもしているところでございます。また、市内の学卒者も含めて国の雇用交付金、ここ数年国の雇用交付金事業を行っていますけれども、そういうような事業を生かして、緊急雇用等は幅広い年代を求めているのですけれども、若者に対しても積極的に申請というか応募できるような体制、そういうような事業も考えております。また、庁舎内でいきますとワークシェアという形で、どうしても就職がちょっとできなかったという方々を臨時雇用という形で平成23年度も5名ほど考えております。その中で、単に事務補助というわけではなくて研修を受けていただくとか、そういうような観点を持って次の就職に役立てていただきたいという動きをしているところでございます。現状としては、そういうような動きをしていますけれども、やはりこれから景気のことを考えて、若者の流出を防ぎたいという形で企業誘致ですとか公共事業の確保だとか、いろいろな面がございまして、また新たな面としては起こす起業のほう、こういう方々の支援ということで産業ステップアップ事業等を行っているの

ですけれども、なかなか使われ方がちょっと低くなってきていると。新たに会社を起こすという方が今の時代少なくなっているものですから、そこら辺のPRをしっかりと少しでも雇用に結びつけばいいなという考えを持っておりますし、また既存の市内企業さんもやはりこれから退職を迎える方もいらっしゃると思いますので、そういうような調査をいたしまして、どのような技術なり人材が必要なのかということを長期的に検討していきたいなという考えも持っております。そういうような形で、少しでも若者の流出に歯どめがかけられればということで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（副議長） 堀議員。

○堀 議員 企業誘致は、どこの自治体でもやっていますので、恐らくそういう面では難しいのであろうというふうに思うのです。ただ、起こす起業のほうはこの滝川の地の利から考えても大いにいろいろなことが考えられるのではないかなというふうに思います。農産から始まりまして、技術に関しましても滝川というのは非常に交通の中心でメリットがありますものですから、そういうようなことを考え合わせながら、何とかやっぱ新しい起業が創出できるようなことも十分考えていただいて、行政で応援できる面は応援していただきたいというふうに思います。

続きまして、4番目ですが、子育て支援、高齢者福祉の現状と今後の取り組みについてでございますが、日本は世界に類を見ないほど少子高齢化が進んでいるわけでございます。ましてこの中空知は、特にそういうスピードは速いわけでございます。そういう中におきまして、この子育て支援と高齢者の福祉サービスということは、今後非常に重要な行政のサービスになるのではないかなというふうに思います。そういう意味で市長のご見解を伺います。

○議長（副議長） 市長。

○市 長 この未来を予測していくときに絶対確実なこと、これが少子化社会と高齢社会、したがってこれに対してどう取り組んでいったらいいのかというのは、世界的に余りモデルもありませんけれども、日本が取り組んでいかなくはならない非常に重要な課題だというふうに思います。とすれば、日本的な課題であるから日本国家が何かしなくてはいけないということと同時に、私も滝川市の行政を担うわけでありますから、滝川市として何をしなくてはいけないのかということが極めて問われてくるというふうに思います。そこら辺の処方せんがそれでは明確に今描かれているかという、これは必ずしも日本の国家としても描かれていないし、滝川市としても極めて不十分な部分があるというふうに思います。大きく2つに分けてご答弁をさせていただきますが、それは子育て支援と高齢者福祉と2つに分けてご答弁を申し上げますが、子育て支援に例えば当面何をやってきたのかと、これからそれではどういうふうに考えているのかという、この後段のほうは極めて難しいことですが、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

子育て支援のこれまでにについて、ちょっと触れてみたいと思いますけれども、これが重要だということでわざわざ新しい課までつくりました。子育て応援課であります。こういうところだけで子供に対する施策を統合しようではないかという考え方で取り組みました。主に子供に対する福祉施策を中心に統合していますけれども、ここまではなかなかいかぬと思いますけれども、青少

年何々課というのをつくって教育委員会担当部分も、要するに子供のための施策というのは統合するということもないわけではありません。私は、より統合する、子供に対して施策を統合する組織のあり方というのはやっぱり引き続き検討していきたいというふうに思いますが、子育て応援課を設置して専門的に所管をするという組織をつくったと。それから、先ほど申し上げましたように総合的な子育て支援拠点であるこどもセンター「め・も・る」を開設をいたしました。それから、障がい児保育、病後児保育などの保育サービスの充実強化ということも進めてまいりました。学童クラブの通年利用あるいは放課後子供教室などの放課後児童対策というのも市民の皆さん方の力を入れて着実に進んできたというふうに思います。十分かどうかは別ですが、食育の推進もやらせていただきました。市民の皆さん方は、オレンジリボン運動による児童虐待防止というのにも極めて力を入れて乗り出していただきました。それから、妊婦の一般健診の健診回数の拡大などの子育て支援策を実施をいたしました。そういう意味では、市民、行政、それぞれの役割を果たしながら進んできたというふうに思います。

子ども未来づくり条例というのを制定させていただいて、子供の未来づくりのための基本理念を掲げさせていただきました。これに基づいて着実に必要な事業を施策化していこうと。子供に関する憲法ができ上がったというふうに思っております。ファミリーサポートセンターも、たしかこれは公明党さんの提案だったというふうに思いますけれども、これも実現できてよかったなというふうに思いますし、こんにちは赤ちゃん訪問事業をさらに充実できたのもよかったなというふうに思います。当面对策としては、徐々にそういった総合対策で成果を上げてきているというふうに思いますけれども、先ほど来申し上げておりますようにたった一つ重要な施策を掲げるとすれば何かというと、それはやはりたくましく優しい子供たちがどんどん育っていくまちでなくてはならないということであります。このために私は、やっぱり施策を総合化する必要があるというふうに思っております。単に福祉という部分だけで矮小化されない。教育も、ある意味では産業もかわる、そういう子育て支援のあり方というのが必要だというふうに思います。私は、この子育て応援課と子ども未来づくり条例というのは、何々課は国の政策の縦割りで進んでくる、しかしそうではない横割りのものが必要だと。その横割りは、縦割りのすべての政策を総合しながらやっていくのだと、そういう発想でこの課をつくり条例をつくったと。それに接近していく努力をしたいというふうに思っております。

高齢者福祉についてでございますが、当面としてはいろんなことをやってまいりました。小規模多機能型の居宅介護施設の設置、これは民間がおやりいただけない場合にはやっぱり行政が立ち上がらなくてはならないというふうに思って、これはマニフェストにも掲げさせていただいて提案をさせていただきましたが、しかし民間企業でこれに乗り出そうではないかという企業が出て、この小規模多機能型の居宅介護施設の設置についても民間の力で取り組みができた。滝川市はすごいなというふうに思っておりますが、コミュニティ助成事業についても取り組みをさせていただきました。22年度からは、一々申し上げませんが、これも友愛訪問サービスの対象見直しでありますとか、徘徊に対する対応でありますとか、あるいは薬剤師会の寄附に伴って社会福祉協議会が一生懸命取り組んでいただいた救急医療情報キットでありますとか、それぞれいろんなことで進

んできたというふうに思っております。しかし、これも今後この超高齢社会を迎えるに当たって何が一番重要かという、それはやっぱり年配の方は何十年となくこの長い人生を送ってきた人生経験をお持ちの方であります。1つは、しかし肉体的にはだんだん衰えていく。精神は、より高みに高まっていく。こういうやっぱり先輩の皆さん方の特質というか、こういうものに対する対応と生かすという道がなくてはいけないというふうに思います。肉体がだんだん衰えていくという意味においては、やはりその対策をしっかりと練らなくてはいけない。買い物も困る、雪おろしも困る、病院にもなかなか通えない、あるいはこういう肉体的な問題についてちゃんと対応しなくてはいけない、そういう仕組みを持つこと。しかし、片一方では人生経験によって精神は高みをますます増していくと。こういうことについて、子供の教育を含めたまちづくりに意見を反映させていただく機会を多くつくっていかなくてはいけない。この2つを同時に達成させることが重要な超高齢社会の達成しなければならぬ目標だと。それを求めて近づいていきたいものだというふうに思っております。

○議 長（副議長） 堀議員、この件での再質問ございますか。

○堀 議 員 ございません。

○議 長（副議長） それでは、12時を回りましたので、堀議員の2番の住宅行政は午後からの質問とさせていただきたいと思います。

それでは、再開を1時といたしまして昼食休憩といたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時01分

○議 長（副議長） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開をいたします。

本日冒頭に申し上げましたが、質問、答弁ともに要点を簡潔にするように改めてお願いを申し上げます。

それでは、引き続き堀議員の質問を続行いたします。堀議員。

○堀 議 員 それでは、引き続き質問をさせていただきます。

◎2、住宅行政

1、公営住宅について

2、住宅施策について

人の命を守るものにつきましては、衣、食、住という、こういう3つの柱があると思います。その中の住について、住宅行政について伺いをいたします。

1番目の公営住宅について。市の数ある窓口の中で最も市民の要望が多いと思われる公営住宅について伺います。エレベーターのない公営住宅で高い階に住まわれている方が何らかの事情で生活に支障を来す場合、どのような手助けが考えられるかを伺います。また、そういうサービスについて他の自治体で取り組んでいる事例がありましたらご紹介をいただきます。

○議 長（副議長） 建設部技監。

○建設部技監 ただいまのご質問に対してご答弁します。

エレベーターのない階段室タイプの市営住宅は、現在滝川市に2団地あります。これらの団地の2階以上に住んでいる入居者の方が今言われましたように何らかの希望をする場合、住みかえによって対応しているところがございます。これらの人が住みかえを希望する場合は、滝川市のこちらの住宅の住みかえの要件に合えば他の住宅、住みかえ先は1階の住宅または別の団地のエレベーターつきの住戸、あとは平家の住戸に住みかえすることができます。

それで、住みかえの主な要件でございますが、1つは60歳以上の高齢者、それから身体障がい者、これは4級以上の方です。それから、2階以上の生活が困難であるという旨の診断書が出た方などであります。これらの方が住みかえを希望する場合は、市の窓口に行きまして、春と秋に行っておりますが、あき待ち住宅の登録をしていただき、あきが出たら順番にこちらから紹介しているところです。

それから、他市の状況ですが、北海道、札幌市ほか7市の調査をしましたところ、本市と同等な取り扱いによって行っているところがございます。

以上です。

○議 長（副議長） 堀議員。

○堀 議 員 60歳以上または障がい者4級以上、また診断書が必要であるという旨ですけれども、例えば妊婦の方などはこの対象にはならないのでしょうか。

○議 長（副議長） 建設部技監。

○建設部技監 妊婦の方については対象にはなりません。

○議 長（副議長） 堀議員。

○堀 議 員 現実にやはりお子様が、例えば2人なり小さいお子様がいてさらに妊婦の状態のときに高い層の階に荷物を持って子供を抱えて上というのは困難だと思われまますけれども、そういうようにサービスの対象者を拡大してあげるという考え方はございませんか。

○議 長（副議長） 建設部技監。

○建設部技監 妊婦の方は病気ではありません。今市で定めている取り扱い条項は、足が悪い方だとか病気の方、そういう方が対象になっております。それで、妊婦の方を対象にするような考えは今後ありません。

○議 長（副議長） 堀議員。

○堀 議 員 そこで、ちょっと市長にお聞きしたいのですが、全く同じ質問ですけれども、市長の見解はいかがでしょうか。

○議 長（副議長） 市長。

○市 長 今の議論を聞きながら、難しいことだなというふうに思っていますけれども、住みかえをするためには一定の空き家率を確保しなくてはいけませんね。子供ができますから、今住んでいたところを出てきて、下の方は出て上へ行っていただだけませんか、その後はまたもとに戻りますからと。これは不可能なので、したがって一定の空き家率を確保すると、それが是認されるかど

うかということがあると思います。うちの場合は、公営住宅は特別会計で基本的には独立採算ということでやっておりますから、これが1つ検討素材としてあるというふうに思います。

2つ目は、これは公営住宅だけの問題ではないわけです。あるいは、民間借家も絡む話かもしれません。トータルとして公営借家と民間借家が子育て世帯に、あるいは子供を産む世帯に本当に優しい住環境が整っているのかどうかという問題でもあるわけです。これは、私は先ほど申し上げましたように人口が安定的であること、あるいは子供がたくましく優しく育つこと、こういうことを非常に重要な施策としておりますから、単に公営住宅施策だけなのかということではなくて、もう少し子供たち、子育てをしていく世帯に対する総合施策として点検をし、必要であれば施策をしていく、そういう吟味が必要だというふうに思っています。

○議長（副議長） 堀議員。

○堀 議員 前向きな答弁をありがとうございます。ぜひ検討していただいて、子育てに優しい滝川市を目指していただきたいというふうに思います。

続きまして、これも新聞紙上でもありましたけれども、現実には市民相談でもあるわけですが、高齢者が自分の持ち家で居住していくことが非常に困難になってきたと。そんなにお金もないものだから市営住宅に移り住みたいと、こういうような現状の方もいらっしゃいます。そこで、逆に公営住宅に住んでいて子育て中で部屋が狭くて手狭だと、できれば一軒家に移りたいと、こういう要望の方もいらっしゃると思います。そういう意味で、この高齢者の方と子育て中の人のチェンジとか、こういうようなことは考えられないのかどうかを伺います。

○議長（副議長） 建設部技監。

○建設部技監 公営住宅に入るには、公営住宅法及び滝川市の住宅条例に基づいて入ることになります。それで、一つの条件としまして、持ち家があると公営住宅には入ることはできません。住宅に困窮していることが明らかな人が入ることになります。また、これらの人は公募によって入ることになります。よって、ご質問のような入居者と交代するようなことは、残念ではありますが、現状の制度では対応できないところでございます。

以上です。

○議長（副議長） 堀議員。

○堀 議員 現状の制度では無理だ、そのことについては私も認識しております。でも、他の自治体ではこういうことも現実にはサービスの一環として取り扱っているようでございます。ぜひ滝川市でも今後高齢化は当然進みますし、子育ての支援という面でも他の自治体に倣って制度を変更していくことが必要だと私は思っていますが、その変更をするに当たって何か難しいことがありますか、答弁があればお願いします。

○議長（副議長） 建設部技監。

○建設部技監 先ほど申しましたとおり、公営住宅でありますので、公営住宅のものの法律がこのように変更なりされないといけないと思います。

以上です。

○議長（副議長） 堀議員。

○堀 議 員 具体的にどこの自治体か私も覚えていないので、指し示すことはできませんが、ではほかの自治体でもしやっているとしたら、なぜできたのでしょうか。そういう制度が決まっていて変更できないと言うならば、何かそういう理由があるのだと思うのですが。

（「堀さん、具体例を示さないとだめだわ、それ。相手が所有権を放棄してからだろう、それ。自治体を最低でも示さないでだめだわ」と言う声あり）

○議 長（副議長） 建設部技監。

○建設部技監 先ほど申しましたとおり、国の補助をいただいて建てた公営住宅、それから公営住宅のほかに市単独の補助金をいただかないで建てた市単独の市有住宅というのがあります。今言われた例というのは、多分そういう市有住宅を利用して行ったと思われます。

以上です。

○議 長（副議長） 堀議員。

○堀 議 員 私がちゃんともう少し調べて、また次回の機会にお話を聞きたいと思いますけれども、よくわかりました。

続きまして、住宅施策について伺います。本市においても住宅工事の補助制度が町内の回覧等で必ず回っております。この利用状況を伺います。

○議 長（副議長） 建設部技監。

○建設部技監 本市で今行っています住宅改修補助制度についてお答えします。

住宅改修補助事業につきましては、平成22年度におきまして108件の申し込みがありました。うち不交付1件を除く107件であります。これらの対象事業費は約2億4,000万円であります。補助金にしますと2,982万9,000円の交付を行いました。108件のうち17件が耐震改修を伴うものであります。住宅の安全と安心と耐久性向上に貢献したところでございます。

もう一点、昨年11月に国の補正予算事業として採択しました住宅の耐震改修にかかわる緊急支援事業であります。本年の1月14日に市において補助要綱を施行したところであります。これの現時点の申請は1件であります。ですが、今後6件ほどの申請が見込まれる状況にあります。

以上です。

○議 長（副議長） 堀議員。

○堀 議 員 最後の質問になりますが、昨年12月の国の補正予算でセーフティーネット住宅の補助制度が盛り込まれました。このセーフティーネット住宅というのは、高齢者世帯、子育て世帯、障がい者世帯を入居させると1戸当たり100万円を上限に改修費用の3分の1を補助するという制度でございます。なぜこの制度ができたかという、賃貸の家主さんが高齢者世帯、子育ての世帯、それから障がい者の世帯の人に貸したがないというそういう問題があって、それを克服するための制度でございます。2006年の調査では、約15.8パーセントの家主さんがこういうたぐいの世帯については入居を拒否しているというデータがございました。そこで、本市においてもこの制度をどのように取り扱っているのかを伺います。

○議 長（副議長） 建設部技監。

○建設部技監 セーフティーネット住宅につきましては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供

給の促進に関する法律、これが平成19年に施行されました。昨年の11月に国の補正予算におきまして、関連事業としてストック活用型の住宅セーフティーネット整備推進事業が採択されております。これは、民間事業者を対象にするもので、国が直接補助する事業でことしの3月31日までに申請期間であり、受け付けを現在行っているところであります。

本市の取り組みでございますが、北海道におきまして主に高齢者や子育て世帯を対象とした居住安定のための支援協議会の設立を視野に入れた検討を開始しております。本年におきましては、2つのモデル市町村と調査事業を実施しているところでございます。滝川市はその一つでありまして、モデルの市の依頼を受けました。現在北海道と共同で調査事業を進めております。もう一点でございますが、滝川市としては災害時の緊急時の住宅困窮者に対する居住のセーフティーネットとして公営住宅を機能させるとともに、居住環境の安定化のために高齢者、単身化する持ち家住宅の世帯や民間賃貸住宅の供給過剰傾向などに対しまして、今後の住宅ストックの有効活用として北海道と連携しながら住宅の住みかえ支援などの施策展開を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（副議長） 堀議員。

○堀議員 この申請期間は3月31日までですね。そうすると、もうあと日にちが余りないわけでございます。それをやっぱり周知させるための努力が今は一番大事だと思うのです。この地域の改築なり増築なりをするときに、当然関連の企業さんは潤うわけですし、家主さんこういう機会を利用してリニューアルできるわけですから、早急な周知の徹底が必要だと思われますけれども、どのようなことを考えられているか伺います。

○議長（副議長） 建設部技監。

○建設部技監 この事業は、国が直接民間の事業者に対して行うものでありまして、市町村には特におりてきておりません。それで、本市としてもこのPRについては何もしていないところでございます。

○議長（副議長） 堀議員。

○堀議員 だから、地域の活性化のためには、そういう国の補助制度があるわけですから、直接自分のところの市に関係がないというふうなとらまえ方自体が僕はおかしいと思うのです。本当に地域の業者さんも大変な思いをしているわけですから、こういう制度があって、当然訴えていくことによってそういう事業が発生するのではないかというふうに思うわけです。かなりいい内容、見てみますと本当に5パーセントぐらい省エネの改修をただけでも総リニューアル工事した分の3分の1補助されるわけですので、これはぜひやっていただいて、民間業者の人たちが理解して、ではこの機会に直そうかと。直すのは4月以降でもいいわけですから、申請が3月31日までというふうになっているわけですから、そういうお手伝いをするのが、やはり市の行政でやってあげるのが一番ベストだと思います。ぜひそのことを要望して終わります。

以上です。

○議長（副議長） 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 皆様、こんにちは。市民の声連合の渡辺精郎でございます。３期１２年、４７回目の本会議質問になりました。傍聴の皆様、毎回大変ご苦勞さまでございました。傍聴市民の累計は１２年間で約１，５００名を超したところであります。議会活性化の一助になりましたことを厚く市民の皆様にお礼を申し上げ、それでは早速市長の基本姿勢からご質問をしたいと思いますと思っております。

◎１、市長の基本姿勢

１、農業開発公社解散と「粉飾決算」の関係について

事の推移によりましては、田村市長への最後の質問になるかもしれませんが、今回こそ真摯なご答弁を期待をいたすところであります。

１といたしまして、農業開発公社解散と「粉飾決算」の関係についてでございます。まず、１つ目でございますが、農業開発公社解散と粉飾決算、これは本当に無関係なのかどうかについてでございます。一般市民の皆さんは、ほとんど無関係を信じておりません。むしろタマネギ腐敗と廃棄処分、そして粉飾決算が発覚しなければ農業開発公社解散はなかったのではないかと、こう推測するのであります。私もこの意見に賛成したいのでありますが、つまりタマネギを腐敗させて廃棄したと粉飾決算が結果的に農業開発公社解散を決断した原因と理解しているのであります。その関係があるといえ、さまざまな理由を述べますが、反証的にそれでは関係ないという理由を端的にご説明をいただければと思っております。特にこれにつきましては、長い答弁は必要ありませんから、箇条書き的に端的にお答えをいただければと思っています。

○議長（副議長） 渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。経済部参事。

○経済部参事 農業開発公社の解散と粉飾決算の関係についてのご質問でございます。

公社は、第１９期、第２０期の粉飾決算の影響から第２１期の決算につきましては１，４００万円弱の赤字となったところであります。この１，４００万円弱の赤字の部分で粉飾決算分を除きますと、２１期は３００万円弱の黒字決算でありました。こういったことから、株主総会におきまして翌期の事業継続を決定をしたところであります。一方、滝川市としましては公社に対する市内の検討組織の結果も踏まえ、平成２３年３月、今月期限の損失補償の継続について検討を行ったところであります。この結果、劇的、飛躍的に公社の経営が好転しなければ損失補償の継続は困難であるとの見解を２２年の９月の議会で表明をしたところであります。公社としましては、経営再生のための手だてを行ったところでありますが、主力取引先からの大幅な受注減あるいは生産ラインの衛生面の強化が求められたことで多額の設備投資が必要になることなどから経営の立て直しは困難であると判断をしたところであります。市の損失補償の継続についての結果等を踏まえて公社の取締役会、株主総会で解散を決議したというのが経過であります。

以上のとおり、タマネギの腐敗、廃棄と粉飾決算によって解散をしたわけではございません。

○議長（副議長） 渡辺議員。

○渡辺議員 そうですか。２１期３００万円弱の黒字が出て解散という結果になったと、こういうふうにしてやっぱり市民は端的に理解するわけですが、それでは理由になっていないと思うのです。せっかくそれだけ３００万円弱の黒字が出て解散に至ったと、これはもう理屈が成り立た

ない。つまり最終精算の7, 200万円程度、そしてタマネギを腐敗させた処分の600万円程度、その損害との関係、これはやっぱりしっかりと説明をしてもらわなければいけないと思うのであります。それでは、その関係をご説明ください。

○議長（副議長） 経済部参事。

○経済部参事 先ほどもご答弁をさせていただいたのですが、公社の解散に至った主なものといえますのは、経営の再生のために手だてを行いましたけれども、主力取引先からの大幅な受注減あるいは生産ラインの衛生面の強化が求められたことで多額の設備投資が必要になると。そういったことから、経営の立て直しについては困難という判断をして解散が決定されてきたということでございます。

（「粉飾が明らかにならなかったら、ずるずるやっていたんでしょ」という声あり）

○議長（副議長） 渡辺議員。

○渡辺議員 それにしても今そちらのほうからの声があったとおりでございまして、結局はもう最後でございますが、この因果関係、タマネギを腐敗させたり廃棄処分とこの解散は全く関係ないということは市民の前でこうやって公言したのですから、因果関係までもないかどうか、これを確かめたいと思います。

（「信頼される市役所、こういうことになるんだよ」という声あり）

○議長（副議長） 経済部参事。

○経済部参事 先ほど来お答えをさせていただいているとおり、関係はないというふうに判断をしてございます。

○議長（副議長） 渡辺議員。

○渡辺議員 そういう押し問答をやっているのは進みませんから、そのようにしてきょうの答弁を確認をいたしまして、2つ目にまいります。

農業開発公社粉飾決算にかかわる告発等を求める請願書が市民から出されました。私も紹介議員となったわけではありますが、その付託事件の審査が議会の多数派によって否決されたと。これは事実であります。しかし、粉飾決算というのは認めているわけでありますから、それは事実であります。こうなりますと、理事者として告発する気が全くないのかどうか、これは確認する必要があると思うわけではありますが、またそれを告発する気がないということになれば、その理由も端的におっしゃってください。

○議長（副議長） 経済部参事。

○経済部参事 渡辺議員の粉飾に関する決算についてにお答えをさせていただきます。

農業開発公社において粉飾決算が行われたことは事実であります。この行為は、会社法に規定する過料に処すべき行為でございます。滝川市としましては該当職員に対し、会社法で定めている行政処分である過料と同じ行政上の制裁である懲戒処分を行っており、これにより行政上の制裁としては十分であるというふうに考えてございます。よって、市が告発することはございません。

○議長（副議長） 渡辺議員。

○渡辺議員 そのように確認をしたいと思います。この問題は、また別な方がやっていただくということで、そのようにこの場面はその確認をして終わりたいと思います。

◎2、土木行政

1、今冬の除雪・排雪のあり方について

それでは次に、土木行政のほうにまいりたいと思います。ことしのこの冬の除雪、排雪でございますが、私はこの市民的要望の高い除排雪問題を12年間ただしてまいりまして、少しずつよくなっているところでございますが、1つ目は歩道の残雪、ちょうど今の時期に適切な問いではないかと思うのですが、まだまだ残雪が道の両わきにたくさん残っております。ことしは降雪も少なくて除雪、排雪に余裕があるはずですよ。執行残を多くしたいという役所の論理はわかるわけですが、しかし4月の新入学児童の通学のために、歩道に残雪がたくさんあるのですが、そういうのをやっぱり処理すべきであると考えますが、これはいかがでしょうか。

関連がありますので、2つ目も同時に質問をしたいと思います。2つ目であります。グレードが高いと市長が常々言っております滝川市の除雪、排雪のはずなのに、この排雪は2月で終了と、こういうことでございます。これは、土木のほうでそういう確認をしているのですが、その方針だけが金科玉条に市役所の中でまかり通って、前問の通学路の歩道、これは両方ふさがれたままでそのまま雪解けを待っていると。これでは、グレードの高い滝川市の除排雪でしょうか。この方針を貫いていけば、この調子でいけばやっぱり4月の新入児の通学のときにもまだまだ両方とも歩道にうずたかく積もっているというところが多々あると思うのです。ぜひその問題につきまして、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（副議長） 建設部長。

○建設部長 まず、1点目の歩道の残雪処理についてでございますが、除排雪対策につきましては昨年のように大雪のときには増額の補正をさせていただきました。ことしのように、今のところは少雪といったことで執行残が見込まれているところでございます。確かに残雪ということでは残っているのですけれども、市全体を考えたときにより多くのそういったところがあります。雪の少ないときにはできて雪の多いときにはできないというようなことではなくて、できるだけ平準化をしたように考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、続いて排雪の時期でございますが、運搬排雪につきましてはバス路線を中心とした幹線排雪、それと町内会から申請を受けた町内会排雪、これらを総合的に、路線ごとにいろいろ特性もございまして、それらを加味しながら効率のいい、1日当たりの作業が効率よくできるように日程を調節して予算の無駄のないように心がけております。昨年のような大雪のときには3月にずれ込んでおりますけれども、できるだけ融雪期を迎えるまで最大の積雪値になります2月に全部が終了できるように実行計画を立て実施をしているところでございます。

また、金科玉条という話がございました。例えば町内会から、ことしのように雪が少ないようなときに排雪をするかなとか、しないかなとか迷うこともございます。そういったときにもいろいろと協議をしながら進めておりますので、何も2月とか対応としてこれではなければだめだということ

ではございませんが、排雪については基本的には2月をめどに実施をしているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 長（副議長） 渡辺議員。

○渡辺議員 ただいまの答弁は、一般的な滝川市の排雪の決まりということではよろしいと思いますが、私が質問しているのは4月の新入生、この小さい子供がよちよちと歩く、それが両方とも歩道が埋まっているという状態。これは何としてもやっぱり、それをそのままにしてもし事故があったらどういうことになるのかと、こうなるわけであります。だから、こういうところを臨機応変に予算があるのであれば、あるいは排雪とまではいかなくてもグレーダーとかタイヤショベルでその歩道を少し削ってそういうふうな臨機応変な除排雪ができないかと、こういうことを今ただしているのです。排雪は2月の末で終わりましたというのは、それはもうお役所の論理はわかりましたから、その排雪せよというよりもそういうところがあればやっぱりどこか必要があるのではないかと、こう言っているわけであります。特に私は、この間から東小学校の近くを視察してみました。確かにもう学校の近くは両方の歩道をきれいにあけてあります。ところが、東町あるいは私たちの緑町のほうに来ると今言ったようにもう両方の歩道、全然どちらの歩道もあいていない。もう排雪は終わりましたと。それはいいのですよ。でも、やっぱりそういうところは歩道をどちらか一方、グレーダーでも押して歩道をあけると、これが滝川市ではないですか。そういうことを言っているのです。いかがですか。

○議長 長（副議長） 建設部長。

○建設部長 確かに議員さんがおっしゃるとおり、4月からは新入生が入ってまいります。私もかつて子供がおりまして、小学生でございましたけれども、市内全体のすべての歩道を除雪するというのは不可能であります。グレーダーなんかで歩道をあけるというのもまだこの状況では全然無理な状況なので、確かにご心配は多々わかるのですけれども、ことしのうちにちょっと予算が余ったからやれて、来年大雪になってできないと、それもちょっと困ることですので、その点ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 長（副議長） 渡辺議員。

○渡辺議員 ひとつ善処されますように臨機応変にお願いします。

◎3、教育行政

1、教育通報制度について

2、開西中学校の改築について

それでは次に、教育行政のほうにまいりたいと思います。教育通報制度でございます。何度も質問しております。議運の中でもそういう話が出たそうですが、善処されない。つまりこんな時代錯誤の制度を滝川市で質問があっても、それは道教委のものだからと、こういうことで、そういう態度であれば何回でも質問ということになってしまいますから。何回も質問をしている意味は、教育委員会が動けと、こういう意味でございますから、わかってもらえないわけではありますが、教育通報制度が時代錯誤の制度であることを確信して何度でもいつでも質問するわけではありますが、さき

の本会議で特にこの戦前の町内会における通報制度とどこが違うのかと、こういう見解を求めましたが、具体的にこの戦前の通報制度と今の教育通報制度の違いは答えていただいております。要するに道教委でつくったもので、責任も道教委だから容認するという態度であります。つまり戦前の町内会の隣組でお互いに戦争に反対してお国のためにならない人物を密告させることと今の教育の制度でどこが違うのかと、こういうことになるわけではありますが、全然答えていないということでもあります。民主主義のこの教育の下で、時の権力者に都合のよくない先生を切り捨てるといって、こういうおぞましい制度であると、こういうことをしっかりと認識されるべきではないかと思うわけでもあります。事件が起きないからこれでいいのだということではなくて、そんな時代錯誤の制度を滝川市教委は即刻返上すべきだと、こういうことでございます。前回も見解を求めましたが、今回は具体的になぜそれではそれを容認するのか、そういうことをしっかりと答えをいただきたいと思います。

○議長（副議長） 教育長。

○教育長 何度もお答えをしておりますけれども、平成22年第4回の市議会においても同様のご質問がございました。

まず、教育通報制度ということですが、正式には学校教育における法令等違反に係る情報提供制度という制度の名称ですので、以降そちらの名称をお使いいただければというふうに思っておりますが、これも前にも申し上げました。この制度の対象となるのは、学校運営あるいは服務規律に関して法令等に違反する行為が行われている場合または違反する行為が行われようとしている場合に限定をしておりますので、議員のような認識は持っておりません。ちなみに、隣組の話がありましたが、隣組という制度は決してその思想統制だけを目的に行ってきたわけではないというふうに思っておりますし、その形が現在では町内会ですとか自治会ですとか、そういうような形に発展をしてきているのも事実であります。これは、あくまでも官製の制度ではなくて今現在はそれぞれの市民の方が自主的に運営をする組織ということになっておりますので、この通報制度は組織的に何か行うという制度ではございませんので、基本的に違うというふうに思っております。

○議長（副議長） 渡辺議員。

○渡辺議員 そういうような認識でまたそのまま認めていくと、こういうことでございますが、滝川市教委として戦前の密告制度と今の教育情報提供の制度、通報制度はやっぱり根っこは同じだといふ、こういう認識がなかったら、もう何ば質問をしても、あるいは答えてもらってもいつもすれ違いであります。

また、この次になるわけではありますが、そこでこういう例があるわけでもあります。過去の歴史に反省のない者は未来に盲目だと、西ドイツのヴァイツゼッカー元大統領はこんなことをおっしゃったわけですが、こういう制度を道教委のものだから余り責任がないのだけれども、受け入れていると、こういう滝川の教育委員会、この格言を何も生かしていないということでもあります。ですから、戦前のその密告制度、そういうものの反省が何にもされていない。そして、民主主義のものと北海道の教育界にこういう制度を持ち込んで、道教委のものだ道教委のものだと、こういうことで責任逃れをしてはならないと思うわけでもあります。これは、しっかりとやっぱり滝川市教委が責任を持

って、そういう歴史的観点からすると極めて問題があると。こういうことをしっかりと認定をされるまで私は頑張ってまいりたいと思うわけです。いいですか。北教組のこの選挙運動は度を超していた。それはわかるのです。それをネタにして、ついには民主主義のもとでの教育の制度を根底から否定するかのような道教委の通報制度、私は日本じゅうに訴えてまいりたいと思うわけでありませう。ぜひこの教育委員会、まだ従っていくのかどうか、これはやっぱり教育長がお答えください。

○議 長（副議長） 教育長。

○教 育 長 これまでの答弁の中でも私の記憶の中では、それは道教委のせいだから市教委は一切関係ない、勝手にやればいいのかというふうにお答えしたつもりはございませんし、そういう法令違反が仮に滝川の中で行われたということであれば、服務監督権者としては適切な措置をするということでお答えをしてきたつもりであります。

○議 長（副議長） 渡辺議員。

○渡辺議員 であれば、なお一層それは問題であります。これを施行するということは、やはり体制に反するような法令違反と言いますが、これはさきに議論したとおりであります。一般の市民の皆さんが学校のこの教職員の違法、何が違法かなんていうのはわかりますかと、こう言ったのです。さきにも言ったとおりです。ですから、その法令に違反したものを上げるのだと簡単に言いますが、そんな何が法令に違反しているかどうかというのは、これは一般の方々はわからない。内部通報制度ではないのですよ、これ。学校の中から通報する、そんなことにとどまらず一般の道民、市民の方からどんどんと道教委に通報してくださいだから、これは議論したとおりですからもう申し上げませんが、こういうやっぱり時代錯誤のことを滝川市の教育委員会は守っていますが、さきにもご質問をしたとおり周りの町村のほうの教育委員会は意見書を上げる、あるいは質問も出しているのです。やっぱり時代錯誤だと、こう言っている。教職員と、それから父母との間、そういうものの間の信頼関係を損ねると、こう言っているのであります。だから、そういう町村の教育委員会のご意見も参考にするという、やっぱりそういう気持ちがなければいけないと思うのでありますが、こんな教育の自由を奪う制度、これを教育長はそういう事例があればやっぱり執行するというのですから、なお一層問題だと私は思います。ですから、重ねてやっぱり道教委に意見書なり質問書、こういうものをしっかりと出すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長（副議長） 教育長。

○教 育 長 制度が適切に運用されるということはもちろんなのですが、そうならないように学校が運営をされることが第一の前提だというふうに思っております。また、町村会のほうから要望書を出したということは私自身は確認をしておりますし、前回もお答えをしましたが、滝川市として道教委に意見書を提出をするということを求めるという考えは今のところございません。

○議 長（副議長） 渡辺議員。

○渡辺議員 これはまた全く平行線であります。次回に回したいと思います。

それでは、最後のところですが、開西中学校の改築でございます。開西中学校の改築につきまして、この教育的効果、これはもうまことに今まで待っておられたと、こういうことで歓迎したいのでございます。しかし、これまた矛盾だと思うのですが、開西中学校は近い将来統廃合の対象ある

いはそれに近いような、統廃合という言葉ではなかったかもしれませんが、そういうようなことで開西という学校の名前がないにしてもたしか将来は滝川市の中学校は2つにしたいという、そういうものとやっぱりこれは共通点があると思うのです。だから、開西中学校のことはそういうことを申し立てないというのならそれでもいいのですが、この辺をちょっと確かめてみたいところでございます。お願いします。

○議長（副議長） 教育長。

○教育長 滝川市の小中学校適正配置計画の中では、この期間内において開西中学校に関する記述というのは、開西中学校においてはそのまま生徒数が減少すると中学校における学校祭等の学校行事やクラブ活動等の集団活動の展開及び部活動の選択肢や部員の確保が難しくなることなどから、隣接校との統合を含む再編が考えられますということで計画のほうには記載をさせていただいております。

なお、開西中学校そのものは建設から40年を経過をいたしまして、コンクリートブロックづくりの校舎は補強が困難だと、耐震補強が困難だということもあります。また、屋内体育館につきましては、増築をしたこともあって狭隘ということで改築をすることになったところです。23年度から工事にかかりますが、これまでの保護者の方のご意見等もいただきながら反映をできるような形で校舎の建設を進めたいというふうに思っております。ハード面、ソフト面、それぞれの教育効果が上がるような開西中学校にしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（副議長） 渡辺議員。

○渡辺議員 今答弁あったとおりでと思います。二面性を持っているということですね。つまり新築をすると同時に隣接校との統廃合は、これは考えられると、そういうような表現でございますから、そうするという事はないと。でも、やっぱりそれを考えられるということは、極めて考えられるという気がする。だんだん、だんだんと生徒が減っていくというのは事実でございますから、そういうことは考えられますけれども、でもこの辺がやはりちょっと問題点でないかなと思うのです。そんな例というのは余りないのではないかなと思うのです。なぜかという、せっかく設計図までできて明年度の建築、これは大変めでたいことでありますけれども、中学校統廃合、隣接の中学校との話を抱えながら、統廃合を抱えながら建てるなどという、そんな無駄な話は聞いたことがないわけです。それでは、生徒のためとか教育のためとか、こう言っているのですが、結果的には建てるということが何か目的になってしまっただけは建築業界のばらまきだと、こういうようなことで市民の中でそういうことがやっぱり批判されないとは限りません。この辺は、ぜひもう一度その辺のバランスをしっかりとお答えをください、その二面性について。お願いします。

○議長（副議長） 教育長。

○教育長 市民の方にどのようなご意見があるのか、私は直接伺ったことはございませんが、教育委員会としてはまず開西中学校の生徒の安全を第一に考えた改築であるというふうに思っておりますし、将来的な課題に備えてさまざまな工夫をしながら無駄にならないような校舎の建設を目指しているところであります。

○議長（副議長） 渡辺議員。

○渡辺議員 私もそのとおりだと思います。しかし、そうなれば今この改築、建築、大変いいことでありますから、やっぱりこれが統廃合の対象になっているなんていうことは、これは教育委員会として先ほどの答弁などは取り消してもらいたいものだと思っているわけです。たとえそういう情勢が出てきたときは、それは出てきたときですよ。でも、今から建てる前から統廃合の話があるなんていうのはおかしい。やっぱり現時点では統廃合の対象とはしていませんとか、そういうことでもってがっちり建てますと。やっぱり存続させることが第一ですとかと、こういうことで明言してもらわないと、そういう二面性を持ちながら建てるというのは、これは私は何ぼ子供のため、教育のためと言っても何かやはりおかしいのではないかと、こういうふうに思う。

○議 長（副議長） 教育長。

○教 育 長 先ほどお答えをしました開西中学校の考え方につきましては、適正配置計画の中での表現でございますから、私が先ほど言ったことを取り消しする、しないという問題ではないのかなというふうに思っております。また、ちょっと言葉が足りませんでした部分については謝りたいというふうに思いますが、基本的にこの計画の中で、まず開西中学校については計画期間、平成23年度から32年度までの10年間ににおいては、私どもが適正基準だとしております複数学級は維持できるということから存続とするという条件、一義的にそういうふうに記載をさせていただいております、10年間の計画の期間内は。ただし、将来的な課題として先ほど申し上げましたようなことが考えられますので、状況によっては、つまり単学級になるという状況によっては統廃合が考えられるということもやはり将来的な課題として市民の皆さん方にも共有をしていただくということで、あえてその部分については開西中学校の部分に記載をさせていただいておりますので、総体の両方の形の中での適正配置計画だということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長（副議長） 以上をもちまして渡辺議員の質問を終了いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 私は2期8年間、教育、福祉、男女平等社会を目指して議会活動をしてまいりました。きょうの質問で今期の質問が終了いたしますけれども、今回は4件について質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎1、40項目の政策提言

1、提言12「小学校を少人数学級（35人）」について

1件目ですが、市長の40項目の政策提言について質問いたします。提言の12番目に小学校を少人数学級（35人）にしますというのがあります。先ほどの窪之内議員の質問に対しての答弁で大分明らかになった部分もありますし、少し重複する部分もあろうかと思いますが、できるだけ観点を変えた質問にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

北海道教育委員会の少人数学級定数に上積みをして、滝川市独自に平成20年度から3年間で6人の教員を採用し、3年、4年生を対象にした35人以下学級の編制をしてきたことは評価いたしますが、5年、6年生では実施されておられません。市長の40項目の政策提言では、小学校を少人数学級にしますと言っております。多くの方がこの提言に期待し、この4年間で6年生まで実施さ

れると理解しておりましたけれども、提言と違っているのではないですか。提言の３３項目、８３パーセント達成という市長のお考えでありましたが、この中にはこの３５人にしますという小学校の少人数学級の取り組みについては８３パーセントに入っているのかどうかをお伺いいたします。

○議 長（副議長） 大谷議員の質問に対する答弁を求めます。

（何事か言う声あり）

○議 長（副議長） 大谷議員にちょっと確認をいたします。今の要旨１番目の８３パーセント達成の中に入っているのか、その下にもう一つ質問があるのですが、これは。

○大谷議員 私は２番目と考えたのですけれども、あわせてします、それでは。

○議 長（副議長） 要旨の中ですので、お願いいたします。

○大谷議員 それでは、続けます。小学校における基礎、基本というのは非常に大切であります。わからないまま高学年になると、次の段階に進めることができません。また、学習だけでなく生徒指導においても一人一人の子供たちに行き届いた教育を保障するためには、提言どおり６年生まで完全に実施するべきではありませんか。先ほどの窪之内議員への答弁では、あと第二小学校の６年生１学級をふやすと、増員すると、そういうことで完全実施になるのだということを伺いました。昨年私が一般質問をした中では、中学校まで含めて６学級６人というお話でしたよね、中学校まで含めると。今回は、マニフェストからいくと小学校ですから、もう一学級推し進めると、そういう考えがあるのかどうか、そういうこともあわせて質問いたしたいと思います。また、中学校については１学年のみ北海道教育委員会の少人数学級定数で取り組まれておりますが、２年生、３年生への拡大はどのように考えているのか、市長の考えを伺います。

○議 長（副議長） それでは、改めまして大谷議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 政策提言の評価ではＡというふうになっているところでございます。また、中学校をもし万一仮にやったとした場合には先ほどと同じ、窪之内議員さんのご質問にお答えした２月２８日現在のところでは中学校で１学年、道の制度でやっておりますのは開西中学校の１年生でございます。これを２年、３年に拡大した場合には開西中学校の２年生、同じく開西中学校の３年生、明苑中学校の３年生、合わせて３名が完全に３５人をやると新たに必要になる人数ということでございますので、先ほど申し上げました小中までやると小学校１年生、２年生は今国と道の制度でやっておりますので、小３から中３までの人数で必要な数というのは６名ということになります。

○議 長（副議長） 総務部長。

○総務部長 大谷議員さんから３３項目、８３パーセント達成の中に入っているのかどうかと、その辺の答弁でございますけれども、達成Ａということで教育長も触れましたけれども、今ここで明確にお答えいたしますが、達成ということで入っております。

○議 長（副議長） 大谷議員。

○大谷議員 Ａというのはちょっと腑に落ちない。達成したということは、６年生まで小学校なのですから、まだやられていない部分がありながら達成したパーセントに入るというのはいかがなものなのでしょうか、その辺のお考えを伺います。全部やられてＡだと思うのですけれども。

○議 長（副議長） 教育長。

○教 育 長 先ほど窪之内議員さんのご質問にお答えをしたとおり、今35人学級は3、4学年までということでございます。教育効果を上げるという形の中で、1つの例として35人学級というのがあるかというふうに思いますけれども、先ほど申し上げました学びサポーターですとかTTの加配ですとか、あるいは先ほどちょっと申し上げませんでしたけれども、退職教員活用事業ですとか、さまざまな事業を活用しながら滝川市の子供たち全体の学力を上げると。学力ばかりではありませんけれども、そういう形の中での取り組みをしてきているということで委員会としてもAという評価をしているところでございます。

○議 長（副議長） 大谷議員。

○大谷議員 やはり35人学級にするということは、全部実現されてこそ私はAだと思うのです。全部を実現し、その上で学びのサポーターなり、いろいろな形でより施策を施していった学力向上を目指していくと。これが本当の滝川が日本一の教育のまちとして、教育元年という言葉も使っておられたと思いますけれども、そういう取り組みではないかと思っております。ですから、大綱の中では次年度、23年においてもこういう形のようにございますが、先ほど窪之内議員も言ったようにやはりせめて最低でも小学校の完全実施を強く強く求めまして、次の質問に移らせていただきます。

◎2、子育て・子育て支援の充実

1、子育て支援チケット事業について

次に、2つ目、子育て・子育て支援の充実について、子育て支援チケット事業について質問いたします。滝川市こどもプランの策定や市内全保育所での障がい児を受け入れる体制の整備、また管内初となる病後児保育所事業やファミリーサポートセンターの開設など地域で子育て支援をする体制が年々充実してきており、子育てをする世帯にとっては大変いい方向に進んでいると高く評価をいたします。しかし、1歳未満の子供を持つ親の託児サービスなどの利用を目的とした子育て支援チケット事業が妊婦健診の14回分、この14回というのは出産までに必要な妊婦健診、それが今までの回数から14回ですべての回数にわたってということで、この妊婦健診は評価するのですが、それと切りかえたということは目的が全く異なっていると思うわけであります。子育て支援チケットをファミリーサポートなどの利用にかえて支援していくべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

○議 長（副議長） 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今お話しいただきました妊婦健診でございますが、これも立派な子育て施策を支援する施策の一つであると考えております。このたびの回答につきましては、子育て支援チケットとファミリーサポート事業についてのお答えとさせていただきます。

まず、子育て支援チケットをファミリーサポートの利用に生かしていくべきというご提案をいただきましたこと、ありがとうございます。今後の滝川市の子育て支援策を進める上で、貴重なご意見として参考にしてまいりたいと考えております。議員さんご承知のとおり、ファミリーサポート事業といいますのは平成21年9月に地域子育て支援ネットワーク事業ということでスタートいた

しました。自来会員も提供会員が17名、依頼会員が86名とふえておりまして、サポート事業の運営もおかげさまで軌道に乗っております。昨年4月から本年2月末までなのですが、利用回数も1年弱でございますが、680回ということでかなり利用されております。このファミリーサポート事業につきましては、地域で子育てを手助けするといういわゆる会員相互の有償ボランティア制度でございまして、子育て応援の輪を広げるという目的で行っておりますことはご理解いただいていると思います。市といたしましても基本としては、くどいようでございますが、市民有償ボランティアということでこの応援の輪がますます広がっていくことを期待しております。また、現状といたしましては依頼会員に比べまして提供会員、いわゆる子供さんを預かって世話をするという会員が不足ぎみであるという課題もございます。しかしながら、双子とか三つ子、いわゆる多胎児のいる家庭などにつきましては特別に支援を要すると思われるので、大谷議員さんからご提案がございましたファミリーサポート利用券の配布ということも今後の検討課題として考えていきたいと考えております。

○議長（副議長） 大谷議員。

○大谷議員 今後の検討課題ということですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎3、観光の振興

1、白鵬プロジェクトについて

それでは、3点目に移ります。観光の振興について、白鵬プロジェクトについてお伺いいたします。昨年は横綱白鵬を市の観光大使に迎え、全国に明るいニュースを発信し、市民に大きな夢を与えました。先ほどの答弁の中では、新聞、テレビなどで1億円ものPR効果があったということもお伺いいたしました。それと、モンゴル交流などについてもいい計画だなと、そういうのも続けていく値はあるなと私は認識しております。しかし、大相撲界が今大きく揺れております。春場所が中止となったり、相撲協会は2月8日に力士や親方のイベント活動やテレビ出演を当分自粛すると報道しております。白鵬が登場する2社のCMも放送中止になっております。先日テレビで、どこかの幼稚園のほうに白鵬が行ったというニュースはちょっと流れたのは見ておりますけれども、白鵬プロジェクトの今後の対応について、こういったことも考慮しながら考えているのかどうかお伺いいたします。

○議長（副議長） 経済部長。

○経済部長 市民に大きな夢を与えたと、大変ありがたい評価をしていただきまして感謝申し上げます。

思いもよらない八百長事件という形で、相撲協会は春場所を中止したと。全貌を早く真相解明して、一日も早い大相撲の継続といいますか、発展といいますか、願っているところでございますけれども、来年度の活動といたしまして窪之内議員さんのご質問にもお答えしたところでございますけれども、横綱自体に今八百長問題があるということではないわけですから、ですからこれから八百長問題の社会的影響ですとか、あと相撲協会の真相究明、その推移を見守りながら慎重に来年度の観光大使としての活動を継続していったほしいというのが市の希望でございます。ただ、やは

り相撲協会自体が先ほどおっしゃいましたパーティーですとか、そういうのは自粛というような方向で動いてくるということは情報としては聞いておりますので、滝川に来てもしそういうことではなくて、でき得れば横綱がよく言っていますあきらめない気持ちですとか努力する気持ち、そういうものを滝川の子供たちに何か伝えられる場を設けるですとか、そういう形で来年はやっていければなど思っておりますし、また早期に八百長問題が解明して沈静化して、また横綱が昨年以上の土俵の上で活躍していただけるということを期待しているというところでございます。

○議長（副議長） 大谷議員。

○大谷議員 白鵬自身にそういった疑惑が及ばないということを本当に心から願っているのは、もう私も皆さんも市民もみんな同じだと思います。これだけ白鵬に期待する滝川市民の夢が破れることなく3年間の観光大使をきちんと務めていただき、モンゴルとの交流もうまくいけばいいなと願っておりますけれども、あくまでもそういった情報を常に意識しながら進めていっていただきたいと思います。

◎4、男女共同参画の推進

1、審議会委員や管理職人事について

2、男女平等の研修について

それでは次、4点目ですが、男女共同参画の推進について。審議会委員や管理職人事についてですけれども、6月の議会だったと思いますが、そのときにも質問をしております。滝川市は、平成25年度までに各種審議会における女性委員の登用率を30パーセントをめどに高めるとしてありますが、委員選定に当たってそのことを意識して決定しているのかどうか。

それから、市職員の管理職人事についてどうか。この春は、職員人事または審議会、各市民委員会等の役員を決める時期かと思っておりますので、そういう決定の中でそういうことをきちんと意識して行われているものだと思いますけれども、改めてここでもう一度伺いたいします。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 大谷議員さんの審議会委員、それから管理職人事の関係でございますが、初めに各種審議会における女性の登用の関係でございますけれども、今議員さんもおっしゃられておりましたが、平成25年度までに女性委員の割合を30パーセント以上、この目標を目がけて今やっているところでございます。団体の選出委員の選定においても可能な限り女性の方を選出いただけるように推薦母体の各団体の皆さんに対してもお願いをしているところでございます。極力お願いしているところでございます。現在ようやく平成22年度、今年度でございますけれども、まだ30パーセントにはいっておりませんが、25.5パーセントになっております。ようやく4人に1人を超えるようになったと。平成21年度、昨年度が23.6パーセントですので、割合は上がったところでございます。このペースで何とかクリアしていきたいなというふうに考えております。

それから、もう一点の女性の管理職の関係でございますが、ちょっと数字で比較させてもらいますと、女性職員の管理職については平成18年と平成22年度を比較させてもらいますと、平成18年度管理職の女性職員の割合は9.9パーセントだったのが平成22年度は15パーセントに増

加しております。この15パーセントという数字がいろんな各自治体に比べてどうなのかといいますと、例えば全国の市とか区の平均でいいますと平成21年度で9.4パーセント、政令指定都市だと8.6パーセント、都道府県ですと5.7パーセントとか、これらを比較してみますとこの15パーセントというのは比較的高いかなというふうに認識しております。ただ、これでよしとしているわけでは全くしておりませんで、今後とも管理職についての女性の登用については能力を見きわめて適材適所の中で積極的に登用していきたいというふうに考えております。

○議長（副議長） 大谷議員。

○大谷議員 それでは、女性の登用について少しずつ前進しているということを伺って大変うれしく思うわけですが、引き続きそういった努力をしていっていただきたいなと思っております。

次に、男女平等の研修についてということですが、このことについて余り平等の研修というのは耳なれないのではないかと思います。男女平等のためには、意識改革というものが非常に問題となります。この市職員に対する人材養成というか、そういったそれとか仕事の研修、仕事内容の研修等についてはやられているのだと思いますけれども、これまでの慣習を払拭するための意識改革というのが非常に難しいと。そういったことを市としてこういう研修の機会があるのかどうか、ここが非常に大きな問題で、そういうことがなされていなければなかなか、例えば審議会で各団体をお願いしたとしてもその中でそういうのを受ける人がなかなか出てこないとか、市の職員の中で例えば上級の管理職、この議場に入る立場の女性がなかなか出てこないとか、そういったことがネックにならないのかどうかと。難しいことを言っていると思いますけれども、やはりそういったことが市が手本となって進めていかなければ、なかなかこういう男女平等の真の実現ができない、なし得ないのではないかと。戦後憲法で保障されて六十数年たってやっとこのぐらいだということは、そこに一番大きな問題があるのではないかと。ですから、全体の取り組みの中でも常にそういうことを意識すると。今回広報の中で男性の育児が紹介されておりましたが、こういうのも非常に効果的だと思いますし、そういった視線、目線で物事を考えていかなければならないと思いますが、そういった研修についての考え方をお伺いいたします。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 大変難しい質問ということで、うまく答えられるかどうかはあれですが、この男女平等の職員研修というものは特に実施はしていないわけですが、種々の研修、職員人材育成基本方針というのがありまして、それに基づいて今いろんな研修プログラムを作成して実態に応じた、そして組織的な課題に対応した中で特色のある研修を実施しているというところが実態でございます。職員に対して男女平等に関する意識調査とか、そういったものについても実施はしておりませんが、決して男女の区別による人事とか業務内容も区別するとか、そういうこともしておりませんし、職員の中でも男女平等意識というものに特に問題があるというふうには私ども正直な話、認識はしておりません。ただ、今貴重な大谷議員さんのご提言、そういったものの研修も必要でないかということはきちっと受けとめまして、今後どういった形の中でできるかどうかわかりませんが、勉強はしてみたいなというふうには思っております。

ちょっと関連して最後に、最後にならないかもしれませんが、1つ紹介しますと、ことし

の市の職員の採用試験で、来月からまた新しい職員が入るわけですが、職員面接をやりまして、非常に女子が元気がいいと。はつらつとして、これは決して男子がだめだという意味ではなくて、なかなか女子はすごいなという印象を持ちました。そんな中で、市の職員に関してこれから男女平等という言葉が余り気にして語られなくなるような時代も来るのではないかなという印象なんかも持ちましたし、これからの市役所の戦力として、幹部候補として女子職員というものはこれから本当に大いに期待できるということは確信しました。

以上でございます。

○議長（副議長） 大谷議員。

○大谷議員 この問題については、権利が平等に与えられればそれで平等になるという問題ではなくて、今言ったような意識改革というのが非常にネックになり、難しい問題ですから、今の部長のお考えを聞きながら、これからは市が率先してそういった方向で考え方も意識改革ができていくのかなと期待をして、きょうの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（副議長） 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

この辺で休憩をとりたいと思います。再開は14時50分といたします。では、休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時53分

○議長（副議長） それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、マニフェストに対する評価について

2、マニフェストの功罪について

3、生活保護費詐欺事件について

まず、1点目でございますが、市長の基本姿勢ということでマニフェストに関することをお伺いをいたします。4年前の統一自治体選挙で掲げられましたマニフェスト（40の公約）につきまして、市が抱える課題あるいは問題点解決に向けた一定の方針ではなく、より具体化された施策とした。当時はマニフェストというのは、より具体化されたものがないというような論議もありましたので、それはそれで理解をしますが、より具体化された施策とされたことで2期目の4年がたちまして、市長ご自身でどのように評価をされているのか伺います。

○議長（副議長） 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 マニフェストは、従来のどちらかといえばスローガンのような政権公約、それでは選挙民がなかなか選択に困ることがきっかけとなって、特にイギリスにおけるやり方を導入したということがあるというふうに思います。私は、マニフェストは掲げてよかったなというふうに

思っています。それはなぜかという、やはりこれを実行いたしますということを明らかにする。そのことによって、一部の市民の皆さん方から話がありましたけれども、市長はこれを行っているのかやっていないのか、ちゃんとチェックしていますよというお話をいただいていますけれども、そういう意味では約束したことをやったのかやっていないのかということが市民にとってわかりやすくなるというよさはあるというふうに思います。ただ、反面行政というのはこのマニフェストだけで進んでいくわけではありません。民主党が掲げたマニフェストだけで国政が運営されるわけではないわけで、もっと総合的な政策の実行というものが求められていく。その点には、時代の変化に応じて何を政策化していかなくはいけないのかということのマニフェストと同時に目を配るということもまた重要なことだというふうに思っております。そのような評価をいたしております。

○議長（副議長） 荒木議員。

○荒木議員 関連があるといいますか、もう市長が今２番目についてもお答えいただいたのかなというふうに思いますが、私の考えも含めてそのことについて伺いますが、マニフェスト選挙というのは市長がおっしゃられましたように個々の政策について目的、実施方法等を明確にする、あるいは場合によっては具体的な数値や期限を明示することによって、より選挙民がチェックできるようにするというメリットがあるというのは私も理解はします。ただ、反面私が考えるデメリットなのですが、要するに４０の公約を、所管の職員さんがその市長が掲げた施策に対して縛られるといいますか、要するに本来は積み上げていくべき施策がその考え、市職員としての個人の考え、あるいはさまざまなそれに係る論議、それとか最終的な実施の是非も本来は職員間で議論されるべきなのだろうというふうに思うのですが、それがより具体化されたマニフェストの項目を上げることによってやらざるを得ないというような状況にならないのかなというふうに私はデメリットとしてとらえていますが、そのことについて市長がどうお考えになるかをお願いいたします。

○議長（副議長） 市長。

○市長 私は、いろんな制度はそれぞれ一長一短があるというふうに思っています。この自治体首長のマニフェストは、先ほど議員からお話のありましたようにある意味では一石を投じたというふうに思っています。これは、政党のマニフェストと自治体首長のマニフェストというのは、ある意味では違いがあるのかもしれませんが。私は、選挙されて選ばれる者としてマニフェストを掲げて、これを実行したいということで選ばれていったわけであります。ただ、そういう意味では選挙用のマニフェストと私が市長になって市政を担うようになった政策実行のマニフェストと本当は異なるということも考えられるかもしれません。今民主党の政策のマニフェストは、そこら辺が問題になっているわけです。これは、イギリス党のようにマニフェストというのが成熟してくると、こういうことはないというふうに思います。私もマニフェストに掲げるときに、そこら辺が一番やっぱり悩んだところです。総合計画が片一方にある、個別の計画は片一方にある、しかしマニフェストを掲げて当選していく。これは、どうしたらいいだろうかと。したがって、私は華やかなマニフェストではなくて、それがゆえに余り評判になりませんでしたが、極めて地味な、あれを建てます、これを建てます、こういうふうにお金を配分します、こういう華やかなある意味ではマニフェストではなくて仕組みづくり、新たな仕組みづくりが求められる、これをちゃんとやっていき

ますというふうなマニフェストにしたわけです。今おっしゃったようなことを悩みとしつつ、そういうマニフェストにいたしました。そういう意味では、このマニフェストについて相当時間をかけて議論をいたしました。マニフェストとして掲げていただいた以上、事実誤認のない限り、これは実行してもらいたいというふうに思いますが、実施の時期であるとか、手法であるとか、その財源対策であるとか、あるいはこれが本当に適切な政権公約と実行すべきことであるのかどうかということは、毎年毎年職員を含めて十分議論をし、そしてその成果を吟味しということをやってきたつもりであります。そういう意味で、私はマニフェストの持つデメリットの部分を穴埋めをするという努力をしてきたつもりであります。

○議長（副議長） 荒木議員。

○荒木議員 私がこのマニフェストに関する質問をさせていただいたのは、もちろん選挙が近い、恐らくマニフェストを作成される時期も近いというふうに思っていますので、あえて質問をさせていただいたのですが、私の認識なのですが、選挙で首長さんを選ぶときに仮に40の公約を掲げられたとしてもその公約すべてを是としたことには私はならないのだろうというふうに思います。

それで、今後のことなのですが、スローガンはだめだというふうに思います。ただし、大きな一定の方向性を示すというような、なるべくそういうような余り個別のことに具体的に40も50も突っ込まないと、そういうマニフェストにすべきだというふうに、余計な話かもしれませんが、そういうふうに今回はすべきなのかなと。そのことがその後の市長が再選されたとしたら今回の4年間を振り返って、そのほうが私はよろしいのかなというふうに思っていますので、そのようなことについて次に掲げられますマニフェストについて、同じく具体的にされるのかどうかということを差し支えがなければお答えをいただければと思います。

○議長（副議長） 市長。

○市長 マニフェストを掲げるかどうかは、これからよく考えていきたいというふうに思っています。それと、ただいま申し上げましたように新しい仕組みづくりをするということを主眼としたマニフェストを掲げておりますから、これを真っさらにして次にまた新しいものを考えるのですということにもまたならないというふうに思っています。そういうことを含めてマニフェストを掲げるかどうかということについて、よく検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（副議長） 荒木議員。

○荒木議員 次にいきます。生活保護費詐欺事件につきまして伺います。

病院医療職あるいは保育士等を含む市職員の補填が23年度末まで続く状況下については皆さんご存じだというふうに思いますが、そういう状況で市長としてこの事件に対する一定のけじめがついたというふうに考えてよろしいか伺います。

○議長（副議長） 市長。

○市長 けじめは、いろんな段階で必要だというふうに思います。市長の任期の間にすべてけじめがつく、それが一番望ましい姿だというふうに思いますが、つけられないとすると、その方向性を明らかにしておくということが非常に重要なことだというふうに思います。国庫負担金あるいは市税の投入、そのお金の返還、財源対策という意味では先ほど来一部お話をいたしましたけれど

も、職員の補填でありますとか市民の皆さん方の寄附でありますとか、あるいは預貯金の差し押さえ、そういうことによって一定のけじめのめどが時期を含めてつきつつあるということはありがたいことだというふうに思います。あるいは、こういうことを再発させないという意味で市民の皆さんに信頼される市役所づくり推進プランもつくりましたが、こういうけじめはこれが達成するまで行い続けてけじめをつけなくてはいけないと、そういう時期とものだというふうにも思いますし、一方住民訴訟はという意味ではまだ進行中でございますから、けじめはついていないということになるというふうに思います。私は、市長の任期の中で最大限できる努力はさせていただいた。それでは、今時点でけじめがついたのかと。けじめはついておりませんが、その方向性と手だてということについては、皆さん方のご協力の中で示させていただいたというふうに考えております。

○議長 長（副議長） 荒木議員。

○荒木議員 もちろん市長は任期がありますので、任期中の市長ができることはしたという判断をされるのかどうかということなのですが、私は本来こういうことは聞くべきでもないし、発言すべきではないというふうに思っています。認識をした上であえてお伺いしますが、職員は1年補填が続くと。今の市長のご認識からすると、けじめはついていないが、方向性を明らかにすることが最大のことであったということだと思うのですが、そうすると私はご自身が2期目の任期を終えられた後の退職金というのはどういうふうにされようとしたのか、あるいはそれに対して条例改正等を考慮したのか、そういうことも私はけじめの一つだというふうにあえて言わせていただきますが、退職金の関係についてどのようなお考えを持ってこられたのかについて伺います。

○議長 長（副議長） 市長。

○市長 私は、けじめをつけるという意味では人後に落ちないつもりでおります。したがって、いろんな話がありましたけれども、やめることによってけじめをつけろというご意見も随分いただきました。しかし、そうではない道を選ばせていただいて、最善の努力をさせていただく道を選ばせていただいたわけであります。退職金の問題について、今言及することが法的に可能なのかどうかというと、決してそうではないというふうに私は思っていますから、あえて言及は申し上げません。しかし、人後に落ちないだけ私の責任も含めてけじめをつけたいというふうに思っております。心情だけは伝えておきたいというふうに思います。

○議長 長（副議長） 荒木議員。

○荒木議員 私がこのことをあえて触れたのは、選挙の結果いかんによって市長が3選を果たされる可能性も非常に高いというふうに思います。そうなったときに、私は今の市長がおっしゃられたことが職員の方が理解できるかどうかという問題があります。つまり市長が再選をされた後、本当に庁内の要するにガバナンスというものが守れるのだろうか、あるいは職員のモチベーションというのが保てるのかどうかということを本当に憂慮します。今のお答えで私は納得はできませんが、その庁内のガバナンスというものが守れるのかどうかという、そういうことは言い切れるのかどうか、言及をいただきたいというふうに思います。

○議長 長（副議長） 市長。

○市長 市役所内におけるリーダーシップということも当然あるというふうに思いますが、ガバナンスというのは市全体の問題でもあるというふうに思います。私は、ガバナンスをしっかり確保するということを決心をして市長に立候補させていただいていますから、その方針は貫くべき行動を行わなくてはならないというふうに思います。

○議長（副議長） 荒木議員。

◎ 2、新年度予算案

1、骨格予算の概念について

○荒木議員 新年度の予算案についてお伺いします。

個別のことについては、これから委員会がございますので、避けたいというふうに思いますが、骨格予算ということを予算大綱の中で位置づけられております。市長がおっしゃる骨格予算の概念は何なのかを伺います。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 荒木議員の骨格予算の関連でございすけれども、骨格予算というものには法令上のとか、そういった概念はないと思いますけれども、一般的には選挙を控えているですとか、1年間の行政活動すべてにわたって予算計上することが難しいとか適当でないとか、そういった判断をした場合に新規の施策は見送る中で継続事業だとか義務的経費だとか、そういったものを中心に編成された予算、こういったものを通常骨格予算と呼んでいるのではないかというふうに思っております。

それで、23年度の予算案につきましては、計画的に事業を進めてきたものと必要度、重要度をかながみましてそういった事業を盛り込んだところでございす。前年予算を超えているということでございす。その理由としましては扶助費が伸びている。これは、子ども手当等の関係、それから建設事業、これも継続事業の中で開西中学校ですとか、まちづくりセンターとか図書館とか、そういったものが大きなものでございす。そういったものが前年度予算を超えた要因でございす。これらの建設事業につきましては、今まで計画的に進めてきた事業でございすし、また議会にもご承認をいただきながら随時経過等の報告もさせていただきながら進めてきた事業でございす。そういった流れの中で、当初予算に計上させていただいたということでございす。

以上でございす。

○議長（副議長） 荒木議員。

○荒木議員 私も金額そのものでだめだとかいいだとかという判断はできないというふうに思います。中身は、当然扶助費の問題もあるでしょうし、あるいは国政で混乱をしている子ども手当の問題もある。単純に金額のみで判断をするべきではないというふうに私も思いますが、そうすると継続事業の概念はどうかということになるのだろうというふうに思います。個別のものは余り言いたくないので、例えば5年とか10年とか、そういう長期的な計画あるいは総合計画かもしれませんが、そういうものが継続事業だというふうに私は思いますが、例えばマニフェストに掲げたものが継続事業なのかということはそれぞれの判断だろうというふうに思います。そういう意味で継

続事業というのは、ではどういうふうに位置づけられているのかというのを伺います。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 継続事業の定義ということですが、今荒木議員さんがおっしゃられた長期計画、もちろんそういったことに位置づけられている事業、これは当然継続事業ではないかというふうに考えます。また、2年なり3年なり前からいろんな当初の計画といいますか、毎年の市政執行方針ですとか、いろんな経済状況、社会状況の中でこの施策について取り進めていこうというものが発生した場合、それが2年前なり3年前なりとか、そういったことの中でちょっと長い期間にわたって進めてきたもの、そういったものも継続事業に当たるのではないかなというふうに考えております。

○議長（副議長） 荒木議員。

○荒木議員 では、具体的にお伺いをします。マニフェストに掲げられたことが今回23年度の中で、例えばまちづくりセンターがあります。こういうものは、ご自身の4年の任期の中で予算計上できないのであれば、それは継続事業というふうに本当に言えるのかどうかというふうに私は思います。例えば次年度、23年度一般財源ベースで事業費が8,000万円しかないというのが骨格予算と本当に言えるのかということになってしまいますので、要するに二、三年のスパンでというのは、例えば直近ではマニフェストだというふうにと思いますが、そのものが4年内で予算化できなかったのであれば、これはある種のルールとはいいいませんが、やはり骨格予算には当たらないのではないかというふうに私は認識をするのですが、具体的なこの1点について伺います。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 荒木議員から具体的な事業を今提示していただきましたけれども、まちづくりセンターの関係につきましては平成21年の3月に国の認定をいただきました中心市街地活性化計画の中で、中心市街地にまちづくりセンターを位置づけするということが明記されております。これは、図書館の移転の関係等もそうですけれども、この公的に認められた計画に沿って今徐々に整備をしていっているということでございます。市役所の中にまちづくりセンターの事務所をとりあえず設けて、そして行く行くは中心市街地の中でまちづくりセンターを発展させて集客につなげていくという、そういう計画でございますので、この計画の具体的な実現の中でまちづくりセンターというものは外せないという認識でおります。そういった背景の中での当初予算での計上でございます。

○議長（副議長） 荒木議員。

○荒木議員 恐らくこれ以上この話をしても堂々めぐりになるというふうに思います。今の中心市街地活性化計画のことについては、私もそんな十分な認識がなかったもので、そのことについてはわかりました。

◎3、新タッグ計画

1、人事交流研修について

次にまいります。新タッグ計画のことについて、約2年間にわたり特別委員会を設置し、議論をし、決定をしてきた経過があります。この中で人事交流研修について、新タッグ計画の委員会の中で人事交流の縮小を打ち出されました、当時。新たな派遣の拡大がその中で進められようとして

います。私は、平成20年11月18日の特別委員会で、これは議事録を確認しましたが、人脈の形成や情報収集が目的の派遣を縮小することは、一般企業ではもう末期症状で慎重であるべきだということで、要するに縮小に反対ということを明確に申し上げました。そして、いろんな議論があった中で、新タッグの中で人事交流は縮小していくのだと、こういうとらえ方をしていました。それが再度拡大をされると。そのこと自体、私は歓迎するのですが、いつどのような理由でその方針転換をされたのか、そのプロセスについて伺います。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 人事交流研修の関係でございますが、新タッグ計画の中では徹底した内部コストの削減というのが命題であったと。その一環として人事交流の見直しをして、この計画の中では平成23年度は職員2人の派遣というふうにしておりましたけれども、今回平成16年を最後に中断していました名護市の派遣研修を23年度から再開することとしたところでございます。

その経過と背景といたしましては、まず新タッグ計画で決めました職員数の関係、厳しい目標を立て、350人体制ということであつたわけですが、それが2年前倒しで達成できた。ここ数年は、退職者に見合う職員採用を実施をしているということで、少しずつですけれども、職員の若返りというものが図られてきたということがございます。そういう中で、地域主権改革ですとか、新たな公共への対応とかという今までにはない行政のあり方というものが提示されてきている中で、みずから考えて行動できる職員、それから今荒木議員さんがおっしゃられましたリーダーシップだとかネットワークの形成だとか、そういったことが非常に職員に求められてきているという、そういう変化が非常に顕著になってきたということによりまして今回拡大することとしたものでございます。なお、今まで行っておりまして北海道開発局、それから北海道への派遣というのは継続をいたしますけれども、新たに名護市への研修につきまして再開をさせていただくといったところでございます。

いつの時期にということでございますが、これは名護の交流でいいまして平成16年で最後になりましたが、その間もずっと職員がイベントのときに行ったり来たりをしていたり、幹部の方も行ったり来たりが続いていた中で、どこかの時点で再開したいねというような、公的な場での発言ではございませんけれども、そういったことはあったようでございます。今回滝川の開村120年のときに稲嶺市長さん以下が来られた。それから、去年8月には滝川市からも名護に向かっていったと。そういう記念すべき年ということの中で、いろんな話をしていく中で平成23年度は復活しようかというような流れの中で決定した事柄でございます。

○議長（副議長） 荒木議員。

○荒木議員 このことは委員会の中、きちっとした特別委員会の中で私の記憶ではほとんどそこにいた議員さんの意見で、いや、縮小するということは慎重であるべきだということは再三言われていたというふうに思うのです。そういうきちっとした委員会の中で議論されたことを変えるのであれば、いつどこで決めたのかよくわからないことでは、ほかの新タッグの項目もありますので、まずいというふうに思ったので、ご質問をしたのですが、要するに状況が変わったが、しかし当時の縮減方針というのは認識は間違いだったという、要するに見解を改めたということによろしいで

すか、確認なのですが。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 荒木議員さんのただいまのご質問ですが、当時の判断をした、決断を理由は新タッグ計画というのが徹底した内部コストの削減の一環ということの中で、どういったことをやっていこうかというその議論の中でこれはこの人事交流の縮減というものが選択されたということでございます。決して派遣研修の意図そのものを否定してこれを中断したわけではないと思います。その中でタッグ計画を進めていく中で、ただいま答弁をいたしましたような状況の変化ですとか、いろんな課題が生まれてきたという中で、今回23年度からの復活に結びついたというふうにご理解をいただけないかなと思っております。

以上です。

○議長（副議長） 荒木議員。

◎4、医療行政

1、院内託児所（保育所）の運営について

○荒木議員 次にまいります。医療行政で市立病院の院内託児所、保育所というのか、どちらかちよっと正式な言い方がわかりませんが、その運営について伺います。

このことについては、前向きな検討と準備が進められていると、お忙しい中というふうに認識をされておりますが、その運営に要する経費は当然ながら大変厳しいことが予想されます。総務省の地方公営企業繰出金についての通知に基づけば、赤字相当分の一般会計からの繰り出しが妥当だというふうに私は考えますが、伺います。

○議長（副議長） 病院事務部長。

○病院事務部長 地方公営企業の経費につきましては、経営に伴う収入をもって充てるとというのが原則でございますけれども、地方公営企業という性格上、この原則になじまない経費の負担区分については地方公営企業法で規定をされているところでございます。

では、具体的にどのような経費が繰出金として適当であるのかということにつきまして、総務省としての考え方の基準というのが通知で示されているところでございまして、それによりますれば院内保育所の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額については、一般会計が負担する経費とされているところであります。前回の議会でお答えをさせていただきましたとおり、この辺にある保育所についてはいろいろな課題点が明らかになってきておりますので、この部分についてさらに検討協議を進めていかなければならぬと思っておりますが、その一つであるこの保育料で賄い切れない費用負担についてどうあるべきなのかということについては、この通知も踏まえまして今後市の関係部署とのまた協議を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（副議長） 荒木議員。

○荒木議員 これは、昔から変わらないのかもしれませんが、同じ通知でやはり高等看護学院、要するに看護師養成所についても同じような繰り出し基準を持っていますので、それと例えば院内保

育所の運営に要する経費の繰り出し基準と私は同列だというふうに思っていますので、基本的には協議の余地はない、繰り出すべきだというふうに思っています。現時点で協議を進めるということは、この高等看護学院の繰り出しと、それから院内保育所の繰り出しが要するに同列でないという何か現時点での理由があるのかどうか、もしあれば伺います。

○議長（副議長） 病院事務部長。

○病院事務部長 高等看護学院につきましては、現実にもう運営を始めておりまして、その部分についての財源措置についても普通交付税あるいは特別交付税のほうで基準や何かが明確になっているという部分がございます。今の院内の保育所につきましては、さまざまな視点での課題がいろいろあると。これらを明確にした上で、今後24年度からやれるのかどうなのかと、こういう判断をしていかなければならぬということのそういう違いであるということで、今後その辺も含めて協議が必要というふうに考えているところです。

○議長（副議長） 荒木議員。

○荒木議員 これを最後にいたします。私は、この項目について繰り出す側が答弁をされるのだというふうに実は思っていたのですが、最後にしますが、繰り出す、今病院側はその関係と協議をして進めたいというふうにおっしゃられました。繰り出す側の考え方、前向きに検討をするということとでよろしいのかどうかを最後に伺います。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 繰り出しの考え方でございますが、院内保育所の関係につきましては前回の4定において看護師さんの確保の点から必要と認識しているという答弁も病院のほうからいたしましたし、そういう認識であります。そういったことも踏まえまして、今病院に繰り出しているものの実情も踏まえ、どうしたら実現できるかという観点からまた病院側と検討してまいりたいと思っております。必要と認められる繰り出しの金額につきまして、病院と今後協議をしてまいりたいというふうには考えております。

○荒木議員 終わります。

○議長（副議長） 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 それでは、通告に従いまして、2件5項目について一般質問をいたします。

◎1、まちづくり行政

- 1、そらぷちキッズキャンプについて
- 2、未来へつなぐ市民税1%事業について
- 3、地産地消の店認定について

まず、まちづくり行政、1つ目、そらぷちキッズキャンプについて、公益財団法人化による効果についてお伺いいたします。先日開催されました東京マラソンでもマスコミに大きく取り上げられ、私もボランティアの一人として大変うれしくテレビ等、新聞も見させていただきましたけれども、参加した皆さん、関係者の皆さんに敬意を表したいというふうに思います。

さて、設立当初からの目標でありました公益財団法人化に成功したわけですが、想定をされていたその法人化に伴っての効果は予想どおりのものなのか、また想定外のメリット、デメリットが発生しているのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（副議長） 山口議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 そらふちキッズキャンプに関連します山口議員の質問にお答えをさせていただきます。

公益法人制度を抜本的に改革いたします公益法人制度改革関連３法というのが平成２０年の１２月に施行されまして、それまでの民法法人は一般社団法人と一般財団法人、それから公益社団法人と公益財団法人、これらに構成されることになったというようなことでございます。そらふちキッズキャンプにつきましては、ちょっと確認をさせていただきますが、平成１６年の３月に任意団体そらふちキッズキャンプを創る会として設立をされまして、平成２０年の１２月に新制度に基づく一般財団法人として法人登記されたと。それで、平成２２年の２月、去年の２月に公益財団法人として北海道知事の認定を受けているという経過、流れでございます。公益法人化による効果といえますのは、公益を目的とする法人として認定を受けるということから、社会的により高い信頼性を得るという点、これがまず一点と、あと税務上の特定公益増進法人というものに該当いたしますので、寄附する側にもメリットがあると。広く一般の方の寄附の募集がしやすくなると、こういった２点がございます。これが一般的な効果でございます。

それで、今度は具体的にそらふちキッズキャンプにとってどんな効果が上がっているのかということを経つか申し上げたいと思いますが、まず社会的信頼性、これはもちろんでございます。大口寄附につながったり、新規の賛助企業の申し出があったり、ただいま山口議員さんが紹介していただきました東京マラソンの関係の支援も、それにも結びついてきているということもでございます。それから、税務上の優遇措置に伴いまして寄附金の増加につながっているという部分、それから３点目としましては、そらふちキッズキャンプの職員の皆さんの目的意識が高まってきていると。これは、病気の子供たちの夢をかなえるという、そういう公益目的に向けたキッズキャンプの職員の皆さんの意識の高まりが見られてきているという部分もございますし、また公益法人というのが非常に適正な事務処理、会計処理というのが大変厳しく求められるということがありまして、そういった面から公益財団法人の職員としての自覚だとかスキル、能力アップ、これらにもつながってきているというふうに認識をしておりますし、報告等も受けているところでございます。

○議長（副議長） 山口議員。

○山口議員 そらふちキッズキャンプは、これから将来に向かって運営を続けていかななくてはならないわけですから、公益法人化でやられた今説明のあった３点を、こういうメリットを今後のＰＲにどのように生かしていくつもりなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（副議長） 総務部長。

○総務部長 ただいま３点、効果を紹介させていただきましたが、もう既にそらふちキッズキャンプというのは全国にいろんなネットワークが広がってきていると。そのネットワークがまたさらにネットワークを呼ぶという非常に上手な運営を今されているというふうに認識をしております。そんな中で、今回の公益法人というメリット、これはもう十分、存分に今あるネットワークを使いな

がらどんどん、どんどんやっていける、そういったその能力、スキルがあるのがそらぷちキッズキャンプではないかというふうに認識をしております。いろんな会合、それからいろんなそういった寄附につながっていくような企業、それから個人の方、それらの方たちとのつながりのつくり方というのが非常にたけているそらぷちキッズキャンプの皆さんでございますので、ただいまのメリットも存分に生かしながら、これからさらに寄附を含めまして全国民的な理解を求めている、そういった目標に向かって非常に邁進していかれるのではないかというふうに期待しているところでございます。

○議長（副議長） 山口議員。

○山口議員 全国民的理解、すばらしい答弁だったので、次にいきたいと思います。

2つ目、未来へつなぐ市民税1%事業についてでありますけれども、設計前の予想と実績について、今後の改善点についてお伺いいたします。千葉県の市川市で始まりました市民税1%支援事業でありますけれども、当時はマスコミで大反響を呼び、次々とほかの自治体も視察に訪れ、採用したところも数多くありました。滝川市も新制度として取り組みをいたしましたけれども、当時脚光を浴びた市川市の制度設計とは大幅に違う内容のものになっているのは大変残念に思いますけれども、その趣旨はたがえていないというふうには思っていますので、お考えをお伺いしたいと思いますが、まず現在までの参加状況、それから採択状況のデータ並びに受け付け担当者、それから申請者の意見がさまざまあると思いますけれども、どのような内容のものがあつたのか。また、審査をされていた方々の意見としてどのようなものがあつて、それを次年度以降どのように改善するつもりでいるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 未来へつなぐ市民税1%事業につきましては、これまでの補助制度とは異なりまして市民が税金の使途を定め、市民が採択し、その結果を市民に報告するというこれまでにない住民自治の先駆けとなる制度でございます。当初につきましては、15件程度の申請を想定しておりましたけれども、本事業に関する約50件の問い合わせがございまして、うち17件の申請であります。すべて採択されましたけれども、資金確保にめどがついたということで1件取り下げがありまして、結果的に16件の採択であります。予算額500万円のうち交付決定額が378万8,000円、75.8パーセントでございます。新規事業3事業、前からの継続事業は13事業という中身になってございまして、どの事業につきましても当該事業にふさわしい事業でございます。

今後の改善点等についてでございますけれども、1年目ということで市民審査会議、5名の委員から成りますけれども、においても戸惑いですとか、ふなれな部分もあつたと思われませんが、今のところ各委員から大きな改善点の要望は出されておられません。また、補助金の申請窓口についてはまちづくりセンターの職員が窓口となって事業の受け付けをしているということでございます。次年度以降につきましてはの広報での募集ですとか公式ホームページのさらなる充実、また新たに月1回、エフエムG's k y「みんなのタキカワ」による採択状況、事業成果等を紹介するなど事業のPRにも力を入れまして市民周知を図り、制度利用を促進し、市民活動の活性化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（副議長） 山口議員。

○山口議員 画期的な制度というふうなことですけれども、実際には当時テレビで取り上げられたところのこの同様の制度ですけれども、その各NPO法人などが自分が声を上げて申請をして、それを市民が投票をして多いところに補助を与えるという形でしたから、そういう仕組みをすることによって市民全体がいろんな活動を市民がやっている内容を知る手段として、PR効果としてすごく大きなものがあつたのです。そして、みずからがそれをまちの中でPRをして、何とか補助金の増額をねらっていることをすることによって市民の活性化、全体の活性化にもつなげていったという仕組みですから、まだまだ滝川の場合は、それは今後の課題だなというふうに思いますけれども、今回実施をしてみても実際に受け付けの窓口を通して審議会ではねられた件数はあるのでしょうか。ただ、その窓口で入ってきたものを全部パスするような審議会だと、これは市民がみずから選んだということにはほど遠いのではないかなというふうに思いますけれども、以上お伺いいたします。

○議長（副議長） 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどもご答弁の中で申し上げましたが、本事業に関する50件程度の問い合わせがあつたということでご報告させていただきました。そのうち、制度の照会もございましたでしょうし、対象事業についての問い合わせ等もあつたと思いますけれども、それらの中から申請に及んだのが17件ということでございます。申請の窓口となっていますまちづくりセンターの職員のほうでは制度の熟知、例えば対象経費となるもの、ならないもの等の説明はしております。申請の上がってきた17件、最終的には16件の採択でございますけれども、それらを市民審査会議にかけるということで進めたということでございます。

○議長（副議長） 山口議員。

○山口議員 それでは、3番目、地産地消の店認定についてですが、現状と今後の改善点についてですけれども、市内の飲食店などで未認定店、いわゆる誘われたけれども、入らなかったという方々に何人かお話を伺ったのですけれども、認定に至る条件等の問題と、それから認定店になることの優位性がよくわからなかった、また全国的に展開されている同様な認定マークとの違いがよくわからなかったという意見が何件か聞こえてきましたけれども、そういうことに関しましてどういうふうに考えているのか。また、今認定されている店の現状などをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（副議長） 経済部長。

○経済部長 地産地消、滝川地域で産出される野菜等をいかに滝川の中で消費できるか、滝川地域で消費できるかということを観点に、平成21年度に滝川地産地消ふるさとづくり協議会、こういうものを設置いたしました。その中の一環として、滝川地域でとれる食材をレストラン、飲食店、あと食品加工などで利用拡大を図って地産地消の取り組みを推進していくことを目的としております。

それで、今のまず現状でございますけれども、昨年9月に第1回の認定店募集を行いまして、15店を認定させていただきました。ことしの1月に第2回の認定募集を行いまして、2月下旬に

8店追加募集で現状23店となっているところでございます。

それで、その内容でございますけれども、共通事項といたしまして地産地消の推進に積極的に取り組むところ、滝川食材を活用した料理、商品等をふやしていこうという意欲のあるところ、それと、もちろんでございますけれども、食品衛生法、JAS法、関連法案を遵守、そして認定店にいたしますと登録という形でホームページ、印刷物、そういうことでメディアに紹介してもいいかというところが共通のところでございます。あと飲食店、宿泊または食品加工と分かれておりますけれども、どちらも同じような中身でございますけれども、通年またはしゅんの時期に滝川産の食材を活用して料理または加工調理品を製造または提供しているというところでございます。そして、滝川産食材というのはJAたきかわ管内というところで決めまして、滝川市、赤平市、芦別市におきますJAたきかわ管内の食材というところで行っているところでございます。また、全国的な云々ということは、ちょっとまたそのところは一線を画しているところでございます。あくまでも滝川独自という中身で進めさせていただいております。

また、認定を受ける受けないの違いということで、今私たちのほうで何とかしてそのところをもう少し、もっと普及させたいというところでございますけれども、認定店へはのぼりですとかプレート、そういうものを配付いたしまして、また滝川市のホームページ、それと認定店マップというものをつくりまして、そこら辺のところではPRさせていただいていると。優位性といたしまして例えば資金援助とかそういうことはございませんで、あくまでも滝川管内の滝川食材を使ってこういうお店でやっておりますよというところでマップ等を配布いたしまして、ぜひ立ち寄っていただきたいというところで今現在行っているところでございます。

また、いろんな観点で今後の問題、PR不足というものもやっぱり否めないところでございます。多分いろいろ今山口議員さんがおっしゃっていたところは、私自身のちょっとPR不足のところもあったのかなというところで反省をするところでございます。ですから、こういうところを次回、これで終わりにしたいとは思っていませんので、次の認定店募集の中でどういう改善が図られるのかということを行って積極的にPRをしたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（副議長） 山口議員。

◎2、教育行政

1、私立幼稚園振興交付金について

2、児童見守りシステムについて

○山口議員 それでは次に、教育行政であります。1つ目、私立幼稚園振興交付金について、現状と今後の改善点についてお伺いいたします。

まず、制度設計の趣旨と当初数値に対してどのような状況にあるのか。また、保護者や幼稚園から認定方法や手続などに苦情、要望等が出ていないのか。また、どのようなこの制度に対する評価がされているかというのを調査していればお聞かせ願いたいと思います。それと、今後の改善点についてもお伺いいたします。

○議長（副議長） 教育部長。

○教育部長 ただいまご質問の私立幼稚園振興交付金について、若干経過も含めましてご説明したいと思います。

ご承知のとおり、幼児期の教育については人格形成の基礎を培う大切な時期でございます。教育委員会では、特別な支援を必要とするお子さんが幼稚園に入りやすいように、また幼稚園として積極的な対応を促進したいとするため、また小学校との接続をスムーズに行うためなどから平成22年度当初から新たに制度を設けたところでございます。

この制度の対象となる園児につきまして、ちょっとご説明申し上げたいと思います。市内に居住する満3歳から小学校就学するまでの園児、公的機関から障がいの判定を受けている園児、内訳でございますが、身体障害者手帳の交付を受けている園児、療育手帳の交付を受けている園児、特別児童扶養手当証書の交付を受けている園児、それから児童相談所等の心身障がい判定に関する専門機関において心身の障がいの有りと判定された園児と。それから、障がいの判定を受けていない園児でも発達支援センターに通所されている園児ということで対象となっております。交付金の額につきましては、障がいの判定を受けている園児につきましては1人につき11万1,000円、障がいの判定を受けていない園児につきましては1人につき2万7,000円ということでございます。現在実績でございますが、市内2つの私立幼稚園から19名に対する交付申請があり、内容を審査し、交付決定しているところでございます。

それから、平成21年度にこの制度設計をするに当たりまして、私立幼稚園の2園からご意見を伺ってこの制度をスタートしたということから、スタート当初幼稚園の理解は得られているというふうに考えてございます。この制度は、障がいのあるお子さんを持つ保護者から同意書、それから関係書類の提出等が必要であるということから、幼稚園からは対象となる幼児の保護者への説明、それから理解、そういったことにやはり若干の時間がかかるということでお伺いしてございます。保護者への説明と理解につきましては、こども発達支援センターにも協力を仰ぎながら保護者の理解がスムーズに得られるような方法についても今後はやはり、スタートしたばかりでございますが、1年たってございますので、幼稚園と協議しながら進めていきたいなというふうに考えてございます。この評価につきましても幼稚園、それからそれぞれ関係機関のご意見をお伺いしながら評価についてきちんと分析していきたいというふうに考えています。

以上です。

◎議事延長宣告

○議長（副議長） 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長をいたします。

山口議員。

○山口議員 19名今申請があったということなのですけれども、恐らく対象者としてはもっといえるというふうに把握はしていると思うのですけれども、どうしてその申請をしないかというところは、自分の子供が障がいがあるという公的なものを中心として証明書を交付してもらって提出してくださいというふうに言われると、やっぱり親としては余り公的な証明書をその段階でもらいたく

ない、何か決めつけられるような気持ちがするので、とっても微妙な心境になると思うのです。ですから、その辺をもっと勘案をして制度設計に改善すべきものがあれば、親の意見をまずもっと聞いていただきたいと思います。すごくいい制度なので、利用されやすいような形で改善をお願いしたいというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、2番目の児童見守りシステムについて、試験運用結果についてお伺いいたします。全国で児童生徒の残念な事件が後を絶ちませんけれども、総務省の補助事業、地域ICT利活用広域連携で試験的に滝川でも実施をした児童見守りシステムの結果について、データを公表していただきたいと思います。また、新年度以降の具体的運用内容、実施等について、予算にかかわらない程度でお答えいただければと思います。

○議長（副議長） 教育部長。

○教育部長 ご質問の児童見守りシステムについてでございます。2月1日から試験運用をスタートしました。このシステムにつきましては、総務省の事業を活用して岩見沢市、夕張市、滝川市の3市が構成いたします北海道中央地域安全安心協議会、この協議会が運営し、地域の共同により児童を見守ることを目的としたシステムでございます。

このシステムのサービスについては2つございます。ICTタグサービスと一斉同報サービス、この2つのサービスを今現在提供してございます。簡単にご説明申し上げます。ICTタグサービスにつきましては、ランドセルなど子供たちが学校に持っていくかばんにICTタグを取りつけて、児童の登下校時にそのICTタグが学校の玄関先を通過すると玄関に設置したセンサーがICTタグを検知して、あらかじめ登録された保護者の携帯電話やパソコンのメールアドレスにお子さんが通りましたよということでメールが送信されます。そういった児童の安全をお知らせするサービスでございます。もう一つは、一斉同報サービスということで、不審者情報などを保護者の皆さんへお伝えする情報を先ほどと同じくあらかじめ登録された保護者のメールアドレスに配信するシステムでございます。対象者につきましては、ICTタグサービスと一斉同報サービス、この2つのサービスにつきましては小学校1年生から3年生まで、それから不審者情報メールサービスは、先ほど一斉同報サービスと言いましたが、この不審者情報メール配信サービスにつきましては、先ほどとダブリますけれども、全体的には小学校1年生から中学校3年生までということで利用が可能となります。

それで、ICTタグにつきましては、平成23年度に私どもは利用率、各学年60パーセント以上を目標にしております。現段階では、既に50パーセント以上の利用ということになってございます。これにつきましては、予想しましたけれども、予想を上回る利用率となっております。この60パーセントをなぜ目標にしているかということでございますが、既に岩見沢市で利用開始から3年経過しておりまして、現在岩見沢市では60パーセントということでございますので、私どもは60パーセント以上の目標ということを現在掲げてございます。現段階でのICTタグの利用率でございますが、小学校1年生では63.3パーセント、小学校2年生では49.2パーセント、3年生では31.5パーセントということになってございます。

それと、利用者の皆さんのご意見をお伺いするために、現在各学校を通じましてアンケートの調査を実施しているところでございます。取りまとめにつきましては、18日までの期限としていま

すので、今月中にはアンケートによるご意見等については取りまとめたいというふうに考えています。現時点で利用者から寄せられている意見でございますが、例えば今後も無料で利用できるのかというご質問、これにつきましては今は平成23年度につきましては無料で継続したいなと思っています。しかしながら、電池については自己負担でお願いしたいというふうな考えを持ってございます。もう一つ、連絡網や学校だよりなどに使えるのかということで、先ほど一斉同報サービスということで不審者情報については今メール配信サービスを行ってございますが、情報のプラスアルファとして連絡網や学校だよりについては各学校単位でも活用できるとシステムはなっておりますので、今後サービスできるようにしたいなというふうに教育委員会では思っていますので、今後協議して進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（副議長） 山口議員。

○山口議員 始まってからそんなに日数がたっていないのですけれども、タグで実際にエラーといえますか、タグで実際にそこを通っていないぞとかということがあったのか。それから、一斉配信サービスで何回ぐらい今まで利用したのでしょうか。

○議長（副議長） 答弁に時間かかりますか。

○教育部長 ちょっと調べます。

○議長（副議長） 若干休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時08分

○議長（副議長） では、再開をいたします。

教育部長。

○教育部長 大変申しわけございませんでした。エラーの件数につきましては、これまで2月1日のスタートから1件でございます。第三小学校のエラーが1件ということでございます。それから、一斉同報サービス、不審者情報についてはこれまで7回の情報を配信してございます。

以上です。

○議長（副議長） 山口議員。

○山口議員 1件エラーが出たということなのですが、それは子供が学校の中にいたから、帰らないからエラーが出たのか、それとも機械的なエラーなのでしょうかね。

○議長（副議長） 教育部長。

○教育部長 機械的なエラーだというふうに聞いています。

○議長（副議長） 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議長（副議長） お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会をいたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（副議長） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長（副議長） 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 4時09分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会副議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成23年第1回滝川市議会定例会（第9日目）

平成23年 3月11日（金）

午前10時02分 開 議

午後 2時34分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第35号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第11号）

日程第 4 議案第36号 滝川市病院条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第38号 予算審査特別委員会の設置について

選任第 1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○出席議員（17名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒 井 隆 裕 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	関 藤 龍 也 君	7番	山 口 清 悦 君
8番	中 田 翼 君	9番	大 谷 久美子 君
10番	荒 木 文 一 君	11番	堀 重 雄 君
12番	三 上 裕 久 君	13番	堀 田 建 司 君
14番	田 村 勇 君	15番	山 腰 修 司 君
16番	井 上 正 雄 君	17番	水 口 典 一 君
18番	山 木 昇 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君	会計管理者兼理事	飯 沼 清 孝 君
総 括 理 事	高 橋 賢 司 君	総 務 部 長	吉 井 裕 視 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君	市民生活部長	西 村 孝 君
市民生活部次長	伊 藤 克 之 君	保健福祉部長	橘 弘 恭 君
保健福祉部次長	佐々木 哲 君	経 済 部 長	若 山 重 樹 君
経 済 部 参 事	多 田 幸 秀 君	経 済 部 参 事	佐々木 邦 義 君

建設部長	大平正一君
教育部長	舘敏弘君
教育部指導参事	春田淳一君
病院事務部長	東照明君
財政課長	山崎猛君

建設部技監	三谷文彰君
教育部次長	河野敏昭君
監査事務局長	堀下博正君
総務課長	田中嘉樹君

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君
書記	寺嶋悟君

次長	田湯宏昌君
書記	村井理君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は16名であります。

遅刻の申し出は山腰議員です。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、大谷議員、荒木議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は7名の方の質問が既に終了しておりますので、プリント順位の8番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明されました事項にはわたらないようにご留意をお願いをいたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 おはようございます。日本共産党の清水雅人です。4件6項目、13要旨で一般質問を行います。

◎1、高齢者見守り事業

1、高齢者見守り事業の計画の進捗状況について

それでは、通告に従いまして、まず1件目は高齢者見守り事業の計画進捗状況を伺います。老人福祉住宅廃止時に一部の住宅を対象とすることは不公平なので、これを廃止して市内の全体の新たな事業に2年後以降変えるという説明をされてきました。新たな高齢者見守り事業はどのような内容を想定しているのか、また計画づくりの方法と実施の今後のスケジュールについて伺います。

○議長 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 おはようございます。ただいま清水議員のほうから質問がございました高齢者見守り事業の計画づくりについて、順を追って若干話が長くなりますが、お話しさせていただきます。

高齢者の見守りの計画の位置づけと策定期間についてでございますが、高齢者見守り推進事業は第5期の高齢者保健福祉計画を計画の重要な柱として位置づけられております。そこで、第5期の計画といいますのは24年度から3カ年のプランになっておりまして、23年度中に保健医療福祉推進市民会議及び内部組織でございます計画策定専門部会において十分に検討して策定してまいりたいと考えております。

では、計画づくりの段取りについてお話し申し上げますが、既存事業の点検と調査をまず行います。これには4つございまして、まず1つといたしましては高齢者見守りと安否確認の推進策でございます緊急通報システムの変更でございます。そして、友愛訪問サービス、そして配食サービス

でしょうか。また、官民連携による高齢者の徘徊ＳＯＳネットワーク、さらには虐待防止ネットワークと、こういった既存の事業の点検をしてみたいと考えております。２つ目といたしましては、２３年度についてもやはり７５歳以上の要支援、要介護状態になる可能性が高いと思われる虚弱高齢者、いわゆる特定高齢者といいますが、その方の実態調査を行いたいと考えています。この対象者については、今年度は単身者だけだったのですが、２３年度については夫婦世帯も対象にしたいということで確認を考えております。３点目でありますが、介護サービスに関する意識調査ということで、いわゆる一般高齢者、それから要介護認定を受けている居宅または施設の利用者に対するアンケート調査を行っていきたいと考えます。４点目でございますが、地域包括支援センターを中心といたしまして、地域にいる民間のケアマネージャーさんまたは医療機関、また民生委員など関係団体と連携を深めてその情報共有と意見聴取に努めていきたいと考えています。

その次のステップでございますが、次に分析と課題抽出になります。これらの既存事業の点検をして、それからまたアンケートの結果から見えてくるいろんな課題とかニーズがございますが、それを分析して、また整理をして具体化に向けた検討に入りたいなと。その選択と重点化を図ってまいります。そして、次に計画の視点と内容でございます。やはりまず安心、安全です。そして、生活支援という２つの視点がございます。この視点に基づいて、具体的には虐待防止とか高齢者のひきこもり、または消費者被害、日常生活における軽度の生活支援と、こういったような対応と取り組みを進めてまいりたいと考えます。つまり自助と共助、公助という役割分担によって行動プランを立てる必要があるのだろうと思います。

最後でございますが、２３年度の取り組みでございますが、以上の計画とあわせまして並行しまして先行的に新たな施策を展開していきたいと考えています。まず、１点目でございます。高齢者街なかのふれあいサロン事業でございます。高齢者が気軽に集えて、または外出と交流を深める機会を持とうと、または休憩とか待ち合わせをしようと、そういった場所をつくってはどうかということで街なかにふれあいサロンを開設しようとしております。２点目でございますが、いわゆる情報弱者と言われている高齢者であります。日ごろ生活で困っている声をたくさん集めて情報提供のためのマップをつくろうということで今考えております。つまり公的サービスの手引にとどまらない日常生活におけるちょっとした困り事、こういうことに役立って、そういう情報を集めた仮称でございますが、高齢者おたすけ便利帳を作成したいと考えています。

以上申し上げましたが、計画の進め方と今後の取り組みについてでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 清水議員。

○清水議員 老人福祉住宅を廃止するときに配られた資料では、将来に向けた全市的な見守り支援体制の検討ということで、今言われた友愛ヤクルトサービスですとか福祉除雪ですとか、あるいは介護保険制度のいわゆる骨格部分のサービスについてはそれ以前も行われていたわけで、老人福祉住宅は特定のお年寄りを対象にするので不公平だということでやめたわけだから、では全市対象にすれば公平だろうと。こういうお互いの共通認識の中で廃止され、２年間の暫定期間を設けられているということで私が新たな全市対象の見守り支援体制について計画はどこまで進んでいるのだと

聞いたら、従来どおりの延長なのですよ。ということは、老人福祉住宅にかわる見守り体制は検討していないということでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほど申しましたように既存の事業を行っております。その事業を再度チェックをしてもっともっと拡充していこうかなという考えでございます。ですから、そのとおりそっくりやるのではなくて、あくまでも今までの事業を十分に検証していきたい。それでもし不都合があれば、そこを直していくということも考えております。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいまご答弁の中で老人福祉住宅、つまり毎日安否確認をする、いろんな突発的なときの家事支援等、それから軽度の支援を行う、また相談に乗ると、こういうことは検討されていないということです。しかし、現在のように必要なときに受けられるサービスと。つまり自助、共助、公助、公助が出てくるのは申し込みがあったときということに非常に私は限定されるのかなと。ところが、高齢者の方々はひきこもりあるいは消費者被害、そういうことが非常に心配をされると。私は、年をとるとどのような不安が出てくるのかということ最近ようやく身にしみて感じるようになった。これも55歳を前にして、やっとそこまで私も成長したのかなというふうに思うのですが、そこで感じるのは声かけや相談をできる人、こういう方を非常に求めておられる。また、緊急通報装置、これはボタンを押すと消防本部につながるのですよと言うと本当に関心を示される。あるいは、心臓の病気等で本当に治療はしているのだけれども、起きているだけでも苦しいと。こういう方々にとって、その辺は随時のサービスではなく、やはりだれかが定期的に来てくれるというサービスこそ求められているということを前提にしながら、前回勉強したいと言われた制度をもう一度繰り返しご提案をしたいと思うのですが、財源が2割市の一般財源、そして2割は介護保険特別会計、あと4割は国、道が2割、つまり4割を市が負担すれば市内全域に対するそういう恒常的な、毎日のような見守りや相談支援ができる制度が事業化できるのです。例えば10人雇うと3,000万円、市の負担が600万円、特会が600万円です。それが重たいということであれば、当時の老人福祉住宅並みの900万円であれば3人雇用できるのです。こういうことがまさに雇用も福祉も前進するという施策だというふうに思うのですが、どのように勉強されたでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま前回の去年の4回定例会のときにお話しいただきまして、一応私なりに各地方のまちをネットで見てみたのです。それを踏まえてお話し申し上げますが、まずその前に先ほど私の答弁で23年度中に第5期の高齢者保健福祉計画の策定をするということについてお話し申し上げました。これについても先ほど申し上げましたとおり、この見守りについての最重点課題ということで、特にその計画の中に網羅していきたいと考えております。

それで、まずその事業を展開するためには、やはり地域の役割というのが必要になってくるのかなと思います。つまり公的サービスだけでは、いろいろ解決は非常に困難であると思います。そこで、いわゆる行政による制度支援もありましょう。また、地域による支えもございます。当然行政

と地域とが一緒になったいろいろな取り組みというのが必要になってくると思います。ところが、高齢者が置かれているいろんな家庭環境なり、または心身の状況、さらには経済状況というのは本当にさまざまでございます。さっき議員おっしゃったように高齢者のひきこもりもあるでしょう。または、新聞がたまっているよと、それから電気がつけっ放しになっていると、そういったようなちょっとした気づきの異変というのが最も求められているわけでございます。それから、例えば電球交換をして、そしていわゆる軽度の生活支援の気配りというのもやはり地域とか商店を含めた企業の果たす役割というのは大きいのかなと考えています。

それで、見守りの事業の目指す方向なのですが、何度もしつこいようでございますが、見守りの原点というのはやはりネットワークであると思うのです。それで、ネットワークのメンバーというのは、再三くどく申し上げますが、地域住民とか民生委員さんまたは町内会の皆さん、そして老人クラブも入るでしょう。または団体とか企業とか、お互いがやはり連携を密にしてお力をおかりしながら、我々としてはやはりさりげなく緩やかに高齢者の方を見守っていこうかなと、そういったようなことが必要かなと思います。やはり高齢者がだれもが住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを行政も一生懸命頑張っています。ぜひ地域の方のご尽力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 自助、共助、公助、その中の共助が町内会の役員のなり手がいない、なっている70歳以上、町内会の役員が民生委員さんをされ、そして緊急通報装置や緊急時災害避難、こういったものにかかわられていると。もう既に共助については、まさに飽和状態だというふうに言えると思います。この1年間でできるだけ多くの知恵を集めて、見守り体制をつくっていくということとともに私も努力をしたいと思います。

◎2、まちづくり行政

1、江部乙地区の居住促進施策について

2、東滝川地区の対策について

次に、2件目です。まちづくりという点で、コンパクトタウンの江部乙地域、東滝川地域についてお伺いします。

まず、江部乙地区はコンパクトタウンの一つとして過疎化を防ぎ、若い人が住みやすい対策が求められています。江部乙地区の就労状況をどのように把握しているのか。また、職場は江部乙で江部乙に住んでいない人の人数、割合等をどのように押さえているのかお伺いをします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 江部乙の関係でございますけれども、江部乙の就労状況、平成18年、これは5年ごとでございますけれども、事業所企業統計というものがございます。その中で、平成18年の結果が今最新のものですので、江部乙地区の事業所数は183、従業者数は1,211ということになっております。また、職場の関係で江部乙で江部乙に住んでいない人の人数、割合、これ

は現在調査はしていませんので、そのところは数字としては出ていません。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次の要旨に入りますが、江部乙で働いている人の居住促進のための制度として、まずは住宅やアパートの新築のときの補助制度の創設、またリフォームで現在住宅改修補助金はあるのですが、固定資産税と同額補助を行うなど街なか共同住宅建設事業補助金、こんな制度を導入していくお考えについて伺います。

○議長 長 建設部技監。

○建設部技監 住宅改修補助制度が平成21年8月に創設しまして今運用しているところでございます。平成22年度は、全体件数108件の多くのお申し込みがありました。一方、新築の着工件数は平成11年に200件を超えたところではありますが、その後減少傾向にありまして昨年度は64件にとどまっております。今後も新築については、この傾向が続くと思われます。よって、現在は需要の多い住宅改修補助制度に力を入れて今後とも継続していきたいと思っています。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 市内全体で平成17年からの6年間で5パーセント人口が減っているのです。江部乙地域は、これに対して10パーセント以上減っています。こういう中で何を私が求めているのかというと、せっかくあそこに職場がたくさんあるのです。社会福祉事業団の緑寿園、すずかけは恐らく250人の方が働いておられる。では、250人の方のうち何人が江部乙に住んでいるのかと。昭和46年に合併しましたが、もし合併しないで江部乙町だったら、江部乙町はどういう施策を講じたいかと。当然町の職員をそこに住まわせ、市の施設で働いている方が住めるような施策を打つ。例えばいろんなことが考えられるのです。ただ、私は滝川市中心市街地にある制度をそういったもし合併していなければ打ったであろう江部乙の中心街にも導入すべきではないかということを行っているのですが、お考えを伺います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 総合的な住宅施策ということにも関連してくると思います。江部乙町だけではなくて、滝川市の現状としては人口減少に伴い空き地、空き家の関係、高齢化に伴う世帯区分の変化などさまざまな住宅問題、住宅のミスマッチ等も考えられます。今後3つのコンパクトタウンということで、それぞれの地域特性に合った総合的な住宅施策についても地域と連携しながらいろいろ考えていく必要があるというふうには考えております。昨日の堀議員さんの質問、答弁にもありましたとおり今北海道と一緒になりまして、いろんなそういった要望の住宅に関する調査も行っております。そういった中で、そういった検討をする会議も立ち上げる計画をしておりますので、そういった中で地域振興も含めた住宅施策についても考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 市内で最も大きな事業所と言える社会福祉事業団の250人の中には、たくさんの若

い方がいらっしゃいます。そういう方々に対するアンケートですとか、あるいは社会福祉事業団に対して江部乙に居住した場合、いわゆる住宅手当を若干でも割り増しするとか、そういった江部乙に責任を持つある企業でもあるだろうと。そういうことで、社会福祉事業団とそういったことを相談をしていくようなことをぜひ行っていただきたいと思うのですが、お伺いをいたします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 社会福祉事業団という特定はいたしませんけれども、江部乙町につきましてはいろんな団体等がございますので、その中でいろんなまちづくりについての懇談は進めてまいりたいというふうに思っております。事業団に特定した部分ではちょっと考えておりませんが、そういった情報も必要かというふうには思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次の要旨ですが、江部乙にはふろのない市営住宅がございます。これは、今の計画ですと20年後ぐらいになるのですね。ふろはあっても実は自分でつけろという特殊な住宅なのです。そういう点で、非常に若い方にとっては何かちょっとここは入りづらいなという感じが僕はするのかなと思うのです。そういう点で、江部乙地域のふろなし住宅の前倒し建設等についてお考えを伺います。

○議長 長 建設部技監。

○建設部技監 現在江部乙地区の市営住宅は3団地あります。そのうち、ふろなし、ふろのない住宅は江南団地の48戸でございます。市営住宅の建てかえは、平成20年度に見直ししました公営住宅ストック総合活用計画に基づいて現在行っているところであります。古い団地は、全部ふろのない団地であります、これより建てかえを行っているところでございます。現在の建てかえのペースは、年間20ないし30戸のペースであり、現時点におきましてこれ以上のスピードアップは財政的に望めないと考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今年3月末策定の都市計画マスタープランには、江部乙で市営住宅の建てかえの検討とはっきり書いているのですよね。こちらでははっきり書いておいて、答弁では計画の見直しは難しいと。これは、どちらが本当なのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 建設部技監。

○建設部技監 都市計画マスタープランのほうでは、そのように書いてあります。それで、今計画に基づいております公営住宅ストック総合活用計画におきましては、今後社会情勢の変化などがあれば、その都度見直すことになっております。ですから、江南団地の建てかえについても今後前倒しの可能性はあるかと思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 もう一つのコンパクトタウン東滝川地区なのですが、ここは非常に高齢化率が高くなっていて、東栄小学校の統廃合もございまして、若い人が住みやすい対策が求められていると。ま

た、限界集落が懸念されると。こういう中で、現在の高齢化の状況と限界集落化の可能性をどのように把握されているでしょうか。

○議長 市長。

○市長 東栄小学校の統合と限界集落化との因果関係は、私はご質問の趣旨がよくわかりません。ただ、限界集落という言葉はどきっとします。この言葉の発案者によれば、限界集落というのは人口の50パーセント以上の方が65歳以上であると。こういったことから、農作業とか、あるいは冠婚葬祭、共同体としてそういった機能を維持することが不可能に近づいてきている地域というのが発案者の定義であります。今東滝川の65歳以上人口は約27パーセントであります。人口の予測というのは一番確率が高いですから、これが20年後どうなるのかということと比較的予測可能なわけです。現状のまま推移するということですよ。はるかに限界集落という表現が当てはまると、そういう状況には全くなりません。したがって、私は過度にこういう言葉によって地域の不安を惹起するということとは、ぜひとも避けたいものだというふうに思っています。しかし、地域的に人口減少率が大きかったり、あるいは少子化、高齢化の割合が高くなる地域というのは滝川を地域別に分けると確かにあります。だから、そういう地域の人口構造が非常に高齢化していくということについては地域別の対策、議論をすることも必要だというふうに思っています。私は、そういう意味ではコンパクトシティという概念をコンパクトタウンというふうにして江部乙地域、そして東滝川地域における将来の地域構造、都市計画のあり方、こういうものを地区別に吟味していく必要があるということからコンパクトタウンという概念を、ある意味では滝川独自の概念かもしれませんが、都市計画マスタープランで打ち出したわけであります。特に東滝川においては、当然ご質問のありました東栄小学校の統合の影響ということもありますから、地域の皆さん方とご相談をして東滝川地域の振興を考える懇談会というのを発足したわけであります。東滝川は、東滝川地域美ジョンという地域振興のビジョンを自分たちの手で作り上げて、これを実現しようというふうに極めてまちづくりの意欲の高い地域であります。私どもは、東滝川地域の振興を考える懇談会の中でよく調査、議論、吟味をしながら、この東滝川地域のコンパクトタウンの目標実現に努力をしたいというふうに思っております。

失礼いたしました。滝川の高齢化率が27パーセントです。東滝川は34パーセントということであります。

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、市長が東滝川の限界集落化、限界集落化という言葉は別として、65歳以上人口の占める割合が今後どうなっていくかということについて全く心配ないと。全くのところに非常に強調されました。では、今65歳前に団塊の世代がおり、私は55歳、一応ベビーブームなのですよ、このあたりまで。この10年後の東滝川の65歳以上の人口は、先ほどあそこまで明確に否定されたわけだから、どのように数字を押さえられていますか。

○議長 市長。

○市長 現在地域別の人口年齢構造というのは作成、発表をいたしておりません。滝川市全体で人口年齢構造を予測しております。したがって、東滝川における懇談会の中での議論をする

対象のデータとして準備をしたいというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 全く心配ないと言われた割には、データは公表できない。果たしてあるのかどうかもわからない。データはあるのでしょうか、見込み数字は。先ほど市長は、最も予測しやすいものだと言われたわけですから、きちっとした見込み数値はあるのですね。

○議長 長 市長。

○市長 公文書としてあれば、清水議員は直ちに文書公開条例に基づいて資料請求するのではないですか。答えはそういうことです。

しかも、限界集落というのは、先ほど申し上げたのは年齢構造だけではなくて共同体としての役割が果たせなくなると。農作業もできなくなって農地が放置されていく。そして、冠婚葬祭でさえできなくなると。こういう共同体としてその地域が維持できなくなると、そういうことを意味しているわけです。私は、東滝川がそういうことになるというふうなことを想像できません。ましてや先ほど申し上げたように、地域が極めてまちづくりに対する高い意欲を持って、何とかしなくてはいけないということでみずから立ち上がっている地域です。私は、そういう地域をやはり行政として最大限地域の人たちと一緒にやらなくてはならないと。私は、地域主義というのを、滝川市全体ということもそうですけれども、地域主義ということを非常に大きな問題意識として持っています。そういう意味では、清水議員が心配されるのもわかりますけれども、長期的にもそうならないような地域づくりが必要だというふうに思っておりますし、過度にその危機感を標榜していくということにも実は心配感を持っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この議論は、近く行われる東滝川地域の振興を考える懇談会あるいは地域の皆さんとのお話し合いの中に示されるというふうに市長答弁がございましたので、次に進みたいと思います。

では、東滝川もやっぱり小学校がなくなるということで、若い人が住むということのためらうことが非常に懸念されるのです。そういう点で、江部乙でも求めた新築時の補助制度、また住宅改修補助制度に加えた支援強化、これについてのお考えを伺います。

○議長 長 建設部技監。

○建設部技監 答弁は、先ほどの江部乙地区と同じになりますが、平成21年度に創設しました住宅改修補助制度、これを力を入れて今後ともやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まちづくりで滝川市地域を1つ、そして江部乙地域を1つ、東滝川地域を1つ、やはり集落として年齢構成等がバランスがとれて初めていろんな効果が上がるということからいうと、市内全域一緒だよということでもいいのか、そこにやはり強化するという施策を打っていくのか、そこが私は大事なところだと思いますので、私も力を尽くしたいと思います。

◎3、監査計画

1、2011年度の監査計画の概要について

次、監査委員にお聞きをしたいと思います。2011年度の監査計画の概要ということで、3月30日に監査計画が決まると思いますが、この計画は市長や市議会にどのように示されるようになっているのか。また、2011年度の監査計画見込み概要についてお伺いします。

○議長 監査委員。

○監査委員 答弁の前に一言申し添えておきますが、前回いみじくも、いみじくもという言葉は適切にという言葉なので、ちょっと当てはまりませんが、清水議員の質問に対しまして思わず答えてしまいましたが、監査事務局というのは市議会の組織図からいいますと横につくものでありまして、執行部、執行局ではありません。全くの外局でありまして、市議会に対して権利や義務もありません。そんな都合のいい局があるのかとお考えでしょうけれども、会計検査院というものがあります。ですので、監査事務局に対しての一般質問通告、代表質問というのはそぐわないと思います。証人喚問や参考人招致については対応していきたいと思っております。

それでは、ただいまの質問に対しまして答弁いたします。監査計画は、限られた人員と時間のもと、効率的な監査を行うために監査委員が実施する例月現金出納検査、決算審査、定期監査、財政援助団体等監査など平常的な監査の実施予定などを定めた内部資料であります。出資補助金等財政援助団体及び公共施設などの一覧や一部事務組合の監査日程も含んだ計画書を監査委員の協議により作成しております。また、監査の進捗状況や各種の監査要求により計画の修正を余儀なくされることなどもあり、監査委員の独立性、専門性と公正の確保という観点から公表の必要性はないと考えております。

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、時間が許す限りで調べたのですが、ホームページで留萌市で、その下に草津市が載っておりました。都道府県では、ほとんど公表されています。そういうことからいって、滝川市でも公表をぜひお願いをしたいと思います。

次に移りますが、地方自治法で定められた財政援助団体の監査スケジュールは何年に1度など、どのようにしているのか、また、2011年度以降の計画についてお伺いします。

○議長 監査委員。

○監査委員 財政援助団体とは、出資、出捐団体を言われているものと確認し、お答えいたします。

平成21年度以前の対応は、監査対象としている第三セクター関連10社を5年から6年に1回程度の割合で監査を行っておりましたが、平成22年度からは3年で1サイクルを基本として監査を実施することで監査計画を作成しております。平成23年度については、監査委員の協議が終了していないため監査計画は確定しておりません。

なお、先ほども申し上げましたが、あえて公表する考えはありません。

○議長 清水議員。

○清水議員 公表するかどうかは別として、こういった基準でやっていくのかと、財政援助団体について。それで、まず粉飾決算を行った、あるいは第三セクターで赤字が増大している、借入金が増大している、粉飾決算の可能性がある、こういったことがあれば3年に1度と言わず、優先して

やるようなお考えはございますでしょうか。

○議長 長 監査委員。

○監査委員 ただいまのご質問にお答えします。

優先して監査をする考えはございます。しかし、詳しい内容については監査の職務の遂行上支障があるので、申し上げられません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 監査委員として深いご答弁をされました。私も相手がことし監査が入るぞとえば、そういう対応をしてしまいますから、留萌市とか草津市も財政援助団体の名前までは言っていないのです、時期は言っていますけれども。しかし、そういったことを優先されるということを聞いて安心をいたしました。よろしくお願いいたします。

◎4、第三セクター

1、滝川グリーンズの取締役就任している市職員の役割について

2、農業開発公社問題について

それでは、第三セクターの問題で再び市長にお伺いをしたいと思います。まず滝川グリーンズの取締役就任していた市職員の役割について……している、していたですね。農業開発公社は、元副参与だけが取締役として入る社内会議、副参与と一部の取締役が入る経営会議、そして取締役会議の3つで進められておりました。しかし、その結果、役付取締役は在庫実態を知らないばかりでなく、会社にも足を運ばないような状態だったと聞きます。その結果が役付取締役が粉飾を知らなかったということに結びついたのではないのでしょうか。

そこで、まず1点目として、元副参与は滝川グリーンズの取締役をいつ辞職されたのか。

2点目は、滝川グリーンズでは14期、2008年度、15期、2009年度の副参与が辞職する以前は元副参与だけが取締役として入る会議はあったのか。

また、3点目として、市長、副市長、経済部長は取締役兼務ですが、14期、15期の取締役会議以外にどのような会議に参加し、日常的にどのような報告を受けていたのでしょうか。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 第三セクターの滝川グリーンズの関係でのご質問でございます。

滝川グリーンズの取締役、元副参与ですけれども、滝川グリーンズの取締役は平成22年の1月7日に辞任をしているところであります。

それと、元副参与につきましては取締役であったとき、あるいは第三セクターの担当として滝川グリーンズの社員と月2回程度の営業戦略会議を行っておりました。

また、3点目なのですが、田村市長が社長に就任後、第9期から第10期までは定期的に経営会議に関する会議に出席をしていたところでございます。第10期に入りまして、グリーンズに常勤の役員である専務が配置されたことによりまして、第11期以降の会議出席は取締役会、株主総会にとどまり、経営に関する会議等の開催結果や取締役会や株主総会などの打ち合わせは元副参与もしくは滝川グリーンズ専務取締役から行われていたところであります。また、不定期ではあ

りますけれども、社長がふれ愛の里に出向き、経営状況等の確認や打ち合わせ等も行っております。
以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 これは、農業開発公社と全く同じなのです。つまり年三、四回の取締役会議にのみ農業開発公社で粉飾決算を行った副参与以外の取締役、要するに今回の専務取締役というのは常勤ですから、そういうことでこの元副参与の影響力が多大だったということが言えると思うのです。

そこで、お伺いをしますが、市長は社長です。経済部長は常務取締役です。副市長は取締役です。結局会議にも出ないで、年に4回の取締役会議で十分な内容把握をされていたのかお伺いをいたします。

○議 長 市長。

○市 長 極めて参事からまじめな答弁がなされました。今の答弁を聞くと、社長は年4回の取締役会だけ出ているだけだと。確かに年4回の取締役会、当たり前ですから出ます。いろんな修繕事業があります。修繕事業は、当然社長が赴き、必要であれば取締役の皆さん方にも参加していただいて、ここについてはこうすることを市に要請しようではないかとか、取締役の皆さん方にも集まってもらってそういう打ち合わせをしながら市に要請すべきは要請するとやっているわけです。資金計画、こういう資金計画になりますが、社長、どうしましょうと。資金計画というのは、社長の重要な仕事ですから、そういうことについて綿密な打ち合わせを何回もやります。恐らく月に2回以上はあそこに通って、農産物が売れているのか、あるいはお客さんはどうだという点検をしながら館内を回ることにはいたしております。私は専任社長でないだけに、なかなか厳しいものはありますけれども、時間さえあればできるだけ勤務時間外を含めてあそこに足を運ぶことにいたしております。当たり前のごとく年4回の取締役会には参加をいたしております。そういうことをぜひともご理解をいただいて、それなりにやっているのだなというふうに理解をしていただきたいというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、お聞きをしたいのですが、滝川グリーンズの決算を見ると、元取締役が辞任したのは1月ですから、平成21年度の決算はこの元副参与はかかわっていないのです。かかわった20年の決算はどうだったかと。これ電気料金が5,050万円と。この時期、要するに高騰の直前です。最も……失礼いたしました。20年度は5,663万円、つまりあの世界の燃料高騰のとき、そのときに140万円の黒字を出しているのです。しかも、回数券を安く提供するということで、当然売り上げは非常に厳しいはずなのだけでも、黒字なのです。ところが、取締役、この元副参与がいなくなった途端、今度は5,050万円、前年より600万円以上電気料金が減っているのにもかかわらず、今度は744万円の赤字なのです。そして、22年度は1,000万円の赤字、そして滝川の第三セクターで恐らく始まって以来だろうと思いますが、独自の借入れと、市からの一時貸し付けでない。こういったことをグリーンズ史上初めて行ったわけです。なぜこの20年度が黒字で21年度が大幅赤字なのか。それについて、社長としてそれだけ足しげく、しかも相談を受けているわけですから、これについてご説明をいただきたいと思います。

○議 長 今の清水議員の質問は、通告の範囲を超えております。

○清水議員 何が超えているのですか。

○議 長 でも、答えられる範囲でお答えください。

(「収支のことはお答えをしているはずですけど、改めて」と言う声あり)

○議 長 では、そのことをお伝えください。経済部参事。

○経済部参事 答弁をさせていただきたいと思います。

前にもお答えをさせていただいたかというふうに思っておりますけれども、平成20年度、議員さんからお話のあったとおり電気代が高騰をしたということがございます。経費が高騰をしてきたということもあって、特別温泉券というものを販売をして何とか20年度の決算を黒字にしていきたいということで努力をしてきたということでございます。そういった影響も受けて、21年度につきましては財政的な状況が好転はしてこなかったという部分はあるというふうに判断をしてございます。そういった状況もありまして、前回の補正予算としてふれ愛の里の指定管理に関する指定管理料の見直し等について提案をさせていただいたときに答弁をさせていただいたという経過でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 市民の皆さんは余りご存じないので、ここで触れておきたいと思いますが、結局ふれ愛の里を管理する第三セクターだけを特別扱いを今回の議会でしたわけです。62の指定管理施設があるのですが、燃料が上がった場合は20パーセントで見直しなのに、この滝川グリーンズだけ5パーセント電気料金が上がっただけで結局見直しの補正が上げられたと。こういうことや、この議論をする中で初めて1,000万円の赤字の見込みだとか500万円の借り入れが判明と。これは、報告されたわけではないのです。何か常任委員会でいろいろ意見交換をやっていたときに委員から出されたわけで、そういう点では長の調査権に基づく議会に報告というのは本当にちゃんとされているのかという非常に私は危惧をしております。

そこで、お伺いをしたいと思いますが、結局監査委員に長が要求する監査は求めないということを言われました。監査委員は、優先順位として監査をされる私は可能性が高いかなとは思いますが、これとて明確ではない。やっぱり市長として長の調査権に基づいた調査を、いわゆる内部調査になりますけれども、まずこれを行うお考えについて伺います。とにかくあの粉飾決算を2年もやった、公務員が第三セクターの粉飾決算を2年もやった、あの方がかかわっていたと、これだけで私はやる根拠としては十分過ぎるというふうに思いますが、市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 この議会の名誉のためにもお答えしておきたいというふうに思いますが、今の清水議員の質問だけをお伺いをしている一般市民にとってみれば、私は誤解を招くと思います。今と同じようなご質問を補正予算を通じて行われたのではないのでしょうか。そこで明確にお答えを申し上げたはずであります。今度は一般質問という形で同趣旨のご質問が出てくる。考え方は全く変わりありませんのと議会はそれについて結論を出したはずであります。

以上、お答え申し上げます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は補正予算で聞いたのは、監査委員に監査を求める考えを聞きましたが、内部調査をする考えは全く聞いておりません。それこそ市民に誤解を与える市長のご答弁ですから、内部調査をやられる考えについて伺います。

○議長 長 市長。

○市長 調査云々という以外に、滝川市長が社長を兼ねているわけであります。そういう意味では、市長が社長としてしっかりやっているのかどうかと。点検は常にやっておりますし、必要に応じてやらなくてはいけないことだというふうに思っております。その必要性の問題であります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 非常に私は信頼回復の途上にある中で、市長が最も信頼回復に遠いということは言わざるを得ないことを指摘をして、次の農業開発公社問題にお移りをしたいと思います。

粉飾決算を2年間も主導していたことから、虚偽公文書を作成したり、公文書作成において公社の文書をそのまま真実として報告するような不作為、間接正犯の可能性があります。まず、元副参与が作成、決裁でかかわった公文書はどれぐらいあるのか。また、公社の文書をそのまま真実として報告する行為は刑法第156条違反に当たる可能性があるのではないか。また、不作為、間接正犯についての疑いについてお考えを伺います。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 農業開発公社の問題で、元副参与が作成、決裁にかかわった農業開発公社に関する公文書は公社の経営状況報告、損失補償に関するものなどでございます。

2点目、公社の文書をそのまま真実であるとして報告する行為が刑法第156条に当たる可能性についてでありますけれども、粉飾決算の書類は公務員として、その職務において作成したのではなく、また公文書の作成過程自体に虚偽性はないことから刑法第156条の虚偽公文書作成には当たらないというふうに考えてございます。顧問弁護士とも相談をした経過の中で、こういう考え方を持っております。

また、不作為犯といいますのは、不作為によって作為犯の犯罪構成要件を満たすと評価される場合でございますけれども、不作為が成立するには違法な不作為のうち、特に作為と同視できるだけの強い違法性が必要であると解されてございます。公社の文書を誤った文書と知りながら決裁文書に添付して市長並びに議会に報告したことについて、不作為犯としての虚偽公文書作成罪が成立するかについてでございますけれども、当初から内容虚偽の公文書を作成する行為と対比をすれば、作為犯としての虚偽公文書作成罪と同視できるだけの強い違法性があるということは認められないということから不作為犯は成立しないというふうに思慮しているところでございます。また、間接正犯の関係でございますけれども、みずから直接犯罪を行うのではなく、他人を道具のごとく利用して自己の犯罪意思を実現する場合でございますけれども、間接正犯も正犯であり、当該職員についてはそもそも虚偽の公文書作成罪が成立しないのでありますから、間接正犯にも当たらないというふうに判断をしてございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これは関連があるので、次についても伺っておきます。

刑事訴訟法では、何人でも犯罪があると思料するときは告発することができ、また告発するか否かは本人の自由です。しかし、公務員は官吏または公吏、つまり公務員がその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発しなければならないと規定されており、告発が義務づけられているわけです。今回の元副参与がかかわった公文書について、刑法第156条の虚偽公文書作成にかかわり犯罪と思料するかしらないか、またその理由について伺いますと、こういう通告をしておりましたが、今その答えが同様に述べられました。

次は、3点目、会社法で粉飾決算は100万円以下の過料に当たるが、憲法で定める二重処罰禁止なので、過料の申し立てをしないというのが市の考え方であるということが示されてきました。元副参与兼取締役は、私人としての取締役であり過料に当たり、一方は市が行った懲戒処分は公務員としての処分です。つまり二重処罰禁止に当たらないという考え方がありますが、お考えを伺います。

○議 長 経済部参事。

○経済部参事 会社法で言う過料につきましては、法の秩序を維持するために法律違反者に制裁として科せられる行政上の制裁でございます。滝川市としましては、当該職員に対してこの過料と同じく行政上の制裁である懲戒処分を実施をしてございます。これにより行政上の制裁は十分であるというふうに判断をしてございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 まず、虚偽公文書作成なのですけれども、非常に法律的な解釈をされました。しかし、公社の総会、株主総会に提出された2年間の決算書、これがその上に3行ぐらい長の調査権に基づいた調査を行い、議会に提出する報告書を作成したと書いているだけで、結局何の評価も書かずにこれを添付されて、しかし添付はされていますけれども、これは長の調査権に基づく中身なのです。たまたまそれが添付という最終形をとっただけで。ですから、ここの中身がどうかという吟味は当然されたのでしょうか。吟味せずに、そのまんまうのみにして議会に報告したのでしょうか。

○議 長 経済部参事。

○経済部参事 公社の決算書につきましては、公社の取締役会、株主総会を経て滝川市のほうに送付をされるわけでございます。滝川市としましては、所管課でその決算書の内容等を調査して、そして市長まで決裁を上げ、議会に報告をさせていただいているところでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 その所管課の中に元副参与は入っていますか。

○議 長 経済部参事。

○経済部参事 所管課は経済部農政課でありまして、農政課の副参与はそこに入っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、この決算書に基づいた調査というのは、内部調査というのは具体的にどのように何を行われたのかお伺いします。

○議 長 経済部参事。

○経済部参事 報告のあった決算書について、疑義があれば内容をただし、理解をしてご報告をさせていただいてございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 通常の会社であれば議事録が残っているはずですが、議事録はないということですから、公文書にない。どんな疑義が出されましたか、そこで。1つでもいいですから言ってください。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 決算書の中身の各予算科目ですとか、そういったものの中で内容がどのようになっているのかということに対して疑義があれば公社のほうに確認をして、それで決裁として上げているということでもあります。

○議長 長 答弁漏れがあったら言ってください。

○経済部参事 取引先への納入の状況ですとか、あるいは未払い金ですとか未収金等の中でその内訳等に確認をしたということはございます。ただ、在庫等の関係について調査が不十分であったということにつきましては、既におわびをしているところでもありますし、おわびをしたいというふうに考えてございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 副参与に疑義をただしたということはございましたか。

○議長 長 経済部参事。

○経済部参事 疑義につきましては、副参与に確認をする場合もありますし、また公社の経理を担当している課長のほうに確認をするということもございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 粉飾決算は2年度にわたっているのです。1回目の20年度の財政援助報告に対しては、しどろもどろ答弁だったわけですよ、当時の経済部長は。当然21年度に関しては、在庫に関して聞かなければならないでしょう。なぜそういうことを、あのときは在庫についてですから、どこに在庫あるのだと言ったらJAにありますとか、腐っていないのですかと言ったらちゃんとありますと言ったのですから。21年度の内部調査で、そういったことをなぜ問題にしなかったのですか。なぜというよりは……なぜ、そして本当に問題にしなかったのか。

○議長 長 答えられる範囲で。経済部参事。

○経済部参事 この関係につきましては、議会で何度もお答えをしているかなというふうに思いますけれども、その粉飾が行われたということに関しましては、調査が足りなかったということで反省をしているところでもあります。また、議会のほうでそういった在庫の関係で話が合った部分につきましても確認の不十分さというのはあったというふうに思いますけれども、その状況の中で原料の在庫がどういった製品在庫につながってきたかということの確認をした中で答弁をさせていただいたということでもあります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 これまでの答弁で、元副参与が市の報告書をつくる段階でいろんなことを答えていた可能性が出てきたわけです。そうすれば、当然そこで虚偽の発言をし、それがこういうそのまんま

の決算書を添付するという結論にもしなつたとすれば、それは虚偽公文書作成に、第156条にかかわるのではないですか。

○議長 経済部参事。

○経済部参事 公社からの送付された決算書につきましては、農政課の所管の担当のほうに行きまして、担当のほうから決裁を上げて作成をされてきたものであります。そういったことから、作成の過程に虚偽の部分はないというふうに判断をしているところから違法性はないというふうに判断をしております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 最後に、この問題は常識では全く刑法第156条、虚偽公文書作成です。そういう点で、次の市長になられる方に引き続き求めていくことを最後に述べまして、一般質問を終わります。

○議長 長 清水議員、そのままお待ちください。監査委員から発言の申し出がございます。監査委員。

○監査委員 先ほどの清水議員の質問の前段におきまして、私の話がちょっと不適切だったので、訂正させていただきます。

監査委員に対する一般通告質問、代表通告質問はなじまないと私は発言しましたが、監査結果に基づく調査内容等、詳細なことに対する質問や個々の監査の手法については答弁を避けたいということに訂正させていただきます。また、外部の圧力等により干渉を受けることなく、特定の利益または不利益を与えるようなことなく、法令及び条例、規則に忠実に従い、みずからの判断と責任に基づいて忠実かつ厳正に職務を遂行するという義務がありますし、監査委員の基本的職務は財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理の監査を通じて滝川市の行政の手法、行政の適法性あるいは妥当性を確保、補助することにあります。各種の監査は、このための手段でありますけれども、監査の範囲についてはおのおの縛りがあることにご了承していただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 日本共産党の酒井隆裕でございます。ここに立ちますと8年前、初めて議会で質問に立ったことをついきのうのように思い出すわけであります。そのときは、質問席はここではなくて現在は討論などを行っている向こうの席でありますけれども、そのときも非常に緊張しながら、当時は江陵中学校のナミダダケの問題だったのでしょうか。そのことについて質問をしたのを思い出します。私は、今回をもって退任をいたしますが、これからも愛する滝川市のために尽くしていきたいという気持ちは全く変わりはありません。今回で退任する他の議員も同じような考えであるというふうに思います。私は、ここで最後にといいますか、一般質問に入る前に述べたいのは、新しく議員になる方、また引き続き議員になる方、そして職員の皆さんに申し上げたいのですが、立場や党派、会派を超えて滝川市のためにぜひよくなる施策を尽くしていただきたいということを述べまして、通告順に従いまして一般質問を行いたいと思います。

◎ 1、子ども・子育て行政

1、院内保育について

2、夜間労働者増加と保育需要について

3、子どもの医療費無料化への考えについて

まずは、子ども・子育て行政についてであります。第1項目め、院内保育について、市立病院の院内保育所についてお伺い申し上げます。

この質問については、昨年の4定で荒木議員の答弁で設立の方向であるということが表明され、昨日の荒木議員の質問、答弁でさまざまな課題がありながらも進んでいく方向であることが表明されたわけであります。私もこうした方向性については非常に評価するものでありますけれども、現状の計画についてどのようになっているかここではお伺いしたいと思います。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 4定後でございますけれども、さらに検討が必要な課題であります適正な利用料や設置場所、あるいはまた運営形態と保育料で賄い切れない費用負担、募集要件が決まってからの実際のニーズがどうあるのかという調査、こういうものについて今後の取り進めるスケジュール表を作成したところでございまして、平成24年度から実際にこれを行うかどうかという判断につきましては、24年度の保育所などの募集が始まります9月ごろまでにはこの判断をしていきたいというふうに計画したところでございます。このスケジュールに基づきまして、今後着実に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 ぜひ適切に進めていただきたいというふうに思います。

第2項目めに移ります。夜間労働者増加と保育需要についてお伺い申し上げます。市内では、介護保険制度実施後、多数の福祉施設が設立されています。このことから、潜在的な夜間保育需要が存在することが想定されますが、どのように把握されているかお伺いします。同様に看護師の夜間保育需要数についてどのように把握しているかお伺いいたします。

ここでお伺い申し上げたいのは、先ほどの院内保育所または託児所等とは違って、市内の夜間労働者に対する保育需要についてのお伺いであります。ここでは看護師のみについて述べていますが、実際は看護師に限ったわけではありません。項目で述べているとおり夜間労働者、特に深夜などで介護などの仕事をされている方または給食などの仕事をされている方で掃除をされている方、さまざまな女性の労働者の方がいらっしゃいます。そうした中でこうした需要について、ニーズをどのように掘り下げていくかという趣旨でのご質問であります。これまでのご答弁では、こうしたものについてアンケートを行って、そこで実際のところは、現在は数字としてのニーズはなかなか少ないけれども、これからもそうしたものについて調査していくということを述べられたというふうに思います。そうしたことを踏まえて、どうやってそうしたものについて掘り下げていくかということも含めて、ただ単に今すぐさらにアンケートを行えという話ではありません。実際には、今ないものについてはなかなか表明というのはしづらいものなのです。そういうことも含めて、滝川市としてどのように考えられているかお伺いを申し上げます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまの酒井議員のご質問でございますが、平成21年の第4回定例市議会においてご質問がございましてお答えを申し上げたのですが、夜間保育に係る子育てに関するアンケートでしょうか。21年7月に行いました。その結果に基づいて今お話し申し上げますが、そのアンケートには就学前の子供さんがいらっしゃるお父さん、お母さん、その方が夜の19時までに家に帰ってくる割合というのを調べてみました。そうしますと、お父さんが60パーセント、お母さんが93パーセントでございました。そこで、保育に欠ける入所要件から見ても、その保育に欠けるといいますのは親が子供さんを見られないと、子供を保育できないということでございますが、その保育に欠ける入所要件から見ても現状は、認可保育所としては夜間保育に係るニーズは少ないのかなという気もいたします。それで、議員さんがおっしゃっていました看護師さんまたは夜間に勤務する方がたくさんいらっしゃいます。その方を対象としたアンケートは行っておりません。

それから、本年度実施いたしました保育計画策定の検討会を行いました。7回、8回とやっておりますが、その中でもいろんな議論を交わされまして、夜間保育のニーズが明確に出てくれば今の延長保育の時間延長で対応しようという話し合いにはなっております。ご質問ございましたように、昼夜を通した事業所というのは確かにふえております。それは私たちも認識しておりますが、今後とも夜間保育ニーズが多く見込まれる段階で民間である夜間外保育の利用実態、また利用状況を見た上で今後の検討課題としてまいりたいと考えております。なお、夜間保育の課題もございましたけれども、現段階においては延長保育の実施箇所を拡大していこうということで、そういうことがまず優先する課題かなと思っております。

以上でございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 私は、滝川市におけるこの保育施策というものは非常に評価しているところであります。というのも、他市にはない先進的な事例を数多く実施されているということ、それから先ほども述べられたとおり延長保育などでも今後拡大する方向で示されているなど、一步一步前進させていきながら課題を解決していくと、そうした手法を非常に評価するところであります。現在のところ、一足飛びに夜間保育ということにはなかなかないかもしれないですけども、ニーズを見きわめて今後の検討課題としていきたいというご答弁が出されました。そのことを非常に評価するとともに、今後も先進としての保育を進めていただきたいというふうに思います。

第3項目めに移ります。子供の医療費無料化への考えについてお伺い申し上げます。各地で子供医療費の無料化が制度化されています。この子供医療費という点では、北海道の制度もありますし、滝川市のものもありますけれども、各地では小学校卒業のみならず中学校卒業まで、そして高校卒業までといった自治体も多く存在しているわけであります。子どもの権利条約でいえば、18歳未満が子供という概念でありますから、そういった面ではそうした施策というのが一番望ましいことなのかもしれません。そうしたことも踏まえてお伺いしますが、現在市の制度におけるこの医療費における独自財源額はそれぞれ幾らになっているのかお伺いを申し上げます。1番目として就学前医療費の無料分、2番目として小学生の医療費無料分であります。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまの酒井議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目、就学前医療費無料分でございますが、平成21年度実績で滝川市負担分を金額で
ご答弁させていただきます。1, 968万4, 272円でございます。

2点目、小学生の入院費無料分でございますが、同じく21年度の実績によります金額ですが、
127万384円となっております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、小学生の通院医療費、ここを無料化した場合にはどの程度の一般財源が必要
なのかどうかお伺いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 平成20年度、平成21年度、ひとり親家庭等医療の小学生の医療費を参考に推
計いたしましたところ、通院、歯科、調剤等に及びます金額ですが、2, 632万4, 000円と
見込んでおります。北海道医療給付事業補助金交付要綱では、小学生の入院及び訪問指定看護のみ
を補助対象として規定しているため、通院等医療費の無料化分につきましては全額滝川市負担とな
ります。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 そこで、今後こうした子供の医療費について、当面は小学校卒業までとするなど無料
化を私は滝川市の制度として拡大するべきだというふうに考えます。金額的には、先ほど述べられ
たとおり2, 632万円ということであります。決して小さな金額ではありません。しかしながら、
市長の決断一つでできる制度であります。私は、こうした制度について政策として実施するべきだ
というふうに考えます。市長のお考えをお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 酒井議員の特に子育て支援に関するこれまでのご質問の記憶を呼び戻しているのであ
りますが、これまでの議会活動を通じて子供の医療費あるいは教育費、子育てと仕事のできる社会
実現、こういう議員の主張は私も共感できるものでありますだけに敬意を表したいというふうに思
います。ただ、ただいまご質問にありました市長の決断一つでできると。市長の決断一つでできま
せん。ただいまのご質問にお答えするわけでありますけれども、課題であるというふうには認識い
たしております。しかし、ただいまご質問にもありましたように、あるいはお答え申し上げました
ように、北海道医療給付事業を超えて拡大すれば多額の単費を持ち出さなくてはいけないというこ
とになるわけであります。したがって、小学校卒業まで完全に医療費無料化をするということにな
ると、これはやっぱり大きな課題だなと。したがって、子供たちがたくさんいる北海道における市
においては完全に無料化できているところはないのです。町村はあります。市の中では、私どもが
把握する限りでは完全に無料化しているところはない。やっぱりそれほど大きな課題だということ
が言えるというふうに思います。ただ、先日来のご質問にありますように子育て、子育て環境の充
実というのは、たった一つだけ挙げれば何かということでお答えをいたしましたけれども、一番重
要な施策だというふうに思っておりますだけにご質問の施策の緊急性でありますとか、あるいは重

要性でありますとか、そういうものを子供をトータルに見詰めながらこの施策の位置づけ、それは十分検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 非常に温かいご答弁ありがとうございます。今後において大きな課題であるということは、本当にそのとおりだというふうに思います。市の中で仮に完全無料が実施できれば、まさしく北海道の中の先進であります。そうしたことを目指して、本当に子育て北海道一だけではなく日本一の滝川市を目指していただきたいなというふうに思います。

◎2、環境行政

1、旧焼却炉の焼却灰について

2番目の件に移ります。環境行政について、旧焼却炉の焼却灰についてお伺いいたします。開設当初から現在に至るまで一般廃棄物として廃棄された時期と場所についてお伺いします。また、概算の埋め立て量についてお伺いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 旧焼却炉、滝川市清掃センターは昭和60年11月に運転を開始し、平成14年11月に運転を休止してございます。この間の焼却灰、残渣でございますけれども、昭和60年12月から平成6年11月までの間は旧最終処分場に2万396トンの埋め立てを、また平成6年12月から平成14年12月までは現最終処分場に2万6,002トンの埋め立てを行いました。旧焼却炉の運転休止によりまして、焼却灰の受け入れは平成14年12月で終了してございます。

○議長 長 酒井議員。

◎3、学校給食

1、学校給食施設の安全について

○酒井議員 それでは、最後の件、学校給食に移りたいと思います。

項目として、学校給食施設の安全についてであります。1,500人を超える被害者を出した岩見沢市の学校給食中毒事件、このことは大きなニュースとなりました。また、関係者にとっても非常に大きな衝撃となったところであります。ここで言われたのは、保健所から衛生面の不備を既に指摘されているながら改善を放置していたこと、このことが原因の一つだというふうに報道されているところでございます。本市においてもそうした給食施設を持つ自治体である以上、対岸の火事ではないことは言うまでもないことであるというふうに思います。北海道は、道内695カ所の学校給食調理施設、ここに対して一斉点検を検討されておるというところでございますけれども、ここでお伺いしたいのは道の調査ではなく、市としてそうした報道を受けてどのような調査を行っているのかどうか。また、現在そうしたことを踏まえて恒常的に行われている調査などもあわせてご答弁いただきたいというふうに思いますけれども、例えば設備や運用について把握している現状、特にハード面、ソフト面など分けてもしとらえられていれば、その現状についてお伺い申し上げます。

○議長 教育部長。

○教育部長 ご質問の岩見沢市の食中毒の情報の中で滝川市はどのような調査を行ったのか、また設備や運用の現状についてというご質問だと思います。

2月14日、岩見沢市の食中毒の情報を入手し、滝川市では同日直ちに教育長名で学校給食の調理場の場長でございます学校長あてに衛生管理の徹底についてということで文書で通知しました。その後、空知教育局から16日に道教委から指導徹底の通知があり、教育委員会経由で学校長あてに文書で通知したところでございます。調査につきましては、教育委員会では15日と16日の2日間、栄養教諭4名が市内10カ所の給食施設を巡回して衛生指導の徹底を行ったところでございます。また、17日と18日の2日間、教育委員会職員が栄養教諭、それから調理主任に聞き取り調査を行って各学校の調理場の手洗い設備、また施設、特に床面の排水構造などの施設設備の点検を行ったところでございます。さらに、16日には校長会議、22日には教頭会議、23日には調理主任会議の中で教育長から衛生管理の重要性、食中毒の防止について指導を行ったところでございます。また、23日の調理主任会議では、保健所と教育委員会の連名によるサルモネラ菌の食中毒の予防ポイントという文書を配付し、それぞれ各学校の調理場に張り、注意を喚起、指導したところでございます。17日には、市役所全庁的には副市長招集の食中毒に関する危機管理対策会議が行われました。総務部、保健福祉部、経済部、市立病院、教育部の関係職員が集まりまして岩見沢市の状況、それから関係する調理場の衛生管理の徹底について指示があったところでございます。ご質問の設備につきましては、一番新しい施設、明苑中学校は昭和55年でございますが、30年以上経過してございます。やはり老朽化、狭隘化の問題もありますが、施設や設備、それから調理器具等につきましては計画的に整備するもの、それからその都度緊急性に対応して随時進めているものというふうに対応しているところでございます。

運用につきましては、学校給食法に基づいて学校給食衛生管理基準、これをもとに滝川市教育委員会独自に衛生管理マニュアルというかなり細かいマニュアルでございしますが、それを作成いたしまして毎年内容の見直しを行っております。そのマニュアルの実践、実施で運用しているところでございます。特に運用面で重要な手洗いの徹底につきましては、文部科学省の手洗いマニュアルを活用しながら行っているところでございます。教育委員会では、やはり現場の栄養教諭、調理場職員の衛生教育研修については、給食調理員と関係者が全員参加いたします衛生講習会を年2回開催してございます。そのときには、保健所から適切な指導、講習をしていただいているところでございます。また、栄養教諭につきましても全道規模の研修会、それから空知規模の研修会、それから二月に1回調理研究会、年に10回主任会議等々で衛生管理の徹底についても再度徹底した会議の中でマニュアルの実践ということで行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 次の要旨とも関連しますので、あわせてお伺いしたいというふうに思いますけれども、そもそもこの岩見沢市の学校食中毒の事件では、ハードの面よりもソフト面での問題が非常に大きかったというのが結果として示されているわけであります。

そこで、お伺いしたいのですけれども、2番目の要旨でありますけれども、文部科学省が97年に制定した施設基準では床などが乾燥した状態を保つドライシステム、これを求めているわけがあります。しかしながら、設備がウェットシステムであるところをドライ運用されている例もあるというふうに聞いております。このこと自体が問題であるというわけではないのですけれども、こうした運用がされることによって適切な運用がされるのかというのが懸念されるわけがあります。そこで、1番目として、本市の施設では文部科学省の97年の施設基準に適合しているのかどうか、率直にお伺いします。また、施設の不備があれば、どこどこにあるのか具体的にお伺いします。さらに、改善のための施設計画、こうしたものが示されているというふうに思うのですけれども、小さなことも含めてどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 ご質問の学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準の中で、ドライシステムの関係でございますが、学校給食施設はドライシステムを導入するよう努めること、またドライシステムを導入していない調理場においてもドライ運用を図ることというふうになってございます。滝川市の自校方式の調理場9カ所、それから親子方式の共同調理場、これは江部乙でございますが、1カ所、それぞれウェットシステムのドライ運用を行っています。滝川市の給食施設につきましては、先ほど申し上げました学校給食衛生管理基準、これに基づいて運用面での対応によって保健所の指導のもと対応しているところでございます。

ご質問の給食施設で不備のあるところということにつきましては、先ほども申し上げましたが、やはり一番は老朽化と狭隘化ということになります。基準では、例えば下処理室と調理室の明確な区分、明確な区分というのは別々な部屋にしてくださいよとか、そういった部分がございます。そういった部分につきましては、やはり現在の給食調理場の面積からすれば、おおむねですけれども、3倍程度の広さも必要になっていくということもあります。しかしながら、これにつきましては後の質問にもございますが、工夫改善により保健所の指導のもと運用しているところでございます。

先ほど17日と18日、2日間緊急に全校再点検をしました。その結果、さらに衛生管理を徹底するために、やはり手洗いの部分が大きくなってございますので、現状につきましてはそれぞれの作業区域ごとに手洗い所はあります。手洗い所というか、洗面台ですね。しかしながら、その洗面台につきましては、やはりひじまで洗わなければいけませんので、大き目の洗面台が必要ではないかと、こういうことで今教育委員会で考えてございます。それについては、今現在緊急に進めていきたいなというふうに考えてございます。また、今回の点検でやはり壁とか床の補修が若干必要な箇所がございました。それにつきましても早急にどこを修繕するのかということで今検討してございますので、緊急性、その辺に応じた修繕を行っていくことを検討していきたいと思っています。

また、もう一つ、先ほど洗面台のお話もしましたが、全校を回ってみてやはりさらなる衛生管理の徹底には、教育委員会では消毒保管庫という部分で、基本的には全校に配置しているのですが、やはり食器については消毒保管庫、現在あるものでよろしいのですけれども、食缶とかその他のいろんなものをやはり保管したほうがいいのではないかとということで、消毒保管庫については23年度当初予算にも若干計上してございますが、今後の整備については今教育委員会のほうで検討して

まいりたいというふうに考えています。

また、今後開西中学校、第三小学校、改築計画がございます。その中で23年度、やはり給食施設については自校方式なのか、親子方式なのか、それともセンター方式にするのかということで検討が予定されてございます。これについてもこれまでの衛生管理を含めまして十分に協議していきたいというふうに考えています。それと、あわせてまして岩見沢市の改善計画、これについては私も十分比較検討してございまして、そういう中でどういった対応が必要なのかということをチェックしてございますので、あわせて申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 非常に適切に行われているというふうな感じは私自身受けたわけでありますけれども、そうとはいえ食中毒というものはどこでも起こり得るものであります。非常に衛生管理上、厳しく行われている私自身も仕事をしておりました外食産業の中でもこの食中毒について、もう再三再四徹底しながらも発生することがあるということであります。そうした点からも私は、ハード面よりも今回の原因となったソフト面が本当に非常に大きなものではないかなというふうに思っております。例えば先ほどの手洗いのことで、大きな台が必要だということがございました。ひじまで洗う必要があるということは、非常に大きななかまで全体を使って行う以上は当然のことだというふうに思っておりますけれども、細かなことでも例えば岩見沢市の例で言えば、つめブラシが常備されていなかったというのがありました。このつめブラシというものでも、常備されていても使用されていないというところも実際には他の自治体にはあったようでございます。そうした一つ一つのイロハのイからやらなければならないぐらい大変なことであります。それから、手を洗った後の消毒用の食品添加物でもあるアルコールで消毒するなどのこともあるところでは誤解があって、アルコールでふけば消毒されるのだろうというふうな誤解があったと。本来は徹底的な手洗い、除菌が必要な上にアルコールでこれ以上の増殖を防ぐというものだったのにそうした誤解があったりする。言ってみれば、そのマニュアルを毎年整備されているということがありましたけれども、整備しただけではなくて実際にどうなっているかということも含めてやはり教育委員会としては監視する必要があるというふうに思います。

そうした点で、現在ウェットシステムをドライ運用されているということがございました。今回の岩見沢市の原因では、水はねが原因となったりしたことが原因の一つではないかと、はね水ということがありました。ここで答えられるかどうかはちょっと別としてお伺いしたいのですけれども、ドライ運用していると言うからには、当然靴は短靴で行っていますよね。それから、水はねなども当然行わないようになっていきますよね。仮に調理中の、もしくは洗浄中の水が下にこぼれた瞬間にふき取る、そしてふき取った後にはすぐ手洗いをして行う、そうした基本的なことは行われていると思いますけれども、そのことについて一たん確認したいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 手洗いに関しては、酒井議員さんおっしゃるとおり、私も衛生講習会で写真を見ながら何回か洗っても菌が残るということで、給食調理員の研修会はそういった怖さ、責任、そういつ

たものが本当に研修会の中でやっぱり意識を高めるにはいいなというふうに私も感じています。おっしゃるとおりだと思います。

それから、ドライ運用の関係でございます。靴とかエプロン、それから水がこぼれたときの瞬時の対応、まさしくそのような対応でやっていまして、私も中には通常は入れませんが、私の目で確認しておりまして、そういった運用をされているということでございます。おっしゃるとおりでございます。そのとおりやっております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 意外とこうした手洗い一つとっても一般とはまた全く別個の衛生管理が要求されるという点では、そうしたことについて部長自身がごらんになったということで、そのことについては安心してよろしいのかなというふうに思います。

このドライ運用のところでのお話をもう少ししたいのですが、例えば昔の給食調理員のイメージとしては本当にゴムの大きい前かけをして、すごい長靴を履いて行っているというようなものがあるというふうに思うのですが、今のドライシステムで行っているところではゴムの前かけなどというのは基本的に使わないのですよね。というのは、そのゴム自体が雑菌が繁殖するということも含めて、自分がぬれるような作業をしないということがドライに対する意識の改革の一つだということで、そうしたことも含めて行われているというふうに私は理解しました。また、汚染地域と清潔地域という区分の面でも作業地域ごとに手洗いが存在しているということもありましたし、恐らくマットなんかもしっかり使われていて、そのマットの塩分濃度なども含めて恒常的にチェックされていて記録されているのだというふうに思いますから、このことについてはこれ以上はお伺いしません。

第3点目に移ります。北海道立保健所によりますと、これまでに実施した332カ所の学校給食施設監視のうち、41から60の施設が重要な改善指摘を受けていることが判明しています。そこで、本市における給食施設では保健所からの監視はいつどのように行われたのかどうかお伺いします。また、口頭や文書を問わず改善指摘を受けたことがあるのかお伺いします。

ここで、この41から60の施設が重要な改善指摘ということをやっと述べたいのですが、これは私が入手した道立保健所が実施した学校給食施設の立ち入り時の主な指摘事項ということで、道の当時の食品衛生課、現在は違うのでしょうけれども、そのことで数字を拾い出して出したものであります。そこで、項目として、汚染作業区域と清掃作業区域の区分を明確にすること17.7パーセント、施設の十分な換気を行い高温多湿を防ぐこと18.1パーセント、施設床面を排水容易な構造とすること13.8パーセントといったような形で、それぞれ5項目について指摘事項が出されています。そこで、出されているものの最低が41、最高が60ということで計算した結果の数字であります。こうした保健所の指摘というものが非常に重要であったというのが岩見沢市の経験であります。当然軽微な事項も含めて滝川市も指摘を受けているというふうに思いますけれども、その状況についてお伺いします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、学校給食施設の点検ということで、食品衛生法に基づきまして保健所の食品衛

生検査員の方が毎年５月と９月の年２回、大量調理施設衛生点検表をもとに市内すべての学校給食施設の衛生監視指導が行われてございます。先ほど５月と９月ということで、昨年の指摘事項についてちょっとお話し申し上げますと、昨年の５月にはごみ集積場所が調理場の隣の部屋の物品庫にあると。その保管状態の問題でございますが、きちんとビニール袋を締めなければいけないという部分はその検査のときにあいていたということで、常にふたをするようにという改善指導がございました。昨年の９月の指摘事項では、牛乳につきましては納品後は冷蔵庫保管します。給食配ぜんの直前に出して児童生徒に配るわけですが、それが１時間前に、給食の直前に出すのが１時間前に出ていたという指導がございました。また、先ほど申し上げました年２回の衛生監視指導終了後、滝川保健所から結果について点検表の送付がございます。また、その事項についてもやはり保健所はどういった内容かということもコメントが、調整しながら指導を受けています。例えば作業用途別シンクの数ということで、それから給食調理員専用のトイレの設置、それから汚染作業区域と非汚染作業区域の明確な区別と、それから高温多湿を防ぐ空調設備の整備ということでご指摘を受けています。作業用途別シンクの数については、これはすべて保健所と改善の見直しについて協議した結果でございますが、現在は午前は下処理として使用して、洗浄、消毒の後は午後は洗い物を行うようにということで時間差での対応としています。それから、給食調理員専用のトイレの設置についてでございます。これについては、トイレ専用の履物を用意しなさいと。常備して出入りその他、また給食調理室に入るときにきちんと手洗い等を行うということで、十分な衛生面の配慮によってクリアしているということでございます。それから、汚染、非汚染の作業区域の区分についてということでございますが、これにつきましても先ほど酒井議員おっしゃっていました調理場内をきちんと視覚的に区分するように滝川市においては床に大きな線を引き、それと行き来するときに菌が移動しないように消毒マットを常備してございます。それから、空調についても整備はされていませんが、調理中の温度、湿度を下げるために換気に十分配慮しているということで、しかしながら先ほどおっしゃっていました道のほうの調査でも空調設備のないところは、換気についてはやはり不備なところもあるという指摘も多いと、全道的に。そういった面についても私どもは、やはりこの部分は検討していかなければいけないなというふうに考えています。以上の指摘については、保健所の指導のもと運用面で現在のところは対応しているというところでございます。

以上でございます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 大きなことというのは、やはり大規模修繕がなければなかなか改善は難しいかもしれないですけども、実際には今述べられたようにソフト面での運用もしくは軽微な改修、ラインを引くなどの軽微なことで対応が可能なものばかりであります。そうしたことから、これからもそうしたものを含めてしっかりと対応していただきたいなと思います。

最後です。現場における改善要望は重要であります。小さなことでも重要な事故を防ぐことが少なくありません。そこで、栄養士や調理主任や調理員などから人員を含め施設、設備や運用などで要望や意見をとらえているのかお伺いいたします。先ほど会議の中でというお話がありましたけれども、そうしたことも含めて現在の状況はどのようになっているのか、気軽に要望などを上げられ

るような状況にあるのかを含めて、例えば会議のときに調理主任さんが悲痛な面持ちで手を挙げて発言するようなことがあるようなものではなくて、ぱっと言えるような形になっているのかどうかも含めてお伺いしたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 現場の職員のいろんな要望、意見についてはどうなのかということでございますが、教育委員会の学校教育課に給食担当、専任の職員を置いています。それから、学校教育課のほうでは学校現場の調理員の皆さんの環境、そういった部分で現場を回って、いろいろ控室のほうでお話を聞いたりしているという現状にございます。栄養教諭につきましては、先ほども申し上げました二月に1遍の会議、それから年に10回の会議ということで市役所の教育委員会の横の会議室でやっています、そこでいろんな情報交換もします。また、栄養教諭につきましては夜遅くまで教育委員会のところでいろんな作業をしています。そういったところでいろんな情報交換をしているという現状でございます。人間的な面では、平成22年に東小学校の児童の増加に伴いまして給食調理員を1名増員してございます。また、献立に応じて調理の時間がかかるという場合には、必要に応じて調理員の補充を行って対応しております。やはり現場の栄養士、それから調理員からの声は本当にとっても重要だというふうに考えています。今後も運用面で細心の注意を払って、やはり事故なく子供たちがおいしく給食を食べられるように本当に努力している現場の職員の皆さんと一緒に進めていきたいというふうに考えています。

○議長 長 以上をもちまして酒井議員の質問を終了いたします。

ここで休憩に入ります。再開は1時15分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 0時18分

再開 午後 1時17分

○議長 長 では、議事を再開いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 新政会の関藤です。今期最後の一般質問となりますが、本当の最後の一般質問にならないようにこの4年間努力してきたわけでありましたが、この4年間なかなか的を射ない一般質問に對しまして誠意のあるご答弁をいただきましたことをまずはお礼申し上げまして、通告順に従い、一般質問に入らせていただきたいと思います。

◎1、経済再生プラン

1、まちづくりビジョンについて

それでは、まず第1番目、経済再生プランについてお伺いいたします。まちづくりビジョンについてであります。今滝川のまちに限らず、日本全国各地自治体は中心市街地の活性化ということに大きく頭を悩ませているわけでありましたが、滝川市としてはこの中心市街地活性化に向けての具体的なビジョンがあるのであればお伺いしたいと思います。

○議 長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 現在中心市街地の活性化に向けて滝川市中心市街地活性化基本計画、ご承知のように平成20年3月から平成25年3月までの計画期間5年余りの計画でございますが、現在はこの計画を実現するために最善の努力を尽くしているところでございます。ただ、この計画の中には必ずしも含まれていませんけれども、やはり大きな課題としてあるのは現在のスマイルビル、それからかつて取り組んできた栄町3―3地区、この前中心市街地活性化基本計画の中で2核1軸と言われたこの2核の部分がやっぱり大きな課題になっていくというふうに思っております。このため、駅前地区とも言えるスマイルビルにつきましては、中心市街地及び駅前地区におけるその再開発ビルの必要性、スマイルビルの必要性あるいは地区の再生案の検討、再開発ビル再生に向けた可能性、そういうものについてビルの現状を把握したり、あるいはフロア利用計画案の実現可能性について調査検討をしてまいりたいというふうに思っております。一方の核であります3―3地区であります。前計画において計画を立て、優良再開発事業として取り組んでいくという方針を立てて、その実行主体であります有限会社まで設立をして準備をいたしました。なかなか関係者との条件が合わずにこれを断念いたし、この有限会社は解散をいたしました。ご承知のとおりであります。しかし、極めてこの地域は重要であるというふうに思っておりますので、これは今後の計画の吟味事項ということになります。商業機能に限定しないで、商業機能あるいは居住機能、広場の機能、市民サービス機能、少し柔軟な発想で計画を立てるべき将来的課題を持っている地域であるというふうに思っているところであります。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁の中でスマイルビルの必要性、その他いろいろなこれから機能を目指すというご答弁をいただきました。それで、私が実感するのは今いろいろな計画、また事業創設等々、中心市街地のにぎわい取り戻し計画の推進というようなことも含めて実施しておりますけれども、実際問題として結果論として見ると、市長が8年間ご苦労されたにもかかわらず、実感として市民の皆さん、また商店街の皆さんもどうも衰退していると、シャッターがおりているというのが現実のように思われるわけです。

そこで、やはり市として一つの大きなまずビジョンというのを掲げて、いろいろな補助金メニューの中でこういう事業を実施する、こういう事業を実施するというものが単独性に終わらないように、例えば今言われたその地区の可能性、機能の可能性などもひっくるめて、街なかの例えば中高年の団地さかえ、またこれから中心市街地にサロンを高齢者に向けての建設予定であるということもひっくるめて、例えばその地域を高齢者にとって居心地のいい空間づくりのエリアにするとか、または若者が集うエリアにするとか、大きな一つのビジョンのもとにいろいろな事業というのを進めていかなければならないのではないかと思いますけれども、そういった考えについてもう一度お伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいま申し上げましたように、中心市街地活性化はこういう目標像を達成したいというふうに考えて、それを5年間で実行するという計画のもとに立てられたものであります。ただ、

この達成度というのも補助金を導入するからには求められるものでありまして、必ずこの達成度の高いものにしなくては、逆に補助金の面で問題が出てくるということがございますから、5年余りという限定の中でつくっているものでありますが、ご指摘のようにそうなると例えば10年後、15年後どうなるのかという絵ができていいのかという、必ずしもそうではないという問題が確かに生じます。これは、25年の3月までの計画でありますから、これから策定をしていく総合開発計画、今のところは10年というふうに想定をして準備をいたしておりますけれども、こういう計画においても極めて重要な計画課題になるというふうに思いますから、こういう中心市街地活性化計画という短期の計画の上にある、それではどういうふうな中心市街地ビジョンを持つのかということについては必要だというふうに思いますから、その方向で少し検討をしてみたいというふうに思います。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 去年から私どものほうも滝川市のまちを離れて、滝川市で生まれ育った方から、地方に行かれた方からいろいろなお電話だとかメールだとかをいただく中で、駅前はどうしても寂しくなったねという言葉聞いておりますので、ぜひこの件につきましても力を入れていただきたいなと思います。

それでは、続きまして2つ目に、やはり滝川のまちから出られた市民の方からいろいろお電話をいただいたりする中で、滝川のまちには非常にイベント性がない、楽しみがない、何もなくなったねという言葉をよくお電話、メール等でいただくのですが、滝川市ではしぶき祭もなくなり、花火大会等もなくなり、市民が楽しめるような大きなイベントというのがほとんどなくなりました。今後滝川市として独自のイベント、市民が楽しめるイベントということについての計画があるのか伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 イベントに関してでございますけれども、いろいろとイベントといいましても例えば観光面で考えると市民の方々に楽しんでもらうイベント、また外からの外客誘致のイベント、その中でいろいろと性格は違ってくるかなというような気がいたしますけれども、現在滝川市では四季を通じていろんなイベントをやっていることも事実でございます。例えば春の菜の花、夏のサマースカイフェスタ、また冬は先般行いましたランターン・フェスティバル、このようなことが順々に知れ渡って外からの外客も多くなってきているのではないかなというような感じを受けております。また、去年は新たに横綱が観光大使という形で滝川に訪れていただきまして、皆さんと触れ合う機会も曲がりなりにも少しはつくれたなというような気がいたします。そして、青年会議所さんが中心となって新たに去年は盆踊りですとか花火大会、こういうものを実施していただいたり、先般の冬まつりの会場でも雪中パークゴルフというような形で新たな試みも今順々に芽生えているのかなという形で、多くの市民の皆さんにも少しずつお楽しみいただいたのではないかと考えております。新年度におきまして、新たなイベントということは今年度においてすぐ考えているわけではございませんけれども、菜の花まつり、これがやはり外客誘致も含めて市内の皆さんにも楽しんでもらうように規模をより拡大する中でやっていこうという形で昨年からの実行委員会、通年でしたら

う年が明けて春近くなってからにするのですけれども、昨年から実行委員会を開催させていただくなど早目の準備も進めています。また、滝川観光協会、関係団体、そこら辺のところとも連絡を密にしながらやっているところでございますし、外客誘致につながるイベントを企画する中で市民の皆さんにも楽しんでいただければという形で考えているところです。

以上です。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 いろいろなイベント等が実施されているということは承知いたしました。やはり私がイメージするイベントというのは、市民と子供たちが楽しめて参加できるイベントというようなイメージで、私は滝川のイベントとして長く続くようなものを実施してもらいたいというのが希望なのです。それで、2点ほどご提案させていただくのですが、こういうことは可能かどうかというのを伺いたいと思います。

まず、1点目は、滝川市子供花火大会500というのを提案したい。これは、滝川市に在住する子供たち500名を招待する。5歳児ぐらいから小学校3年生ぐらいまでの子供たちを招待する大花火大会、私の計算の予算では約35万円から40万円あるとこの500名が招待できます。また、その管理に係る費用等々を入れてもその程度で済みます。

2つ目は、以前に私が議員にさせていただく前、10年か15年ほど前に1度提案して商工の方がホテルスエヒロで実施されたことがあるのではないかと思いますのですが、世界の食フェスティバル、市民が参加する滝川の農産物を活用して世界からシェフを集める。そのシェフが滝川のまちで滝川のその食を利用したメイン料理をつくっていただく。市民がそれに参加して、どこの国の料理が一番おいしかったか、チャンピオンシップを争ってもらおうと、こういったようなイベントというのは実施可能かどうかというのを伺いいたします。

○議長 経済部長。

○経済部長 2点、関藤議員さんから提案という形で今言われて、聞いたばかりなものですから、これが果たしてできるかどうかというものは今すぐにご返事はできないところでございます。例えば子供花火大会についてもどのような内容にするのか、いろんな形でやっぱり検討をしていかなければいけないと思っていますし、ただ言われているのはやっぱり将来のある子供たちに何とかなしてそこら辺を楽しんでいただくような、そういうような中身で検討をさせていただければと思いますし、また食フェスティバル、世界からシェフを集めるということが果たして可能なかどうかというのは、即答はちょっとできないところでございますけれども、例えば滝川の産物を使って、これは一昨年ですか。三浦華園で滝川の産物を使って、地産地消の形でちょっとやったところがございます。その後で講演会も含めてやったのですけれども、それは世界のシェフでなくて滝川の産物を使って、こういうものがあるのだよということで示したものはあるのですけれども、そのときも女性を含めて、お子さんはちょっと来られなかったのですけれども、300名ぐらいのお母さん方といいますか、ご夫人が来ていただいて食を楽しんでいただいたところもございます。そういう観点からちょっと世界のシェフということになると、どのようなネットワークを使ってどうするのかということも今すぐ思いつかないものですから、これはちょっと今すぐ答えるところには

至らないことを勘弁していただきたいと思います。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今私は、具体的な例としてこういうことができないかということでご提案させていただいたわけですが、やる気になればそう難しいことではないと思うのです。先般名寄で行われた雪像彫刻大会、これも立ち上げたのは私と当時名寄におられた方2人で立ち上げて、世界の彫刻家6カ国からも集まって実際やっているわけですから、ことしも11年目になる。やろうと思えば、いろいろな協力のもとでできるわけなので、ぜひいろいろな企画提案をしていただきたいなと思います。

そういった中で、次の点に入りますが、やはりいろいろな中心市街地活性化にしてもこういったイベントを実施するにしても街なかを活性化するにしても人がいなければどうにもならないということで、少子化というのは日本全国どこの自治体も、また日本全国少子化現象に向かっているわけですが、この少子化対策について滝川市として何か少子化に歯どめをかけるような施策というのがあればお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 少子化は、特に日本全体の問題としてなかなか解決策、実際成果が上がらないと。手は打っているのですが、成果が上がらないということがあると思います。やはり国全体で成果の上がる対策が必要だというふうに思いますが、一方滝川ということ申し上げますと、子育て、子育てという意味では我々は保育所の待機児童もゼロですし、それなりの成果を上げているのではないかとこのように思います。ただ、女性が一生に産んでくださる子供の数がそれではふえていつているかというのと、これはふえていないわけで、そうはいっても成果は上がっていないのではないかとこのようにいけば問題点としてあるというふうに思います。これは、お金を配ればそれでは産んでくれるかというのと、きっとそうでもない。総合政策としてやっぱりなくてははいけない。ここら辺のことは昨日、きょうといろいろご質問がありました中に子供に視点を当てて総合政策として組み立てていくということをお約束申し上げましたけれども、そういう中で考えていきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、滝川市の女性が一生に産んでくださる子供の数というのは統計で出ているわけです。それぞれ市町村で出ています。小さな自治体の場合には毎年毎年ということではなくて、5年に1回の統計で発表されるわけですが、滝川は平成16年から平成20年までの平均で1.35ということです。これは、いろんなデータがあるようですが、北海道が発表しているデータであります。この1.35というのはどういう数字かというと、21年の全国平均よりちょっと低いのです。それから、北海道の21年の平均は1.19ですから、それよりも結構高いのです。あるいは空知管内の市とか、あるいは中空知5市5町の数字と比較すると、いわばトップクラスです。そういう意味では、滝川市というまちのありように関係しているかもしれませんが、道内の平均値だとか空知管内、中空知管内ということで比べると管内ではトップクラスにあると。それは、やはり一定の成果があつてそういうことになっているのではないかなというふうに何となく思いますけれども、しかしだんだん低まってきていること、そのことがさまざまな施策に、まち

づくりに影響を及ぼしているということでもありますから、これは先ほど申し上げたような基本方針を持って臨んでいきたいというふうに思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 今ご答弁いただいた中の数字的なもの、私が押さえている数字と全く同じで、21年度は確かに北海道は1.19で、全国的には1.3なので、そこよりはちょっと低いと。ただ、やはりこの少子化ということに向けて、国も道も少子化対策というのを推進しているわけなのです。それで、これを細かく話をしていくと、それこそ保育所の問題だとか子育て問題、いろいろ就労問題等々全部ひっくるまってくるものですから。ただ、少子化というものに対して歯どめ政策を世界の国々でも打っております。そういった中で、一番歯どめをかけた国はどこかという、よくマスコミ等でもお話が出てきますフランスなどが例に出されますが、実際問題はこれはフランスではございません。アメリカでございます。これは何かというと、きのう市長のご答弁にもありましたように国の大きな施策のもとに少子化というものに対して手を打っていく。ご承知のようにアメリカは、社会全体でベビーシッターという制度を設けてきたと。日本の国では、そういったことに手が打てるかということ、なかなか厚生労働省がそこには気がついてはいるけど、手は打たない。何で手を打たないかということ、多分お金が非常にかかるからでしょう。そういった中で、では各地方自治体、市町村自治体では何ができるのだということをやはり真剣に、前向きに考えている自治体もあると。例えば日本の国で出生率が一番大きいところは4.02、29年間連続出生率が上がっている自治体もございます。これは、ある自治体と言うと、またやじが飛んで怒られますので、私はしっかり調べてきまして、京都の木津川市4.02、広島県江田島市というのですかね、3.76、福岡県糟屋郡というのですかね、3.64と。非常に高い数字です、出生率が。では、ここの自治体は何をやっているのかということ、市営住宅において小学生を持つお子さんの賃料をすべて無料とは言いませんが、安く抑えて、しかもその市営住宅1棟、小学生のお子さんがある家庭でないと入れないと、具体的な施策をどんと打ってしまっているのです。ということによって、そこに子供たちが集まる家庭がふえてきたというようなことで29年間連続ということになっているわけですが、私は本当はここの各自治体にそれぞれ担当者にお電話して聞こうと思ったのですが、なかなか時間がなかったわけですが、滝川市として何かそういった具体策というのは考えられないのか、もう一度お尋ねいたします。

○議長 市長。

○市長 効果が上がったという自治体も報道されております。なぜ上がったかというところまで、私自身直接調査はしていませんけれども、1つ、何で北海道が1.19で全国が1.37なのだと。こういう少し背景も考えながらやらなくてはいけないのだろうというふうに思います。ただ、効果の上がる施策をやらなくてはいけないということでご提案がありましたから、これは住宅政策が北海道滝川市にとって一番効果を及ぼすのか。これまでは、子育て環境と言うけれども、例えば保育所及び児童館を活用したさまざまな政策を通じていろんなことをやってきましたし、そういう環境が、条件が整えば産んでくださるということになるのか。一般的に言われている晩婚化あるいは未婚化という流れがこれに大きな影響を与えているのだろうかとか、ここら辺をちょっと冷静に

滝川版で分析してみる必要があるというふうに思っています。そして、効果の上がる部分についてはしっかりと単独施策でも手を打つと、こういうぐらいの覚悟が必要だというふうに思います。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 前向きなご答弁ありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

◎ 2、国際交流

1、国際交流事業について

それでは、続きまして2番目の国際交流事業についてであります。今回新たに国際交流として、JETプログラムという中でモンゴル人の青年を受け入れることになりました。しかし、実際モンゴルのその事業計画等々を見てみましても滝川市民において非常に高い要望というような感覚は私は受けておりません。その活動内容から、滝川市は今後モンゴルとの関係をどのような関係として築いていくのか、そしてこの事業計画というのは単年度で終わってしまうのか、または継続的にモンゴルとの関係をさらに深めていくためのこととして実施されるのか、その点をお伺いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 関藤議員の国際交流の関係のご質問でございます。ご答弁をさせていただきますが、まずまちづくりにおいて国際交流というものが非常に大切だということは、関藤議員も同感でいらっしゃるのではないかとこのように認識しております。そんな中で、モンゴルとの交流ということでございますが、これは横綱白鵬関の関連でございますけれども、いま一度なぜ横綱白鵬関が滝川の観光大使を引き受けてくれたのかということ、このことをまず考えてみたときに横綱は、滝川は農業のまちですねと、人柄も素朴ですし、羊もいるし、モンゴルと似ているなど。そういった滝川に郷愁を感じて、自分のふるさとモンゴルと滝川が重なったということの中で滝川の観光大使を引き受けていただいたということを伺っております。そうやって観光大使になっていただいた横綱が滝川の皆さんどうですかと、私のふるさとモンゴルと交流しませんかと、こうやっておっしゃっていただいたということは、これは自然の流れだったのではないのでしょうかというふうに思うわけです。その点は、市民の皆様方におかれましてもモンゴルとの交流というものについてはご理解いただけるのではないかなというふうに思っております。

また、民間のモンゴルとの交流ということにつきましても、今モンゴルでビジネスを展開している青年もいらっしゃいますし、また先日ビジネスチャンスセミナーということで元関取の旭鷲山関が市内で講演されたときにも100名を超えるお客さんが集まったと聞いております。潜在的なモンゴルに対する興味ですとか関心というのは、市民の方の中にも持っていていただいているのではないかとこのように理解しております。それらを受けまして、今後のモンゴルとの関係につきましては、観光大使横綱白鵬関のプロジェクトというものが動いておりますので、この動きが前提でございますけれども、この交流についてはきのうの答弁でもございましたが、単年度ではあり得ないだろうと。そういった推移とあわせまして、これからウランバートル市との交流の約束ということもありますので、そういったものを踏まえながら考えてまいりたいと思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 多分今ご答弁にありました白鵬ということが一つのメインとなって、モンゴル青年なのかというように聞きましたけれども、私は決してこれを否定しているわけではございませんので、もし実施されるのであればやはり費用対効果、それは滝川市にとっても、またウランバートル、モンゴルにとっても実のあるものにして進めていかなければならないと思うのです。例えばモンゴルとの友好関係をさらによく築いていく、その中において滝川市にとってモンゴルからの観光客をどんどん積極的に受け入れるルートをつくって観光ビジネスにつなげるとかということにも発展させていくことはできないのか。また、文化交流、青少年等の育成ということであれば、一つのご提案として以前に國學院にもモンゴルからの学生が来られていたとなれば、モンゴルからの学生を國學院で積極的に受け入れてもらう。多分学費や何かの件を考えても年間100万円近くかかるのでしょう。以前に来られた方は、裕福な家庭のお子さんが来られていたと聞いておりますし、またモンゴルの国の政策の中での援助というののもあって来ていたというぐあいに聞いております。ですから、滝川市としても優秀な青年を國學院で受け入れるための授業料の免除だとか、そういったことはできないのか、そういったこともあわせて伺いたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 関藤議員から、経済効果を含めていろんなご提案がございました。もちろん経済効果を含めて検討させていただきたいと思います。

國學院の関係につきましては、留学生の本分といいますか、勉強ということもございますし、今回JETプログラムでモンゴルの青年に来ていただくのは、幅広く国際交流のまちづくり全体について仕事としてかかわっていただいて、活躍していただくという流れの中での考え方でございます。経費的にもこれは交付税措置等もございます。そういった中で考えております。ここで雇わせていただく方はモンゴル語はもちろん、日本語もちろんそうですが、そのほかにまた他国語も話せるという方を想定しております。単にモンゴル交流だけではなくて広く滝川の国際交流のまちづくりの一翼を仕事として担っていただくというふうに考えております。期間も一応契約は1年ごとですが、最長3年間いていただけることもできるということを聞いておりますので、そういったことの中で長期的なことも対応が可能だということでございますので、そういった形の中でこれからのモンゴル交流を進めていきたいというような考え方をしております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 ぜひこの年度に受け入れをして、その後1年終了後その成果はどうだったのかという検証もぜひしていただきたいなと思います。

また、ご答弁にあったJETを最長3年と言いましたけれども、多分5年が最長ですよ、JETは。そうですね。5年ですね。

◎3、教育行政

- 1、基礎学力の定着について
- 2、学校支援地域本部事業について
- 3、家庭教育支援の推進について

それでは、次に移ります。教育行政について伺います。ここは、私が質問に立つたびに毎回毎回しつこいぐらい教育委員会に通告させていただくのですが、改めてもう一度質問をさせていただきます。

基礎学力の定着についてであります。学力向上プランの具体的な施策とその成果目標があれば伺います。また、各学校でも策定されている学力向上プランというのがあるようですので、その点についても伺います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学力向上プランにかかわるご質問についてお答えいたします。

教育委員会では、昨年4月に行われました全国学力・学習状況調査、それと全学年で実施しております標準的な学力検査等で明らかになりました成果、課題を踏まえ、児童生徒の確かな学力の育成に向けた各学校の取り組みを支援するために平成23年度の学力向上プランを作成しました。この内容につきましては、9点の項目を持っておりますけれども、その中で特に重点として取り組む3点についてご説明をさせていただきます。

1点目は、学力向上プランの中で従来関藤議員からもご指摘、ご提言をいただいております習熟度別指導、コース別少人数指導につきまして来年度、平成23年度指導方法工夫改善のために加配されます9校10名の加配教員について、それぞれコース別少人数指導あるいは習熟度別指導という形で各学校で取り組みを始めます。すべての時間ということにはなりませんけれども、指導計画に位置づけた単元末あるいは単元の途中での個に応じたきめ細やかな指導の実現のために取り組むことといたします。

2点目は、これまでの学力調査などからわかりましたように中学校における習熟の程度の差の大きい数学科の学力の向上を図るために、北海道教育委員会の事業であります巡回指導教員という制度があります。この制度の指定を受けまして、数学科教員の1名の加配を受けまして、数学科教員、加配された教員1名が市内の3中学校を巡回指導し、若手教員に対する授業づくりの指導ですとか数学科のチームティーチング指導を行うこととしております。この数学科の巡回指導教員の活用により中学校における数学授業の質の向上、充実を図り学力向上につなげたいと考えております。

3点目は、これもこれまでの調査等から明らかになったことですけれども、滝川の子供たちは家庭でのテレビ、ビデオ、DVDの視聴時間、それからゲームをする時間が全道、全国に比べて長いという結果が出ております。当然その分、家庭での学習時間が短いという結果が出ておりますので、これまで以上に児童生徒の家庭学習の習慣化を図るために市内の全小中学校におきまして家庭での学習の手引あるいは学びのすすめという形で家庭学習のガイドのようなものを作成し、配付いたします。そして、その活用のために市PTA連合会ですとか各学校のPTAに協力を呼びかけまして、家庭学習の時間の大幅な増加を目指したいと考えております。これらの取り組みを通して、来年度学力向上に向けた確かな一歩を進めたいと思っております。現在教育委員会で作成しておりますこの滝川市の学力向上プランをもとに、各学校ではそれぞれの学校の学力の実態、児童生徒の実態や課題を踏まえながら各学校の学力向上プランを作成しているところです。

以上です。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 今幾つかの項目の中の重点項目3つというのを出示していただきました。ぜひ実施された後、どういう成果があらわれてきたのかということを検証して、実際問題これが数値に反映されて出てきて学力が上がったというものをぜひ進めていただきたいと思います。この点、余りかみつくとも長くなりますので、この辺にしておきたいと思います。

2点目に、学校支援の地域本部事業についてでありますけれども、いろいろなご報告は私も聞いておりますが、各学校からの要請があった事業すべてが実施できなかったと聞いております。また、その原因として人材の確保が十分でなかったと聞いておりますが、今年度この学校支援にかかわる人材、ボランティア活動のできる人材というものをどのように確保されていくお考えなのか伺います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校支援地域本部事業についてのご質問にお答えをいたします。

今年度学校支援地域本部事業につきましては、昨年度と同様に中学校区に4つの地域教育協議会を設置しまして、町内会、地区の育成会、PTAなどの各役員の皆様の参加をいただきまして、学校からの要望の具体的な実現に向けて人材の確保を行いながら実施してきたところです。今ご質問にありましたように、今年度実現できなかった学校からの要望の事業につきましては部活動の支援事業、これにつきましては5つの学校から要望がありまして、4校では実施できましたけれども、1校で実現できませんでした。また、4校の学校でも通年の指導を要望されたのですが、通年の指導はできませんでした。また、校地内、校庭の花壇整備ということで要望をいただきましたけれども、これにつきましても実現できませんでした。それから、一つの学校で放課後学習支援の要望がありましたが、これについてもこの学校では実現できませんでした。また、一つの中学校から登下校時における交通安全指導、特に自転車の乗り方の見守りの要望がありましたが、これについても実現できませんでした。これらの事業が実現できなかった理由につきましては、1つはボランティアの方がなかなか見つからなかったということが大きな原因です。人材の発掘といたしまして、ボランティアをしていただける方を地域のコーディネーターあるいは地域教育協議会の委員の皆さんの働きかけで取り組んだわけですが、必要な人材の確保、それから時期的なものもございまして、この時期はちょっと難しいということもあって実現に至らなかったものです。来年度、23年度におきましては、今年度取り組みました事業については基本的には継続というふうに考えておりますので、その部分についての人材については十分確保可能だと思っております。新たな新年度の要望については、さらにまた地域教育協議会の中で人材確保について検討を進めたいと思っておりますし、毎年発行しております学校支援地域本部事業のPR紙あるいは学校だよりを通じて事業の紹介、周知徹底を図りながら人材の発掘確保に努めたいと考えております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。人材発掘の方法に若干の課題があるのかなというぐあいにお聞きしました。ぜひそのPR方法もひっくるめて人材確保に努めていただきたいと思います。

最後になります。家庭教育支援の推進についてをお尋ねいたします。子育て10選を具体的に進

めるための仕掛けを行うとしておりますが、具体的にどのようなことをこれから行おうとしているのかお伺いいたします。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 家庭教育支援の推進についてご質問をいただきました。家庭教育の推進支援を目指して、平成16年に滝川市家庭教育支援連絡協議会が発足をいたしました。子育て10選は、その協議会において家庭教育の支援の取り組みの一つとして作成したものであります。これまで家庭教育の推進支援を図るため、家庭教育講演会の開催、子育ての身近な話題を提供した家庭教育支援情報紙の発行、基本的な生活能力を学ぶことを目的とした学校ふれあい広場を小学校で開催したり、我が家のマナーの標語募集などを実施し、家庭教育に関する関心を高めてまいったところでございます。次年度、所管の私どもが今計画していますのはモデル的に滝川第三小学校のPTAの皆さんと連携を図った例えば登校時の通学路の交差点での朝のあいさつを奨励するなどのあいさつ運動の実施や学校の総合的な学習の時間で行われる風の子広場において、異世代間交流事業として福寿大学の学生の皆さんと子供たちがお手玉やこま回しなどの昔遊びの交流を通して社会のルールやマナーを学ぶ機会を設けたりとか、我が家のマナーの標語を子供たちに紹介する場を設定するなどを計画しているところであります。所管としましては、今後も地域の方々や保護者が主体となった取り組みを図るなどして、市PTA連合会や学校との連携を持ってさらなる子育て10選の具現化を目指したいと考えております。家庭の教育力の向上は、一朝一夕にはなかなかかなわないという認識を持っていますことから、これまでの取り組みを継続し、今後も家庭教育支援連絡協議会が中心となっていただきながら子供たちの健やかな成長のため基本的な生活習慣の定着を目指して取り組みを進めていきたいと考えてございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 最後になりますけれども、非常にこの家庭教育というのは第三者がどうのこうのという支援があってもなかなか実らない、目に見えないものですから非常に難しいと思うのです、これは。それで、ある資料を私も、家庭教育を支援する体制ということで家庭教育支援者はなぜ必要か、そしてまた家庭教育の支援者の役割という資料をあるところから見つけまして、家庭教育の支援者に望まれる心構えということで6点書かれているのです。みずからも学んで家庭教育について学習しようとする意識がある人、地域の子供の状況に敏感である人、子供たちのための地域活動に積極的に参加したい人、ボランティア活動の意義がわかっている人、他人の苦しみや悩みを理解し共感できる人、相談される者として他人を受け入れる感性を持っている人と、こういったような感性を持った方が家庭教育支援というのにやはり携わるべきなのだろうなというぐあいに思います。そういった点で、この間ある団体の方から、ある団体というのはママさんバレーでしたっけ。窪之内議員も以前入っていたのかなと思いますけれども、その方々が家庭教育支援に協力するよと、私たちのところの仲間に入ってきてくれる人もまた私たちも募集している人、彼女たちは結局大先輩です。子育てがもう終わった方ですから、非常にお母さん方も家庭教育のことで相談するのに同じような人または何か用意されたものに対して家庭教育、悩み事というのはなかなか行きづらいのです、これは。そうではなくて、自然体の中でそういった人生の経験、子育てが終わったお母さん、

どうしても子育ては母親というのがやっぱり重要な大きな役割を果たすと思っているのです。そういった意味で、そういった団体の方が声をかけてくれて、本当に人生、子育て、いろいろ経験してきた中で自然体の中でそういう協力をしてくれる団体もあるわけですから、ぜひそういったところも活用するというお考えはないか伺いいたします。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 建設的なご意見を大変ありがとうございます。私どもも例えば先ほど言いました福寿大学の先輩たち、お年寄りの方々がお孫さん世代の方の交流の中でさまざまな学びの場があるなというふうに実感をしております。やっぱり長年の蓄積の中からにじみ出るものが、いわば家庭の中のおじいちゃん、おばあちゃんたちの教えみたいな感じなのですけれども、そういうものが地域の中で少し広がりを持ちたいなど。マニフェストの中にありましたけれども、子育て10選が地域の教育力に結びつくというような流れの中でこの事業が展開されることが効果を生むのかなという思いもあります。今ご提言いただいたようなこともぜひ積極的に事業の中に取り込ませていただいて取り組みたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第35号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第11号）

○議長 長 続いて、日程第3、議案第35号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 議案第35号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、市内小学校遊具事故損害賠償請求事件に係る判決が確定し、損害賠償額等が決定したことから補正したいとするものでございます。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2,680万3,000円を追加、予算の総額を214億1,017万円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項15目地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業費につきましては、歳出はございませんが、交付金限度額の確定に伴い2月補正でご承認賜りました交付金額より増額となることから財源振りかえを行いたいとするものです。

10款1項1目教育委員会費、補正額2,680万3,000円の増額につきましては、教育委員会の運営に要する経費の補正でございます。札幌地方裁判所、平成21年ワ第1169号、市内小学校遊具事故損害賠償請求事件について、本年2月25日に判決が確定し、損害賠償額等2,5

22万8,000円、裁判に係る弁護士費用等諸費用157万5,000円、合計2,680万3,000円を支払うため補正したいとするものです。なお、損害賠償額等のうち1,874万円については加入している学校災害賠償補償保険から補填されることになっております。

以上、歳出合計で2,680万3,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。15款2項10目総務費交付金313万9,000円の増は、住民生活に光をそそぐ交付金の交付限度額の確定に伴うものです。

20款1項1目繰越金492万4,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款5項3目雑入1,874万円の増は、歳出関連でございます。

以上、歳入合計で2,680万3,000円の増額となったところでございます。

以上申し上げます、議案第35号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は可決されました。

◎日程第4 議案第36号 滝川市病院条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第4、議案第36号 滝川市病院条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議案第36号 滝川市病院条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の理由は、経営管理者の職を設置して病院の経営体制を強化するために改正したいとするものでございます。

現在黒田院長は、院長業務から診療業務まで非常に幅広い業務を担っているということで大変多忙でございます。3月16日から新病院が新たに開院ということで、今まで以上に経営の視点を重

視した取り組みが求められるということから、新たに経営管理者を設置をいたしまして院長の負担軽減と経営の取り組みを強化する体制を整えたいとするものでございます。なお、新しい院長につきましては今までどおりの病院を管理し、病院を代表するというものでございまして、経営管理者には黒田院長が付き、新院長には副院長から昇任ということで考えておるところでございます。

改正の内容についてご説明いたしますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第6条、職員でございますけれども、第1項中「病院に」の次に「、経営管理者」を加えまして、同条中、第2項を第3項といたしまして、第1項の次に第2項として、経営管理者は、院長に指導・助言して病院の経営を総理するという条項を加えるものでございます。

なお、附則で、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第36号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 それでは、私から5点お伺いいたします。

まず、1点目でありますけれども、先ほどご説明があったとおり黒田院長、医師が経営管理者になることは内定されているということでありまして、今後も自治体病院としての責任や役割を果たすためには、医師であることが私はこの経営管理者としての条件である、また不可欠であるというふうに考えます。そこで、例えば民間から、または外部から人材などを招聘するような考えというのはないのかどうかお伺いしたい。また、医師であることが担保されるような状況にあるのかどうか、このことについてもあわせてお伺いしたいと思います。

2点目であります。経営管理者の地位について伺います。院長に指導を助言して経営を総理するということでありまして、一面では病院を代表する院長と対等もしくは格上もしくはそれに準ずるものと感じます。決裁などのラインからは外れるということでありまして、序列についてはどのようになるのでしょうか。また、同様に病院事務部長の役割は現在のものと変わらないと見てよいか確認したいと思います。

第3点目であります。地方公営企業法の全部適用の動きについてお伺いします。従前からの委員会や議会答弁では、情報を集めながらこのことについては検討していくと、また新病院建設後の課題であるということが述べられておりました。私は、この全部適用については公立病院の責務である不採算部門、こうしたものについて縮小や廃止をすることをさせかねず、地方都市には全くなじむものではないというふうに考えます。その点で、今回の経営管理者設置が全部適用への布石ではないかという疑いの声が上がっております。この際、今回の経営管理者制度はそうしたものと全く関係がないということを述べていただきたいと思いますというふうに思います。また、当面は現在の制度で進むことを確認したいと思います。

4点目であります。この経営管理者という職がいつまで設置されるかということです。先ほども申しましたが、仮に全部適用となれば事業管理者ということになりますから、なくなることが想定されますが、そうではなくても恒久的に設置されるということがどうかということは微妙なものであるというふうに考えます。現在での考えについてお伺いします。

最後、5点目であります。経営管理者の役割についてお伺いします。この役割としては、議案の説明にあったとおりですが、非常に多忙な中でという点では理解されるものであります。しかしながら、現在のところは責任はあくまで市長にありますし、病院を代表するという立場からいけばあくまでも院長であります。そうした中でお伺いしますが、医師確保についてはこれまでの院長や医師確保担当理事等が中心となっていて行われておりましたが、それに加えて経営管理者ということによってよろしいかどうか。また、予算、決算委員会などでも院長先生がご答弁されておりますけれども、今後においても院長がご出席される見込みであるというふうに確認してよろしいかどうかお伺いします。

以上、5点お願いします。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 先ほど言いましたように黒田院長は非常に多忙であると、しかしながらまた一方では非常にすばらしい実績を残されておまして、やはりその先生の知識あるいは経験、そしてまた人脈というものについては引き続き病院にご支援をいただく必要があるというふうに考えているところでございまして、そういう意味では経営管理者という職あるいは院長という職と、こういう職はやはり医師がここに就任をしてしっかり担っていくということが非常に重要だというふうに思っております。今回のこういうものにつきましても黒田院長先生がまず念頭にありながらの制度ということで今考えているところでございますので、民間から別な方を招聘するとかというようなことについては、現時点では持ってはございません。

それから、院長先生との序列ということでございますが、基本的には同列というふうに考えてございますけれども、しかし病院を代表するのはあくまでも院長ということで、大局的な視点から院長を指導助言をして先ほど言いました先生の持っておられるそういう経験、知識、いろんなものをやはりそこに生かしていただいて支援をしていただくということで体制をしっかりやっていきたいというふうに思っているところでございますし、これは別な見方からすると新しい院長先生をしっかりサポートして、その先生の育成をしっかり図っていくという面もあるというふうに私は考えておるところでございます。また、事務長職につきましても従前どおりの位置づけということでございますから、これはまた市との、あるいは議会との交流を含めて、そしてまた事務長としての病院の責務というものはしっかり果たしていかなければならぬということでございますので、これはやはり新たな院長先生と、そしてまた時には経営管理者とまた意見交換をしっかりしながら病院の中のそういう調整をしっかりやっていく必要があるというふうに考えています。

また、全適の部分についての布石でないかということでございますけれども、全部適用につきましては公立病院改革プランなどにおきましても総務省のほうから経営形態の変更ということでいろいろ求められると。当然これもいつから適用するかということを含めては、従前からお答えしているような形で今後の検討課題ということになってございますけれども、この部分と今回の部分とが直ちに直結するというようなことは考えてございません。全部適用になりますと、事業管理者というものが4年間の任期の特別職ということで置かなければなりません。この場合は、事業管理者の権限というのは大幅な権限になってまいりますので、今のこの経営管理者という想定とはまた全

く別物というふうを考えているところでございます。したがって、いつまで設置するのかということにつきましては、現時点では期限はいつまでということとはございません。もし状況が変わってその必要がなくなる、あるいは場合によって全適になったりというようなことになれば、当然その時点でまた条例の改正ということが必要になってくるのだろうというふうに思っております。

医師の確保、非常に重要な部分でございます。新年度から幸いに院長先生の、黒田先生のご尽力等があつて増員を図ることが実現できますけれども、引き続きやはりこれは最初に言いましたように黒田先生のお力も受けていく必要があるというふうに考えてございますので、経営管理者、院長ともにこの医師確保等については手を携えて当たっていただくというふうに考えているところでございます。また、予算委員会、決算委員会等につきましては従前どおり院長が出席するという形で考えているところでございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ただいまの酒井議員と似たようなところもあるかもしれませんが、ニュアンスは違いますので、三、四点お願いします。

突然出てきたので、余り検討をする時間がなかったのでございますが、一般の市民のほうもなかなかちょっとわかりづらいような、こういう内容だと思うのですが、ただいま事務長の初めから人選が決まった役職のための条例改正と、こんなことだそうです。それは当然かもしれませんが、経営管理者ということで1点目ですが、これはやっぱり市長でないかなと思うのです。したがって、総理するということで、病院総理という名前になるのかもしれませんが、そちらのほうにこの経営のいろんな責任が行ってしまつてはいけないのかなと思うのですが、その辺ももとはやっぱり市長ではないのかというようなことでお答えください。

2点目ですが、公務員の職員なのか、特別職なのか。特別職でないのかなと思うので、そのまま院長の何か上だそうですが、その辺の役付をはっきりさせていただきたいと思います。2点目です。

3点目、それと同じなのですが、本庁の役職との比較みたいなことで、何か最近そういう管理者やら特別理事やら随分つくるのですが、総括理事の高橋氏と同じようなことでの位置づけなのかどうか、その辺の本庁の役職との比較をちょっと言ってください。

4点目ですが、病院事務長の権限や権能がどうも、それと先ほどの院長との関係も随分院長に今までどおりのことをやらせて、しかしやっぱりそれの上ということの格付だと。権限や権能はやっぱり上なのかなと思うのですが、そういうところがちょっと整理が未整理のままで出発しないかなと思うので、そういう病院の事務長との権限、権能の範囲、これをご説明いただければと思います。

以上、4点お願いします。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 まず、1点目でございますけれども、少し地方公営企業法をごらんいただければよく理解いただけるのかなと思いますけれども、市長は設置者でございます。病院経営の経営管理者、それから院長等というのは、その市長のもとの指示のもとにある組織でございますから、例えば市の一般会計のような組織がある、それと同じように組織が病院ということでもありますけれども、設置者としての権限の部分と、それからそこに勤めていく人間の部分の指示のもとに行われる権限

というのはそれぞれいろいろ決まっておりますから、そういう意味では病院の経営のトップはもちろん市長でございます。ただし、実際に経営をいろいろ運営していく上では院長であり、また経営管理者であると、こういうことでご理解をいただければなというふうに思います。

それから、一般職なのか特別職なのかということにつきましては一般職でございます。先ほども言いましたように、全部適用というようなことになって事業管理者ということになれば、これは特別職ですけれども、そうではございませんので、一般職ということでございます。

本庁との職分との関係ということでございますけれども、本庁の場合は言うなれば行政職のある立場の人間でございます。医師、看護師等については医療職という形でまた格付がそれぞれ職種が違いますので、そことの比較云々というのはこれはちょっとなじまないものではないのかなというふうに思っているところでございます。

それから、格付はということでおっしゃられていますけれども、先ほどもちょっとご答弁申し上げましたけれども、経営管理者と院長は一応同列という形で考えてはございます。ただし、あくまでも代表するのは院長が病院を代表するということでございますので、例えがいいかどうかわかりませんが、民間会社なんかですと社長がいて、その上に会長がいてというようなことはありますけれども、一応あくまでも同列という形ですけれども、日常的に病院を代表するのは院長というふうに認識をしていると、そういう位置づけでございます。

○議 長 ほかございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、議案第36号 滝川市病院条例の一部を改正する条例を可とする立場で討論を行います。

まず、この経営管理者の設置については、新病院が開院するのに合わせ、これまで以上に院長業務が診療業務、また経営など非常に多忙になる、さらにそれが拡大することが明らかとなっていることから理解するものでございます。私が申し上げたいのは、このことが地方公営企業法全部適用の動きにつながらないようにしなければならぬという点であります。先ほどのご答弁でもございましたが、私はこの全部適用については、公立病院の責務であるものについて縮小、廃止させかねない問題と受けとめます。もともと総務省が医療費削減のためにこうした全部適用など経営形態の変更を求めていることから滝川市としては地方都市の病院として責務をしっかりと果たさなければなりません。今回経営管理者の設置ということで経営戦略、また病院の経営分析とあわせ、さらに診療業務、幅広い業務を遂行することを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議 長 ほか討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第３６号は可決されました。

◎日程第５ 議案第３８号 予算審査特別委員会の設置について

選任第 １号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任
について

○議 長 日程第５、議案第３８号 予算審査特別委員会の設置について、選任第１号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに一括採決したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第３８号及び選任第１号の２件は、いずれも可決されました。

議案第３８号が可決されたことにより、議案第１号から第７号までの各会計予算及び議案第１２号から第１８号まで、第２０号から第２９号まで、第３２号から第３４号までの予算関連議案、以上２７件については、それぞれ予算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りをいたします。

予算審査特別委員会の開催等により、３月１２日から３月１７日までの６日間休会いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、３月１２日から３月１７日までの６日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 ２時３４分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成23年第1回滝川市議会定例会（第16日目）

平成23年 3月18日（金）

午前10時02分 開 議

午前11時21分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 4 議案第39号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第 5 議案第37号 不動産の無償譲渡について
- 日程第 6 報告第 2号 監査報告について
報告第 3号 例月現金出納検査報告について
- 日程第 7 意見書案第1号 札幌地方裁判所滝川支部及び札幌家庭裁判所滝川支部に裁判官を
常駐させることを求める要望意見書
意見書案第2号 若者の雇用対策の更なる充実を求める要望意見書
意見書案第3号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める
要望意見書
- 日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（17名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	窪之内 美知代 君
3 番	酒 井 隆 裕 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	関 藤 龍 也 君	7 番	山 口 清 悦 君
8 番	中 田 翼 君	9 番	大 谷 久美子 君
10 番	荒 木 文 一 君	11 番	堀 重 雄 君
12 番	三 上 裕 久 君	13 番	堀 田 建 司 君
14 番	田 村 勇 君	15 番	山 腰 修 司 君
16 番	井 上 正 雄 君	17 番	水 口 典 一 君
18 番	山 木 昇 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	副 市 長	末 松 静 夫 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君

監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
総 務 部 長	吉 井 裕 視 君
市民生活部長	西 村 孝 君
保健福祉部長	橘 弘 恭 君
経 済 部 長	若 山 重 樹 君
経 済 部 参 事	佐々木 邦 義 君
建 設 部 技 監	三 谷 文 彰 君
教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君
病院事務部次長	鈴 木 靖 夫 君
財 政 課 長	山 崎 猛 君

総 括 理 事	高 橋 賢 司 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君
市民生活部次長	伊 藤 克 之 君
保健福祉部次長	佐々木 哲 君
経 済 部 参 事	多 田 幸 秀 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君
教 育 部 長	館 敏 弘 君
教育部指導参事	春 田 淳 一 君
病院事務部長	東 照 明 君
総 務 課 長	田 中 嘉 樹 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	中 嶋 康 雄 君
書 記	寺 嶋 悟 君

次 長	田 湯 宏 昌 君
書 記	村 井 理 君

○議長 本会議の開会に先立ちまして、３月１１日に発生しました東北地方太平洋沖地震で被災され、お亡くなりになられた方々へのご冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。

○事務局長 黙祷を始めます。黙祷。

(黙 祷)

○事務局長 黙祷を終わります。

開議 午前１０時０２分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、１７名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、大谷議員、荒木議員を指名いたします。

◎日程第２ 第１予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第２、第１予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読をさせます。

○事務局次長 第１予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査について。

事務局次長朗読する。（記載省略）

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。山口委員長。

○第１予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第１予算審査特別委員会に付託されました議案第１号及び予算関連議案１５件につきましては、３月１４日から１７日までのうち４日間にわたり特別委員会を開催し、延べ９０名の委員から２５４問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

討論、採決の結果、議案第１号につきましては賛成多数、議案第１２号から第１８号まで、第２２号から第２４号まで、第２８号から第２９号まで、第３２号から第３４号の１５件については全会一致により、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定しました。

なお、討論の際に会派等から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚くお礼を申し上げ、補足説明といたします。

○議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たりましては特別委員会を構成し、審査を行って

いただいておりますので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号について起立により採決をいたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第12号から第18号まで、第22号から第24号まで、第28号、第29号、第32号から第34号までの15件について一括採決をいたします。

本件をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から第18号まで、第22号から第24号まで、第28号、第29号、第32号から第34号の15件については、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第3、第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第2予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査について。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。山木委員長。

○第2予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第7号までの6件及び予算関連議案5件につきましては、3月14日から17日までのうち3日間にわたり特別委員会を開催し、会計ごとに詳細なる説明を受けた後、延べ40名の委員から99問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、討論、採決の結果、議案第2号から第7号まで、第20号、第21

号及び第25号から第27号までの11件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定したところであります。

なお、討論の際に各会派等から出されました会計ごとの討論要旨につきましては、後日全議員に印刷配付することになっておりますので、申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚く御礼を申し上げ、補足説明とさせていただきます。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たりましては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号から第7号まで、第20号、第21号及び第25号から第27号までの11件について一括採決をいたします。

本件をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から第7号まで、第20号、第21号及び第25号から第27号までの11件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第39号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第12号）

○議 長 日程第4、議案第39号 平成22年度滝川市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。補正予算第12号の提案理由、説明に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

このたびの東北地方太平洋沖地震でお亡くなりになられました多くの方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災に遭われました皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第であります。また、現在被災地において昼夜を問わず懸命な救助活動、ボランティア活動に当たられている皆様方にも感謝を申し上げます。そして、今なお安否が確認されていない多くの方々の一刻も早い救出をお祈りを申し上げる次第であります。

滝川市といたしましても被災地及び被災された皆様に対しまして、さまざまな支援を迅速に行うために３月１４日に東北地方太平洋沖地震被災地支援対策本部を設置いたしました。対策本部におきましては、震災に関する情報収集に努めるとともに、国、北海道や全国市長会等、また中空知各市町とも連携し、可能な限りの支援を行ってまいります。また、被災地を支援する市民組織の設立に向けても準備を進めているところでございます。滝川市社会福祉協議会など関係団体と連携をして、その賛同を得て本日、仮称でございますが、被災地を支援する滝川市民の会の設立を予定をいたしておりまして、市民挙げての支援体制も整えてまいりたいというふうに思っております。

本震災では、現在国を挙げての被災地への救助救援活動が行われております。本市といたしましても緊急消防援助隊の第３次派遣隊として、あすから消防職員３名の派遣を行います。一部水道等ライフライン確保のための技術、技能者の派遣についても準備をいたしております。加えて、被災者に対する住宅の提供あるいはその他の人員の派遣等についても要請に応じて対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

滝川市民の皆様方からは、被災地を何とか支援したいという大変温かい激励が市に寄せられております。心強く思っているところであります。被災地に対する災害義援金につきましては、既に滝川市社会福祉協議会を窓口として市内団体や市民の皆様からの義援金を受け付けております。この義援金につきましては、日本赤十字社や中央共同募金会を通じて被災地に送られる予定でございます。滝川市といたしましても今議会において迅速に補正予算を組んで義援金を支出し、震災の犠牲となられました皆さん方の救済と復興にいち早く役立てていただきたいという願いからただいま補正予算を計上させていただいたわけであります。

滝川市は、昭和３９年の黄金町大火、ほとんどの議員各位は記憶にあるというふうに思いますが、この黄金町大火において災害救助法の適用を受けた経験がございます。その際には、全国各地から大きなご支援をいただいて復興の手助けをいただきました。私たちは、かつて支援していただいたことに対して感謝の念を持ち、こういうときにこそ被災地に対して最大の支援を行わなければならないというふうに思います。市民各位におかれましては、よろしくご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

以下、副市長から提案の内容についてご説明を申し上げます。

○議 長 副市長。

○副 市 長 ただいま上程されました議案第３９号 平成２２年度滝川市一般会計補正予算（第１２号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、災害史上まれに見る大災害となりました東北地方太平洋沖地震の被災地及び被災住民などに対し、災害見舞金を拠出するため補正したいとするものでございます。

１ページをごらんください。第１項で、歳入歳出の総額にそれぞれ５００万円を追加し、予算の総額を２１４億１，５１７万円とするものです。

第２項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表によるところでございます。

２ページから３ページまでは、第１表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。3款5項1目災害救助費、補正額500万円の増額につきましては、災害救助に要する経費の補正でございます。市長からもお話がありましたけれども、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被災地及び被災住民などに対し、市として3月14日に市長を本部長とする被災地支援対策本部を設置し、さまざまな支援策の検討を行った結果、独自かつ緊急支援策として災害見舞金を拠出する必要があると判断し、補正したいとするものでございます。なお、この取り組みは独自支援策として緊急的に行うもので、今後において各種団体を通じて呼びかけられる支援行動についても積極的に応じるつもりであります。

以上、歳出合計で500万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。6款1項1目地方消費税交付金500万円の増は、地方消費税交付金の確定に伴うものでございます。

以上、歳入合計で500万円の増額となったところでございます。

以上申し上げます、議案第39号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。山口議員。

○山口議員 ただいま説明のありました支援金に関しては賛同するものでありますけれども、ほかの物資の援助並びに被災者の受け入れについてどのように検討をしておりますか。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、物資の関係につきましては、きのう議運でも若干説明いたしましたけれども、一番新しい情報ということで説明をさせていただきますが、現在物資の支援につきましては被害状況の全貌がまだ明らかになっていない中ではございますけれども、国と道と自衛隊の関係の中で物資支援の枠組みというのが地方自治体のほうに連絡をいただいております。この枠組みは、阪神・淡路の大震災、また中越地震、そういった過去の事例、反省を踏まえて組まれた枠組みでございます。簡単に申し上げますと、物資を自治体が集めた場合、その集めたもののリストを北海道に送ります。北海道は、そのリストを受け取りますと今度は自衛隊のほうにそのリストを送ります。そのリストを見た滝川駐屯地、自衛隊の関係がそのリストを見て、滝川市さん、どの物資をどれぐらいの分量、何月何日の何時ごろ駐屯地に持ってきてくださいと、こういうような流れで今指示をいただいております。したがって、集めた物資が全部すべて被災地に送られるとは限らないということも言われておりますので、その辺はこういう状況を踏まえまして市民の皆さんにどういう形で物資の協力をしていただくか、本日また対策本部の幹事会等も開く予定をしておりますので、そこで方針を決めまして、遅くとも来週早々には市民の方に呼びかけてまいりたいなというふうに思っております。また、本日市民組織の立ち上げもありますので、こういった情報も市民組織の皆さんにお伝えしまして、どういった協力体制ができるかということもきょう4時からありますので、意見交換をさせていただきたいと思っております。

それから、被災者の支援の関係につきましては、今中空知広域圏の各市町と会議を正式にやった

わけではありませんけれども、こういう話をしています。例えばほかのまちの方で、それぞれの自治体で身内の方とかお知り合いの方が被災地を逃れて北海道に行きたいといった場合、住宅の提供はどこの自治体も考えているところでございます。滝川も公営住宅を7戸、今準備をしておりますけれども、それぞれの自治体で用意した戸数が不足した場合はそれぞれの市町で連携し合って、浦臼で家が例えば足りないということであれば、滝川さん、どれだけ引き受けてとか、こういう流れをつくろうということで、電話ですが、相談をしております。また、来週中空知広域圏の企画調整会議という企画課長の会議もありますので、そういった中で情報交換をしながら対応を検討しているというふうに考えております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、1回目の義援金ということは賛同するものです。さらなる補正予算が期待されると思いますが、ただいまの山口議員の質疑に対して公営住宅を7戸用意されているというご答弁がございました。4月の第1週には既に市営住宅のいわゆる抽せん会、これが広報4月号で、恐らく刷り上がっていると思うので、その関係で市民に混乱を招くことは、それはそれで大きなことです。もちろんその7戸を被災者の方に優先するというようなことについては、市民もご協力いただけるのだろうというふうには思うのですが、混乱がないように進めていくことについてちょっとお考えを伺っておきたいと思います。

○議長 建設部技監。

○建設部技監 このたびの地震による災害によりまして、道の要請もありまして公営住宅7戸を今確保したところで。このことにつきましては、市のホームページにアップをすぐいたします。それと、4月の抽せん会に対しては、事前に7戸確保したことを何らかの方法で周知するように考えております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 一つの事例がそういうことで、私も今初めて気づいたわけで、いろんな問題について連絡あるいは情報の流れ方というか、市民の中には例えば今回の放射能の関係だけでも、もうテレビ、ニュースを見ただけではわからないわけです。専門家に各避難所に行って一問一答式で答えてもらわないと安心できないという状態も今生まれているわけです。そういう中で、可能な限り最大の市民にわかる情報提供と同時に、市民の疑問に答える体制というか、そのあたりをやはり特別な対策もとらないとだめだろうと。今の話も単純に中止して不満だけがたまるという方も中にはいらっしゃると思うので、相談窓口とか、そんなことも開設することを検討を始めていただきたいなと思います、お考えを伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 清水議員ご指摘のとおり、ホームページですとか市の広報ですとか、またエフエムなにかそちの方々にも協力していただきながら、リアルタイムであらゆる方法を考えて流していきたいと思ひますし、情報については防災危機対策室が市の対策本部の事務局をやっていますので、す

すべての情報はそこで一元化して取りまとめしていこうということで準備しておりますので、あらゆる質問、それから疑問点等につきましてはその窓口ですべて回答できるような体制にしたいと思っております。そういうことをしているということも市民の方々に周知をきちっとしていきたいと思えます。

○議 長 井上議員。

○井上議員 本当に日本の歴史が始まって以来の大きなこういう震災が起きているわけで、我々も本当にできる限りのことをしなければならぬのではないかなというふうに考えております。

先ほど道からの指示というか、要請ということがあったのですけれども、実は東滝川の花・野菜技術センター、昔の畜産試験場ですけれども、あそこはかなり道の住宅があいているように見受けられます。だから、あそこなんかは少し手直ししたら入れるのではないかなという気がするのです。その町内会の人からも聞いたことがあるわけですが、もともと約80戸ぐらいあったのです。今は何戸あるのかわかりませんが、かなりあいているような状況もあるので、逆に道にいろいろと滝川の状況を話をし、こういうのが使われないのかというようなことを聞いてあげたらいいのではないかなと思うのですけれども、状況を把握されているかどうかちょっとお伺いしておきます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 貴重な提言ということで受けとめさせていただいて、花・野菜技術センターが独立行政法人になっていますので、少し今議員さんがおっしゃられたようなことをお伺いしてみたいなと思っております。

○議 長 井上議員。

○井上議員 いずれにしても、こういう機会にいち早く、そして持っている資源を発信してあげたほうがいいと思いますので、その点ひとつよろしくお願いします。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 先ほど山口議員が受け入れの体制についてということで、滝川市は7戸の住宅を用意しているということなのですが、先般私も現地に入っている国会議員とちょっとお話しさせていただく機会がございまして、現地の方々の声としては受け入れていただくことは非常にありがたいという声があるのですが、何分にも7戸が固まったところの住宅になっているのか、それとも分散されてしまっているのかと。現地の人たちが、北海道もこの間は小樽市も受け入れ態勢を言っていましたけれども、全くばらばらで入るとなると、右も左もわからない住民がいることに非常に不安を抱えているということなのですが、空知管内、今ご答弁あった浦臼で受け入れられなければ滝川だという話はわかるのですけれども、ある程度固まった地域での受け入れになっているのかお伺いいたします。

○議 長 建設部技監。

○建設部技監 現在7戸確保した住宅は、緊急の場合でしたので、空き住宅を用意しました。それで、場所的にはあちこちばらばらでございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。できる限り被災者の方々のお考えというのが、そういうばらばらになることが非常に不安だという声を聞いておりますので、今井上さんが言われたようなご提案も参考にしながらぜひ取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は可決されました。

◎日程第5 議案第37号 不動産の無償譲渡について

○議 長 日程第5、議案第37号 不動産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案第37号 不動産の無償譲渡についてご説明させていただきます。

地方自治法第237条に基づき提出させていただいております。今回無償譲渡をしたいとする施設の所有者であります独立行政法人雇用・能力開発機構が廃止されるということに伴いまして、3月31日に市がまず無償で譲渡を受け、4月1日、社団法人中空知地域職業訓練センター協会に無償譲渡したいとするものでございます。

機構からの無償譲渡先、土地の所有者であります滝川市となっております。市としては、中空知地域唯一の職業訓練施設として年間約9,300人が利用し、地域企業の従業員のスキルアップにつながり、また後継者育成の場として長年地域社会に貢献してきた施設であること、また滝川高等技術専門学院の統廃合により北海道から代替委託訓練を実施中であることなどを観点に、中空知4市5町にも諮り、無償譲渡を受けるということにしたところでございます。

今回の議案であります市から無償譲渡先であります社団法人中空知地域職業訓練センター協会は、昭和59年11月開所以来、現在まで独立行政法人雇用・能力開発機構から北海道を通じて建物管理の再委託を受けております。また、中空知5市5町の担当主幹者会議においても地域唯一の職業訓練施設として運営してきた実績がある、かつ安定した経営基盤が確立されまして、今後も広域職業訓練の継続実施の観点から最も適している団体であるという判断もしております。

議案に書いてありますけれども、無償譲渡する建物、中空知地域職業訓練センター施設のうち、鉄筋コンクリート、鉄骨造陸屋根、亜鉛メッキ鋼板ぶき渡り廊下つき2階建て、2,367.87平方メートル及びこの建物に付随する構築物一式でございます。譲渡の相手先、社団法人中空知地域職業訓練センター協会、代表者、会長、松原章氏でございます。用途につきましては、地域の職業訓練の拠点として活用するということでございます。

以上を申し上げて、議案第37号のご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は可決されました。

◎日程第6 報告第2号 監査報告について

報告第3号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第6、報告第2号 監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第2号 監査報告について。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査及び工事監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

初めに、定期監査であります。監査の対象につきましては、市立病院、高等看護学院及び建設部土木課、都市計画室、建築住宅課を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成21年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果について、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、文書事務関係では決裁責任者、公印管守責任者の印漏れ、公印使用簿の作成など文書事務取扱規程、事務決裁規程に基づく処理を、契約関係では根拠法

令の誤り、随意契約の理由がない施行決定書が散見するなど財務規則に基づいた適正な処理をお願いしたいと思います。出張、外勤命令関係では、土曜、日曜、祝日の札幌出張は休日切符の利用と外勤簿の作成を、支出伺い関係、行政財産使用料関係では郵便切手の受け払いなど関係規定に基づく処理方を所属に対する講評において指導いたしました。なお、監査の過程において、軽易な事項についてはその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、内容は省略いたします。

次に、工事監査ですが、監査の対象につきましては、建設部所管、平成22年度執行の工事のうち、書類審査5工事と現地調査3工事を対象に実施いたしました。なお、工事名につきましては記載のとおりであります。監査の期間と監査の主眼及び方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果について、関係書類、諸手続及び現場の安全管理についてはおおむね適正に執行管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、設計契約書関係では設計図及び設計書の工事内容の表示や工事契約諸届け書に整合性がない、成果品関係では指定建設機械の写真がない、工事旬報の記載間違いなどが見受けられることから、請負者側への指導と設計図書などの表示確認を心がけて適切な工事の受け渡しをされたい旨、所属に対する講評において指導並びに要望をいたしました。監査の過程において、軽易な事項についてはその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、その内容については省略いたします。

以上で報告第2号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第3号 例月現金出納検査報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成22年11月から平成22年12月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

検査の結果について、計数上の誤りは認められませんでした。検査の過程において軽易な事項については、その都度直接担当者に是正または処理を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、予算の執行に当たっては、厳しい財政事情からも合理的、効率的な執行により、なお一層の経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第3号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 大きく2点お伺いしたいのですが、監査講評が定期監査が3本、そして例月現金出納が2本ございますが、監査講評をされた日がいつで、それぞれ分けてやられたと思うのですが、その日付とそこに集まれる部長級の方だというふうにお伺いをしておりますが、参加される方についてが大きな1点目です。

2点目は、今回の議会には11月と12月分の例月現金出納検査がされましたが、通常今回は3月議会なので、その3カ月前までというようなことでされているのか。4回しかないのか、2カ月ずつだと、時には4カ月分……4カ月はいいのか。あり得るのかな。そのあたりの関係についてお伺いします。

○議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○議長 では、議事を再開いたします。

監査事務局長。

○監査事務局長 まず、1点目の定期監査の関係でございますけれども、講評日、まず工事監査から申し上げます。22年12月28日、講評日でございます。講評日の出席者でございますけれども、建設部長、土木課長、土木課副主幹、建設部技監、建築住宅課副主幹でございます。

次、建設部土木課の定期監査の講評日でございます。22年12月28日、出席者が建設部長、土木課長、土木課副主幹2名でございます。

続きまして、建設部都市計画室、講評日が22年12月28日でございます。出席者が建設部長、都市計画室長でございます。

続きまして、建築住宅課の講評でございます。講評日が同じく22年12月28日でございます。出席者が建設部長、建設部技監、建築住宅課副主幹2名でございます。

続きまして、市立病院、高等看護学院の定期監査の関係でございます。講評日が22年11月29日でございます。講評出席者でございますけれども、事務部長、事務部次長、事務課長、副主幹4名でございます。それと、主査1名でございます。

例月の出席者もですか。

(何事か言う声あり)

○監査事務局長 例月の関係の報告が2カ月なり3カ月という点でございますけれども、議会の告示日にちょっと合わせていますので、それで2カ月分のときもあるし、先ほど議員からありました4カ月という部分もあります。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 例月現金出納の報告に関しては、正確に言うと例月現金出納検査報告の監査講評は、総務部長を含め担当部長が出られると。これに対して今のご答弁では、定期監査については所管の部長以下ということで、ではその所管部に対してなされた監査講評というのは所管の部から総務部、要するに総務部とか副市長とか、最終的には決裁は市長まで行くというふうに思うので、当然そういう流れは監査講評の後に行われるというふうに思うので、この答弁を監査事務局に求めることが適切かどうかというのはあるのですが、通例どのようになっているのか、把握されているかという

ことでお伺いをしたいと思います。

○議長 長 監査事務局長。

○監査事務局長 今議員さんの質疑のとおり、例月と定期については所管部長以下で対応しています。ただし、改善、検討等の事項についての報告等は、監査事務局としてはどういうルートでやっているか把握しておりません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ここで質疑することが適切でなければ、それはそれで別の機会にしますが、所管部長以下が受けた監査講評について、当然のごとく決裁としては上に流れていくのですが、例えば報告をする会議が総務部長等を含めてなされるとか、あるいは単純にその書類が決裁に上がっていくということなのか、これは総務部長にお伺いをせざるを得ないのですが、一応質疑をさせていただきます。

○議長 長 答弁できれば。総務部長。

○総務部長 定期監査報告の取り扱いについては、特に所管の部で受けて、そのものがそのほかの以外の各部に回っているかといいますと回っておりません。ただ、定期監査の監査事務局が指摘していただいたことで重大なこと、その中身にもよりますけれども、そういった場合はきちっと全庁的に対応しなければいけないものもありますし、そういったことはやる。当然各部長さんから総務部のほうにも連絡も来ますし、そういった場合は全庁的に対応しております。

○議長 長 ほかがございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第2号及び第3号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第7 意見書案第1号 札幌地方裁判所滝川支部及び札幌家庭裁判所滝川支部に裁判官を常駐させることを求める要望意見書

意見書案第2号 若者の雇用対策の更なる充実を求める要望意見書

意見書案第3号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める要望意見書

○議長 長 日程第7、意見書案第1号 札幌地方裁判所滝川支部及び札幌家庭裁判所滝川支部に裁判官を常駐させることを求める要望意見書、意見書案第2号 若者の雇用対策の更なる充実を求める要望意見書、意見書案第3号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める要望意見書の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案3件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 札幌地方裁判所滝川支部及び札幌家庭裁判所滝川支部に裁判官を常駐させることを求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、最高裁判所長官であ

ります。

意見書案第２号 若者の雇用対策の更なる充実を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣であります。

意見書案第３号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第１３条の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りをいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第１３条第２項の規定に基づき議会運営委員会からの提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決をいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決をいたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第１号から第３号までの３件は、いずれも可決されました。

◎日程第８ 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第８、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第１回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りをいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

ここで人事交流職員の紹介がございますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前１１時０５分

再開 午前１１時１３分

○議 長 では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎市長あいさつ

○議長 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。市長から発言の申し出がございませんので、これを許したいと思います。市長。

○市長 今任期の最後となります平成23年第1回滝川市議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をいたしました各会計予算を初めすべての議案について、十分議を経て原案を承認していただきましたことに感謝を申し上げます。地方自治体、地域の経済を取り巻く情勢は依然と厳しいものがございますが、地域振興、地域経済の発展、市民生活の安定、将来の発展基盤づくりのためには一刻の猶予もない状況にあって、骨格予算の中で効率的、効果的な最大限の取り組みが求められているわけであります。今後ともよろしくご支援、ご協力をお願いを申し上げます。

今任期中には、幾つかの大きな不祥事があり、市民各位にご迷惑をおかけをいたしました。任期の最後に当たって、改めておわびを申し上げます。この解決と信頼回復のために、議会におきましては真摯な議論の中に最善の対応をしていただきました。立派な議会と信頼回復を信じて激励、支援をしてくださっている立派な市民のいる滝川市で行政に携わることの幸せを感じている次第であります。その4年間でございました。

市長、市議各位の任期は限られた期間となつてまいりました。今任期におきまして、地方自治の本旨を達成するために懸命のご努力を賜ったことに敬意を表し、感謝を申し上げます。今期を最後に勇退される議員各位におかれましては、長い期間議会人として寧日ないご努力と市政への貢献に厚く感謝を申し上げます。皆様の築き上げられました洗練された議会文化、その成果、必ずや次の代に引き継がれていくというふうに確信してやみません。今後ご健勝で、大所高所から市の発展に引き続きご尽力を賜りますようご期待を申し上げる次第であります。再び挑戦される皆様におかれましては、多くの市民の皆様の信を得て、再び本議会において公約達成の機会が得られることを期待するものであります。

以上を申し上げて、議会閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長 長 では、私から。今定例会の閉会に当たり、私に与えられました議員職の退任の思いも含め、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

本22年度は、4回の定例会のほか、5回の臨時議会を開催、議会運営委員会、病院特別委員会、予算、決算審査委員会、そして3常任委員会を開催し、広域連合議会、広域事務組合議会を含めると、その総数は100回を超えました。そこでは、政策の本質に迫る議論が展開されたものと考えております。また、当番市議長としての全国議長会、全道議長会の役員を初め、道央支部協議会会員としての多くの会議、要望活動への出席参加があり、地域主権に向け、多くの議論、行動を行ってきたところでございます。

本年が最終年度であります私ども議会といたしましては、田村市政の仕上げの事業でもあります市立病院の開院、図書館の移転、駅舎エレベーターの新設、街なか公営住宅の完成、新ごみ処理施設への取り組み、そして学校適正配置と横綱白鵬観光大使就任等々に市民目線を持って議論、検討、提言を重ね、市議会としての役割を十分果たしてきたものと考えております。しかし、まだまだ課題は残ります。中心市街地、老人福祉施設、そらぷちキッズキャンプ等々の早急な解決、取り組み、完成に向け、来期に大きく期待するところでもございます。

さて、この４年間、市職員の皆さんは市民の行政の信頼回復を目指し、市の再生に向け、大きな頑張りをを見せてくれました。彼らの情報収集力、文書作成力、企画力はすばらしく、大いに評価できるものでありますが、その実行に当たっては現場の経験がまだまだ乏しく、その力を知恵として十分に生かし切れていないという残念な側面も見受けられます。全国には、すばらしいまちづくりをされている事例は数多くあります。しかし、それらを学ぶには情報紙やネット検索では決して自分のものにはなりません。そのまちを訪れ、自分の目で確かめ、肌で感じ、地元の人々と触れ合うことで初めて人づくり、まちづくりのヒント、ひらめきが得られるものと私は考えます。どうか皆さんは、ぜひ時間をつくっていただいて、机から離れ、文字から、数字から離れ、そして時には家庭からも離れて、その現場に立って新しい発見をしてください。豊かな感性を持った皆さんでありますから、その経験を必ずや滝川のまちづくりに生かしていただけるものと私は確信しております。

そして、議員の皆さん、これからは地域主権型社会への流れになることは必然であります。それだけに地域住民の代表であります私ども議会に対する期待は大きく、その責任、役割はますます増すこととなります。しかし、市民にとっては議会そのものが見えづらく、そこには議会側からのアプローチが必要と考えます。それは、市民と議会が双方向での要望、論議、検討がなされ、それが政策提案につながる市民参加型の仕組みを構築するということでございます。どうか市、議会、市民が一体となって将来に誇れる滝川のまちづくりが行われますよう、ここにおられる皆様方が勇気を持って挑戦をしてください。自信を持って市民をリードしてください。皆様の今後のご活躍を期待し、ごあいさつとさせていただきます。この４年間、本当にありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了をいたしました。

これにて平成２３年第１回滝川市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前１１時２１分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員